令和七年四月臨時会
令和七年六月定例会

佐賀県議会常任、地域交通・高等教育機関問題対策等特別、佐賀空港・有明海・新幹線・委員会会議録

（含　令和七年七月（閉会中）　佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録）

佐賀県議会事務局

令和七年四月臨時佐賀県議会常任、佐賀空港・有明海・新幹線・地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会会議録　目次

月日　摘要　頁

四月二十四日（木）

総務常任委員会……三

宮原議長……七

大場臨時委員長……七

仮議席指定……七

委員長選挙……七

中村委員長（委員長就任挨拶）……七

副委員長選挙……七

徳光副委員長（副委員長就任挨拶）……八

議席指定……八

会議録署名者指名……八

理事選出……八

文教厚生常任委員会……一一

宮原議長……一五

池田臨時委員長……一五

仮議席指定……一五

委員長選挙……一五

古川委員長（委員長就任挨拶）……一五

副委員長選挙……一五

池田副委員長（副委員長就任挨拶）……一六

議席指定……一六

会議録署名者指名……一六

理事選出……一六

四月二十四日（木）

農林水産商工常任委員会……一九

宮原議長……二三

武藤臨時委員長……二三

仮議席指定……二三

委員長選挙……二三

弘川委員長（委員長就任挨拶）……二三

副委員長選挙……二三

桃崎副委員長（副委員長就任挨拶）……二四

議席指定……二四

会議録署名者指名……二四

理事選出……二四

地域交流・県土整備常任委員会……二七

宮原議長……三一

石井臨時委員長……三一

仮議席指定……三一

委員長選挙……三一

冨田委員長（委員長就任挨拶）……三一

副委員長選挙……三一

古賀和浩副委員長（副委員長就任挨拶）……三二

議席指定……三二

会議録署名者指名……三二

理事選出……三二

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会……三五

四月二十四日（木）

宮　原　議　長……三九
留守臨時委員長……三九
仮　議　席　指　定……三九
委　員　長　選　挙……三九
石　倉　委　員　長（委員長就任挨拶）……三九
副　委　員　長　選　挙……三九
青　木　副　委　員　長（副委員長就任挨拶）……四〇
議　席　指　定……四〇
会議録署名者指名……四〇
理　事　選　出……四〇

四月二十四日（木）

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会……四三
宮　原　議　長……四七
石井臨時委員長……四七
仮　議　席　指　定……四七
委　員　長　選　挙……四七
指　山　委　員　長（委員長就任挨拶）……四七
副　委　員　長　選　挙……四七
藤　崎　副　委　員　長（副委員長就任挨拶）……四八
議　席　指　定……四八
会議録署名者指名……四八
理　事　選　出……四八
高等教育機関問題対策等特別委員会……五一
宮　原　議　長……五五
大場臨時委員長……五五
仮　議　席　指　定……五五
委　員　長　選　挙……五五
一ノ瀬委員長（委員長就任挨拶）……五五
副　委　員　長　選　挙……五五
猪村副委員長（副委員長就任挨拶）……五六
議　席　指　定……五六
会議録署名者指名……五六
理　事　選　出……五六

四月二十四日（木）

令和七年六月定例佐賀県議会常任、地域交通・高等教育機関問題対策等特別・佐賀空港・有明海・新幹線委員会会議録

目次

月日　摘要　頁

六月二十五日（水）

総務常任委員会……六一
中村委員長……六五
会議録署名者指名……六五
前田政策部長（予算案等に対する概要説明）……六五
志波総務部長（予算案等に対する概要説明）……六五
福田警察本部長（予算案等に対する概要説明）……六五
一ノ瀬裕子君（自由民主党ネクストさが）……六六
（県立大学66　県庁を支える人材の確保74）
中島政策企画監……六七
前田政策部長……七三
堤人事課長……七四
黒木人材育成・行政マネジメント室長……七六
納富政策企画監……七九
志波総務部長……八〇
木原奉文君（自由民主党）……八一
（国への政策提案81）
藤﨑政策総括監……八一
休憩……八七
開議……八八
徳光副委員長……八八
木原奉文君（自由民主党）……八八
（県立大学88　佐賀市の中核市移行96）
中島政策企画監……八九
佐保政策企画監……九四
矢川市町支援課長……九七
前田政策部長……一〇二
江口善紀君（県民ネットワーク）……一〇二
（佐賀空港の自衛隊使用要請102）
田中政策企画監……一〇三
山崎政策総括監……一〇七
中村委員長……一一一
休憩……一一一
開議……一一二
中村委員長……一一二
江口善紀君（県民ネットワーク）……一一二
（佐賀空港の自衛隊使用要請112）
山崎政策総括監……一一二
前田政策部長……一一六
木村雄一君（公明党）……一一七
（関係人口創出チャレンジ事業117　自転車等の対策122）

久保政策企画監……一一八
南谷交通企画課長……一二三
内田交通指導課長……一二四
六月二十六日（木）
総務常任委員会……一二九
中村委員長……一三三
徳光清孝君（県民ネットワーク）……一三三
（ストーカー事案への対策133）
山口人身安全・少年課長……一三三
中村委員長……一三七
採決……一三七
継続審査……一三八
六月二十五日（水）
文教厚生常任委員会……一四一
古川委員長……一四五
会議録署名者指名……一四五
六月二十六日（木）
文教厚生常任委員会……一四七
古川委員長……一五一
原田寿雄君（自由民主党）……一五一
（乳児院で発生した事件151　教員不足の解消に向けた対策154　県立高校における探究学習161　消費生活相談員166）
野田こども家庭課長……一五一
野口教職員課長……一五五
甲斐教育長……一六一
山口学校教育課長……一六二
大野くらしの安全安心課長……一六七
諸岡県民環境部長……一七二
猪村利恵子君（自由民主党）……一七三
（金立特別支援学校教室棟の整備173）
川崎教育総務課長……一七四
休憩……一七八
開議……一七九
古川委員長……一七九
猪村利恵子君（自由民主党）……一七九
（金立特別支援学校教室棟の整備179　選ばれる県立高校となるための取組180　児童相談所183　男女共同参画基本計画187　水道水の安全性と安定供給191）
横田副教育長……一七九
甲斐教育長……一七九
椛島教育振興課長……一八〇
野田こども家庭課長……一八四
大串男女参画・女性の活躍推進課長……一八七
松﨑生活衛生課長……一九二
藤崎輝樹君（県民ネットワーク）……一九五
（県立図書館195）
高井まなび課長……一九六
休憩……二〇二
開議……二〇三
古川委員長……二〇三
藤崎輝樹君（県民ネットワーク）……二〇三

（さが出会いサポートセンター203）
千綿こども未来課長……二〇四
休　憩……二〇七
開　議……二〇八
古川委員長……二〇八
休　憩……二〇八
開　議……二〇九
古川委員長……二〇九
附帯決議案提出……二〇九
附帯決議案上程……二〇九
指山清範君（自由民主党・提出者説明）
……二〇九
採　決……二一〇
継続審査……二一一
農林水産商工常任委員会……二一三
弘川委員長……二一七
会議録署名者指名……二一七
農林水産商工常任委員会……二一九
弘川委員長……二一三
武藤明美君（日本共産党）……二一三
（有明海の漁業振興223　玄海の漁業振興228）
横尾水産課長……二一三
横町産業政策課長……二一九
鶴澤生産者支援課長……二三〇
定松一生君（自由民主党ネクストさが）
……二三二
（佐賀県中小企業生産性向上支援補助金232
産業技術学院235　白石平野地域における農業水利施設の保全管理238）
野﨑産業人材課長……二三二
井手産業労働部長……二三八
森農地整備課長……二三九
江口農山村課長……二四一
休　憩……二四二
開　議……二四三
弘川委員長……二四三
定松一生君（自由民主党ネクストさが）
……二四三
（ノリの安定生産に向けた取組243）
横尾水産課長……二四三
桃崎祐介君（自由民主党）……二四八
（水稲新品種「ひなたまる」248　農畜産物の高温対策250　県産種雄牛「二尺玉」253　輸出関連企業価格転嫁・交渉支援事業255　奨学金返還支援事業257）
田川園芸農産課長……二四九
石松畜産課長……二五二
川原ものづくり産業課長……二五六
野﨑産業人材課長……二五八
井手産業労働部長……二六〇

下　田　　寛　君（県民ネットワーク）……二六一
（森林資源の循環利用の推進261）
吉良農林水産部副部長……二六一
島内農林水産部長……二六六
休　　憩……二六七
開　　議……二六七
弘　川　委　員　長……二六七
下　田　　寛　君（県民ネットワーク）……二六七
（佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業
267）
野﨑産業人材課長……二六七
井手産業労働部長……二七〇
休　　憩……二七一
開　　議……二七二
弘　川　委　員　長……二七二
採　　決……二七二
継　続　審　査……二七二
地域交流・県土整備常任委員会……二七五
冨　田　委　員　長……二七九
会議録署名者指名……二七九
地域交流・県土整備常任委員会……二八一
冨　田　委　員　長……二八五
石　井　秀　夫　君（自由民主党）……二八五
（九州佐賀国際空港の利用促進285　県道嬉野
下宿塩田線293）

六月二十五日（水）

六月二十六日（木）

青　山　空　港　課　長……二八五
寺田地域交流部長……二九二
天　本　道　路　課　長……二九三
永松県土整備部長……二九六
岡　口　重　文　君（自由民主党ネクストさが）
……二九六
（地域交通の現状と今後の取組方針296　排水
機場や水門の操作員の担い手確保302　建設
業の担い手確保305）
岩橋交通政策課長……二九七
江口地域交通システム室長……二九八
寺田地域交流部長……三〇一
中原河川砂防課長……三〇二
川崎建設・技術課長……三〇五
休　　憩……三〇六
開　　議……三〇七
古賀和浩副委員長……三〇七
岡　口　重　文　君（自由民主党ネクストさが）
……三〇七
（建設業の担い手確保307　生活排水処理施設
309）
川崎建設・技術課長……三〇七
黒嶋下水道課長……三〇九
酒　井　幸　盛　君（県民ネットワーク）……三一三
（「はじまりの名護屋城。」プロジェクト313

ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想の推進319
パラアスリート競技力向上推進322　佐賀県
ヨットハーバー育成棟の整備324）
南雲文化課長……三一四
田久保ＳＡＧＡスポーツピラミッド推
進チームリーダー……三二〇
森岡スポーツムーブメントチームリーダー…三二三
松尾コンベンションチームリーダー……三二四
休　憩……三二五
開　議……三二六
冨田委員長……三二六
採　決……三二六
継続審査……三二六
佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会……三二九
石倉委員長……三三三
会議録署名者指名……三三三
継続審査……三三三
新幹線・地域交通問題対策等特別委員会……三三五
指山委員長……三三九
会議録署名者指名……三三九
継続審査……三三九
高等教育機関問題対策等特別委員会……三四一
一ノ瀬委員長……三四五
会議録署名者指名……三四五
継続審査……三四五

六月三十日（月）

六月三十日（月）

六月三十日（月）

令和七年七月（閉会中）佐賀県議会佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

目　次

月日　摘要　頁
七月七日（月）
佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会……三四九
石倉委員長……三五三
会議録署名者指名……三五三

令和七年四月臨時会

佐賀県議会

常任、地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会・佐賀空港・有明海・新幹線・

委員会会議録

令和七年四月二十四日（木）

総務常任委員会会議録

於　第二委員会室

総務常任委員会

委員長	中村圭一
副委員長	徳光清孝
理事	木原奉文
〃	土井敏行
〃	江口善紀
委員	大場芳博
〃	坂口祐樹
〃	青木一功
〃	一ノ瀬裕子
〃	木村雄一

午後五時五十二分　開会

○宮原議長＝ただいまから総務常任委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっています。

出席委員中、大場芳博委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○大場臨時委員長＝私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いします。

○　仮　議　席　指　定

○大場臨時委員長＝まず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　委　員　長　選　挙

○大場臨時委員長＝これより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に中村圭一委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました中村圭一委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中村圭一委員が委員長に当選されました。

中村圭一委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

中村圭一委員、委員長席にお着き願います。

○　委員長就任挨拶

○中村委員長＝自由民主党の中村でございます。

図らずも今年度も総務常任委員会に所属をさせていただくことになりました。そして、ただいま委員の皆様の御推挙により、委員長に就任をさせていただきました。活発な議論が県政の発展につながっていく、その思いで委員会運営を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、委員会の委員の皆様の御指導、御鞭撻、そして執行部の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げまして、一言の御挨拶とさせていただきます。

一年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

○　副　委　員　長　選　挙

○中村委員長＝これより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長＝御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に徳光清孝委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました徳光清孝委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました徳光清孝委員が副委員長に当選されました。

徳光清孝委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された徳光清孝委員から挨拶があります。

○　副委員長就任挨拶

○徳光副委員長＝皆様の御推挙により、副委員長を拝命いたしました徳光清孝と申します。委員長をしっかり補佐し、この委員会の審議が県政発展のためにつながるよう全力で努力をしてまいります。皆様方の御指導、御鞭撻、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員長＝以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○　議　席　指　定

○中村委員長＝なお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　会議録署名者指名

○中村委員長＝会議録署名者として青木一功委員、一ノ瀬裕子委員、江口善紀委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

○　理　事　選　出

○中村委員長＝次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、後刻、委員長までお届け願います。

以上で、総務常任委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

午後五時五十九分　閉会

速　記　者　小　出　敦　彦

総務常任委員長	中村圭一
同　副委員長	徳光清孝
同　臨時委員長	大場芳博
会議録署名者	青木一功
同	一ノ瀬裕子
同	江口善紀
同	木村雄一
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当係長	森山誠之

令和七年四月二十四日（木）

文教厚生常任委員会会議録

於　第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長	古川裕紀	
副委員長	池田正恭	
理事	指山清範	
〃	原田寿雄	
〃	藤崎輝樹	
委員	猪村利恵子	
〃	古賀陽三	
〃	田中秀和	
〃	中本正一	

午後五時五十分　開会

○宮原議長＝ただいまから文教厚生常任委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっています。

出席委員中、池田正恭委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○池田臨時委員長＝私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○　仮　議　席　指　定

○池田臨時委員長＝まず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　委　員　長　選　挙

○池田臨時委員長＝これより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池田臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池田臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に古川裕紀委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました古川裕紀委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池田臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました古川裕紀委員が委員長に当選されました。

古川裕紀委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

古川裕紀委員、委員長席にお着き願います。

○　委員長就任挨拶

○古川委員長＝一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方から委員長に御推挙いただきました古川裕紀です。

微力ではございますが、委員各位及び執行部の皆様方の御協力をいただきながら、重責を全うすべく努力いたす所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○　副　委　員　長　選　挙

○古川委員長＝これより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長＝御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に池田正恭委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました池田正恭委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました池田正恭委員が副委員長に当選されました。

池田正恭委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された池田正恭委員から挨拶があります。

○　副委員長就任挨拶

○池田副委員長＝ただいま委員長から御指名をいただきました池田正恭でございます。

委員長を支えながら、これから、委員の皆様、また執行部の皆さんと一緒になって、この文教厚生常任委員会を支えていきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○古川委員長＝以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○　議　席　指　定

○古川委員長＝なお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　会議録署名者指名

○古川委員長＝会議録署名者として猪村利恵子委員、田中秀和委員、藤崎輝樹委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

○　理　事　選　出

○古川委員長＝次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、後刻、委員長までお届け願います。

以上で、文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後五時五十八分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

文教厚生常任委員長	古川裕紀
同　副委員長	池田正恭
同　臨時委員長	池田正恭
会議録署名者	猪村利恵子
同	田中秀和
同	藤崎輝樹
同	中本正一
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主査	中島彰子

令和七年四月二十四日（木）

農林水産商工常任委員会会議録

於　第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長	弘川貴紀
副委員長	桃崎祐介
理事	西久保弘克
〃	石倉秀郷
〃	下田寛
委員	藤木卓一郎
〃	宮原真一
〃	定松一生
〃	武藤明美

午後五時五十五分　開会

○宮原議長＝ただいまから農林水産商工常任委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっています。

出席委員中、武藤明美委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○武藤臨時委員長＝私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○　仮　議　席　指　定

○武藤臨時委員長＝まず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　委　員　長　選　挙

○武藤臨時委員長＝これより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に弘川貴紀委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました弘川貴紀委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました弘川貴紀委員が委員長に当選されました。

弘川貴紀委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

弘川貴紀委員、委員長席にお着き願います。

○　委員長就任挨拶

○弘川委員長＝ただいま、委員の皆様の御推挙をいただいた弘川でございます。

この一年、しっかり頑張っていきたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いしたいと思います。（拍手）

○　副　委　員　長　選　挙

○弘川委員長＝これより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長＝御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長において指名すること

に決しました。

副委員長に桃崎祐介委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました桃崎祐介委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました桃崎祐介委員が副委員長に当選されました。

桃崎祐介委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された桃崎祐介委員から御挨拶があります。

○　副委員長就任挨拶

○桃崎副委員長＝ただいま副委員長として御推挙をいただきました桃崎祐介でございます。

委員長の補佐役としてその務めを果たしてまいる所存でありますので、委員各位の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○弘川委員長＝以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○　議　席　指　定

○弘川委員長＝なお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　会議録署名者指名

○弘川委員長＝会議録署名者として西久保弘克委員、定松一生委員、下田寛委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

○　理　事　選　出

○弘川委員長＝次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、後刻、委員長までお届け願います。

以上で、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後六時二分　閉会

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

農林水産商工常任委員長	弘川貴紀	
同　副委員長	桃崎祐介	
同　臨時委員長	武藤明美	
会議録署名者	西久保弘克	
同	定松一生	
同	下田寛	
同	武藤明美	
議会事務局長	真坂昇	
議事課委員会担当係長	武藤久祥	

令和七年四月二十四日（木）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於　第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長	冨田幸樹
副委員長	古賀和浩
理事	留守茂幸
〃	岡口重文
〃	野田勝人
委員	石井秀夫
〃	石丸太郎
〃	八谷克幸
〃	酒井幸盛

午後五時五十四分　開会

○宮原議長＝ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっています。

出席委員中、石井秀夫委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○石井臨時委員長＝私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○　仮　議　席　指　定

○石井臨時委員長＝まず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　委　員　長　選　挙

○石井臨時委員長＝これより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に冨田幸樹委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました冨田幸樹委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました冨田幸樹委員が委員長に当選されました。

冨田幸樹委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

冨田幸樹委員、委員長席にお着き願います。

○　委員長就任挨拶

○冨田委員長＝一言御挨拶申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙によりまして、委員長を拝命いたしました冨田でございます。微力ながら当委員会の重責をしっかり全うしてまいりたいと思いますので、各委員の皆様、そしてまた執行部の皆さん方の御協力をお願いいたしまして御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○　副　委　員　長　選　挙

○冨田委員長＝これより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○冨田委員長＝御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○冨田委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に古賀和浩委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました古賀和浩委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○冨田委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました古賀和浩委員が副委員長に当選されました。

古賀和浩委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選されました古賀和浩委員から挨拶があります。

○　副委員長就任挨拶

○古賀和浩副委員長＝ただいま皆様方の御推挙により副委員長を拝命いたしました「自由民主党ネクストさが」の古賀和浩でございます。

委員長の補佐役として皆様の御協力をいただきたく、皆様方の御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○冨田委員長＝以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○　議　席　指　定

○冨田委員長＝なお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　会議録署名者指名

○冨田委員長＝会議録署名者として石丸太郎委員、岡口重文委員、酒井幸盛委員、以上の三名を指名いたします。

○　理　事　選　出

○冨田委員長＝次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、後刻、委員長までお届け願います。

以上で、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後六時一分　閉会

速記者　田　中　涼　子

地域交流・県土整備常任委員長	冨田幸樹
同　副委員長	古賀和浩
同　臨時委員長	石井秀夫
会議録署名者	石丸太郎
同	岡口重文
同	酒井幸盛
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主任主査	中村正典

令和七年四月二十四日（木）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会

委員長	石倉　秀郷	
副委員長	青木　一功	
理事	坂口　祐樹	
〃	定松　一生	
〃	江口　善紀	
委員	留守　茂幸	
〃	冨田　幸樹	
〃	石丸　太郎	
〃	岡口　重文	
〃	田中　秀和	
〃	野田　勝人	
〃	武藤　明美	

午後六時十五分　開会

○宮原議長＝ただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっています。

出席委員中、留守茂幸委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○留守臨時委員長＝私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○　仮　議　席　指　定

○留守臨時委員長＝まず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　委　員　長　選　挙

○留守臨時委員長＝これより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に石倉秀郷委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました石倉秀郷委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○留守臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石倉秀郷委員が委員長に当選されました。

石倉秀郷委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

石倉秀郷委員、委員長席にお着き願います。

○　委員長就任挨拶

○石倉委員長＝ただいま御推挙いただきました石倉でございます。

微力ではございますが、委員長の職責を全うするために額に汗して努力をしていきたいと思っております。執行部並びに委員の先生方の御協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○　副　委　員　長　選　挙

○石倉委員長＝これより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長＝御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に青木一功委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました青木一功委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました青木一功委員が副委員長に当選されました。

青木一功委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された青木一功委員から挨拶があります。

○　副委員長就任挨拶

○青木副委員長＝ただいま御推挙いただきました青木です。

石倉委員長の補佐役を全うし、今年開設を予定されている佐賀駐屯地、課題をしっかり見守っていきたいと思います。皆様からの御指導をよろしくお願いいたします。（拍手）

○石倉委員長＝以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○　議　席　指　定

○石倉委員長＝なお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　会議録署名者指名

○石倉委員長＝会議録署名者として石丸太郎委員、田中秀和委員、野田勝人委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

○　理　事　選　出

○石倉委員長＝次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、後刻、委員長までお届け願います。

以上で、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後六時二十二分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長		石倉秀郷
同	副委員長	青木一功
同	臨時委員長	留守茂幸
会議録署名者		石丸太郎
同		田中秀和
同		野田勝人
同		武藤明美
議会事務局長		真坂昇
議事課委員会担当主事		森山誠之

令和七年四月二十四日（木）

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会

委員長	指山	清範
副委員長	藤崎	輝樹
理事	石井	秀夫
〃	池田	正恭
〃	徳光	清孝
委員	木原	奉文
〃	西久保	弘克
〃	桃崎	祐介
〃	弘川	貴紀
〃	古賀	和浩
〃	中本	正一

午後六時三十分　開会

○宮原議長＝ただいまから新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっています。

出席委員中、石井秀夫委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○石井臨時委員長＝私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

○　仮　議　席　指　定

○石井臨時委員長＝まず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　委　員　長　選　挙

○石井臨時委員長＝これより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に指山清範委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました指山清範委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました指山清範委員が委員長に当選されました。

指山清範委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

指山清範委員、委員長席にお着き願います。

○　委員長就任挨拶

○指山委員長＝ただいま委員長に御推挙いただきました指山でございます。

新幹線の問題にしろ、地域交通の問題にしろ、大変重要な重い問題を抱えていると思っております。慣例にとらわれず、理事会の理解を得ながら、折を見てというか、必要に応じて委員会を開催しながら、県政向上に向けて努力をしていきたいと思いますので、委員各位、あるいは執行部各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○　副　委　員　長　選　挙

○指山委員長＝これより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長＝御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に藤崎輝樹委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました藤崎輝樹委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤崎輝樹委員が副委員長に当選されました。

藤崎輝樹委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された藤崎輝樹委員から挨拶があります。

○　副委員長就任挨拶

○藤崎副委員長＝ただいま副委員長に御推挙いただきました藤崎です。

指山委員長の補佐役を務めさせていただきます。皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○指山委員長＝以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○　議　席　指　定

○指山委員長＝なお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　会議録署名者指名

○指山委員長＝会議録署名者として桃崎祐介委員、古賀和浩委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

○　理　事　選　出

○指山委員長＝次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、後刻委員長までお届け願います。

以上で、新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後六時三十五分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

新幹線・地域交通問題対策等特別委員長	指山清範
同　副委員長	藤崎輝樹
同　臨時委員長	石井秀夫
会議録署名者	桃崎祐介
同	古賀和浩
同	徳光清孝
同	中本正一
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主任主査	中村正典

令和七年四月二十四日（木）

高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

高等教育機関問題対策等特別委員会

委員長	一ノ瀬　裕　子
副委員長	猪　村　利　恵　子
理事	藤　木　卓　一　郎
〃	土　井　敏　行
〃	下　田　寛
委員	大　場　芳　博
〃	中　村　圭　一
〃	古　川　裕　紀
〃	古　賀　陽　三
〃	原　田　寿　雄
〃	酒　井　幸　盛
〃	木　村　雄　一

午後六時四十四分　開会

○宮原議長＝ただいまから高等教育機関問題対策等特別委員会を開きます。

委員会条例第七条第二項の規定によりまして、委員長互選に関する職務は年長の委員が行うことになっています。

出席委員中、大場芳博委員が年長の委員ですので御紹介いたします。

○大場臨時委員長＝私が、年長委員のゆえをもちまして、臨時委員長の職務を行います。何とぞよろしくお願いします。

○　仮　議　席　指　定

○大場臨時委員長＝まず、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　委　員　長　選　挙

○大場臨時委員長＝これより委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に一ノ瀬裕子委員を指名いたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました一ノ瀬裕子委員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大場臨時委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました一ノ瀬裕子委員が委員長に当選されました。

一ノ瀬裕子委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、委員長当選の告知をいたします。

一ノ瀬裕子委員、委員長席にお着き願います。

○　委員長就任挨拶

○一ノ瀬委員長＝一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様に御推挙いただきまして、当委員会の委員長を拝命することとなりました一ノ瀬裕子でございます。

重責に身の引き締まる思いでございます。甚だ微力ではございますが、議員各位の皆様の御協力、また執行部の皆様の御協力をいただきながら、この委員会の活動が、佐賀県政発展に資するように全力で努力をしてまいる所存でございます。どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。（拍手）

○　副　委　員　長　選　挙

○一ノ瀬委員長＝これより副委員長の互選を行います。

この際、お諮りいたします。

互選の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長＝御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長＝御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に猪村利恵子委員を指名いたします。

ただいま委員長において指名いたしました猪村利恵子委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長＝御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました猪村利恵子委員が副委員長に当選されました。

猪村利恵子委員が委員会室におられますので、会議規則第三十一条第二項の規定を準用し、副委員長当選の告知をいたします。

副委員長に当選された猪村利恵子委員から挨拶があります。

○　副委員長就任挨拶

○猪村副委員長＝ただいま御推挙を賜りました自由民主党、猪村利恵子でございます。

本当に県民の注目を浴びる当委員会の副委員長を務めさせていただくことに大変緊張もしてございます。緊張感を持って一年間、委員長をお支えし、そして、務めを果たしてまいりたいというふうに思っております。どうか、委員各位、また執行部の皆様、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○一ノ瀬委員長＝以上で正副委員長の互選を終了いたしました。

○　議　席　指　定

○一ノ瀬委員長＝なお、議席は、会議規則第四条第一項の規定を準用し、委員長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○　会議録署名者指名

○一ノ瀬委員長＝会議録署名者として古川裕紀委員、原田寿雄委員、酒井幸盛委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

○　理　事　選　出

○一ノ瀬委員長＝次に、委員長から御連絡いたします。

各会派より理事一名を選出の上、後刻、委員長までお届け願います。

以上で、高等教育機関問題対策等特別委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後六時五十一分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

高等教育機関問題対策等特別委員長　一ノ瀬　裕　子

同　副委員長　猪　村　利恵子

同　臨時委員長　大　場　芳　博

会議録署名者　古　川　裕　紀

同　原　田　寿　雄

同　酒　井　幸　盛

同　木　村　雄　一

議会事務局長　真　坂　昇

議事課委員会担当主査　中　島　彰　子

令和七年六月定例会

佐賀県議会

常任、地域交通・高等教育機関問題対策等特別、佐賀空港・有明海・新幹線・

委員会会議録

令和七年六月二十五日（水）

総務常任委員会会議録

於　第二委員会室

総務常任委員会

委員長	中村圭一
副委員長	徳光清孝
理事	木原奉文
〃	土井敏行
〃	江口善紀
委員	大場芳博
〃	坂口祐樹
〃	青木一功
〃	一ノ瀬裕子
〃	木村雄一

総務常任委員会質問者順序

順序 / 月日	六月二十五日（水）	六月二十六日（木）
1	一ノ瀬裕子　66　頁	徳光　清孝　133
2	木原　奉文　81　頁	（現
3	江口　善紀　102　頁	地
4	木村　雄一　117　頁	視
		察）

午前十時四分　開会

○中村委員長＝ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○中村委員長＝会議録署名者として、坂口祐樹委員、土井敏行委員、江口善紀委員、木村雄一委員、以上の四人を指名させていただきます。

次に、六月二十日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案、及び請願並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付させていただいております。

まず、本委員会に付託された議案につきまして、各部長及び警察本部長の説明を求めます。

○前田政策部長＝今回の定例県議会に提案いたしております政策部関係の議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算の主なものについて申し上げます。

県で整備した国、県、市町を結ぶ佐賀県防災行政通信ネットワーク設備の機能強化の費用として、衛星回線による多重化や国の「防災気象情報」の機種を変更するための経費をお願いしております。

また、佐賀県立大学（仮称）の佐賀総合庁舎敷地内設置に伴い、防災拠点等整備事業費として佐賀総合庁舎が担っていた防災拠点機能等の移設及び新設のための経費をお願いしております。

そのほか、学校法人永原学園の西九州大学健康データ科学部（仮称）の設置に伴い、県内の高等教育機関の充実を図るため、佐賀市が行う同法人への支援に対し、高等教育機関設置支援事業費補助として補助金を交付するための経費について債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が今回提案いたしております政策部関係の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○志波総務部長＝今回の定例県議会に提案しております総務部関係の議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算の主なものにつきまして申し上げます。

「私立高等学校等就学支援金」につきましては、国において高校の授業料無償化が決定されましたことに伴い、所得制限により就学支援金の支給対象とならない私立高校生等に対し、令和七年度に限り臨時支援金を支給する事業でございます。

また、「文化振興基金への積立金」につきましては、佐賀県競馬組合の利益金の配分がありましたことを受け、今後の文化振興等に係る財源とするため積み立てるものでございます。

次に、予算外議案の主なものについて申し上げます。

「佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、部分休業の取得パターンを拡充するものでございます。

「佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（案）」につきましては、地方税法が改正されましたことなどに伴いまして、佐賀県県税条例等の一部を改正するものでございます。

以上、今回提案しております総務部関係の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福田警察本部長＝本議会に上程しております警察関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

予算議案について申し上げます。

いわゆる「闇バイト」による強盗や詐欺事件などへの対策として、県内の防

犯ボランティア団体等が運用している青色防犯パトロールカーにドライブレコーダーを設置すること、また、同車両に「ドライブレコーダー録画中」と表示いるマグネットシートを貼付することにより地域防犯力の強化を図る「防犯対策強化事業」として、六百四十万八千円の増額をお願いしております。

予算外議案について申し上げます。

今般、近年の暴力団を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、暴力団排除の取組がさらに実効あるものとなるよう、暴力団事務所の開設に関する規制の強化や、佐賀市の繁華街を暴力団排除特別強化地域として指定し、当該地域におけるみかじめ料の授受の禁止等に係る規定を新設することなどを内容とする「佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）」を提出しております。

以上が警察関係の予算議案及び予算外議案の概要であります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長＝それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○一ノ瀬委員＝皆様おはようございます。自民党ネクストさがの一ノ瀬裕子です。

早速一問目、県立大学について質問をしてまいります。

佐賀県立大学は、不確実性を増す時代において現状を是とせず、起業家精神を持ってチャレンジし続け、周囲に変革をもたらす「チェンジ・メーカー」を可能性豊かなチャレンジフィールドである佐賀において育成すること、そして、地域に愛され、共に成長する大学を目指して準備が進められ、開学まで四年を切りました。構想が持ち上がってからこれまでの二年余りの間にも、既に構想自体が周囲に幾つもの変革をもたらしていると思える点があると私は感じています。

県内の大学では新しい取組が次々と生まれています。例えば、佐賀大学では、来年度からコスメティックサイエンス学環の新設を目指す動きが進んでおり、また、今年四月には農水産業の地域課題をこれまでにはない全学横断という形で研究するプラットフォームも誕生しました。

また、西九州大学では、二〇二七年度、専門分野とデジタルを掛け合わせた健康データ科学部の設置を目指し一歩を踏み出されました。

また、大学、高校、企業、自治体との間での連携強化も進みまして、連携協力協定の締結のニュースも多く目にするようになりました。

人材育成、あるいは学術研究、そしてまた、社会貢献など、様々な面において既にインパクトを与えつつあると感じておりまして、開学した暁には卒業生が巣立っていったとき、佐賀の未来が確かな手応えを持って広がっていくのではと楽しみにしております。

また、佐賀県と佐賀市の三回目の連携協議会では、県立大学周辺を「ＳＡＧＡキャンパスシティ」とする考え方などが示されたと伺っております。県内全域のベースキャンプを拠点とした取組、また、プロジェクトが各地のまちづくりにも変化をもたらしていくものと考えています。

県立大学の予定地である佐賀総合庁舎からの移転の準備が進みまして、早いところは今年度中に移転を完了、また、並行して敷地内にどのような建物を建てるのか、既存の建物の改修も含め、今は設計の真っただ中ということで、どのようなキャンパスになるのか私は今からどきどきと期待が膨らんでいるところです。

変化への鼓動がかすかに響き始めている今、開学までの歩みの中で大事にしていただきたい観点が本議会の一般質問の中で出ました。初日、石倉議員が質問し、知事からもっともだと賛同が得られたプロセスの段階から関係者の思いや考えが伝わる説明の工夫、また、同じ映像が頭の中に浮かんでいるかのようにビジョンを共有していくこと、イメージをすり合わせていくこと、ここが大

事だと、そういう考え方が出ました。

実際、子供がふだん使いできる大学と聞きましても、また、ベースキャンプと聞きましても、人それぞれイメージするものが違います。ここをいかに丁寧にすり合わせておくかが県立大学から生み出す変化のムーブメントの大きさに結びつくと思っておりまして、執行部の皆さん挙げて大事にしていただきたいと思っています。

そこで、今日は少しでもビジョンやイメージの共有に寄与できるよう、県立大学について、ハード、ソフトの両面から現在の検討状況をお尋ねしてまいりますので、具体的な答弁をお願いいたします。

まず一点目、設計スケジュールについてです。

現在、設計の作業を進めていると聞いておりますが、具体的にどの時期に、どのようなものが示されるのかお示しください。

○中島政策企画監＝おはようございます。今、設計の件でお尋ねがございました。

県立大学の設計業務につきましては、今年の三月に設計業者との契約を行ったところでございます。委員おっしゃっていたように、現在、検討を進めておりまして、今、設計業者と我々、毎週のように協議を重ねて、その内容の検討を進めているところでございます。

基本設計というもの、その平面図ですとか立面図というのをつくっていく、その基本設計というのを今年の十月末まで実施を予定しております。その中で、イメージパースなども作成していくというふうに予定をしておりまして、そのタイミング、今年の秋頃に平面図ですとか立面図、今申し上げましたイメージパースといったものを示せるようになるというふうに考えております。

その基本設計が終わりまして、その設計の概要というのが固まってまいりますと、その後は詳細な設計――実施設計と呼ばれるものですが――に入ってまいります。申し上げましたような平面図、立面図、この詳細な図面を作成したり、あるいは概算の工事費などを算定するというものを来年の九月末までに行う予定としております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝今お答えの中で、秋頃、イメージパースを発表するというようなお答えがございました。ここはどのような発表の仕方をされるのかということを私は非常に関心を持っております。やはりイメージを共有していく過程の中に、プロセスの中に県民を巻き込んでいくということが非常に大事なところかと思いますので、この発表の仕方について、今の段階で何か検討されているのか、あるいは工夫をしていただけるのか、そこについて一言お尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝発表の方法というところでございます。

今、これをやるというものについて確定したものではございませんで、これから検討していくということになるかと思っております。基本設計の段階でホームページなどでお示しするということは考えておりますので、そこに一工夫できるかどうか、ちょっとこれから検討させてください。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝では続きまして、設計の方向性についてお尋ねをいたします。

二月に設計業務を行う事業者の選定委員会を見学いたしました。公募型プロポーザルのため、あくまで業務遂行能力を審査するものであって、受託した事業者からの提案内容は参考にすぎないというふうに聞いておりますが、様々なアイデアが披露されまして、わくわくしながら聞き入っておりました。会場の雰囲気も非常に熱気を帯びていたというふうに感じております。

既に設計の段階に入っていますが、どのような設計になるのか、大変な関心を持っております。現在どのような方向で検討が進んでいるのか、説明可能な

範囲でお答えください。

○中島政策企画監＝設計の方向についてのお尋ねでございました。

申し上げていただきましたとおり、まだちょっと検討途上でございまして、具体的なものというのはございません。というところではございますけれども、大切にしたい考え方、三点ございます。一つ目が、大学で学ぶ学生、これの学習意欲が高まるような空間をつくりたい。二つ目に、様々な気づき、それから出会いが起こる空間というのをつくりたい。最後に、通りかかった人も入りたくなるような空間というのをつくりたいというふうに考えております。

一つ目の学習意欲が高まるような空間づくりというところに関しまして申し上げますと、今、様々な大学を見て回っています。いろいろ中に入らせていただいて、どういった施設があるのかというのを見ておりますけれども、最近の大学生、理系、文系問わず、大学の中で勉強するということが多いと。大学の中で勉強したり、議論したりというのが多いというふうに見聞きしております。

そういったこともありまして、大学の中には講義室とは別の造りとして、一人で集中するのに適したようなスペース、そういうのがあったり、あるいは少人数でディスカッションをする、そういったのに適したスペース、そういったものがいろんな大学にございました。そういったところを参考にしながら、我々も学習意欲が高まるような工夫というのをやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、気づきや出会いが起こるというところにつきまして申し上げますと、単に講義室から講義室の移動というところではなくて、先ほど申し上げたような、例えば、ディスカッションをするような場所だとか、いろんなものを配置するのをその動線に置くというようなことで、いろんな気づきというか、出会いというのがあるのかなと思っております。ここで議論しているのは何だろうなというような、ぱっと思ってもらったり、友達が集まって議論して、何だろうなというのをちょっとのぞきたくなるようなものを講義室の間に置くとか、そういったような動線の工夫といいますか、配置上の工夫というのも考えております。

そういったことによりまして、同じ授業を取っている学生たちだけではなくて、違うクラスの、あるいは違う学年の学生同士が、あるいはもちろん教師との交わりといいますか、出会いといいますか、そういったものができる、そういった空間づくりをしていきたいというふうに考えております。

さらに、通りかかった人も入りたくなるというところでございます。地域に開かれた大学にしたいというふうに考えております。もちろんセキュリティー、防犯の面がございますが、そういうところは意識をしながらもですけれども、基本的には門扉とか塀で囲って、閉鎖的な空間ではないというふうに思っておりますので、入りやすいような空間というのをどうやっていくかというところも頭に置きながら、以上の三点を意識しながら検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝三点、具体的にお示しいただきました。

三点目の通りかかった人が入りやすくなる。門扉、門柱、そんなにあるわけではないというような御説明だったかと思いますが、実は私も無門の門と言われる門のない大学に通いました。本当にあらゆる人に学習の機会を提供するというようなことがそこで示されていたりという考え方が、やっぱりその門の在り方一つにとっても門で表現されていたということです。そういういろんな仕掛けというか、考え方を形にしていくということ、非常に大事なところかなというふうに思っております。

そして、山口学長予定者が観光地のようなものをイメージしているという言葉を、観光地という言葉を使われました。これは二回、参考人招致でお越しい

ただいたとき、二回ともその言葉が出てきまして、何だかやっぱりいろんな県民の方が足を運んでもらえる場所にしたいというような思いを感じ取ったところです。今、わざわざ来るのではなく、通りがかった人が入りたくなるような大学と、ちょっと控え目におっしゃったのかなというふうに思っておりますが、ぜひいろんな人の関心を高めるような設計が生まれたらなというふうに思っております。

そしてもう一つ、本当に通りがかった人が、何だろうと思える空間は大事だなというふうに思っております。我が子が大学一年生になりましたが、語学のクラスの人としかあまり仲よくなるチャンスがないというようなことを言っておりました。いろんな人が授業だけではなく、授業で先生方は一生懸命グループディスカッションのようなことをさせて、仲間を五、六人の単位でというふうにされているけれども、やっぱりそれ以外に広がっていきにくいというところがあるので、いろんなところで顔を見て、出会いが生まれるというような空間は非常に大事だなというふうに思っております。

ちなみに、議員になって思うことも、セレンディピティという幸運なる偶然、今この瞬間にこの人と会う、今この瞬間にこの情報が入ってくるということが非常に課題解決に結びついていくなということを感じておりまして、そういう出会い、セレンディピティというようなものが生まれる空間であってほしいというふうに願っております。

では続きまして、三点目、環境への配慮についてです。

今議会で唐津の海洋プラスチックセンターが詳しく説明がございまして、それは入ってくるエネルギーと使うエネルギーがプラス・マイナス・ゼロということで、ＺＥＢと言われる環境に配慮した建物として最高クラスのものというようなことで、ああ、やっぱりこれからの時代の建物というのは、環境に配慮したというのは、プラスチックセンターではなくても大事なところだろうなというふうに改めて思っております。エシカル消費といいますけれども、マイボトルを持ち歩き、エコバッグを持ち歩きという、そういう時代になっておりますので、この観点も、予算もあるかと思いますが、ぜひ大事にしていただきたいと思っておりまして、ここについては現時点でどのようにお考えなのかお聞かせください。

○中島政策企画監＝環境への配慮についてお尋ねがございました。

環境負荷の軽減につきましては、昨年の一般質問の中でも委員のほうから言及があったというふうに思っております。環境負荷をかけ過ぎない施設にしていくと、これはもう命題だというふうに思っております。そのような建物にしていきたいと思っております。

現在、設計を進めているところでございます、建物の外壁ですとか窓に断熱性の高い材料を使用すると、照明や空調、そういったものに環境に配慮した、そういった省エネ性の高いものを入れていくというような建物面からのことも考えているところでございます。加えて、マイボトルのお話もありましたけれども、給水用の設備を整えて、自分のマイボトルに水をくめるというような仕掛けもしたいというふうに思っております。

言及いただきましたように、環境負荷をかけないということを徹底すると、やはり相応のコストもかかってまいります。どの方策が一番よいのかというところについては、これからさらに検討してまいります。ただ、環境負荷をかけ過ぎないというところの大事な視点は持ちつつ、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝給水スポットのお話が出ました。実は私、万博に視察に行きまして、この給水スポットにマイボトルを持った人たちが行列をつくっていて、自動販売機よりもこちらのほうが人気というぐらいでした。やっぱりこういう

設備が必要なんだろうなとお伝えしようかなと思ったら、先にお話が出てうれしく思ったくらいです。よろしくお願いいたします。

では、四点目、建設事業者との意見交換についてです。

勉強会で施工が困難な設計とならないよう、設計の段階から建設事業者との意見交換として、サウンディング調査を行うとの説明がございました。

県土整備部に確認をしたところ、施設整備に関してサウンディング調査を行うのは県では初めてということでございました。今月二十日より、佐賀県のホームページ上で公募が開始されていることを私も見ました。このサウンディング調査はどのような意図で実施をするのか、サウンディング調査の趣旨、また、スケジュールなど概要について、まずお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝サウンディング調査、建設事業者との意見交換についてのお尋ねでございます。

この意見交換の趣旨でございます。現在設計を行っているところでございますが、まずは施工が困難な設計になっていないかというところは我々大事にしたいと思っております。そういったこともありまして、事業所のほうに訪問いたしまして意見交換をしたいというふうに思っております。

設計で検討している工法ですとか、そういったものを手を挙げていただきました建設事業者の皆様にお示しいたしまして、意見をいただきながら、必要に応じて設計などに反映させていきたいということを目的としているものでございます。意見交換を行う中で、資材価格の状況ですとか、あるいは繁忙の状況ですとか、そういったことも聞き取りができればいいなというふうに思っております。

それから、スケジュールに関しましては、先ほど基本設計、それから、詳細な設計というのを来年の秋頃までというふうに申し上げましたけれども、その期間の中で、全部で三回程度設計の検討状況が進んでまいりますので、その段階に合わせて三回程度そういう場を設けたいというふうに思っております。

そのうち一回目の意見交換の参加につきまして、今御案内ありましたとおり、先週より募集を開始したところでございます。現在も募集をいたしているところでございます。二回目、三回目につきましても、調いましたらその都度募集をかけていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝一点確認ですけれども、このサウンディング調査はどなたが行うのかというところを教えてください。

○中島政策企画監＝私ども県の職員が出向きますし、コンストラクションマネジメント業者も一緒に検討しておりますので、そういった方々も場合によっては入っていただきながらということで考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝このサウンディング調査、建設業者さんにしてみれば、落札できるという確約がもちろんできるわけではないので、そのところを負担に思われたりしないのかなという疑問がありましたので、ちょっとここについてお尋ねをしてみました。

すると、いつもは年間の発注の見通しというのをにらみながら、公告が出たらそこで体制を整えていく、発注があれば、もちろんそこに全力で応えようとするんだというふうにおっしゃいましたが、事前に意見の聞き取りですとか、あるいはどこに思いがあって、どのようなところを大切にして、ここの設計がなされているのかというようなことが意見交換できるのは非常にありがたいというふうにおっしゃいました。何だか負担をかけるのかなと思っておりましたけれども、工法の話もできるできないの判断など、いろんな参考になるのでということで、ウエルカムな空気感を感じたところですので、丁寧によき意見交換の時間となるように進めていただければなというふうに思っております。

では続きまして、ベースキャンプの具体的なイメージについてです。敷地の中の話、今度は敷地の外です。県内各地の各地域ベースキャンプについて伺います。

県立大学は「日本一プロジェクトが生まれる大学」を目指し、県全体を学びのフィールドにすることをうたっており、学生の活動拠点となるベースキャンプについても、県内各地に設ける考えが打ち出されています。佐賀県は実践の現場に恵まれている、農林水産業、製造業、医療、福祉、小売、サービス、観光業など、大都市に立地する大学とは全く違う強みがあると、これは一般質問で下田議員の質問に対する知事の答弁で答えられました。これらの現場を生かしながら、そして、現場で課題解決型学習をしやすくするために設けられる拠点がベースキャンプというふうに私は認識しておりますが、このベースキャンプというワードから想定されるものがそれぞれに違っているなということを若干感じております。このベースキャンプは市町や企業においても、学生を受け入れ、県立大学と関係を構築していく大事な場所となります。

そこで、県立大学のベースキャンプについて、どのような姿を描いているのか、受け入れる側との認識の共有を図るため、より具体的にお答えいただければと思います。

○中島政策企画監＝ベースキャンプの姿、具体的なイメージについてのお尋ねでございました。

委員からもございましたとおり、県立大学は県全体を学びのフィールドと考えております。課題解決型学習というのを重視することで考えておりまして、実際その課題解決型学習、これは県内全体をフィールドに展開していくというふうなものと考えております。

ベースキャンプは課題解決型学習を行う現場の近くに置いていくものでございます。それは機動的に、あるいはフレキシブルにその課題に応じたところにベースキャンプを置いていくということで考えております。

課題に応じたと申し上げましたのは、固定した場所で定期的に授業をするというサテライトキャンパスというものではございません。あくまでも課題解決型学習を行う教材となる現場というところをその課題に応じて転々としていく、柔軟に変えていくというものでございます。

そういったものでございますので、ベースキャンプにつきましては、課題のテーマですとか、活動をする市町ですとか、企業の状況によりまして、ベースキャンプの規模ですとか、あるいはベースキャンプで活動する期間、こういったものも多様になるというふうに考えております。

というところではございますが、最終的には指導いただける教員がどういったテーマでやろうかというのを決めて、この地域にしようかというところから決まっていくものでございますけれども、今想定しているものを具体的な例として二つほど挙げさせていただきます。

一つ目が、毎週一度、例えば、水曜日の決まった曜日にフィールドワークを行うと、水曜の午後の時間はフィールドワークだよというのを決めまして、朝、ベースキャンプとなるところに集合をいたしまして、その日のスケジュールの確認というのをベースキャンプで行った後に、その後の時間は課題解決のための調査ですとかヒアリングを行うと。その後に、戻ってきて振り返りや議論を行うというものにしたいと。週一回そこでは何らかの活動が学生たちが集まって何かやっているというようなもの、これが一つ目の想定でございます。

別の形もあると思っておりまして、合宿型といいますか、集中講義型で、例えば、一週間その現場、課題解決型学習の現場のところに滞在型といいますか、宿泊も伴いながら滞在するというようなケースもあるというふうに思っております。その一週間を集中して課題解決型学習を行って、そのための活動拠点を

一週間そのまま使う。その間に地域への、申し上げました調査だとかヒアリングなどを行ったりですとか、もしかして場合によっては、その地域のイベントなどがあればそれと重ねてそういったのにスタッフとして参加するというようなこともあるかと思っております。

今、想定している例を二つ挙げましたけども、申し上げましたように、課題解決型学習、これはどういうテーマにするか、どういう手法でいくか、規模をどうするかというところ、指導する教員によってもそれぞれ異なると思っておりますので、どうなってもいいようにというか、そこは準備をしていきたいと思っております。

課題解決型学習が機能するというのが大事だと思っておりますので、そのためのベースキャンプの形、様々あると思いますが、柔軟に検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝具体的に二つの例を挙げていただきました。そうしますと、これは何かのハードを用意するというよりも、あくまでプロジェクトに合わせた場所ということで、拠点ということで、何らか受け入れる側の企業さんですとか市町さんからすると、プロジェクトの方向について何が自分の場所にあるのかということを考えていくことと同時に進んでいくようなものだということの理解でよろしいでしょうか。

○中島政策企画監＝そのとおりでございまして、課題解決型学習の教材とセットものになってまいります。ベースキャンプそのものからアプローチしていくのではなくて、課題解決型学習の中身をどうしていくかというところによるものというふうに考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝ありがとうございました。やはりすぐ常設の何らかに若者が常に集うような場所というのを想定しがちでしたので、疑問が払拭できたというふうに思いました。ありがとうございます。

では、まちづくりとの関係性についてです。

学生が県内各地でベースキャンプを拠点に活動しながらプロジェクトを進めることでその地域のにぎわいにつながることが期待をされます。

県立大学やそのベースキャンプを設けることが県内各地のまちづくりにどのように生かされることを期待しているのかお尋ねをいたします。

○中島政策企画監＝ベースキャンプとまちづくりについての関連性のお尋ねでございました。

現在、先ほどのベースキャンプですとか課題解決型学習がどういったものが考えられるのかということを一緒に議論していこうと思いまして、各市町のほうを訪問させていただいております。市町の担当者の方と、今申し上げたように、ベースキャンプのイメージ、これを共有いたしましたり、実際どのような場所が想定されるか、あるいはどういった課題解決型学習というのがあるかというところをリストアップしながら、申し上げましたように、こういった課題を解決するというところではこういう場所がいいんじゃないかとか、そういったことを編み込みながらというか、いろいろ議論をしているところでございます。

まだ今そういうのを始めたところで、これでいこうというところまで固まっているものではございませんけども、実際、市町の担当者の皆さんとお話をしますと、前向きに受け止めていただいているのが一番心強いところでございます。学生との関係を深めていくにはどういった受け入れ体制がいいだろうかとか、課題解決型学習につきましても、自分たちが気づかない何かを学生から提示してもらえるんじゃないかとかいうような期待、そういったものを含めて興味、関心をいただいているというふうに、それはもう感じているところでござ

います。

県立大学の学生、これは県全体をフィールドとしておりますけども、地域の皆様、企業の皆様と接点を持つことになります。学生と関わった方々が自分の地域、自分の会社を、未来をどうしていくかということを考えるきっかけにつながることを期待しております。その課題解決型学習を県全体のフィールドにすることですとか、ベースキャンプをどうしていくかというふうな議論はそのきっかけの一つになるかなというふうに思っております。

県立大学、多くの方々の参画をいただきながらつくり上げていきたいと思っておりますし、地域とともに成長していくものだというふうに考えております。多くの方々に県立大学との関わり、これを持っていただきたいですし、それが地域のまちづくりにつながっていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝今のお答えで、県立大学というのが、地域地域の、自発の地域づくりというふうにつながっていくんだなということを感じさせていただきました。

この問いの最後に政策部長にお尋ねをいたします。

イメージやビジョンをすり合わせまして、開学までのプロセスにおいて、県民参加の機運を醸成し、開学の時期を迎えることは非常に大切だと思っております。県立大学ができたときに、パッシブにこんなものができたのだと思われるのではなくて、何か自分も関わりしろがあるものだ、子供でも大人でもそう思えるようなビジョンのすり合わせ、プロセスにおいて説明などを大事にしていただきたいと思っております。

そうした点に留意して今後も進めてほしいと考えておりますが、部長の決意をお聞かせください。

○前田政策部長＝県民参加の機運醸成についてということで御質問いただきました。

県立大学はこれからの佐賀県の未来をつくる上で欠かせない必要な機能であると考えています。そして、県立大学には県内の様々の分野、年代の方々、業種の方々に関心を持っていただいて多くの方に参画いただくことが大変重要になってくると考えています。学生や若い世代はもちろんのこと、社会人や企業の方も協力事業所としての関わり方もあれば、学び直しの場としての利用、こういったことの様々な関わりがあると思います。

多くの方々が様々なスタイルで関わることが県民の理解につながり、さらにいい大学になっていくものと思います。そのためにも、県立大学の検討の進捗に併せまして、継続的に情報を届けることが大切ですので、広報や情報提供に注力していきたいと考えております。

また、この県立大学への興味、関心の内容やその度合いというものは、世代や業種によっても様々でございます。それぞれの関心のポイントも異なりますので、対象に応じて関心ごとに答えられるような説明が必要となりますので、メディアや動画、ＳＮＳなども活用しつつ、きめ細やかな広報を意識していきたいと思います。

県立大学は、地域に愛され、共に成長する大学を目指すということを理念に掲げております。その実現に向けまして、県立大学特有の意義、それから、果たすべき役割をより多くの県民に分かりやすく伝えるということも大切ですし、それから、それぞれの地域や分野などにおける県立大学の生かし方、こういったものを考えてもらう機会を増やすということも重要だと思います。

多くの方々に関心を持ってもらう努力を重ねながら県民参加の機運を高めてまいりたいと、このように思います。

私からは以上です。

○一ノ瀬委員＝それでは二問目、県庁を支える人材の確保についてお尋ねをしてまいります。

現在は、特に民間企業におきまして、転職市場の活発化により、一つの企業で定年まで勤め続けることが当たり前ではなくなってきています。この状況は、地方公共団体も例外ではなく、総務省の地方公務員の退職状況等調査によれば、令和四年度の都道府県一般行政職の普通退職者数は三千八百五十五人で、五年前、平成三十一年の二千三百二十三人からおよそ一・七倍に増加をしています。

佐賀県庁ではこれまでも採用活動に力を入れて取り組まれ、また、民間企業等職務経験者採用、いわゆる中途採用にも早い段階から積極的に取り組んでこられた結果、多様な人材の確保には一定の成果が上がっているものと認識をしています。

不確実性の時代にあっても佐賀県庁が複雑化、高度化する行政課題に的確に対応し、県民の皆様に信頼される組織であり続けるには、採用した人材の定着を図り、しっかりと育成をしていくことで、県庁を支える人材を確保していくことが重要であると考えております。

そこで、次の点について伺います。

一点目、職員の早期退職の状況についてです。

今月十六日の佐賀新聞一面に「県内十一市町『定期外』でも採用　転職や離職増、職員採用ひと苦労」との見出しで記事が掲載され、佐賀県庁の状況として、「二十四年度は二十代以下の退職者が増加。面談などで理由を把握、分析して対策を講じる」とのコメントも紹介をされていました。佐賀県庁においても若年層の退職が増えているということに危機感を覚えたところです。

そこで、お尋ねをしてまいります。

まずは、早期退職の状況についてです。

職員の年代別の早期退職者数、離職率はどのような状況かお尋ねをいたします。

○堤人事課長＝職員の早期退職の状況についてお答えいたします。

直近、令和六年度の早期退職者数は全体で五十八人となっておりまして、年代別の内訳は多い順で、二十代が十八人、五十代が十八人、三十代十三人、四十代九人となってございます。

また、各年代の職員数に占める退職者の割合であります離職率につきましては、二十代で二・七％、五十代で一・六％、それから、三十代で同じく一・六％、四十代一・三％となっておりまして、これを全年代でいたしますと、一・八％となっている状況でございます。

この退職の状況ですが、ほかの自治体の状況と比較してみますと、先ほど委員が紹介されたとおり、令和四年度の都道府県全体の普通退職者数が五年前の約一・七倍に増加しておりますところ、佐賀県職員も同期間で約一・六倍の増加となっておりまして、おおむね都道府県平均と同水準で推移しているところでございます。

以上です。

○一ノ瀬委員＝それでは続きまして、早期退職者の退職理由についてです。

早期退職者を減らすことは人材確保において重要だと考えますが、早期退職していく職員はどのような理由で退職をされているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長＝早期退職者の退職理由についてお答えいたします。

令和六年度の早期退職者の退職理由として主なものですけれども、民間企業等への転職が二十一名となっております。それから、健康上の事情によるもの十名、家族の介護や家業を継ぐなどの家庭の事情によるものが九名、それから、結婚というもので八名と、そういったものになってございます。

以上です。

○**一ノ瀬委員**＝では、若年層の早期退職の要因分析とその受け止めについてです。

県では、若い世代の職員が早期に退職していく要因をどのように分析し、どのように受け止めているのかお尋ねをいたします。

○**堤人事課長**＝若年層の早期退職の要因分析とその受け止めについてお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、令和六年度の早期退職者のうち二十代の退職者数は十八名でしたけれども、このうち七名が県外への転居を伴う結婚による退職でございました。また、結婚と並んで多いのは転職を理由としたもので同じく七名となっております。

これらの受け止めといたしましては、委員御認識のとおり、転職市場は活況となっていることもありまして、本県でも自身の適性や希望を踏まえて転職を選択する職員も増えているものと認識をしております。

退職者数が増加傾向にあることは民間企業も含めた日本全体の労働市場のトレンドでもあり、一定続くものであるとも見込んではおります。

一方で、佐賀県庁の貴重な人材であります職員が早期に退職するという状況は、当然ながら、できる限り減らしていく努力が必要と考えております。

以上です。

○**一ノ瀬委員**＝できる限り減らしていくことも大事だということでしたけれども、それでは、早期退職防止に向けた対策についてお伺いをいたします。

キャリアアップのための転職というポジティブな理由による退職と体調面や家族の介護といったネガティブな理由による退職では、打つべき対策が異なると思っておりますが、早期退職者を減らすために、県では今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○**堤人事課長**＝早期退職防止に向けた対策についてお答えいたします。

委員御指摘のキャリアアップのための転職などのいわゆるポジティブな理由での退職につきましては、自身の成長の機会が佐賀県庁にこそあるということをより実感してもらうことが必要であるというふうに考えております。

具体的には、若手の職員が県職員としてのキャリアを思い描けるような勉強会ですとか交流会、それから、成長の機会を幅広く与える人事配置、それから、研修を含む学びの機会の充実に取り組んでまいります。

一方、家庭の事情や健康上の問題を抱えている職員に対しましては、仕事と子育て、介護の両立を図る職員への支援、例えば、制度の充実ですとか、その周知、相談フォロー体制といったものでございます。それから、職員の健康上の問題を未然に防ぐことも含めて健康面での相談体制の充実、それから、長期での病気による休暇、それから、休職からの復職について支援をしていくということ。これらはこれまでも取り組んでいることではございますが、引き続き充実を図ってまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、退職者の増加、トレンドというのはしばらく続くだろうことを踏まえれば、これらの離職防止の取組にあわせて、必要な職員数を確保すべく、計画的に採用で補充していくことも重要と考えております。

時代の変化に応じてやるべきことは常に変わっていくと考えております。引き続き離職防止につながる取組を実施し、さらに充実をさせていくことで、できる限り多くの職員に、できる限り長く活躍してもらえるような職場づくりを進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○**一ノ瀬委員**＝では続きまして、職員の人材育成についてお尋ねをいたします。

佐賀県庁を支える人材を確保するためには、今言っていただいたように、優秀な人材を採用し、早期退職を減らす取組はもちろん大事ですが、今いる職員

のお一人お一人の能力を高める人材育成の取組も重要だと考えています。

県では、今年度、「人材育成・行政マネジメント室」を設置され、研修の見直しを実施されたと聞いて関心を持っているところです。

人材育成は、人事配置により業務経験を通じて培われるものと、職場内外での研修を通じて培われるものの両方がありますが、とりわけ研修を通じた人材育成について伺ってまいります。

まず一点目、「人材育成・行政マネジメント室」の設置目的についてです。

本年度から設置された「人材育成・行政マネジメント室」はどのような目的で設置をされたのかお尋ねいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長＝室の設置目的についてお答え申し上げます。

複雑化、多様化する行政課題に的確に対応していくためには、自ら課題を見つけ、解決策を導き出すことができる人材が求められていると思っております。これまでも人材育成に関しましては様々取り組んできておりますが、今の時代に応じた研修の見直しをはじめ、総合的な人材育成の取組を一層強化する必要があると考えております。

こうしたことから、人事課が担います職員の採用や配置、行政経営室が担っておりました組織体制、自治修習所が担う職員研修など、これらの所管業務を一体的に実施することで、求められる人材、いわば目指す佐賀県職員像の実現を図るため、人事課内にあった行政経営室を改めまして、今年度から人材育成・行政マネジメント室を設置したということでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝目指す佐賀県の職員像という言葉が出てまいりました。

続きまして、佐賀県庁に必要な職員の姿について伺ってまいります。

不確実性の時代において、これからの佐賀県庁に必要な職員の姿をどのように描いているのか、改めてお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長＝佐賀県庁に必要な職員の姿についてお答え申し上げます。

変化が激しく、将来の予測が困難な時代にありましては、自ら課題を見つけ、解決策を導き出すことができる人材が必要だと考えております。このため、これからの佐賀県庁に必要な職員の姿につきましては、まず、ベースといたしまして、目的志向ですとか公務員としての倫理感、接遇などを具備しました「県職員として持つべき資質を備えている職員」というのを置きつつ、大きく二つに大別いたしまして、一つは、企画力や構想力、鳥瞰力を持った職員を育成することで目指す「自ら考え行動し、柔軟な発想で新たな価値を生み出す職員」、もう一つといたしまして、各分野での専門知識を身につけ、スキルを磨くことで目指します「県政運営の基盤を支える職員」と考えております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝県職員として持つべき資質をベースにして、大きく二つ掲げているということでございました。

では、研修見直しのポイントについて伺います。

佐賀県庁に必要なこれらの職員の姿を実現するためには、どのような研修を目指していくべきと考えているのか、また、今年度の研修の見直しのポイントはどういったところにあるのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長＝どのような研修を目指すのか、また、研修の見直しのポイントについてお答え申し上げます。

これからの佐賀県庁に必要な職員の育成を実現するため、研修につきましては、仕事を進める上での基礎的、基本的な事項を身につける研修に加えまして、現場で感じ、課題を見つけ、自分で考え、解決策を提案し、関係者と調整を図る行動力を養う研修、また、専門知識を身につけ、スキルを磨く研修としてい

く必要があると考えております。

こうした考えの下、昨年度からの見直しのポイントといたしましては、実際に現場に行って地域課題に直接触れますフィールドワークの導入、また、職員自らが県庁外の組織を研修先として選ぶ研修の導入、また、外部講師に加えまして、職員自身が講師となって職員同士で学び合うカリキュラムの導入、また、専門知識を身につけ、スキルを磨くためのデジタルですとか法務、会計などに関する専門研修の充実などがポイントとなります。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝幾つか御紹介いただきました。フィールドワーク、あるいは研修先を自ら選んだり、あるいは職員さん同士が講師となって教え合うような研修ということで、非常に効果が高いのかなと、高い効果を上げていただきたいなというふうに思いました。

それでは、特徴的な研修について伺います。

今年度新たに導入した特徴的な研修にはどのようなものがあるのか。また、その狙いについてお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長＝特徴的な研修についてお答え申し上げます。

先ほどの見直しのポイントから関連するんですが、まずはフィールドワークの導入でございます。

現場に出て地域課題に直接触れるフィールドワークといたしまして、「暮らし観光まちあるき」研修というのを導入しております。新規採用職員約百三十名、その他希望する職員を対象にいたしまして、小城、塩田、嬉野におきまして、案内人をされております方を講師に迎えまして、実際に町を歩きながら、ありのままの地域の暮らしを肌で感じていただく研修としております。

狙いといたしましては、地域づくりの現場を歩き、行政に求められること、県庁職員としての在り方について気づきを得ること、また、地域ならではのすばらしさを知り、その生かし方の考えを深めることとしております。

また、新たな研修といたしまして、先ほどポイントで申し上げました職員自らが県内の民間事業者、団体を研修先として選んで、希望する研修先との受け入れ調整自体も自ら行って研修を行うという、いわば大人のインターンシップとも言えるような研修を係長級の職員を対象に導入しております。

狙いといたしましては、行政とは異なる環境に身を置くことで、多様な発想や価値観に触れ、企画力や発想力、鳥瞰力を高めること、また、研修先や研修内容も自ら考え、自ら調整などを行うことで、主体性の向上をさせることということを狙いとしております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝狙いについてお答えいただきました。

では、その主体性が育ったかですとか、この研修でどんな地域の魅力を見つけてきたのかとか、そういった成果をどのようにフィードバックといいますか、まとめているのかというところ、その仕組みはどのようになっているのでしょうか。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長＝成果をどうするかという仕組みの御質問かと思っております。

まず、あくまで研修というのはインプットの場だと思っております。そのインプットを基にしてアウトプットを出すというのが成果のことだと思っております。

これまで研修の冒頭とかは、オリエンテーションとして、研修の今日の流れみたいなことを説明することだったんですけれども、一つは、研修の前に目指す佐賀県職員像を示して、皆さんにはこういうふうになってほしいんだ、今日はそのインプットする場だということを言っておりまして、必ずその後、皆さ

んアウトプットが大事なので、自分でまとめるなりとか、職場に帰ってこういうことがあった、こういうことにつなげられるんじゃないか、そういったことをまずお伝えしているというのがございます。ですから、参加された方というのは、その職場職場で自分の業務につなげていただけるものかと思っております。

また、先ほど言った、自らの研修場所を決めて自ら交渉するというのはこれからの研修になりますので、今からフィードバックの仕方というのは考えてまいりますけど、一つは、研修に行ったこと自体をほかの職員にまた話していただくことで、報告会みたいな形ですることで、その職員自身のアウトプットを出していくということが重要かなと思っていますので、そういった取組をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝ぜひ効果的に生かしていただきたいなというふうに思っております。

では続きまして、研修の機動的な見直しについてです。

目指す職員像の話をいただきましたけれども、これはお尋ねをしましたら、平成二十九年度以来の見直しだったというようなことで、先に私が接する現状の皆さんのほうが目指す職員像に近づいていらっしゃったのではないかなというように思ったりもいたしました。もう少し機動的な見直しというのが折々にあってもいいのかなということを感じたところです。

スピードが求められる昨今では、研修についても、年間計画に縛られることなく機動的に見直しをしていくことが必要と考えておりますが、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○黒木人材育成・行政マネジメント室長＝研修の機動的な見直しについてお答え申し上げます。

佐賀県を取り巻く社会状況の変化が激しい中、毎年度同じことを繰り返すだけでは、年月がたつにつれ、時代に合ったものではなくなるものと考えております。このため、委員からも御指摘ありましたけれども、研修につきましても、年間計画どおりに実施するということではなく、年度内であっても内容を変えるべきところは変え、必要なものは適宜追加していくことが重要と考えております。

研修の年間計画につきましては、前年度末に作成しているところでございますけれども、四月以降も適宜見直しや追加をしているところでございます。

具体例を申し上げますと、まず四月に見直したものとして、これから研修をするんですけど、手話言語研修の見直しというのがあります。昨年度は自治修習所で行っておりましたけれども、今年度は場所を変えまして、講師を務めていただきます佐賀県聴覚障害者協会が所在いたします施設内の研修室に変更しております。このことにより、昨年度までしたら障害者への理解や対応の講義、簡単な手話を身につける実技をしておりましたけれども、場所を変えたことによりまして、学んだ手話を施設にいらっしゃる聴覚障害者の方を相手に実践する場面というのを設けております。また、聴覚障害者が利用される施設ですので、そういった施設ならではの視覚的に情報を伝える設備や機器などを見て理解を深めるような形に見直しております。

またもう一つ、今年度初めて実施することとしたものについて一つ御紹介させていただきますと、昨年度に自治大学校ですとか外部の経営塾に短期派遣を行った職員がございます。そうした職員を講師といたしまして、研修での学びや苦労点、職場での実践状況をほかの職員に伝える研修会というのを開催しております。ほかの職員に成長するための学びのヒントを提供するとともに、短期派遣者も研修での学びや経験をアウトプットすることによりまして、知識、スキルの定着につながるものと考えております。

引き続き、佐賀県が目指す職員像の実現に向けまして、様々な観点から研修を実施いたしまして、行動変容のきっかけを提供できるよう努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○一ノ瀬委員＝見直しが非常に行われていて、いいものになっていっているんだなということを感じさせていただきました。同じ時間、あるいは同じ予算などを使うのであれば、ぜひ出会いが生まれたり、現場を深く知ることにつながったりというような形で見直しをしていっていただければというふうに思っております。

では続きまして三点目、県民サービスを担う人材の育成についてです。

佐賀県では、公共施設の一部に指定管理者制度を導入されています。県民サービスを担う人材という意味では、県の指定管理施設の職員さんもその重要性は変わらないと思っておりますし、よりダイレクトに施設の価値やサービスの向上につながる人材だと思っております。

視察に行ったときに、日々、最前線で誠実に目の前の業務に励んでいらっしゃる姿を目にすることもございます。少年自然の家などに行きますと、姿が見えなくなるまでずっと手を振ってくださったり、何かあったかいような気持ちになって帰ってきたりもいたしますが、仕組みとして、現状維持というようなところに思考が行きやすくなる仕組みなのかなというふうに思っておりまして、例えば、発信ですとか、何か新しい事業ですとか、新しいものを生み出すというところにどのように力を配分していかれるのか、そういうところが気になっておりました。

その気になっていたところ、最近、施設によっては先進的な研修を取り入れて人材育成につなげ、この施設が何をなし得ていくのかというゴールを見据えたような研修をなさっていたりですとか、あるいはＭＩＧＡＫＩチームが入ることで、人材の育成にブラッシュアップをしているというようなこともお聞きをいたしました。

まずは、ＭＩＧＡＫＩチームの方に具体的にその例を御紹介いただければと思っております。

○納富政策企画監＝ＭＩＧＡＫＩ対象施設の指定管理職員の育成の取組についてお尋ねがございました。

まず、私どもＭＩＧＡＫＩ担当では、民間の力を活用するなどしまして、サービスやコストの最適化を図りながら、各施設の磨き上げを行い、利活用の推進を行う「ＭＩＧＡＫＩプロジェクト」に取り組んでおります。

施設の利活用を進めていくに当たりましては、委員からの御意見にもありましたように、利用者サービスの向上も大切な要素だと私も考えているところです。そのため、「ＭＩＧＡＫＩプロジェクト」では、持つべき視点としまして徹底的な利用者目線を掲げまして、利用者と直接接する指定管理者と私ども県職員が一緒になって、同じ視点を持って施設の磨き上げを進めているところでございます。

具体的に、指定管理者の職員に対しまして、県の目指す方向性や認識している課題についてを共有し、同じ方向を向いていくためにも、県と指定管理者とが定期的にミーティングを開催させていただいております。また、公の施設として必要な安全管理、危機管理、あと企画力の向上など、施設の職員のスキルアップにつながるような研修会の開催、また、利用者サービスの向上のためにできることを利用者視点で考えていくためのロールプレーイング型のグループワークの開催などを、指定管理者が行う研修とは別に、県が主体となって行わせていただいているところです。

また、私どもは、指定管理施設単体だけではなく、周辺の施設とも連携を取りながら、エリアとして盛り上げていくことも取り組んでいます。そのための

施設間の連携が各施設のスタッフ同士の連携や施設間での情報交換につながりまして、それがひいてはスタッフの自発的な行動であったり、成長にもつながるような効果が出てきているところでございます。

ＭＩＧＡＫＩの取組は以上でございます。

○一ノ瀬委員＝ありがとうございます。今お聞きしたように、ややもすると、委託する側、される側、管理する側、される側というふうに分かれがちなところを、県職員さんも一緒になって中に入って、同じ方向性を共有して、また研修などもやっていく、それが施設のサービス向上につながっていくということで、こうした流れをいろんなところで波及させていっていただければなというふうに思っております。

最後に、人材育成に対する思いについて、総務部長にお尋ねをさせていただきます。

不確実性の時代と言われまして、生産年齢人口の減少、また価値観の多様化などにより、佐賀県を取り巻く状況が大きく変化する中、複雑化し、高度化していく行政課題に対応できる人材を育成することができる佐賀県庁にしていく必要があると思います。

よい兆しは見えているというふうに思っておりまして、例えば、いろんな方と県職員さんをおつなぎしたときに、こういう大きなイベントをしたいというふうに大きな夢を語ってくださる方も増えまして、非常にポジティブ、アグレッシブな発想をされる方、全国規模的な大きな視点で発想される方も増えたなと。そういうのは国スポ・全障スポの成功など、いろんな要素が重ね合って、そういう職員さんの姿が見られるようになってきたのかなというふうにうれしく思っております。

私が思うところに、組織というのは、いいなというふうに思われて、私どももいろんな全国会議とかにいると、何か佐賀ってすごいよね、佐賀県庁すごいよねと言われることが増えてまいりました。そうしたときに、組織というのはいいねと言われるところから、次、ありがとうという感謝をされるというステップを踏んで、最終的にずっとこのままあり続けてほしいと祈られる、そういうふうな高みを目指していくというふうにお聞きしたことがありまして、そういう高みを目指して、皆さんで頑張っていっていただければなというふうに願っております。

組織と人事を所管する総務部長として、組織運営や人材育成にどのような思いを持って取り組んでいかれるのか、決意のほどをお聞かせいただければと思います。

○志波総務部長＝人材育成などに対する私の思いとか決意に対する御質問でございました。

委員おっしゃいましたように、昨今、県庁を取り巻く社会環境というものは非常に変化が激しいものがありますし、また世界情勢の不安定化もありまして、委員も不確実性の時代とおっしゃいましたけれども、将来の予測が大変厳しい時代になっていると認識しております。

こうした中で、今の行政にはこれまでのベーシックな部分に加えまして、既存の枠組みとか、これまでの経験にとらわれずに課題に対応する自発性ですとか柔軟性といったものでありましたり、また時代の先を見据えて新たな価値を生み出していく創造性と、こういったものが求められているのかなと思っております。

佐賀県のほうでは、様々な社会経験とか専門性を持つ多様な人材を積極的に今採用しておりますけれども、こうした多様な人材がもたらします新たな視点ですとか発想というものは、変化の激しい今の時代において、佐賀県の組織としての強みになるんではないかなと思っております。

また、それぞれの職員におきましては、こうした組織の中で多様な人材がい

るわけですから、こういった多様な人材の多様性を生かしまして、互いに刺激し合って高め合ってほしいというふうに思っております。

その上で、一人一人の職員が自らの意思で学んで、それを使って自分で考えて、さらには、それを行動に移していくということが必要じゃないかと思っております。

人材の育成の取組につきましては、先ほど担当室長のほうからいろいろと御説明を差し上げましたけれども、とはいえ、人を育てるというのはなかなか一朝一夕に成し遂げられるものではないのかなと思っておりますし、また、時代の変化とともにこれが最終形だというものも多分ないだろうと思っております。

したがいまして、これから引き続き社会の変化を見据えて、そのとき、またこれから先、職員に求められる資質とか能力とは何ぞやということを常に追い求めていくということ、それから、職員一人一人の持つポテンシャルを、それで最大限引き出せるように取り組んでいくということが大事かなと思っております。またあわせまして、そうした多様な職員がそれぞれの特性とか能力を生かして活躍できる職場、また、地域課題に柔軟にかつ迅速に対応できる時代にふさわしい組織づくりにも取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

○木原委員＝それでは、皆さんおはようございます。こんにちはの時間か分かりませんけど、ただいま、いわゆる語りのプロの一ノ瀬委員の後ですから、すみません、こういう声で大変申し訳ございませんけど、滑舌とか、お聞き苦しいところがあるかと思いますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

ぱっと入ってきたら高塚局長と横尾政策統括監のお二人が前に座っておられて、本当は県土整備部なのかなと。しかし、それだけ県庁というのは多様な人材がいらっしゃるんだなと思って感心をしております。ぜひお二人とも頑張っていただきたいなと思っております。

それでは問い一、早速国への政策提案について質問をさせていただきたいと思っております。

今年も政策部から教育委員会に至るまで百三十五項目の政策提案をされております。本当に御苦労さまでした。お疲れさまでございました。

政策提案というものは、私は国へ佐賀県の考えとか意見を届ける、いわゆる国の施策へ反映してもらうため、これは長年にわたって実施をされているものであります。いずれの政策提案も佐賀県にとって重要なものであるということはお互い共有できるものと思います。政策提案が実を結ぶようにするためにはどういう体制で活動するのかといったことを含め、政策提案をより効果的なものにしていく必要があると考えておりますので、以下質問をさせていただきたいと思っております。

まず、政策提案の実績でございますが、最近三カ年、いわゆるコロナ後の知事提案について、誰が誰に対して政策提案を行ったのかということを、政策総括監、お願いいたします。

○藤﨑政策総括監＝知事政策提案の三年間の実績についてお答えいたします。

まず、令和五年度ですけれども、知事が関係部局長とともに、七つの省庁の政務三役をはじめとする八名、具体的に申し上げますと、副大臣が二名、政務官が二名、長官が一名、事務次官が二名、主計局長が一名の八名と公明党の政調会長、計九名に対して提案をいたしました。

そのうち一部の提案先で県議会の大場議長、坂口副議長、県選出国会議員、岩田議員になりますけれども、同席いただいております。

令和六年度になりますと、知事が関係部局長と県議会の大場議長とともに、内閣官房のほか、九つの省庁の計十三名、具体的に申しますと、大臣三名、副

大臣二名、政務官一名、長官二名、事務次官二名、技監一名、局長二名の十三名に対して提案をいたしました。そのうち、内閣官房のほか四つの省庁で、県選出国会議員の岩田議員、古川議員、山下議員ですが、同席いただいております。

今年度になりますと、知事が関係部局長とともに、内閣官房のほか八つの省庁の十五名、具体的に申しますと、大臣五名、副大臣二名、政務官一名、長官一名、事務次官二名、主計局長一名、局長二名、次長一名になりますけども、十五名に対して提案をいたしております。県議会、県選出国会議員の同席はございません。

以上でございます。

○木原委員＝はい、ありがとうございました。

私も資料を頂いておりますので、大体そういうことで回られたと、本当にお疲れさまでございました。後ほど質問もいたしますけれども、令和五年度までは議会側からは正副議長、そして令和五年度は、いわゆるコロナ明けてからでも正副の委員長八人、計十名同行しているわけですけれども、令和六年度になって大場議長だけ。令和七年度は、これも御案内したのは議長だけということで、なぜこういうふうになったのかなということは後ほど聞かせていただきます。

それの前にまず、県の国会議員との連携、これは大変重要なものであると思っています。これも今年はゼロということで、えっと思ったわけですけども、大変残念なことでありますが、このことについてお聞かせをいただきたい。

県選出の国会議員は県や県民の声を国政に届ける役割というものを担っておられます。県選出国会議員とも連携することで、さらに効果的な政策提案ができると私は思っています。私自身も国会にも行きましたし、まさしくそういう危機感を伴っての話でございます。

それで三点ほどお伺いいたします。

まず一点目として、県選出国会議員との連携の意義、必要性、こういったものをどういうふうに考えておられるのかということをお伺いします。

○藤﨑政策総括監＝県選出国会議員との連携についてお答えいたします。

県選出国会議員は、国政の場で政策決定に携われていることから、提案活動で連携することで政策提案がより効果的になるものと考えております。

以上でございます。

○木原委員＝あっさりとした答えでありがとうございました。

それでは次に二点目ですけれども、政策提案内容の事前の説明、これをどのように行っておられるのか、また、その結果というものはどうだったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○藤﨑政策総括監＝県選出国会議員への事前説明と結果についてお答えいたします。

令和五年度からは提案日の前日に、政策部長、総務部長をトップとする二班体制において各議員事務所を訪問いたしまして、県選出国会議員へ個別に説明を実施しているところでございます。

これは従前、政策提案当日の朝に行政懇談会を実施しまして、県選出国会議員に対して提案内容の説明等を行っていたところですが、国会議員のほうから、党派が異なる議員が一堂に会することで限られた時間で率直な意見交換ができないですとか、部局長等が個別に説明してくれればいいのではないかといったような御意見もあったことから、コロナ禍を経て説明方法を見直したものでございます。

令和五年度、令和六年度につきましては、県選出国会議員七名全員に直接、提案内容を説明させていただいております。

令和七年度、今年度ですけれども、四名の方には直接説明をさせていただきましたが、二名の方、福岡議員と山下議員になりますけど、公務等で不在であっ

たため、秘書の方に説明をさせていただいております。

結果につきましてですが、県の提案に対する御理解や応援をいただくことが多いですけれども、今年度は提案内容を報道で先に知ったですとか、早期の情報提供ができないかといった御意見もあったところでございます。

以上でございます。

○木原委員＝以前は確かに前日に懇談会と称して、代議士、そして、我々も正副議長のときとか委員長のときとかに一緒にやっていました。コロナというものを経てこういう形になったと理解していいのかなと思いますけれども、令和五年度はちゃんとやっておられる。そういうことで、皆様方に入ってくる声と直接我々が国会議員から聞く内容とはやっぱり若干そごがあるんですよね。特に自民党というのは、御存じのように、朝食会というのを毎朝やっておられます、そういう大変多忙な中で急遽集まってくれ、そして、それぞれに先輩方が出かけている中で若い人たちが残って、野党の方々と一緒になると、ベテランがそろってらっしゃいますので、なかなか意見も言えないこともあったとか、そういういろんなことで懇談会をやめていただきたいみたいな話があったのかなとは思いますが、やはりその辺はきちっとつないでいただくような、そういう形になっていただければいいかと思います。

そして、事前に聞いていないというような話も若干私の耳には届いておりますので、次に移りますが、県選出国会議員との連携をスムーズに図るには、政策提案の内容について、いわゆる直前に情報提供をするだけでは私は十分ではないと思います。政策提案の内容を、やはり直前では駄目だと思うんですよ。先ほど政策総括監が言われました、聞いていないと、そういうことがやっぱりあっちゃ駄目なんですよね。そういうことで、現状の情報提供の方法、これを詳しく教えていただきたいと思っております。

○藤﨑政策総括監＝県選出国会議員への情報提供についてお答えいたします。

現状では、県選出国会議員への提案内容の情報提供というのがプレスリリースの後になっております。その上で政策提案の前までに説明を行うというスケジュールで現状やっております。

ただ、そういった御意見もあったことから、今回の御意見を参考に、今後の国会議員への情報提供のタイミングについては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○木原委員＝ありがとうございます。これから検討していただくということでぜひお願いいたします。私に届いた声では、やはりプレスリリースの前に聞いておかないと、各省庁から、これは説明の時、調整のとき言ったんですけれども、代議士、聞いていましたか、特に役職を持っている人たちなんかは、そういうふうに言われると、いや、そこで聞いていないというふうには言えないんですよね。やっぱりしっかりと事前にプレスリリースの前に言っておかないと、実はこういうことが本当に大事なんですよ。というのは、省庁の方々、やっぱり分かるんですよね。じゃ、県と代議士とは意思の疎通がうまくいっていないんじゃないかと、佐賀県はどうなっているんだというふうにやはりクエスチョンマークがついてしまうと駄目なんですよね。

そこのところを先ほど私が言いましたけれども、永田町に行かしてもらったときには、本当に繊細に、詳細にそういうところを詰めて、そして、敏感に動いていました。そういうところをやっぱり気にする人が結構多いんですよね。そういうところは、政策部長、やっぱり来年からは、今改善するというような、そういう検討をしたいということですから、ぜひやっていただきたい。

本当に今度の参議院選でどうなるか分かりませんけれども、やはりちゃんと今まで政権を担っていた自公、こういう先生方にはきっちりとお話をしていただいて、もちろん野党の方々と言うと失礼ですけども、ここにおられる立憲の

先生方とかにも本当にプレスリリースの前に、プレスの方には申し訳ないんですけど、しっかりと説明をお願いしたいということを申し添えておきたいと思います。

次に三番目に、県議会との連携ですね。

私思うに、よく本会議場でも二元代表制で県政の両輪の片方を担う県議会も連携してと、県政を担うという言葉がよく出てきますよね。そういう県議会も連携して政策提案するということは、私は大変重要なことだと思っております。

新型コロナが発生してから、県議会との連携が薄くなってきているんじゃないかなと。これは省庁から言われたという部分もあるかも分かりませんけど、やっぱりしっかりと二元代表制で一枚岩になっていると、執行部と国会と我々、二元代表制で、オール佐賀という形でやっているんだということをしっかり省庁に見せないと私はいけないと思うんですよ。

なぜこういう質問を私がしているかというと、実は政策行政懇談会というのが平成十七年度から始まったんですよね。これは原口元議長のときでした。新しく始められました。というのは、以前もあったんですけれども、国会議員と、そして皆さん方と、そして、以前あったときに、どうしても国会議員と正副議長と県とでは、やはりもう一つ、昔でいうと、味の素じゃないですけど、そういったものをかけないと、ぴりっとしないと、原口さんはずっと長く国のほうにおられましたので、そういうやはり勘といいますか、そういうものが働かれたと思います。

原口さんの時代、平成十七年六月七日ですけど、そのときに初めて実は正副議長プラス正副委員長を連れて政策提案をされているんですね。その次の議長が石丸さん、次が留守さん、次が石井さん、そして、その後は実は私でしたけれども、省庁に行くと、当然、時代は変わっているかも分かりませんけれども、我々県会議員も行くと、言い方は悪いですけれども、我々もいろんな形の中でつながっておりますので、省庁の方がぴりっとされるんですよね。そこのところをやはり原口さんも感じられて、正副委員長まで連れていこうと、議会の数を少し増やそうと、そういうことで始められたということ。その歴史というものを皆さん方ぜひお分かりをいただきたいと思っております。そういうことでこの質問をさせていただいております。

そこで一点目ですけども、時代の変遷というものがありますが、県議会との連携の意義、必要性というものを現時点の執行部ではどう考えているかということをお伺いいたします。

○藤﨑政策総括監＝県議会との連携についてお答えいたします。

執行部の提案活動に県議会から同行いただくことで、国に対しては、県と議会が連携をしているですとか、佐賀県としての一体感をアピールできる、そういった効果があるため、意義のあることだと考えております。

以上でございます。

○木原委員＝意義のあることであるならば、また元に戻していただいて、ぜひ充実を、やっぱり正副委員長になって同行することで勉強にもなるんですよね。そして、新たな力といいますか、県のために、県民のために、私もしっかりと頑張ろう、僕も頑張ろうと、そういうものが湧いてくるわけですから、県議会との連携、二元代表制、そしてオール県庁、オール佐賀という、そういうものを強めるためにも、今の言葉、ぜひ実行していただきたいと思っております。

そして二点目、それでは、最近三カ年の県議会への説明、協力依頼、この状況を簡単でいいですから説明してください。

○藤﨑政策総括監＝県議会への三カ年の説明状況についてお答えいたします。

まず、県議会への説明についてですが、プレスリリースをする前に、議長、副議長に対しまして、提案内容について直接説明をさせていただいております。その後、全議員に対しまして、政策提案の項目についてメールでお知らせをし

まして、提案書については机上配布を行っております。こちらもプレスリリース前に情報提供を行っているところでございます。

次に、県議会への協力依頼ですけれども、県議会に対しましては、提案活動への同行の協力を文書で依頼しております。令和五年につきましては、議長、副議長に対して依頼を行いましたが、令和六年以降については、議会の代表者として議長宛てに依頼をさせていただいております。

以上でございます。

○木原委員＝令和五年度、令和六年度からそういう形の中で、代表者である議長のみに依頼を出しているということですけど、そういったふうにした理由というのをちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○藤﨑政策総括監＝議会への通知の宛名の変更の理由についてお答えいたします。

まず、少し前から経緯を説明させていただきますと、令和二年度、新型コロナウイルスがはやった時期からちょっと遡らせていただきますけれども、令和二年度から令和四年度にかけてはコロナの影響もありまして、執行部側も人数を絞ったり、年度によっては郵送提案を行ったりというふうにして政策提案を行ってまいりました。議会の動向についても、議長、副議長に絞って依頼をさせていただきました。令和五年度になりまして、新型コロナウイルス感染症が五類感染症へ移行しましたため、コロナ禍前の体制に戻しまして、議長、副議長については知事提案への同行、正副委員長については部局長提案への同行を再開いたしました。

しかし、コロナ禍を経まして、省庁側からは引き続き少人数での提案活動を求められたことですとか、省庁側のセキュリティー強化などもございました。そのため、令和六年度以降は、政策提案の同行者については、できるだけ人数を絞る必要があったため、知事提案のみ、議会の代表者として議長に同行をお願いした次第でございます。そのため、正副委員長にはお願いをしなかったという状況でございます。

以上でございます。

○木原委員＝実はそういう理由ですよね。いわゆる令和五年度までは先ほど言われたように、ある程度やった、コロナが明けてからということですけど、令和六年度、令和七年度、省庁からの依頼というか、お願いもあってということですけど、私が聞くところによると、やっぱりそれはそれとして、そういう形でやっているところもあるけれども、本当に真剣に、特に佐賀の場合、国策で向き合わなきゃならない問題がたくさんあるんですよ。他県の、たくさん首長さんたちを知っておりますけれども、他県の人たちは、やっぱり、先ほど言った県、そして、正副議長、議会、一緒になってやっぱり来ていると、佐賀県は何をやっているんだみたいな、省庁から逆に言われるときもあるんですよね。本気度をはかる、我々はそこではかることもあるので頑張ってくださいと逆に言われることもありますので、やはり再考をお願いしたいと思っております。

私が言わんとすることは、皆さん方、御理解をいただけると思いますので、繰り返し申し上げますけれども、やはり我々は、皆さん方、執行部と我々は二元代表制ということで考えております。そういう意味からも、例えば、昔は係長さんまで行ったという時代もありましたよね。それであんまりぞろぞろ行っているような節があったのでということも聞き及んでおりますが、そこはそこで、執行部のことは僕もよく分かりませんけれども、やはり議会は正副議長プラス正副委員長、計十名、これを必ず政策部長、来年からはやっていただきたい、ぜひお願いをしておきます。

それでは、次の政策提案の内容ということであります。

先ほど言いました百三十五の提案項目の中に、ちょっと一点だけ気になる点があって申し上げますが、いわゆる「政治分野における男女共同参画の推進」

という項目であります。これは昨年、令和六年度が新規ということで、これも知事提案ということでもって行っておられます。ここに令和六年度と令和七年度の違いがありますけれども、ほとんど変わっておりません。変わっているのは、「参考国フランスの県議会議員選挙『パリテ二人組投票』」というやつと、「導入時の懸念」、「導入後の成果」という、懸念と成果が入っている点だと思いますけれども、いわゆる「政治分野における男女共同参画の推進」というこの政策提案の趣旨、これをまず聞かせていただきたいと思います。

○藤﨑政策総括監＝政策提案の趣旨についてお答えいたします。

まず、今回の提案ですが、政治分野における男女間格差の解消に向けて、例えばクオータ制など、実効性のある取組の検討が必要ではないかという趣旨で提案をいたしました。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」には、議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になること、また、国、地方公共団体の責務として必要な施策を策定し、実施する責務を有するなどが規定されてございます。一方、法律が制定されても現状は異なることから、問題提起という観点から政策提案をしたものでございます。

なお、フランスの県議会を事例として提案書に記載したのは、県議会選挙ということに着目したものではなく、ドラスティックな改革をして成果を上げた事例として、誰にとっても分かりやすい事例であったということから参考にしたものでございます。

以上でございます。

○木原委員＝ありがとうございます。私は、いわゆる女性の政治への参画というのは大いに結構だと思っております。私も女の子三人の親ですから、うちの子供たちはそういうところには絶対行かないと思いますが、私を見ているから。女性の政治参加というのは本当に大いにやっていただいたが僕はいいと思うんです。だから、この政策提案について云々と言っているんじゃないですけれども、これは勉強会のときも指摘しましたけれども、やっぱり文言なんですよね。「制度導入時」、令和六年度はそうなっている、令和七年度は「制度導入時の懸念」、これは両方とも読みますよ。懸念の部分で、「むやみに女性を増やして政治の質を下げる」、「立候補できる女性がいない」、ここはいいんですけど、「むやみに女性を増やして政治の質を下げる」と、この言葉をもって知事が政策提案をするという、そこはいかがなものかと私は思います。

これは私、どこから出ているかと僕も確認をしました。そのとき、そこにはいわゆる発案者のコメントということで、こういう文言が載っています。これをそのままあなた方は引用されたと私は思っております。しかしながら、その発案者のコメントを引用して、このまま載せて知事に持っていかせるというのは、本当にいかがなものかなと。やっぱりびっくりしますよね。むやみに女性を増やして政治の質を下げるなんていう言葉は、これはやはりこの提案時、精査した時点でこの言葉が不適切であるとか、違和感はなかったのかということをちょっと再度お伺いさせていただきたいと思います。

○藤﨑政策総括監＝政策提案の中身についてお答えいたします。

まず、こちらに記載しています懸念と成果については、フランスの事例を参考にしておりますので、その部分を取ってきたということでございます。

これをそのまま記載することについてということですけれども、フランスの県議会での御意見であり、もともとこういう懸念があったことが、女性が多く投票することで政策的に充実した効果になったということなので、これを記載することについての問題点はないと考えております。

以上でございます。

○木原委員＝やっぱり完全な見解の相違だと思いますね。私はフランスにはあまり行ったことがないので、よく分かりませんけれども、そういうお国柄とい

うのがここで出ていますが、今、確かに日本でもいろんな問題が出ております。分からないではないんですけれども、古いと言われればそうかも分かりませんが、私は政策総括監、これはそのまま載せるというのは本当にいかがなものかと思いますよ。もうちょっと、失礼な言い方ですけど、そこの県議会の発案者が言ったことをコピペされているということでしょうけれども、私が言いたいのは、この言葉を持って、知事が省庁に出向くということなんですよ。ああ、佐賀県はこういうふうに思っているのかというふうに誤解されると困るんじゃないかなと思います。多くは言いません。言ってもまた見解の相違になると思いますので、ぜひそこのところはもう一遍皆さん方で話し合いをしてください。トップが、いや、これでいいよという形になればそのままなんでしょうけれども、やはりこういう意見があったよということは皆さん方ぜひ持ち帰ってお話し合いをしていただいて、本当に皆さん方だけじゃなく、いろんなところに聞き及んで、こんな言葉でよかったのかなと、いわゆる第三者の御意見なんかも聞いていただきたいなということを申し添えて、この質問は終わります。

そして、よりよい、それから今後の政策提案ですね。とにかくこの政策提案というものは、私はやめられないし、必ずやらなければならない、そういうふうに思っていますので、いわゆる県や県民の声を国政に届ける役割を担っているわけですから、県議会、県出の国会議員の皆さん、そして二元代表制で県政の両輪の片方を担う県議会と我々連携しながら、オール佐賀で取り組んでいかなければならないと考えておりますけれども、今後の政策提案をどのように進めていくのか、政策総括監、どうぞ最後を締めてください。

○藤﨑政策総括監＝今後の政策提案についてお答えいたします。

政策提案は、現場での問題意識ですとか、国全体を俯瞰する視点等を取り入れた内容となっておりまして、国の施策として取り組んでいただきたいことを提案しているものでございます。執行部だけでなく、県選出国会議員、県議会と連携することは、佐賀県が一体となって提案を行っていると受け止めていただき、より効果的な提案につながるものと考えております。また、特に県選出国会議員は国政の場で政策決定に携われていることから、提案活動で連携することで政策提案がより効果的になるものとも考えております。人数制限の問題ですとか、スケジュールをどうするかといったような問題もありますけれども、こうしたことを念頭に置きまして、来年度に向けて、よりよい政策提案を実現するために、より効果的な方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○木原委員＝この問題は政策部長には聞きません。政策総括監ありがとうございました。今言われたようなことをぜひ実現していただきたい。そして、本当によりよい政策活動、政策提案になるように、それこそ僕はいつも言いますけど、県民の血税を使って、県民の皆さんのために行くわけですから、よろしくお願い申し上げます。

○中村委員長＝暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開します。

午前十一時五十分　休憩

午後一時　開議

○徳光副委員長＝これより委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○木原委員＝皆さん、引き続きよろしくお願いをいたします。

早速第二問目に入っていきます。県立大学についてでございます。

実は大学進学者の県外流出防止ということを挙げておりますけど、先ほども一ノ瀬委員から御質問があっていましたが、県立大学が確かにああいう形で盛り上がっていることも事実でありますし、実は何カ月か前に令和六年度の出生率が出ました。全国六十八万六千六十一人、実は全国で七十万人を切っているわけですね。衝撃的でございました。そして、佐賀は何と五千人を切っているわけです。四千八百二十四人。本当に私の周りではこういう数字を見て本当に大丈夫なのかという話を持ってこられる方がたくさんおられます。

まだ新しい数字出ていませんけれども、二月の議会でも質問しましたが、まだ賛成が四七％、これは山口学長予定者も四七％はいい数字だとおっしゃっておりますが、佐賀に目を落としてみますと、質問聴取担当の島松さんが取ってくれましたけれども、二〇二四年がさっき言いました四千八百二十四人、そして、遡ること六年前、二〇一九年、令和元年、これは実は六千人を上回って六千二百三十一人。皆さん方すぐ計算できると思いますけど、この差が千四百七人。六年間で生まれてくる子供の数が既に千五百人にならんとする数が減っているわけですよね。

そういうのを見ていると、やっぱり県民の皆さん方の御懸念というのも分からんでもないなと。それで、そういう方々もいらっしゃるということでありますので、私もそちらの皆さん方のお声をやっぱりきちんと届けないといけないということで質問したいと思いますし、出生率とか合計特殊出生率とかいうのは、いつも県が言われるように、確かに出生率なんかは上位で全国順位七位、合計特殊出生率は六位で一・四一。一・四一というのは一足す一が二になっていないんですよね。これは本当に残念な結果ですけれども、やはり毎年減っていると。

そして、今年生まれた子供たちが十八年後、いわゆる大学に入るとき、国全体の過去の十年間で割ると大体三・五％減少していくと。実は佐賀県だと四・二％になっていますけども、その三・五％を四千八百二十四人に順次掛けると、十八年後に何と二千五百七十五人になるんですね。それこそ今の半分、そういうふうな数字になってしまいます。

だから、本当によっぽどしっかりやっていかないといけないし、そして、何よりも、先ほど言いました四七％の賛成しかないと、それこそ県を挙げてやりたい、取り組みたいという事業はやっぱり県民の皆さん方ほとんどが一緒にやりましょうよという機運を醸成していかなきゃならないと私は思っておりますけど、その努力がやはり足らない、私はそう思うんですね。それはやっぱりしっかりやっていかなきゃ、皆さん方ね、その努力が足らない。是々非々という立場で私は質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの質問は、この辺の、それこそトップランナーとしての質問だったと思います。私はどうしてもそういう方々の声を聞くと、そもそも論といいますか、もう一回原点に返ってという質問にどうしてもなってしまいます。

ということで、令和五年二月に基本的な考え方が示されたわけでございますけれども、その中で「大学進学時の県外流出防止」と「地域産業を担う実践的中核人材の育成」というのが実はこの基本的な考え方に記されております。しかしながら、その目的に対して肝腎の目標というものが示されてはおりません。私は、一般的にある政策目標を達成するためには、その目的に関連して、この部分の水準をこういうレベルにしたいとか、あるいはこの数値をここまで持っていきたいという目標を設定して、その目標を達成するために有効ないわゆる

手段、つまり、事業を費用対効果、ＢバイＣを図りながら企画していくものだと、そういうふうに思っております。

この県立大学構想の場合は、政策目的は示されているものの、その目標を示さないまま、その手段として県立大学を設置したいということに私はどうしても結論づけられているんじゃないかなというふうにずっと思っているわけです。これは非常に不可解なことであると。そういうことで、目標が定まっていなければ、どのような手段、あるいは事業が必要になるかは、私は検討できないんじゃないかなというふうに思っております。

例えが悪いんですけど、魚がそこに十匹いると、これを取るのと、じゃ、もっと大きく海に出て十万匹取ろうと、そのための手段というのは、皆さん考えると、全然異なるわけですよ。そういうことを考えると、やっぱりおかしいなと私の頭の中にはあります。

つまり、県外流出をどの程度にすれば県外流出が止まったと考えられるのか、どの程度の卒業生が県内企業に就職すれば地域産業を担う人材を育成していると考えられるのか、そこが県として定まっていなければ、どのような手段が必要なのか、あるいは妥当なのか、検討のしようがないじゃないかというのが私の思いです。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきたい。

大学進学時の県外流出防止の目標、現状毎年三千人、これは数値も出していただきました、令和六年で進学者数が三千三百五十九人のうち県外進学が二千七百七十一人です。確かに約三千人ほどが大学進学時に流出をしていることは事実です。

ということですが、県としてこの県外流出をどの程度に抑えたいと考えているのか、まず、お伺いをさせていただきたいと思います。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

まず、大学設置の目的、これは一つではなくて様々あるということでございます。

大学進学時の選択肢の確保、人手不足が続きます産業界など各方面におけます人材確保の対応、それから、大学間の連携ですとか、大学と産業界との連携、こういったことを重層化して、新たなサービスですとか付加価値などイノベーションを創出すること、こういった様々なことを目的としているというところでございます。

その上で、大学進学時の選択肢の確保という点でございますが、委員からもありましたように、およそ三千五百人が大学に進学しておよそ三千人が県外の大学に進学しているという状況でございます。

今、定員を二百から三百というふうにしておりますけども、そういった県立大学を開学して、仮に入学者の半数以上が県内出身で県内に就職するということだとしても、大学進学時の県外への流出というのはその数減るというところで、流出の傾向自体は変わらないというふうに思っております。

つまるところで申し上げますと、佐賀県も大学の数が圧倒的に不足をしております。ただ、現実に大学を新設するという際には、いきなりゼロから複数の学部を持つ大学をつくるということは困難だと思っておりまして、今回、一学部二百人から三百人の定員の県立大学の開学というのを提案しているところでございます。

以上でございます。

○木原委員＝ありがとうございましたというか、私が聞きたかったのは、県外流出をどの程度に抑えたいと、そういうことですけど、やっぱりなかなかその数字というのは出てこないですね。中島政策企画監が言われるのはよく分かるんですよ。もちろん今までもずっと何回も聞いてきたことですから。しかし、私が言っているのは、じゃ、果たして県外流出をどの程度に抑えたいんだと。

そこの数値が見えてこないからちょっとおかしいんじゃないかと。そこの数値は出ないんですか。ちょっと確認のためにもう一回聞きます。

○中島政策企画監＝大学進学時の選択肢の確保というところにつきましての目標の数値はございません。

以上でございます。

○木原委員＝やっぱりそうですね。そこの数値はないということですね。分かりました。

じゃ、次に行きます。県立大学が最適とした理由ということですが、ほかの手法もあるというふうに思っているんですね。いろいろ今まで我々、こういうこともあるんじゃないかということで質問してきましたが、じゃ、県外流出を抑えるためには、なぜこの県立大学設置がいわゆる最適解と判断されたのかどうかということもお聞かせをいただきたいと、お願いいたします。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

まず、佐賀県におきましては、高等教育の分野でほかの県にない特殊な環境にあるというふうに思っております。全ての都道府県の中で比べましても、大学の数が二つということで最も少ない状況でございますし、加えまして、他県では標準となっております公立大学がないという状況でございます。

若年者の大学進学率、これは年々上昇しております。それに加えまして、新たな時代に知識をアップデートしようとする社会人の学び直しといった点ですとか、あるいは自社の商品やサービス、こういったことの付加価値を上げるための産学連携、こういったのが当たり前になっているということで考えております。全国的に見て、大学の数が圧倒的に不足をしているという佐賀県の状況に強い危機感を感じているところでございます。危機感を持っているところでございます。

先ほど申し上げましたように、大学の設置の目的は一つではなく、多々あります。進学時の選択肢の確保、産業界などの人材確保の対応などあります。今、私たちもほかの部局も含めまして、いろんな事業を考えております。例えば、私立大学の支援ですとか、奨学金の創設、そういったことで、一つ一つのことについて対応できるものもあると思います。そういったことについては事業化もしておりますし、予算化もやっております。ただ、それらだけで構造的な要因を解消するのは困難というふうに思っております。大学という機能が圧倒的に不足しているといいます佐賀県が抱える状況、これを解消するためには、後ればせながらではありますが、他県で標準となっております県立大学の設置、これが最適というふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○木原委員＝今のは確認の意味ということですが、いわゆる大学の数が圧倒的に少ないと。二個しかないということですね。佐大と西九州大学と。そして、公立大学がないという、そういうことであって、県立大学が最適だと判断したというふうに理解をしておきます。これは何回も聞いていることですけれども、とにかくいろいろなことをやって、例えば、民業圧迫、それからリスキリング、学び直しについて、僕はいつか質問したけど、やっぱり佐大ですぐできることだと思うんですね。佐賀大学をそういう形でやっていけば、今からでも学び直しはできる。それをあえて県立大学、あと四年後まで待つ必要があるのかなと。そういうふうにも思いますし、これも質問したけど、民業圧迫にならないようにしとってくださいよと。これもそういう中から出てきたのかなと思うし、奨学金支援制度も今度、企業から奨学金支援と。これも我々提案させていただいた、ただ、そういう形の中で、後追いという形で一つ一つそれをやっていかれるということはよく分かりますけれども、そういうものがさっき言ったように全県下の皆さん方に本当に届くようにぜひやっていただきたい。

そして、三番目に移ります。定数の考え方についてですが、今るる言われた

このことに対して、僕は目標というか、それを聞きたかったんですが、出てこないんですが、入学者の定員を二百人から三百人と。これを妥当とした、いわゆる考え方、これをお示しいただきたいと思います。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

定数の数でございますが、申し上げましたように、圧倒的に足りていないというところでございますので、学部定員はできるだけ多くという思いはございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、いきなり複数の学部を持つというのはもちろん困難だというふうに思っております。

他県の公立大学の学生数、最初つくるときにこのぐらいの規模でつくるという例もございましたので、そういったところを参考にして、この二百人から三百人というところを設定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○木原委員＝他大学を参考にしてですね。初期投資の二百億円と、そういう数値も頭の中にあったのかと思いますけれども、最終的には他大学を参考にしてということでよろしいんですね。

次に、地域産業を担う実践的中核人材の育成のほうに移っていきます。

地域産業を担う実践的な中核人材の育成についても、私から言わせると目標というものが示されていないんじゃないかと。

そこで、一点目ですけれども、県内企業の大卒者の採用状況ですけど、そもそも県内企業はどのくらいの大卒者を採用しておられるのか。そのうちの県内出身者の数、割合というものを再度示していただきたいと思います。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

県内企業の大卒者の採用の状況、このことにつきましてのデータというのはございませんでした。ただ、現状どういうことかということで加えさせていただきますと、令和七年三月の県内大学の卒業生への県内企業の求人状況というのを調べましたところ、佐賀大学におきましては、就職者七百四十九人に対しまして三千三百三十六件の求人。西九州大学は、就職者四百二十四人に対して八百五件の求人があってございます。今、件数で申し上げましたけれども、一件当たり複数人数をというところもございますので、実際はこの件数より多い求人があっているところでございます。

そういったことでございまして、県内企業の大卒者への求人ニーズ、これは高いというふうに言えると思います。

加えまして、令和五年十二月、それから昨年、令和六年九月に経済界から要望書が出されております。それを見ましても、人手不足の解消につながる人材確保の推進というのも求められておりまして、それは引き続き重要課題というふうに認識をしております。人口減少局面というのは変わることはないというふうに思っておりますので、今後もこの状況は続いていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○木原委員＝委員長、すみません、ちょっと私、聞き漏らしたかも分からんけど、今、佐大は求人数を言われましたよね、求人状況。令和七年三月、今年の三月、七百九十四分の三千三百三十六というふうに言われましたね。（「七百四十九」と呼ぶ者あり）七百四十九ですね。これはいわゆる県内からですか、この三千三百三十六というのは。県内からそれだけ来ているということですね。西九州大学も四百二十四に対して八百五来ているということ、その理解ですね。分かりました。

とにかく今は売手市場ということで、そういう形になっていると思います。で、この数が歩留まりですよね。歩留まり、そこまでは調べている。これだけ求人数が来ていて、佐賀県内にどれだけ就職してくれたのかという数字は持っていますか。

○中島政策企画監＝今の県内での就職者というところでいきますと、佐賀大学で百八十人、西九州大学で百六十五人ということでございます。

以上です。

○木原委員＝そうですね、やっぱりね。佐大で二百人切って、百八十人、西九州大学で百六十五人か、三千三百三十六人ある中で百八十人、ほとんどの方は七百四十九人ですから、やっぱり県外に結構出ていますよね。ということになるよね。

これは全体的にすると、そうなると出口戦略も考えないといけないよね、きちっとね。県立大学をつくるに当たっては、我々が言っているように、やっぱり受け皿というものを、最後に聞こうと思うけど、ファンド等々を今度やろうとされていますけれども、今はいい、確かに景気がよくてね。これから本当にトランプ関税とか、いろんなイスラエルとイランの戦争とか、一応今のところは停戦しているけれども、本当に世界情勢が戦後八十年たってどうなるか分からない中で、今までみたいな売手市場ばっかりという時代は来ない。やっぱり就職氷河期というのがまた来る可能性はありますよね。そういうときに備えて、しっかりと県内の出口戦略、受け皿を、それは今からつくっていく中で企業といろんな連携をしながらやっていくというふうなことだと思うんですけれども、そこをしっかりやっとってもらわないと本当にいけないのかなと思います。

で、これも僕はちょっと聞き漏らして申し訳ないんですけど、そのうちの県内出身者の数というのを、再度その割合というのをちょっとごめんなさい、確認でもう一回教えてください。

○中島政策企画監＝今、県内就職者の数でよろしかったでしょうか。（「いや、出身者。採用してもらっている、県内で就職した数のうちの中に県内が何人いるのかという、そういう把握はされていますか」と木原委員呼ぶ）最初に申し上げましたが、そのデータ自体は存在がないということです。していないです。

以上です。

○木原委員＝そういうこともこれからぜひ取ってください、佐大と合わせて。いやいや、本当本当、そういうーんという顔じゃなくて、やっぱり佐大と連携しているどうのこうのとよく言われますが、西九州大学も今度三億円という予算計上もされていますし、じゃ、県内で働いて、いわゆる採用していただいた子供たちが、学生さんたちが、そのうち県内出身者は何人いるのか。その割合は何人、どれぐらいなのかというのは、私は非常に重要な数字だと思いますよ。そこがないというのはやっぱりいけない。早速、佐大、西九州大学に行って、ぜひ調べとってください。お願いいたします。

次に行きますけどね、ないなら仕方ないので。

それから県立大学の卒業者の県内就職の目標ですよね。県内出身者の数、割合がない中で、この質問ってちょっとどうかなと思うけれども、じゃ、あなたたちは県内に何人ぐらい卒業者、いわゆる県立大学の卒業者二百人から三百人のうちの何人ぐらいを県内の企業に就職をさせよう、してもらいたいと思っているのかということをお伺いします。

○中島政策企画監＝お答えいたします。先ほどの答弁の補足をさせていただきます。

まず、佐賀大学につきましては、そもそも県外の出身者の方が多いところです。およそ四分の三は県外の方が入学しているという状況でございます。その中で、卒業時に佐賀県出身者がどのくらい県内に就職しているかといいますと、県内出身者でいきますと二百三十二人が就職していて、そのうちの県内就職者百三十一人、割合にしますと五六・五％になりますが、そのぐらいがということでございます。県内出身であることというのも重要な要素だと思っております。

県立大学、半分以上は県内からと思っておりますので、そういったところからいくと、おのずとというか、県内の企業に興味を持っていただける学生も増えていくというふうに考えているところでございます。

お尋ねのところでございますが、県内の就職率、そこを上げるということだけが目的ではないというふうには思っておりますけれども、今ほかの公立大学の状況を見ますと、同一県内の就職率は大体四一％、過去の状況を見ましても大体四〇から四五％で推移をしているところでございます。

県立大学におきましては、実際、午前中の答弁を申し上げましたけれども、課題解決型学習の中で県内様々なところで課題解決をするというところで、企業を知ってもらうという機会も増やしたいと思います。

キャリアセンター、就職の窓口も県が行っております就職支援と、そういったものと連携をして行っていきたいというふうに思っておりまして、多くの学生に県内で働きたいというふうな思いを持っていただきたいと思っております。

今の時点で具体的な目標というのがございませんが、今申し上げましたような他県の状況、これは上回るところというのを目指していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○木原委員＝政策企画監ありがとうございます。

いわゆる他県の状況で、県内には四〇から四五％残っているということで、確かに午前中の質問にあったように、課題解決型学習というものを目指すキャリアセンター等々、それはよく分かります。そういう意味では、それもちょっと一つ気になったのが、たしか学長予定者の山口さんが、県立大学に入れる数というのは、私立、公立合わせて県内から七〇％みたいな数字は言わなかったかな、どこかの特別委員会で言わなかったかな。今五〇％というふうに政策企画監は答えたけど、どっちが本当なのか、ちょっとそこだけ確認。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

先ほど答弁差し上げましたのは、県立大学の卒業者が県内の就職にどのぐらい行くかというところでございます。特別委員会で山口学長予定者がおっしゃったのは、県立大学の入学者の割合の話で、県内出身者は六割から七割ぐらいになるのかなということの答弁をされたというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○木原委員＝分かりました。そしたら次に行きましょうね。

地域産業を担う中核的人材の育成の達成要件ということを伺いますが、県内企業全体で必要な大卒者を、県立大学の卒業生で埋めようと考えておられると思うけれども、足りない部分は必ず出てくると思うんですね。それでも足りない部分、そういったものはどのように埋めていこうと思っておられるのかということを教えてください。お願いします。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

まず、県立大学の設置目的は、産業人材の確保のみならず多岐にわたるというところではございますが、その上で申し上げますと、県立大学におきましては地域産業を担う中核的人材の育成、これは人材を育成するというところをやっていきたいと思っております。

県立大学でございますので、県が持つ素材ですとかネットワーク、そういったことも活用いたしますし、県政の課題とその課題解決型学習というのをリンクさせるということもできるかと思います。そういったことをやりながら、県立大学だからこその学びを実現して、実際人材を育成していきたいというふうに思っております。

加えまして、もちろん産業労働部が行っている事業、これも大切でございま

す。地場の企業が盛り上がったりとか、ほかの地域から誘致企業に加わっていただくということもございますし、人材としてはＵＪＩの方も関わっていただくということも大事です。そういった事業者、企業、あるいは人という中に混じり合って、県大の卒業生もそこに混じって、共に成長していくということが地域産業の発展につながるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○木原委員＝言っていることは分からんじゃないけどね。うーんという部分が、やり取りでもなかなか難しい部分があったからね、本当にこういうことをやりましょう、どんどん進めていきましょうという質問、答弁というのは本当にやりやすいんだけど、冒頭言ったように、四七％の人たちの声、そういうものをやっぱり私たちは同じ県民として伝えなきゃならない。そういう中で今質問しているんだけど、なかなかかみ合わない部分があるなと、この質問をやっていて思いますよ。

まず、やっぱりなぜ目標がないのかなと。そして、政策目的として挙げているんなら、この程度にしたいと、そういったものがあってしかるべきなのになとか、それから、実態も分からない中で、今おぼろげながら少し皆さん方がやっているけど、まず、私たちがぽんと出されて全く実態が分からない中で、政策提案というか、そういったものが、説明責任、政策立案をしたのかなという思いが、まだやっぱり今のやり取りでもなかなかすとんと落ちない。落ちる方もいらっしゃるかも分からないけれども、私のここには落ちない、残念ながら。

本当に私が思うに、血税を払っていただいている、初期投資で二百億円という、その血税を払う県民の方々に対して、今の質問のやり取りの状況の中では、私自身説明責任を果たしていけないんじゃないかなと、本当に残念ながら私はそういうふうに思います。もっともっとこれから、一般質問というのは時間の制限もあるのでなかなか聞けないし、しかし、トップに聞けるという利点はあるけど、この委員会というのは時間制限等はあんまりないし、そして、こういう細部をずっと聞けるという利点はあるけど、それでもなかなかやっぱりこの問題については難しいのかなと、そういうふうに思います。

それで、やり取りの中では出てこなかったけど、お伺いいたしますけど、政策評価担当の政策監さんはどなたですかね。政策評価担当の政策監さんはいらっしゃいますか。じゃ、ちょっとすみません、よろしいですか。あなたですね、違うでしょう。

○徳光副委員長＝座ってください。まだ質問されていないので。

○木原委員＝いいんですか。じゃ、聞きますけど、県では政策評価の際に政策目標を数字で表すというふうにしていますよね。ＫＰＩとかそういう手法を使って、いわゆるこの県立大学の成果目標というのがどうなっているのかということを教えてください。今やり取りしていてなかなかすとんと落ちないので、そこの部分をちょっと聞きたいなと思っています。

○佐保政策企画監＝お答えいたします。

今現在、県立大学校につきましては設立ということを検討している段階かと考えておりますので、今、数値目標といったものは政策指標としてはないものと考えております。

以上でございます。

○木原委員＝佐保さんね、今度、次も聞くのにありがとう、ありがとう、突然で。

そういうことで、じゃ、佐保さんじゃなくて今度は部長ね、やっぱりトップに聞いておかなきゃいけないけど、数値目標というのがない、今やっている段階だからないと。そういうのも分かるけれども、しかし、政策評価の責任者ですよね、あなたは、政策部長さんは。やっぱり政策評価においても、県立大学において数値目標というものを私は示していく必要があるんじゃないかなと、

最初からそういうふうに思うんだけど、その辺のところの答弁をお願いします。

◎前田政策部長＝県立大学に関して具体的な数値目標をということでの御質問でございますが、先ほど中島企画監のほうから御答弁申し上げたとおり、県立大学については様々な効果というものを期待しているものでございます。その一つ一つに具体的な指標を設けて、それを総合的に判断するということはなかなか難しい面がございまして、特にこの数値目標に関しては、例えば、福祉事業とか、こういう教育に関する事業というのはなかなか難しい面はあろうかと思いますので、何かほかの事業と同じように、具体的に何人を上回ればそれで達成とか未達であるとかというような評価というのはなかなかそぐわない部分があるのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○**木原委員**＝執行部の考えではそういう考え。私はやっぱりきちっと成果目標というか、そういったものを出していく、数値目標、ＫＰＩというものを今皆さん方はやっていらっしゃるから、と思うんですけど、ここはまた議論をしていきましょう。長くかかると思いますんでね。

しかしやっぱりね、突然の質問だったからそういう答えになってくるのかなと思いますが、目標数値もなければ数字も置かないというのははっきりしないなというのが今の私の心境です。

そういう中で、大学をつくりたいというのはよく分かる。大学をつくりたいと皆さん方が考えている。しかし、それはやっぱりね、トップが我々に示したように、公約という中で出してきたものに対して、これはもう仕方ないよね、皆さん方は、ある意味ね。そこの目標に対して突き進んでいるのかな。じゃ、そっちのほうであって、県民の血税を使う、血税をいただいている県民のほうに向いているのかどうか。じゃ、それは今からやっていきます、今から詰めていきますという、本当にそれでいいのかなと私は思うんですね。

だから、最初に言ったように、大学が足らない、公立大学がない、そういうところを除いても、県民の機運の醸成というものがなかなか沸いてこないのは、私が今言った数値目標とか、そういったものがやっぱり示されていない部分にあるのかなと、そういう気がするんでね。右向け右というふうじゃなくて、やっぱりちゃんと議論を庁内でしながらも、よりよい方向に持っていかなきゃ駄目ですよ。皆さん方には、多分、恨まれると思う、常に恨まれていますけれども、しかし私は、そういうふうに思う県民の代表である。四年に一遍、我々はきちっとそういう試練を受けてきているわけですから。特に佐賀市、佐賀市は今度県立大学があそこのところにできるということもあって、やっぱり市民の皆さん方の関心がある。あるからこそ、本当にやっぱりね、皆さん方が思うところと私が思うところをやっぱりもっと詰めていきましょう。はい。よろしくお願いします。もうこれ以上言いません。

それで次に、県民への周知、これはさらっといきますね。私、二月議会で御意見箱とか、それから、県民説明会というのを開催しないのかと――学長予定者の山口さんが、この前、唐津西高とか回って、今度もいろいろやって、そういう高校生向けにやっていただいているのは十分分かっていますけれども、そして、各世代いろいろあるからＳＮＳとか使って今からやっていく、それも十分分かるけれども、やはり目安箱というか、意見箱というのは反対意見が結構入ってくるんです、原発でやったときのように。そういう意見も拾い集めて生かしていくということを考えにゃ、いや、やっていますよということになる、そういうことが来るかどうか分からんけど、僕には、うーんという気がするから、やっぱり反対意見も素直に聞いて、そして、それをどう県民に伝えていくかということはやっぱり必要ですよ。そのためには、県民説明会というのもどこかでもう一回開かなきゃいけない。あと一回か二回ね、そういうふうに思いますけれども、いかがですか。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

委員、今御発言ございましたし、さきの二月議会でもそういう御発言をいただいたと思います。

県立大学の意義をどのように届けていくかというのは、とても大事だと思っております。そういうこともございまして、いろいろ考えております。来月にはシンポジウムを計画しております。県立大学の検討状況、山口リーダーが御説明するというのと併せまして、民間の方々とのパネルディスカッションなども行っていきたいと思っております。説明会という名称を使っておりませんけれども、様々な場面でその検討状況をお伝えしているというふうに思っております。

引き続き、工夫をしながら周知広報していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○木原委員＝ぜひお願いいたします。何回も繰り返しますけど、やっぱり二百億円というのは、初期投資としては相当大きい額ですから、よろしくお願いします。

最後、ファンドの設置というのが、突然、下田議員の質問のときに出てきたんですけれども、えっと思って、ああ、そういうことを考えているのかなということで質問しますけどね。

このファンド、どのくらいの額で、どのくらいの企業に参加してほしいと思っておられるのか、現時点ね。そして、いつぐらいの時期から始めようと思っておられるかということをお伺いさせていただきたい。よろしくお願いします。

○中島政策企画監＝お答えいたします。

下田議員の一般質問、それに対する知事答弁の中で、ファンドについての発言がありました。それにつきましては、民間からの出資ですとか寄附、こういった受け皿を大学として準備しておくという趣旨であったかと理解しております。額ですとか企業数というのをイメージしているものではございません。学生を応援したいという思い、そういう志のある方に協力をしていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○木原委員＝いわゆる企業版ふるさと納税とか、そういう形かな。クラウドファンディングとかいう形じゃなくてね。そういう形でイメージしておけばいいのかな。これからということですね。庁内で議論をしていくというふうに理解をさせていただきます。県立大学については、これで終わります。もっと今からも議論を重ねていきましょう。

それでは問三、佐賀市の中核市への移行についてお伺いをさせていただきます。

私、先ほども言いました佐賀市の出身ですから、佐賀市の市長がこの前の新聞に中核市を目指したいと、山口知事はクエスチョンマークをされている中で、堂々とああいう形で言われたということに対して、やはり住民である私は応援をしたい、そういうふうに思っておりますし、このことについて坂井市長と全く話したこともないんですけれども、私の同級生の市議会議員が、今、中核市の特別委員長とかやっていますので、そういういろんなほかの議員にも話を聞いて、やはり中核市を目指したいという声が多かったので取り上げさせていただきました。

これは古賀陽三議員の一般質問で、保健所機能の市への移管、これを課題として挙げられた上で、県民、市民にどのように住民サービスの向上を図るのか、危機管理など多面的に、さらに議論を深める必要があると、引き続き佐賀市と意見交換をしたいと、そういうふうに答弁をしましたね。

そして、佐賀市が中核市の指定を受けるためには、最終的に、実は我々県議

会の議決が要るんですね。これが必要になるので、県議会としても、まずは概要、特例市というのもちょっとありましたけど、これも唐突だったんですが、中核市で二十万人以上、政令都市で五十万人以上、これくらいの数でこれぐらいだということはある程度分かっておられると思うんですけれども、本当に中核市というその概念、そういったものはどういったものがあるか、中核市とはどのような制度になるかというのを、まず確認のためにお伺いを、市町支援課長さんにお願いいたします。

○矢川市町支援課長＝中核市の制度についてお答えいたします。

総務省によりますと、地方自治法に定められた都市制度の一つでございます。先ほど委員おっしゃったとおり、人口二十万人以上であることを要件に、県が行う事務を移譲し、できる限り住民に身近なところで行政サービスを行うことができるようにするものでございます。県から中核市に移譲される事務は、県が処理したほうが効率的な事務を除いたものとされております。

なお、委員おっしゃったとおり、市が中核市の指定を申し出る場合には、知事の同意と県議会の議決が必要となっております。

以上でございます。

○木原委員＝ありがとうございました。そういうことですね。

それで以前、これも確認ですけれども、佐賀市が指定された特例市と中核市の違い、これはどういったところなのかということをまた聞かせてください。

○矢川市町支援課長＝中核市と特例市の違いについてお答えいたします。

特例市については、県から移譲される主な事務につきましては、環境保全行政に係る事務と都市計画に係る事務でございます。一方、中核市には、特例市に移譲される事務に加えまして、民生行政に係る事務や保健衛生行政に係る事務などが移譲されます。

また、中核市になりますと、地域保健法に基づきまして、保健所の設置義務が課されることとなっております。

なお、佐賀市は平成二十六年に特例市の指定を受けましたが、中核市の緩和要件に伴い、平成二十七年に特例市の制度は廃止されております。

以上でございます。

○木原委員＝ありがとうございました。次に、中核市に移行していない県庁所在地ということで、これはすぐ出てくるんですけれども、今、中核市がどれぐらいあるのか、そして、近隣でこういうところがありますよというところをちょっとまたプラスして示していただきたいと思います。お願いします。

○矢川市町支援課長＝中核市に移行していない県庁所在地について、まずお答えいたします。

佐賀市のほか、徳島市と三重県津市の三市が移行しておりません。ほかに、県庁所在地としましては山口市もございますけれども、こちらは人口要件を満たしておりませんので、中核市移行の対象外となっております。

その他の近隣ということで、中核市で申し上げますと、九州では佐世保市と久留米市がございます。

以上でございます。

○木原委員＝ありがとうございました。今この三点が大体、中核市の概要だと思いますよね。これをもっと掘り下げて、やっぱり本当に我々知事の同意と議会の議決があるということは、もっともっと勉強していかなきゃならない、そういうふうに思いました。

今、市町支援課長さんにある程度のところをお聞きしました。そして、もう一つ、中核市になることで、住民にとって一般的にどのようなメリットがあるのか、メリット、デメリット、どういう違いがあるのかということ、これも示してください。お願いします。

○矢川市町支援課長＝中核市の一般的なメリット、デメリットについてお答え

いたします。

冒頭に申し上げましたように、住民に身近なところで行政サービスが提供されることで、身体障害者手帳の交付に係る時間が短縮されるなど、行政サービスの効率化が図られることや、地域のニーズに応じて市が保育所や介護保険サービス事業者の許認可等を行うなど、行政サービスの充実が図られるといった効果が期待されます。

その一方で、保健所を新たに設置する場合には、建物や設備の整備に多額の費用が発生することや、専門的な知識やスキルを持つ人材の確保が難しい中、確保できなかった場合には、行政サービスの質の低下につながると一般的に言われております。

こういったことも踏まえまして中核市への移行を見送った市も幾つかございます。

以上でございます。

○木原委員＝ありがとうございました。

メリット、デメリットという形の中での質問でしたけども、大きく分けると、デメリットをいうと財政、それと人材、いわゆる専門職の人材確保、こういうのがデメリットの大きなところになるということだと思います。メリットは言わなくて大体分かりますので。（副委員長、委員長と交代）

じゃ、いわゆるデメリットの財政負担、そして、専門職の人材確保ということで絞って聞いていきますけれども、財政負担というのは、佐賀市が中核市に移行することによって運営費の増加分については交付税で措置をされると、そういうふうに聞いておりますけど、そこのところをお示しいただきたいと思います。

○矢川市町支援課長＝佐賀市の中核市移行後の運営費についてお答えいたします。

普通交付税の算定におきましては、保健所運営を含めた中核市移行後の運営に必要となる標準的な経費に見合うよう、割り増しが行われるところでございます。

以上でございます。

○木原委員＝ありがとうございました。

イニシャルコストは当然みんなかかるわけですけども、この運営費というか、この部分が今言われたように交付税で措置をされるということになれば、市議会の皆さんとかほかに聞いたところになると、さっき言ったイニシャルコストの部分はそうですけども、極端な財政不足、財政負担が発生したというところはあまりないというふうに聞いておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、次に移ります。

もう一つ、デメリットでは大きな問題として専門職の人材不足というのが挙げられると思いますけれども、どの都市でも獣医師とかが一番人材確保が難しいと言われていますよね。佐賀市の場合には保健師が約五十名、医師に関しても人材確保はある程度賄えると、そのように聞いておりますけれども、ほかの自治体の例を見ると、やっぱり獣医師なんですよね、この確保で苦労されていると聞いております。例えば、後で出てくると思うんですけども、やっぱりみんなが言うには、豊中市は全国公募をして、獣医師に応募してこられる方は結構多かった。その理由としては、県で採用となると、佐賀県でも結構転勤があるけども、やっぱり佐賀市とか、豊中市とか、久留米市とか、そういう形になると市で採用されるとなると、転勤が少ないというのは非常に大きなメリットだそうですね。応募してくる人たちに対してはそういうところで、結構思った以上に応募者があったと聞いているし、そういう工夫次第でこの人材確保というのは、いわゆる専門職の人材確保はできるんじゃないかなと私は思ってお

ますけど、その辺のところをお示しいただきたいと思っています。

○佐保政策企画監＝佐賀市における専門職の人材確保についてお答えいたします。

最近は様々な分野で人手不足という課題に直面しております。公務現場における医師や獣医師などの専門職の人材確保については以前から大きな課題となっております。

県では、例えば、獣医師については、採用試験の複数回実施、また、初任給を引き上げるなどにより、人材確保に努めてきたところでございます。

佐賀市議会でも、中核市に移行するには専門職の人材の確保が課題であるという議論がなされています。本年一月には、先ほど委員のほうから紹介ありましたけれども、中核市の先行自治体である大阪府豊中市、こちらは平成二十四年四月に中核市へ移行しているということでございますが、豊中市の職員を参考人として招致をされ、実情を聴取されております。

先ほど委員のほうからも御紹介ありました獣医師につきましては、全国に公募をかけられたということですけれども、豊中市は転勤がないと、先ほどおっしゃったとおりです。転勤がなく、家族がずっとそこに住むことができるということで、やはり生活の基盤をそこに置けるというようなことが魅力だというような答えをされておりました。

工夫次第で解決ができるのではないかという御指摘でございますが、豊中の場合は町の魅力みたいな感じで集まってきたようなところはあるかなと思っております。

中核市への移行に当たって、専門職の人材確保につきましてはやはり大きな課題であるというふうには認識しております。引き続き佐賀市において、課題の掘り下げ、また、対応策の検討などが行われるものと考えております。

以上でございます。

六月二十五日　総務　木原奉文委員

○木原委員＝ありがとうございました。るるお答えいただきまして、豊中市はそういう自治体、大阪市のすぐ上ですから魅力がある。佐賀市もそれこそ空気がいいし、魅力ありますよ、それは十分だと思います。私、幼稚園のずっとPTAとかやっていたんですけども、佐賀市に住んでみて本当にいいなという人たちが結構多いんですよね。あなただけ向こうに行ってくださいという奥さん方もいらっしゃったりしてね。そういう意味では、佐賀市のほうが来られる方は結構いるんじゃないかなというふうに思います。

そしてまた、私と議論した人が二人いますけれども、それこそ将来新幹線とか来ると、もっと魅力が出るということを付言して、これは関係ないことかも分かりませんけど、私は思っております。

次に、佐賀市への保健所移管であります。

平時は市民に身近な佐賀市が保健所業務を行って、有事の際は県がトップに立って市と連携する、危機管理の対応を行う。これはまさしくこの間も「プロジェクトM」という形でやりましたよね。そういうふうにして、いわゆる有事のときはそれでやっていただいて、いわゆるトップダウンでいいと思うんですが、一方、他県の事例を見ると、保健所が中核都市に移行されてもコロナ対応がうまくいかなかったという例はないというふうに私は聞いています。そういう意味からしても、佐賀市に保健所を移管しても問題はないと思いますけど、そこのところについてお示しをいただきたいと思います。

○佐保政策企画監＝佐賀市への保健所移管についてお答えいたします。

本県では、コロナ禍において、県が保健所機能を有していたからこそ全県的に情報を掌握し、全体像を俯瞰することが可能となり、戦略的かつ機動的な対応をとることができました。

県が一元管理する主な利点としましては、迅速に情報収集が可能であること、エリアをまたぐ感染経路の把握が可能であること、また、保健所管内ごとの傾

向もリアルタイムで把握することが可能であるということなどがございます。感染症対策などにおいては、できる限り情報を一元的に管理し、広域的にオペレーションしていくことが大切で、県が保健所機能を一元的に広域行政として所管していることは佐賀県の大きな強みとなっております。

こうしたことから、県から佐賀市に対して保健所機能を移管することは課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○木原委員＝その課題がよく分かるんですよね。さっき言ったように、有事のときはそういう形でいいし、平時のときはコロナ対応を中核市に移行しても別に問題なかったというところもあるんです。ただ、これも思うんですけど、皆さん方は昨年十月から実務者会議、そのときは両方の、当時、県は平尾政策部長、向こうも市のトップが――あそこの市は政策何とか部長というんですけどやられた。それから、実務者会議、ワーキンググループを立ち上げてやりますといって十四回やられたということですけれども、部長が出席する会議は六月まで八カ月の間にそれが一回もやられていない。いわゆるそれは移譲権限事務が千八百もあるから、やっぱり実務者会議、ワーキンググループとずっと詰めていかなきゃならない。それはそれとして分かるんですけど、私が気になるのが、そのときに当時の平尾政策部長が言われた、「県が保健所機能を管理し、全県的に統一的な対応を取れたことがコロナ禍で機動的な迅速なオペレーションにつながった、こうしたことを踏まえ、意見交換ができたら」ということです。これが去年の十月十七日の地元紙、そして、五月三十日の地元紙にも、いわゆる知事は四月の会見で新型コロナウイルス禍を例に挙げながら、保健所機能の移譲を課題の一つに挙げ、「（中核市という）表札だけならそれ自体」――これはまた後で聞きますが、そういう表現をされています。いわゆる十月から四月まで半年たって、今度の古賀議員に対する質問にとっても、やっぱりそこだけがどうしても前に進んでいないんですよね、なぜなのか。

支援すべきは支援しなきゃならない。というのは、県がやはり保健所機能をどうするべきか、ノウハウは持っているわけですから、本当に中核市に佐賀市移行をと思っているならば、あなた方が佐賀市に対してきちっと教示、いわゆる教えてあげるべきですよ。それをやらない限り、いつまでもそういうことを、保健所業務がどうのこうのと言っていたら、これは二年たっても三年たっても中核市には移行できない。それを何でそれだけのためになのか。私はこれを質問しようと思い勉強させていただくにつれ、自分の頭の中でクエスチョンマークが大きく膨らんできた。何でここだけのためにいつまでも議論をしていくんだと。ワーキンググループで千八百の権限移譲の部分を詰めていくのはよく分かる。しかし、それをやっていく中で、最終的に保健所業務があるから駄目だということになったら、じゃ、いつまでたっても中核市には移行できないんじゃないかと。

佐賀市長がそれに対して中核市は必要だと堂々と言った、そのことに対して、私は県庁所在地の二十万人を超している佐賀市長としては、私は市民の代表として頑張ってくれたなという思いがあって、今質問をしております。

そういう意味で、いわゆる私が言った保健所のノウハウ、こういったものを丁寧に、あなた方が市に教示、教えるというか、そういうことが最大の支援策になると私は思うんですけど、その部分についてはどうですか。

○佐保政策企画監＝保健所業務を丁寧に教示するということについてお答えいたします。

本年一月ですけれども、佐賀市議会の中核市移行に関する調査特別委員会が佐賀中部保健福祉事務所を視察されております。その際、県との意見交換、また、施設見学を通じて施設の概要や組織体制、業務内容、運営状況、経費を含む形ですけれども、こちらについて調査をされております。県からは保健所業

務のほか、新型コロナに対する佐賀県の対応や保健所の対応等についても御説明をしております。また、先ほどから話題になっておりますが、ワーキンググループというのを開催しております。こちらは、保健衛生や環境、福祉などの分野ごとに実務者レベルで移譲業務に関する情報共有、また、課題の洗い出しを行っているものでございます。保健所業務につきましても、こういうワーキンググループの中で佐賀市に対して業務の内容、また、業務の課題とか、そういったところは意見交換を引き続きしていきたいと思っております。

以上です。

○木原委員＝よろしくお願いします。最後に残る問題はその問題だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そして、次、佐賀市への支援に移っていきます。

佐賀市は中核市移行について強い意志を持って取り組んでおられると私は思うんですが、県として、自治体の主体性を尊重すること、これは非常に大事だと、そういうふうに思うんですよね。いわゆる山口県政が標榜しております自発の地域づくりという、このことをぜひ中核市で具現化していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○佐保政策企画監＝佐賀市への支援についてお答えいたします。

地方分権を推進するといった観点から、地域に身近なところで様々な政策判断をしていくという考え方は大事なことであると認識しております。県庁所在地であります佐賀市の行政機能や都市機能が高まっていくことについては、県民、市民にとってよいことですし、住民サービスの向上につながっていくことが何より大切だというふうに考えております。

佐賀市の中核市移行につきましては、市としての課題の掘り下げにつながるよう、県としてもできる限り協力したいとの思いで、市の求めに応じて、これまで勉強会、またワーキンググループを行い、移譲事務に関する情報共有や広域的な視点での意見交換を行ってまいりました。五月に行われた佐賀市の定例記者会見でも、坂井市長からは県には協力いただいているので一歩前進というような御発言もあっております。

一方、県にとっては感染症対策などにおいて、保健所機能を一元的に広域行政として所管していることは大きな強みであると認識をしております。県民、市民にとってどのように住民サービスの向上が図られるのか、そして、危機管理も含めた体制はどのような形が望ましいかなど、多面的かつ鳥瞰的にさらに議論を深めていく必要があると考えております。

そういった観点から、佐賀市としての課題の検討や掘り下げにつながるよう、県としてできる限り協力をしていく考えです。

以上、お答えいたします。

○木原委員＝本当に慌てて急いでばたばたと、そういうふうにしてやってくれとは言っておりません。しっかりと今言われたような形の中で掘り下げていきながら、すばらしい中核市になるように佐賀市を導いていただきたい、そのように思います。

最後に政策部長にお伺いいたしますが、今るる答弁いただきました。本当にありがとうございました。

ちょっと一つ気になっていて、先ほど僕が読み上げましたけど、知事が新型コロナウイルス禍を例に挙げながら、保健所機能の移譲を課題の一つに挙げた。そこで「（中核市という）表札だけならそれ自体に意味はないと思う」というこの言葉、これが非常に私の中では引っかかってきて、今、知事がおられないんで聞かれないんですけど、ここでこの中のトップである政策部長、この発言の真意というか、真意が那辺にあるのかというのをちょっと部長の立場でお答えいただければと思います。とにかく、やはり自発の地域づくりに逆行するということはやってはいけないことだと私は思いますので、よろしくお願いいたし

ます。

○前田政策部長＝お答えいたします。

まず、御指摘の発言でございますが、四月二十五日の定例記者会見におきます記者の方からの質問に答える形での発言ということになります。

ここで少し発言の全体を要約する形で申し上げたいと思いますが、佐賀市が中核市によって何を成し遂げようとしているのかということにとても関心があると。そこに合点がいけば、その膨大な労力を果たしてでもやる意義が出てくるのではないか。今はお互い勉強会をしている段階で、そこがまだ見えてこない、もし表札だけだったら、あまりそれ自体に意味はないと思うと。そして、形じゃなくて、中身として何か問題があるということであれば、その中身についての議論をして、その解決策のために何がいいのかというところの議論を深めていけばいいと思うと。これが大体、全体像ということになります。

要するに、佐賀市として何を成し遂げようとされているのかということが大事であるという趣旨での発言というふうに私は理解をしております。そして、このことは、冒頭、委員からも御紹介いただきました今議会の一般質問におきましても、同じ趣旨の答弁に至っているということだろうと思います。

いずれにしましても、これまでも勉強会やワーキンググループに県は参加をいたしまして、移譲事務に関する情報共有でありますとか、広域的な視点での意見交換を行ってまいりました。引き続きになりますけれども、佐賀市としての課題の検討や掘り下げにつながりますよう、県としてできる限りの協力をしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○木原委員＝最後に聞いて、少し安心をさせていただきましたし、この記事がやっぱり切り取りと言うと記者さんに対して大変失礼ですけど、そういう形になっているということで、真意がよく分かったということで理解をさせていただきます。とにかく、部長、最後に言われました。知事もそういう思いだと思います。佐賀市が何をするか、そして本当にいい形で中核市に移譲していけばいいと、そういう考えを持っているということを理解して、この質問を終わります。

三問、それぞれに御答弁いただきました。皆さん本当にありがとうございました。そして、いろいろやり取りにお付き合いをいただいた職員の皆さんに感謝して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○江口委員＝県民ネットワークの江口善紀です。どうぞよろしくお願いいたします。

今朝の佐賀新聞に記事が載っておりました。昨日、中谷防衛相が六月二十四日、「佐賀空港西側の隣接地に建設中の陸自駐屯地の正式名称を『佐賀駐屯地』とし、七月九日に開設することを閣議決定したと発表」されたそうであります。「自衛隊の駐屯地について定める自衛隊法施行令の一部を改正する政令を、二十四日付で閣議決定した。」という記事でございました。「陸上自衛隊の駐屯地としては全国で百六十五番目の開設となる。」というふうな記事でございました。

私個人としては、やはり佐賀空港が地元川副町に開設するまでの長い経緯、そういったものを踏まえると、やはり空港を軍事利用しないという初期の町民の合意、その思いをやはり思い返すに当たり、大変口惜しい思いがいたしますが、現実を現実としっかり受け止めながらも、これからどうしていくかということをしっかり議論させていただきたいと思います。

それでは、早速問一、佐賀空港の自衛隊使用要請についてる質問させていただきたいと思います。

まず一点目、土壌改良に使用された石灰の環境への影響についてという点に関してであります。

佐賀駐屯地とお呼びしてよろしいんでしょうか。佐賀駐屯地の建設に際しては、有明海のノリ養殖に悪影響が出ないよう、最大限の配慮が求められてまいりました。御承知のとおり、タイラギをはじめ、アゲマキやウミタケなどの二枚貝は休漁や禁漁が続いている上、この数年、養殖ノリも記録的な不漁が続いております。赤潮の発生や栄養塩の枯渇現象は、四、五年前までは有明海の西南部で顕著な現象でしたが、一昨年からは有明海の東部と言われる川副町、川副地区を含む有明海東部でも深刻な栄養塩不足、色落ちがひどく、大変な不漁に陥っています。

こうした有明海の異常な状況に、そういった中で駐屯地整備に当たっては、地域のノリ漁業者からは排水による色落ちや生育異常を心配する声が繰り返し上がっております。駐屯地の工事では、盛土材として土砂に大量の石灰が混合されております。石灰はアルカリ性物質であり、周辺土壌や海への溶出が懸念されていることから、駐屯地調整室の方々と意見交換したところ、石灰が化学変化をして、環境には影響を及ぼさない旨の説明をいただきました。ノリ養殖におきましては、このアルカリ性成分が大変大きな悪影響を与える、そのことを踏まえて意見交換をしたところであります。

そこで、一言で石灰の化学変化といいましても、いろんな現象があると思います。盛土材の土壌改良に使用された石灰の環境への影響について、科学的根拠を踏まえて、県はどのように認識しているのか、改めて質問させていただきます。

○田中政策企画監＝それでは、土壌改良に使用された石灰の環境への影響について、少し詳しく御説明させていただきます。

有明海の漁業者の皆さんが一番心配されているというのは、やはり排水、しかも駐屯地の建設の途中に土壌改良ということが行われておりまして、昨年の委員会での質問でも江口委員からそこら辺の御質問をいただいていたところです。

その期間を終えて完成には至っておりますが、その間、幸いなことに石灰を原因としたノリへの影響ということは直接は聞かれていなかったところです。あわせて、改良した土壌は駐屯地のほうに運ばれて盛土材として使われているということで、今後も大丈夫かという趣旨で、先日、江口委員のほうからお尋ねがあったかと思っております。

こちらのほうでまた詳しく調べたところ、土木工事の一般的な指針とされています独立行政法人土木研究所のマニュアルがあるんですけれども、建設発生土利用技術マニュアル第四版ということでありました。

これによりますと、改良土のアルカリ分は石灰の水和反応によって生成する水酸化カルシウムに起因するもので、これは空気中の二酸化炭素などの炭酸ガスによって容易に中和される。また、この水酸化カルシウムは、改良土の周囲の土壌中を三十センチ程度通過する間に地中の土に吸着されることによって、周辺に影響を与えることはほとんどないとされていました。

なお、これの二段階になっていますけれども、中和反応によるアルカリ分というのは最初混ぜている時点で発生するかと思いますが、その防止対策としては、駐屯地の施工について、周囲は地中二十メートル以上に達する鋼矢板で覆って流出を防止されていたということで、工事中の土砂流出を防止する措置が取られているということでした。

さらに、現場では、今度は持って行き先の駐屯地に、今度、混ぜた土を持って行くんですが、その後、マニュアルによると、空気中の二酸化炭素と結合して無害化するような形になるかと思いますが、無害化する前に流れていかないことと、土壌中を浸透していく心配があるよねということになりますと、目安としては土壌を三十センチ進めば土に吸着されるというデータがありますので、駐屯地の現場と、西側になりますけども、西側に農地があります。そちら

の間には、三十センチといわず、かなりの距離がありますので、恐らく土壌に、駐屯地、防衛省が買っている土壌に矢板を、染みだしていったとしても吸着されるのではないかということが考えられます。

こうしたこともありまして、改良土のアルカリ分が問題になりますけども、が農地の土に吸着するとか、周辺に流出するとか、そういった影響は少ないと考えております。

以上です。

○江口委員＝今、学術的にも調べられた上での答弁をいただいたと思います。

今現在の我々の土木の科学技術を応用した上での環境への影響を、ないとは言わないけど、少ないと、極小化した上での計画で実行されていると思いますが、いつ何どき、矢板を二十メートル以上打ち込んでいるとは言われますが、我々のまだ把握していない地下水脈の動きとか、そういったもので、数年たってからの何かしらの形での影響が発生しないとも限りませんので、引き続き今の計画どおりに影響を及ぼさないことを何よりも願っております。何かしらの異常が検知された場合は、真摯にまたその調査、原因究明にもしっかり取り組んでいただくような今後の対策をお願いして、次の問いに移らせていただきたいと思います。

それでは、駐屯地からの排水についてであります。

駐屯地からの排水の水質確認につきましては、防衛省の説明では、駐屯地に降った雨水は駐屯地内に設置する貯留槽に一旦ためて、場周水路へ流す際に貯留槽の出口部分で水質の検査を行うという説明でございました。一度場周水路に排水されたら回収はなかなか困難であると思われます。

そこで、万が一、排水の水質が、基準、これはｐＨですとかＣＯＤ、ＳＳ、油分に関してでありますが、基準を超えていた場合、どのようにして排水を回収するのか。そして、排水の経路について改めて伺いたいと思います。（モニターを示す）

○田中政策企画監＝駐屯地からの排水についてお答えいたします。

防衛省に詳細について確認しました。以前、特別委員会の参考人招致で防衛省のほうから、計測して、異常があったら戻しますよという説明があったということの補足的な形になるかと思いますが、御説明いたします。

まず、基本的に確認できたのは、駐屯地の外へ排水される前に駐屯地の内部で再度処理するというのが基本になります。

詳しくプロセスを御説明いたしますと、貯留槽の実際の位置は、今現在、図面でいうと西側の黄色い部分が貯留槽として防衛省の資料には記載されています。これが工事着工前の状態ですので、当初の予定ではここに貯留槽を造る予定だったというふうに聞いております。

今現在は、ここは、現地のほうを確認に行かれた方は御存じと思いますが、大きなプール、沈砂池、沈殿池、濁水処理用の大きな池が掘ってあります。結果的に、その池が、工事中はその池はずっと置いておく必要があったので、別の場所に貯留槽の位置は移しましたということで聞いています。

具体的には、貯留槽については、駐屯地の角がありますけども、大まかにいうと、一番空港側の北のほう、第四駐車場の横あたり、今、現場では駐車場みたいなのを造られていますけど、その地下に貯留槽を一カ所と、あと、今、格納庫ができておりますけども、その裏に一カ所。その配置は次のページに配置があるかと思います。こっちの図面で申し上げますと、赤で囲っている部分二カ所、駐車場の下に地下貯留槽が一個、さらに、駐機場の上の格納庫、一番西側の格納庫の北側に一カ所に分けて貯留槽は造るということで聞いております。

続きまして、一枚目の説明ですね。排水処理のフローについて御説明します。これは駐屯地完成後の排水対策のフローになります。

こちらによりますと、格納庫や整備場などの排水、これは機械の油とか、グリスとかを使いますので、油分離槽、ガソリンスタンドにもありますけども、油分離槽で油分を除かれた上で、浄化槽へ送られることになっております。

そしてあと、隊庁舎などの生活排水、つまり生活空間から出る水、風呂、トイレの雑排水については、油分離槽じゃなくて、真っすぐ浄化槽、家庭用よりも数十倍大きい浄化槽を設置されていますけども、浄化槽に送られることになっております。

そして、浄化槽へ送られた水は、浄化槽で環境基準処理をした上で、さらに、一気にこれが場外に流出しないように、流量調整の必要がありますので、貯留槽へ送られると。これは、図面では一カ所になっていますが、これは二か所に分けて貯留槽に送られるという形になっています。

そして、排水の水質ですけども、駐屯地内から駐屯地外への水路に排水する前に、この貯留槽、二カ所ありますけども、それぞれで水質を測定器によって測定をすると。図面の矢印では貯留槽の外みたいに描いてありますけども、実際、防衛省に確認したところ、貯留槽の中にたまっている水を検査するということでした。

ということで、貯留槽の中で検査して、仮に基準値をオーバーしていた場合には、外に出さずに油分離槽なり浄化槽のほうに戻すと。戻す際には、ポンプアップして戻すなり、そういった形で戻すという対応を聞いております。基本的には油分離槽、浄化槽――浄化槽も工業基準とかありますので、きっちり機能を果たした上で貯留槽に行くと思われますので、基本的にはその時点で環境基準には合致したものがあると思われますが、念のために水質を測るよという方策を取るということになっています。

したがいまして、計測値が基準値を超えた場合でも貯留槽でとどまりますので、駐屯地外へ出るという可能性は低いということでした。

続きまして、今現在まだ工事が続いておりますので、二番目の図面で、工事中の排水対策についてお示ししています。

駐屯地の西側に先ほど御説明した大きな仮設の調整池があります。こちらの画面でいうと左側、仮設調整池の西側のほうに仮設のプラント、移動用のプラントみたいなのがあるんですけども、そちらを設置して濁水処理を行っております。

主に工事期間中は造成した土とかが露出しておりますので、主な調整池の役割としては、大雨などによって濁水が一気に流れ出ないような沈殿池的な役割を果たしているのが主な役目です。まだ工事中ですので、生活排水もないし、まだ機体も来ていませんので、油脂なんかも発生はほとんどすることがございませんので、主な役目としては濁水処理という形で設置をされています。

この水質基準の検査につきましては、三枚目の紙ですね、こちらの先ほどの青い部分、仮設調整池の横の濁水処理プラントの流れを示した図面があります。こちらの主に水質を測るところは赤枠で囲っておりますが、全体の流れとすると、一番左端の仮設調整池からずっと右上の場外水路というところに左回りに回っていくような矢印でイメージしていただければと思います。

まず、仮設調整池で受け止めた水は、沈砂槽、原水槽、そして沈殿槽、分離槽を経由して、上の赤枠の中の水質監視水槽という槽に送られます。ここで水質の測定を行うということでした。ここで基準を満たしておれば、次の放流水槽、直接場周水路に行く前に、一旦ためる水槽がありますので、そちらに送られて、場周水路へ流すという流れが基本的な流れ。水質監視水槽で異常値が見つかった場合には、また元のほうに戻して、矢印でいうと左下のほうに行きますが、原水槽というところまで戻されると。そして、再度調整をしていくという流れになっています。

工事期間中の排水につきましても、計測値が仮に基準値を超えた場合には、

駐屯地外へ出すことなく、再度、駐屯地内で処理するということでした。

図面での説明は以上になります。

総括しますと、これらの措置をされているために、駐屯地の外や農地及び海域への影響は少ないものと判断しています。現にこれまで、被害なり影響について報告された事例はございませんので、今後もそういった監視体制並びにそういった措置については、引き続き続けていくように求めていきたいと思っております。

以上になります。

○江口委員＝詳しい御説明ありがとうございました。この排水処理のフロー概念図というのは結構前から公表というか、説明で提示はされていたんですが、水質計が貯留槽の外にありますもので、今回、田中政策企画監といろいろもう少し、再度確認していたところ、やはり水質を計測するところが貯留槽の中であったり、その手前であるということを、やっと防衛省のほうと確認をしていただきましたもので、やっと誤解というか、理解できたかなという思いはあります。

工事の途中で、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会等でターミナルの屋上から工事の進捗状況を見に行ったときに、なぜか隊員駐車場のところがずっと掘り返されていて、我々の受けた説明と違うようなことが進行していたので、折に触れ、防衛省に確認等しておりましたが、今回、二枚目のスライドにあるように、結果的に地下貯留槽が二カ所になるという正式な説明を今回、防衛省に確認していただいて、こちらとしても認識したかなと。二カ所に分かれた理由については、容量の問題があるというふうに伺いましたが、その点、何か補足があればお願いします。

○田中政策企画監＝貯留槽が二つになった経緯等について御説明いたします。

今、江口委員がおっしゃったように、一つには容量の問題ですね。防衛省から聞いた話によりますと、容量と、あと工程上の問題、当初は、今現在の仮設調整池のところに合わせて地下のやつを造るという構想だったらしいんですが、設計を進める中で、工事工程上、それは最後まで残しておかないといけないという形になったので、工事期間中に別の場所に造ろうという方向に行ったと。そうした場合にある一定のスペースが要りますので、ああいう隊庁舎の下なんかはとてもできませんので、駐車場の部分でどれだけ確保できるか、さらに、それだけでは必要な容量が賄えないということで、もう一カ所、格納庫の北のほうにという形で選定をしたということになっております。

それについて詳しく説明がなかったことについては、防衛省としては設計変更の過程で変わってくることは多々ありますという形で、正式にその部分についてのみの報告というのは県のほうも受けておりませんでした。報告を受けて中身を聞いた現段階で、こちらの認識としてどうかというと、排水機能が低下したり、グレードダウンしたりする話ではないので、当初計画されていた容量は賄っているということで、排水への影響は少ないと思っておりますので、改めて説明を求めたり、皆さんに広く説明したりということは、今の時点では考えていないところです。

本日は御質問をいただきましたので、いい機会をいただいて御説明できることができたかなというふうに思っております。

以上になります。

○江口委員＝私どもも防衛省の説明には非常に関心を持って、これまでも、この計画前について学んできたつもりではおりましたが、それでもなかなか、あれ、前の説明とちょっと違うぞと、これはどうなったんだろうと、この三十四ヘクタールが建物とアスファルト、コンクリートで覆われると、時間雨量百ミリとか、そういった計算等々した上で、貯留槽は約二万五千トン程度の容量が必要という数字が導き出されておりましたので、それが、その容量がしっかり

確保されるかというふうなところを関心を持っておりました。もともと左下の青いところに、その二万五千トンの貯留槽ができるというのが当初の計画でありましたので、駐車場の地下を掘っているぞと、今回二カ所になったというのも初耳でありましたので、防衛省には折に触れて参考人招致を年に一度ぐらいはしておりますが、そのときでもなかなか我々の気づかない設計変更が今回あったんだなということが確認できました。

今、田中政策企画監がおっしゃったように、実施設計に当たっては、現場で変更もあり得ると思います。その情報公開の在り方については、やはりいろんな形があると思うんですが、一点、我々、この件について、駐屯地の状況について関心を持っている方からの質問にもやっと説明ができる回答を得たかなという所感を持ちました。そういった意味で、これからも注視をしていきたいと思いますが、必要に応じての回答をまたお願いしたいと思っております。

それでは、その次の農業者、漁業者への情報提供や説明について、この項に移らせていただきたいと思うんですけれども、佐賀空港周辺では農業や漁業が営まれております。空港関係施設と農業、漁業とが共存することが必須と考えられます。このことは、佐賀空港を使用する駐屯地も同様と考えております。

しかし、駐屯地建設に関しては、農業者、漁業者から情報が全く届いてこないという声が後を絶ちません。漁協の組合員からは、何やら役員ばかりが話が進んでいる、組合員にちゃんとした説明がない、聞いていないよという声も聞かれます。情報が行き渡っていないという点については、農業関係者にも言えることではないでしょうか。

そこで、空港周辺の農業者、漁業者に対して、県として具体的にどのような情報提供や説明を行ってきたのか、お答えいただきたいと思います。

○山崎政策総括監＝私からは、県としての情報提供や説明についてお答えをいたします。

住民への説明に当たりましては、県、佐賀市、そして防衛省、それぞれに役割がございまして、その役割に応じて対応を行うこととなるというふうに考えております。こうした点、県主催の説明会としましては、令和四年十二月に、県と防衛省との共催で県民説明会を開催いたしました。

これは有明海漁協が公害防止協定覚書付属資料の見直しを行ったタイミングでありまして、このタイミングで、県は佐賀空港の設置管理者として防衛省からの要請を受け入れる判断をしたことについて、広く県民の皆様に対し説明をする機会を設けたところでございます。このように、県としての役割の中で農業者や漁業者を含めました県民に対しまして説明を行ってまいったところでございます。

他方で、オスプレイ等の配備ですとかオスプレイの安全等につきましては、自衛隊の使用要請の当事者であります防衛省におきまして漁業者や農業者を含めました地元説明会を平成二十六年以降十九回開催をされたというふうに承知をしているところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝ありがとうございます。平成二十六年以降で十九回。令和四年十二月のクリスマス前後にも県と防衛省で主催をされて説明会がありましたが、それからいろいろまたオスプレイの事故ですとかいろんな状況の変化等もあったり、特に予防着陸が増えたり、オスプレイへの安全性の不安感、そういったものがある中で、土地の取得があったり、あるいは工事が始まったり、あるいはダンプが土砂をたくさん運んだりというふうな折々のタイミングがあったと思うんですが、この間、二十六年から令和七年に向けて十九回、この頻度が多いかどうかというのは、受け止めは個々に変わると思います。

では、以前、令和四年の頃ですが、十月三十一日に有明海漁協から佐賀県を通じて九州防衛局長宛てに要望書が出ております。十一月一日に防衛省から県

に向けて回答が行われています。この中の「佐賀県有明海漁業協同組合から本県あてに、以下の事項について九州防衛局の確約を得るよう依頼がありましたので、御対応をお願いします。」という七項目のうちの三番目に「排水対策等については今後も漁協組合員への説明会を開催する。」という項目があり、翌日の回答書には「排水対策等については、今後も漁協組合員への説明会を開催する。」と。なお、この一番冒頭に「防衛省は、佐賀駐屯地（仮称）の開設に当たって、佐賀県有明海漁業協同組合の要望事項（調第十号（令和四年十月三十一日）関連）に対し、今後、以下の回答のとおり対応することを確約する。」というふうにまで書かれております。

これは当時の政策部長に宛てた回答になるんですが、では、このタイミング以降で、今さっき私が質問のときに申し上げた部分で引っ張り出しますと、漁協等の役員の方とは防衛局は交渉や会議をしているが、組合員のほうに説明が行き渡っていないという声があるということを先ほど申し上げました。この今申し上げた令和四年十月三十一日、十一月一日の要望と回答書の三項目めにある「漁業組合員への説明会を開催すること。」、この項目に対応する組合への説明会というのは実際行われたんでしょうか、その点についていかがでしょうか。

○山崎政策総括監＝防衛省の回答に対する組合員への説明についてお答えをいたします。

今、委員から御紹介いただきました回答書というのは令和四年十一月一日に当時の伊藤九州防衛局長から回答がなされたものでありまして、三番目の御紹介がありましたが、①、②というものがその中にありまして、①は分散して排水をすると、②は適切な比重で排水をするという約束がなされておりまして、これが五月末に完成いたしました海水混合施設につながるお話でございます。

先ほど御紹介ありました三番の説明等がどうなされたのかということにつきましては、これが令和四年十一月にされまして、実際具体的な説明に入ったのが令和五年七月十四日に、漁協、防衛省、県の三者によります排水対策に関する協議会をまず開催しております。同月の二十五日にその二回目を開催しております。

それから、そこでの話し合いを受けて、七月三十日に防衛省のほうで漁協東部六支所の代表者に対して海水混合施設の案などを説明しております。

その後、もう一回九月四日に、同じ六支所のほうに説明を行っております。

その後、九月二十八日に有明海漁協の検討委員会が開催されまして、この海水混合等の案について了解をいただきましたので、その後、工事に入ったという流れでございます。

委員から質問がありました確約後の話でございますが、これには前座といいますか、前の歴史もございまして、もともとこの話が始まりましたのが、少し遡りまして令和三年十二月十四日に当時の西久保組合長が知事に対しまして、覚書付属資料の見直しを合意します、その代わりにちゃんと三つの約束を守ってねという中の一番目の項目として排水対策の具体的な考え方というのがございました。

県としましてはこれを受けまして、漁協と防衛省のいわゆる三者協議会というものを立ち上げて、令和四年の一月ぐらいからずっと協議を行っておりまして、その流れの中の一環としまして令和四年八月二十五日から九月一日にかけまして、さっき言いました六支所の組合員さんを含めた説明会を実施しているところでございます。出席率のほうは多少あまりよくない数字が出ているようですけども、組合さんに対して説明会を行っているというような状況でございます。

以上お答えします。

○江口委員＝今、経緯と令和五年の説明会のことも、また、出席率についても言及がありました。出席率のことも実際あったと思います。それと、令和五年

七月二十五日、三十日、この辺は六支所の代表者への説明ということで、やはりこの間で経緯についてなかなか一般組合員については本当に情報がない、組合の会合でも、ノリの漁期についてとか、そういったものは話題になるけども、なかなかオスプレイのことは話に出ないというのがふつふつと胸の中にずっとたまっていっている状況ではありました。確かに説明会が一度支所であったというのも、あれはたしか漁家の中でもお父さんから息子さんの代になったりとか、そうすると、案内が息子さんのほうにあってお父さんのほうには行かなかったりとかで知らなかったりとか、組合員の中でも知っていた知らなかった、そういったのもあって、その結果が出席率のほうに影響あったのかとも思われるんですが、結局、じゃ、工事が進んで建物が見えてきた令和六年、令和七年に関してノリの漁というのも非常に苦しい中で、ところで駐屯地はどんどん出来上がっているけど、どうなっているんだというのがこの一年、二年の間に疑問として、不満として残ってきている。

なので、私が最初に申し上げた最近の組合員の心情として、最近、全然説明がないぞと、聞いていないぞと、そういった現場の方の声があることを背景に今回この質問をあえて取り上げさせていただいたわけであります。

確かに過去十九回とか、令和五年に支所ごとの説明があった、それは確かにあったでしょうけども、じゃ、特に形が見えてきたこの一年、二年はどうだったんだ。そして、片や有明海のノリ漁が本当に壊滅的な、半分以下の中で本当に大丈夫なのかという不安があっている中で、果たしてこの一年、二年、説明会があったのか、それについてどう対応できたのか、そこは一番心に、非常に気がかりなんですね。

改めて、この一、二年、組合へのそういった状況、中途の説明とか、そういったものが組合員になされたかどうかについてはどのように把握、受け止めていらっしゃるかお答えいただければと思います。

六月二十五日　総務　江口善紀委員

○田中政策企画監＝十一月の確約書以後の動きという形でお答えいたします。

十一月に防衛省のほうが説明会を開催するということで確約書が出されております。それ以後、私が令和五年の四月に着任して、その当時、着工に向けた漁協なり漁業者の方とは地権者としてのやり取りがたしか始まった、それ以後そういう価格とか契約の話が始まっていて、そして四月、さらには駐屯地本体工事の着工を準備していたという時期だったかと思います。

ここに書かれている排水対策については、海水混合施設をどういう仕様でつくるのかといった設計みたいなのを防衛省のほうでされておって、その令和五年の夏、七月ぐらいに防衛省が素案をつくって、説明会という形ではなく、まず三者、県と防衛省と漁協の本所の三者で、こういった案ができたんだけどどうだろうかというのを二回ほど開催しておりました。その場には私も出席をしておりました。

その後、漁協、防衛省、三者で話し合った結果、漁協のほうから六支所への説明会を開催してくれという形で、今度は六支所への説明というふうに進んでいったかと思います。それについては、防衛省が単独で六支所へ説明に行って、どういった内容の話があったというのは、本所を通じてお話を聞いておりますが、個々の漁業者を集めての説明ということではなく、その時点では支所への説明をされておって、支所のほうから出てきた意見を聞いてみると、例えば素朴な、組合員さんから出てきたんだろうなという意見もありました。例えば、混合せんで塩を混ぜたらどがんやとか、それについて防衛省の回答としては、別の添加物を入れると海況への影響が心配されるのでできませんと答えましたとか、あと大きな一時貯留池、七ヘクタールの貯留池、あそこに水がたまったら水鳥が来て、ノリの漁のときにカモが食べる可能性があるので、何とか対策をしてくれという、これも多分個々の漁業者さんから出てきたような意見も聞かれていました。それについては今現在、対応としては全部網を張って、鳥が

来ないようにしますという措置がその場で新しく決まった、そういったやり取りを六支所への説明会の前後にしていたと思います。

ですので、六支所のほうからさらに組合員個人さんへ集めてしてくれという話になっておれば、そういう段取りも考えられたんでしょうが、六支所からの意見交換の中でいろんな仕様が決まっていって、最終的には五年の九月に、また漁協本所のほうにオスプレイ検討委員会のほうに戻ってきて、この案でいこうかと。六支所の話も聞いたので、これでいこうかという形で決まったのが九月二十八日だったかと思います。

ですので、十一月の約束以後、個々の組合員さんに対して説明会という形では開催はされていませんが、趣旨としては、排水に対する心配事はちゃんと組合員さんと共有しようねという趣旨になっていますので、海水混合施設については組合員さんまでの話ではなく、各組合員さんからの要望みたいなのを支所で吸い上げて、防衛省に意見を言って、防衛省のほうも設計で反映させるというやり取りができておりますので、今後、動き始めた中で、そういった排水に対する、これは本所、支所じゃなくて組合に説明してくれということであれば、防衛省のほうに要望があるかと思いますし、それについては約束事にありますので、県のほうとしてもそういう要望には応じていくように防衛省さんのほうには求めていきたいと思っております。

以上になります。

○江口委員＝支所によって会議のやり方や組合員さんへの説明の頻度、そういったものは多少差異があると思うんですが、なかなか漁の始まりのこととか、期間のこととか、冷凍網はいつやるかとか、そういった本業のノリに関する会議はその議題でやるけれども、なかなかこの自衛隊使用要請、オスプレイのことに関しては何かちょっとタブーみたいな、そんな空気もあるとも聞いております。

もちろん、漁業者の方にはもう現実的に受け入れるというふうな立場の方や、非常に受け入れがたいという気持ちの方、それと、その間でどうしたものかというふうな立場がいろいろ分かれているわけです。それぞれいろんな立場の方から私もお話を伺いますけれども、ただ、そんなに頻繁にこの件が話題になるという、話しづらいという空気があるのも事実だというふうに受けております。

だからこそ、その結果なのか、この半年、一年でこの件の説明があったというふうなことはなく、やはり思い返せば、ところでどうなっとるんやという話がこそこそ出るという状況はあると伺っております。

また、南川副漁協に関しましては、まさに所有する、あるいはその土地の六十ヘクタールの管理運営委員会を年に一回総会を開くという決まりになっております。昨年は何か書面での審査、総会の開催になったと伺っておりますが、今年に関してはまだ案内が来ていないぞと。あれだけ南川副漁協から防衛省に対して土地を売るかどうかということで大変大きな波紋が、あるいは部内でも大変悩みに悩んだ議題でありましたが、その結果、総会は今後どうなっていくんだ、今、現状どうなのか、そういった会が、総会がちゃんと開かれていないぞというふうな声も聞いております。

県としては、そういったこともしっかりと広義、狭義の所管というか、監督の責務はあるかと思いますけれども、そういったことについても、ちゃんと組合員さんの、漁協としての、組合としてのガバナンスがしっかり履行されているのかどうかについても気を配っていただく必要があるんじゃないかと思いますけれども、その点について所感があればお願いしたいと思います。

○山崎政策総括監＝組合としてのガバナンスのお話だったかと思います。

組合としてのガバナンスは、一義的には組合のほうでいろいろ考えてもらうことだと思っておりますけれども、我々は駐屯地調整室という部署が新たにできましたので、そういったガバナンスといったようなことにもいろんな情報を

我々のほうとして聞きながら、何がこういう形でできるのか、自衛隊の使用要請に係る部分については、我々としてもできることを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中村委員長＝この項はこれで結構ですか。

では、暫時休憩をさせていただきます。十五時十五分をめどに再開をさせていただきます。

午後二時五十八分　休憩

六月二十五日　総務　江口善紀委員

午後三時十五分　開議

○中村委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○江口委員＝それでは、問四の移駐後のオスプレイの訓練開始時期等についての項について質問させていただきます。

佐賀駐屯地へのオスプレイ配備が予定されている七月九日が目前に迫ってまいりました。木更津駐屯地に暫定配備されているオスプレイ十七機が、どのようなスケジュールで移駐してくるのかは定かではございません。十七機がそろうのを待つまでもなく、先行して移駐した機体から順次飛行訓練を始めるとの防衛省からの情報が報道されております。訓練の時期や規模が明らかにされていないことに、地元から強い不安の声も上がっております。

そこで、訓練開始の見通しや訓練等の情報について、防衛省との間でどのような確認を行っているのか、その点について御答弁をお願いします。

○山崎政策総括監＝移駐後のオスプレイの訓練開始時期についてお答えをいたします。

訓練開始の見通しにつきましては、先々月の四月十五日、九州防衛局長から佐賀駐屯地の開設日などの説明を受けました際、飛行訓練をするのはいつかという質問に対し、まだ決まっていない、決まり次第お知らせをしたいという旨の回答がございました。このため、我々としても、その後も九州防衛局との打ち合わせなどの中で状況の確認を行ってきているところでございますが、現時点ではまだ説明を受けていない状況でございます。

以上でございます。

○江口委員＝そのような情報を、関心を持たれている方もいらっしゃると思いますので、速やかな情報共有に努めていただければというふうに思います。

次に、問五の周辺住民への情報提供についてであります。

防衛省はオスプレイの離着陸に当たっては、空港南側の場周経路を飛行することを基本としているものの、天候によっては北側に設定された場周経路を飛行する可能性もあると説明をいたしております。周辺住民の間では、実際に自分たちが住む集落の上をオスプレイが飛ぶのかどうかとか、飛行ルートはどうなっているのかとか、あるいはそのような影響を心配する声が上がっております。また、駐屯地に関連する車両の交通量が増えるのかどうなのかといった身近な生活環境への影響を知りたい方々も多く、住民への説明不足が深刻であるように感じております。

先般、防衛省が自治会長会へ説明を行ったと承知しております。六月十日は中川副、六月十一日は西川副。その後、南川副、大詫間、諸富と東与賀の自治会長会で説明をされました。それで説明責任を果たしたと言えるのかは疑問であります。

そこで、防衛省において住民への十分な情報提供がなされているのかどうか、現状について県の認識を改めて伺いたいと思います。

○山崎政策総括監＝周辺への情報提供についてお答えをいたします。

委員御案内の情報提供の必要性につきましては、我々県といたしましても十分認識をしているところでございます。

こうした点、先ほどもお伝えしましたが、オスプレイ等の配備計画ですとか、オスプレイの安全性につきましては、自衛隊の使用要請の当事者であります防衛省において十九回開催をされたというお話をさせていただきました。

また、九州防衛局が、委員からもありましたように、先般、今月の十日から十三日にかけまして実施をされました自治会長会への訪問につきましては、校区の自治会長から佐賀市に対しまして、佐賀駐屯地の開設が近づき、自衛隊の居住や自治会との関わりなどについて、直接防衛省から説明を聞きたいという要望がなされまして、それを受けた佐賀市から防衛省に伝える中で今回のよう

な形で行われたというふうに承知をしております。

また、その説明会の中の説明で、防衛省からは、対面で説明を聞きたいという要望があれば、市と相談して適切に対応するといった旨の説明もあったと聞いているところでございます。

このように周辺住民への情報提供につきましては、佐賀空港の自衛隊使用要請の当事者であります防衛省において、県や市、それから漁協、地域住民の求めなどを踏まえまして対応をされているという認識をしているところでございます。

以上でございます。

○江口委員＝それでは、次の六なんですけれども、関連して、幅広い世代、立場の住民が参加できる説明会の必要についてであります。

実際に防衛省から説明を受けた南川副地区の自治会長さんは、住民への説明がないため、不安が高まっていると述べられておられました。地元自治会の声として、期待感と不安が交錯している。住民感情は一色ではないという冷静な指摘がありました。また、説明を受けた自治会長の中には、これを聞いただけで自分の地区に説明はし切れないという発言をされた方もいらっしゃいました。

私は西川副校区に住んでおりますが、おとい回覧板が回ってきまして、その中に「佐賀空港へのオスプレイ配備計画について」という自治会長会で配られた資料が回覧資料の中に入っておりました。今言った場周経路とか、そういったものも入っておりまして、最後にお問い合わせ先として、九州防衛局佐賀現地事務所ということで、南川副、大詫間の住宅地の真ん中にある防衛省の事務所の写真とかもついていました。それと、一枚紙があって、「自治会長会に係るQ&A」ということで、いろんなことが書いてあるのが一応回覧板の中に入って、全戸に一応回覧をされたという形にはなっております。もっともどれだけの方がしっかり御覧になったのか、あるいはほとんど見ずに次のお宅に回覧された方ももちろんいらっしゃると思います。

このように自治会長のみへの説明では参加者が限られており、特に女性や若年層の声が反映されにくいという課題もあります。働く現役世代、高齢者、ＰＴＡ、子育て世代、子供たち、住民は様々であります。自治会長じゃないから、この前の自治会長会の説明には入りたかったけど、断られたという方の声も聞きました。では、今御答弁いただいたように、例えば、老人クラブはどうなんだ。まちづくり協議会はどうなんだと。非常にまちづくり協議会の活動の活発な校区でもあります。そういったところが説明を求めれば防衛省は対応してくれるのかいという、そういうふうな声もいただいております。こうした現場の声に対して、県や佐賀市は防衛省との仲立をしてほしいと考えております。

そこで、幅広い世代、立場の住民が参加できる説明会の必要について県はどのように認識しているのか、改めて伺います。

○山崎政策総括監＝住民が参加できる説明会の必要性についてお答えをいたします。

繰り返しになりますけど、住民への説明の開催に当たりましては、県、佐賀市、そして防衛省、それぞれにおける役割があります。そして、その役割に応じて対応を行うこととなるというふうに考えております。

少し具体的に申し上げますと、防衛省は佐賀空港の自衛隊使用要請の当事者、そして、今度、七月九日に開設されます佐賀駐屯地の設置管理者としての役割。また、佐賀市におかれましては、佐賀駐屯地が所在をし、佐賀市民の生活環境を守る基礎自治体としての役割。そして県は、佐賀空港の設置管理者、そして、加えまして公害防止協定の当事者としての役割といったものがあると認識をしております。

住民への説明につきましては、引き続き県、佐賀市、そして防衛省、三者に

おきまして、それぞれの役割に応じ、また状況、委員からありました求められた声などに応じまして、しっかりと連携を図りながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○江口委員＝ありがとうございます。

では、ここで改めてになりますが、問いの七番、防衛省の説明姿勢に対する受け止めについて伺います。

九州防衛局は顔の見える関係を築きたいと語り、川副町内に相談窓口となる現地事務所を設置し、先般の自治会長会での説明資料にも問い合わせ先として紹介されているものの、一般住民への説明会は行わないとも話されております。また、地域の理解を得るとしながらも、県民への直接説明を行わない姿勢を続けており、説明会を求める方々からは一見矛盾しているというような指摘もなされております。

そこで、防衛省のこうした対応について、県はどのように受けとめているのか、また、県民のニーズに対して防衛省は十分な説明責任を果たしていると考えているのか、改めて伺います。

○山崎政策総括監＝防衛省の説明姿勢に対する受け止めについてお答えをいたします。

先般の自治会長会での防衛省の説明の中でも、少し詳しく申し上げますと、委員からも御紹介がありましたように、資料にも問い合わせ先を記載しており、そういう場がなくても常に対応する姿勢を持っておりますけども、対面で説明を聞きたいという要望があれば、市と相談して適切に対応するといった旨の説明があったというふうに承知をしております。

これまでの防衛省の住民説明の実績としまして十九回と答弁しましたけども、簡単に内訳を言いますと、平成二十六年に川副町の四校区と西千拓地区で計五回、平成二十八年度は同じ川副町四校区と川副町全体、そして、東与賀地区で計六回、令和四年は県と防衛省との共催で県民及び県内通勤者を対象に三回、そのすぐ後に防衛省と佐賀市が協力をしまして周辺六校区の住民を対象に二回で令和四年は計五回、令和五年は工事に関する説明会になりますけども、同じく周辺六校区の住民に対して二回、対象者を限定しない説明会を一回の三回。合わせて合計十九回の説明会を開催されているところでございまして、一定の説明はなされているというふうに考えているところでございます。

来月の七月九日には佐賀駐屯地が開設され、これからも様々な声が寄せられることもあるかと思いますが、県としましては、佐賀市や防衛省と情報や御意見などをしっかりと共有をしまして、自衛隊使用要請の当事者であります防衛省に対しまして引き続き丁寧な説明、対応を行うようしっかりと求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○江口委員＝平成二十六年七月に初めて防衛省から佐賀空港への自衛隊使用要請がありました。あのときに、今御答弁いただいたように四校区プラス一の五回説明会があって、あのとき実際参加して防衛省の説明会の雰囲気というのは、まず、参加した人々は防衛省からの直接の説明会だから何とか協力できることは協力してやらないといけないだろうねと思って、そういった気持ちの方がたくさん足を運ばれました。当時はまだオスプレイと決まったわけじゃなくて、ティルトローター機の導入という話で説明が始まりましたけども、質疑応答になってから、規模とか、いつぐらいにそのティルトローター機は決まるのかとか、あるいはアメリカ海兵隊とかの移駐はあるのかとか、いろんなことが質問で出たんですが、ほとんどの問いに対して、いや、まだそれはこれからですとか、まだ決まっておりませんとかという回答が続いて、結果的に来た皆さん方が逆に何の説明会だっただろうかと、わざわざ来たのに何のために来たんだろ

うかと腹を立てて帰るような雰囲気が十年前繰り返された状況を思い出します。

この十数年間で合計十九回と今言われました。佐賀空港は昭和四十四年に、当時の池田直知事が佐賀県に空港を造りたいという発案をされて、川副町出身の池田直知事です。しかしながら、当時はまだ全国的に公害問題があったり、あるいは日航機や全日空機の墜落事故等もあり、そして、佐賀に空港を造って一体どれだけの利用者がいるんだろうかとか、いずれ赤字になって自衛隊とかに売り渡されたりとかするんじゃないか、そういったおそれを感じていらっしゃいました。というのも昭和四十四年というと、まだ戦争を経験された方々がたくさん御存命、お元気でいらっしゃって、空港や基地ができるということはその戦争の思い出をやっぱり如実に思い出す、そういった反発や懸念というのが物すごく強かったわけです。

そういった中で、空港を受け入れるかどうかの町議会への議案に対しても、川副町庁舎に千人以上の漁業者、あるいは農業者、地域住民が押しかけて、町議会が最終日に議員も家から出られないようになって、町議会が開催されずに流会になった、そんな経緯が昭和五十年代にありました。

そして、川副には小学校が四つあって、自治会は単位自治会で百以上あります。県の担当者の方がその一つ一つに、百カ所以上の住民説明会を何度も繰り返し行い、県の担当者は何度も川副に足を運び、時には灰皿が投げられるような、そんな反対から、漁業のこと、農業のこと、地域の将来のことを丁寧に何度も繰り返し県の方々が説明を住民の方にされて、そして、理解が深まっていき、そして最後に、そうは言っても最後に自衛隊の基地に将来的になるんじゃないかという懸念があったからこそ、漁協との公害防止協定に、当時の空港を担当されていた、後の井本元知事は、将来、佐賀空港が軍事基地になることはあり得ない、させない、あり得ないと、そこまで言い切って、じゃ、それを一筆、紙にしないかということで公害防止協定に将来自衛隊と共用する思いはないという一文になったわけで、これは単に漁協との約束だけじゃなく、当時の経緯も含めた川副町民全体との約束だったやに私は受け止めているし、そういうふうな認識の方は川副町に多い。

そして、今、この十数年で十九回の説明会とおっしゃいましたが、空港を造るためには百回以上の集落、集落で説明会を繰り返し行ったんです。それに比べれば、この十九回という回数が本当に丁寧な回数、ステップを、段階を経たのかどうかというのは本当に意見が分かれるところではないかと思います。

今朝の佐賀新聞に「オスプレイ説明『地元に向き合った対応』」、これは一般質問のピックアップで佐賀市議会の経緯と、あと、鹿島の市議会もオスプレイ配備に向けては「説明会の要望へ」、そういった記事も載っておりました。

今オスプレイの問題は、佐賀市の、あるいは川副町の問題というふうに感じていらっしゃる方もいるかもしれませんが、今年の二月七日、事前協議において、これは県のホームページにも掲載されている資料ですけども、この騒音のエリアですとか、あるいは計器飛行の場合の離陸の経路、あるいは着陸の経路、この地図を見てみますと、離陸をした場合は、西側は鹿島の上空を通ります、東のほうは大牟田の辺まで飛びます、また、着陸の際は、鹿島よりももっと西のほうに、東のほうは長崎新幹線よりも先まで行って着陸するような、そういった経路もあります。

今、実際にどこを飛ぶのか分からない状況ではありますけども、そういった分からない、はてながいっぱいある中で説明会を求める声があるのも僕は自然なことじゃないかと思います。

最後、八番の問いに入らせていただきたいと思いますが、住民説明会に関する認識についてであります。

行政の立場で適宜、必要十分な情報を県民に提供しているという姿勢だと思

六月二十五日　総務　江口善紀委員

います。それと同時に、実際に県民、地域の方たちにどう伝わっているかという視点も大切だと思います。

今議会の下田議員の一般質問でも質問がありましたが、我々は当事者になって、必要になって初めて能動的に情報を収集する。駐屯地の設置に伴い、オスプレイの配備が現実になって初めて当事者意識が芽生えるのかもしれません。

先の話にはなりますけれども、佐賀駐屯地にオスプレイ十七機が配備され、本格的な飛行訓練等が開始されてしばらくたった頃に、住民の方々がオスプレイの実際の騒音などの状況、頻度など実感されてくると思います。ああ、思ったよりうちの辺りには来んねとか、音が思ったより小さいねという人もいれば、こんな頻繁に、あるいはこんなに大きな音とは思わなかったとか、実際に飛び始めてからそういうふうないろんな感想が出てくると思います。そうしたときに住民から、実際の状況を踏まえて、経験した後に地区単位等で説明会を求めるような声が上がってくる、新たな局面が訪れてくるのではないかと考えます。地域住民からそうしたニーズが上がってきたときに、近い将来ですが、柔軟かつ丁寧な対応をすることがこれからは大切だと考えます。

実際の配備の前、そして配備された後、そうした時々に、県民の疑問や不安にしっかり向き合い、説明責任を果たしていく姿勢がなければ、真の信頼関係は築けないと考えます。住民の疑問や不安を解消するためには、適切な情報提供が求められることは言うまでもなく、住民説明会はその一環であると考えます。

そこで改めて、住民説明会に関して県の認識を伺いたいと思います。政策部長に答弁をお願いしたいと思います。

○前田政策部長＝住民説明会に関する認識についてお答えいたします。

情報提供の重要性についても御指摘いただきましたけれども、佐賀空港の自衛隊使用要請につきましては、この十年間、県としては一つ一つ丁寧に対応してまいりました。

例えば、平成二十九年五月に県の論点整理素案を公表しましたが、これは飛行に伴います騒音や排気ガスによる大気への影響といったものから、生活環境への影響、下降気流や電波などによる漁業、農業への影響、さらにはバルーン大会や水鳥への影響に至るまで、様々な論点から三年半にわたる検討を行っております。

それから、県民説明会ということで申し上げますと、県は佐賀空港の設置管理者として防衛省からの要請を受け入れる判断をしたことについて、有明海漁協が公害防止協定覚書付属資料の見直しを決定されたタイミングで、令和四年十二月になりますけれども、防衛省との共催で県民説明会を開催いたしました。

先ほど来、山崎政策総括監から答弁がありましたように、この説明会の開催に当たりましては、県、佐賀市、防衛省、それぞれにおいて役割があると思います。そして、役割に伴って対応を行うということであると考えております。

七月九日に駐屯地が開設をされます。そして、実際にオスプレイの運用が始まりますと、委員からもありましたように、様々な声が寄せられることもあると思います。こうした声につきましては、県としても佐賀市や防衛省と共有することとしておりますし、その上で、より効果的な情報提供や説明方法、こういったことについても考えていくことにしております。

県としましては、これからも丁寧に情報公開を行い、意見を言っていただくことを大切にしながら、県民の皆さんからの様々な声については、佐賀市をはじめとする関係市町や防衛省と共有を図りながら対応してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○江口委員＝これから実際に駐屯地が開設され、運用が始まり、また様々な課題や知見が出てくると思います。そういったものにしっかりそれぞれの立場で

対応していただきたいと思っております。

また、オスプレイの安全性に関してやっぱり懸念があります。米軍ですら毎年のように墜落事故が起きている機体であり、それを操作する自衛隊員の方の命が失われることが絶対にないように、私はそれを本当に心から願っております。

それともう一つ、オスプレイの移駐の先に目達原駐屯地の五十機を佐賀駐屯地に移設するとなれば、今ある、整備されている三つの格納庫、合計二万平米では七十機は格納できないことは、既に防衛局は答弁で答えております。数十機を駐屯地の駐機場にカバーをかけて夜間を過ごすというふうな説明ではありますが、いまだに、にわかには、そういった対応している駐屯地はほかにはございません。固定翼機は格納庫の外に夜間係留をされても、回転翼機、ヘリコプター関係は全て、夜間は駐屯地内の格納庫に格納されているというのが陸上自衛隊の基本的なスタイルであり、目の前が海である佐賀駐屯地、潮風に機体を当てると物すごい劣化が進む、あるいは事故のもと、故障のもとになるということを考えれば、目達原の五十機を佐賀駐屯地に移設するとなれば、格納庫の追加の整備や駐屯地の拡張というのは、これは十分あり得る話だと私は思います。

本当に必要であれば、防衛省は正直に最初からそういった必要性を、胸襟を開いて地域に説明するのが僕は本来の姿であると思うし、以前、防衛政務官の方が佐賀で講演した際に、小さく造った後で拡張するというふうな、衆議院議員としての立場と後に訂正をされましたが、その構想、第二段階で拡張するというのは私は十分あり得ると思っております。本音で防衛省に説明をしていただきたいという思いが強くあります。

これから、一度できた駐屯地は、恐らくなくすのは非常に難しいと思いますが、佐賀として受け入れたからには、あるからには、地域と、あるいは県民の方の不安の払拭、そして、何につけても自衛隊員の方の命もしっかり守る、そういった観点に立って、県、市、そして防衛省にそれぞれの仕事をしていただきたいと思います。

今後、この課題に、自衛隊の佐賀空港使用というのは今後も続く課題でありますので、引き続き注視をし、折に触れて県に姿勢を正していきたいと思いますので、今後とも御対応をよろしくお願い申し上げ、本日の私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○木村委員　公明党の木村でございます。所管事項につきまして、早速質問に入ります。

去る六月十三日ですが、政府は地方創生施策を検討する閣僚会議におきまして、「地方創生二・〇基本構想」を取りまとめ、十年後に目指す姿を数値目標として示し、都市部の住民が地域に多様な形で携わる関係人口一千万人、延べ一億人創出するとの目標が示されました。二〇一四年から始まったこの地方創生政策が、人口減少や東京一極集中の根本的課題の克服に至らなかった点を踏まえまして、新たに五つの政策の柱を掲げてスタートしていくということであります。

既にこうした地方創生に取り組んでいる自治体には、第二世代交付金と言われる交付金が全国で一千五百三十九の自治体に交付をされており、佐賀県としては、二〇二五年度当初、そして、二〇二四年度の補正を合わせまして、合計三十九件、総額で約三十四億一千五百万円が配分をされたと聞いております。ちなみに、私の住む唐津市におきましては、新唐津曳山展示場の整備事業が採択をされているようであります。

総理肝煎りの政策と言えるこの地方創生二・〇の取組方針の中に、関係人口の増加など、人の流れをつくり、東京一極集中を是正するという項目がございますが、こうした関係人口の拡大に取り組んでいる自治体の数の割合は、全自

治体の八割を超えてきております。

そうした中、佐賀県の場合は、国が打ち出す前から、「関係人口創出チャレンジ事業」という名称でゲーム会社とコラボをいたしました「ロマンシング佐賀事業」に取り組まれてきているわけでございますが、国が新たな打ち出しを行おうとしている今、本県の国に先駆けた取組について確認をさせていただきたいと思っております。

そこで、最初の質問ですけれども、この関係人口という言葉についてです。石破総理の発表の後、改めてこの言葉が注目を集めているようでございます。地方自治体が事業として取り組むに当たって、事業効果を明確にするためにも、まず、この関係人口の定義を確認させていただきたいと思いますが、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○久保政策企画監＝まず、関係人口の定義についてお答えいたします。

関係人口は、特定の地域に継続的に多様な形で関わる方々とされています。

具体的には、地域づくりに携わるためにその地域を継続的に訪問されている方、両親や祖父母などが地域の出身であるなど、その地域とゆかりがある方、また、仕事や住まい、旅行などでその地域と関わるうちにその地域が好きになり、幾度となく訪れるようになるなど、その地域に思い入れがある方などが該当いたします。

なお、対比される言葉としては、定住人口と交流人口というものがございます。定住人口は実際にその地域に居住する方、交流人口は観光などで一時的にその地域を訪れる方とされておるところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝定義について御答弁いただきました。この言葉を表す端的な言葉として、私もいろいろ調べましたけれども、観光以上定住未満という言葉もいろいろ検索すると出てまいりました。

しかしながら、この関係人口は可視化が難しいとされており、国のほうにおきましては、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する仕組みとして、ふるさと住民登録制度の創設を検討し、関係人口の明確化を図っていく方向のようでありますけれども、平成二十六年から取り組んでおります佐賀県の「ロマンシング佐賀事業」は、当初は関係人口の創出を目的にしたものではなく、首都圏への情報発信を目的にしていたと伺っております。

そこで、この「ロマンシング佐賀事業」が関係人口の拡大を目的として取り組むことになった経緯についてお尋ねをいたします。

○久保政策企画監＝事業の経緯についてお答えいたします。

「関係人口創出チャレンジ事業」である「ロマンシング佐賀事業」は、株式会社スクウェア・エニックスが展開するロールプレイングゲーム「サガ」シリーズとのコラボ事業として平成二十六年から取り組んでおります。

当初は首都圏での情報発信を目的にスタートし、その後、県とスクウェア・エニックスとで協議しながら観光振興や県産品の販路拡大、公共交通機関の利用促進など、分野を拡大しながら取り組んできたところでございます。その後、全国的に関係人口の重要性が取り沙汰されてきたことを受け、本県においても令和二年度より、関係人口拡大のためのチャレンジとして、県だけでなく、県内市町と協働し、協議会を設置して取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝事業に取り組むことになった経緯について御答弁をいただきました。当然ながら、スクウェア・エニックスさんの協力の下、そして、後からは市町の協力も仰ぎながら進めてきていただいたという経緯について御答弁があったかと思います。

それでは、その中身についてでございますけれども、昨年は事業がスタートをいたしまして十年の節目だったと思いますが、これまでどのようなことに取

り組んできておられるのかお伺いをいたします。

○久保政策企画監＝これまでの取組についてお答えいたします。

この事業は、ゲームコンテンツである「サガ」シリーズとのコラボを契機に、佐賀県に興味を持ち、佐賀県に愛着を感じる関係人口を増やそうと取り組んでまいりました。ゲームの世界観に浸りながら、佐賀県内各地のすばらしさを楽しみながら周遊していただけるような仕組みをつくってきたところでございます。

具体的には、ゲーム内に佐賀県の観光名所、歴史、文化、食などを登場させ、佐賀県自体に興味を持っていただく。また、実際に佐賀県にいらしていただいた後は、ゲームキャラクターや佐賀県の特産物のイラストで彩られたラッピング列車やラッピングバスで気分を上げていただき、楽しみながら県内を周遊していただいているところです。特にラッピングバスについては、県内の古湯、武雄、嬉野の温泉地に向かうバスにおいては内容にも工夫を凝らしまして、キャラクターつきのつり革をあしらうなど、遊び心をちりばめさせていただいているところです。

また、滞在中には、その土地でしか見ることができない、その土地に合ったキャラクターを描いたマンホールや有田焼の陶板を設置したり、地元の飲食店と開発したコラボメニューを楽しんでいただけるような取組を実施してきたところでございます。

また、昨年度、十周年の取組でございますが、昨年度は佐賀県とのコラボが始まって十周年ということもあり、もっと多くのロマ佐賀ファンの方がさらに興味関心を持って来ていただけるように、これまでの取組を東京で紹介するイベント、「ロマ佐賀ＴＯＫＹＯ」というものを開催いたしました。コラボアイテムの展示や販売を中心に、協議会メンバーの市町やコラボアイテムを製造、販売する企業も参加いただきまして、自らロマ佐賀ファンと交流し、ファンに対してＰＲする場も設けたところでございます。

また、十周年イベントでは、東京だけでなく、佐賀県内でも取組を実施いたしました。県立博物館では企画展を開催し、この十周年の軌跡を紹介いたしました。また、新作コラボ有田焼や、日頃公開されることが少ない開発資料なども展示したところでございます。また、佐賀駅からＳＡＧＡサンライズパークまでをロマ佐賀で彩る「ロマ佐賀ストリート」、ＪＲ唐津線・筑肥線の利活用促進を目的としたクイズラリー、「ロマ佐賀列車ラリー」などを実施したところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝十年間の取組を端的に御答弁いただくのは大変難しかったかと思いますけれども、本当に枚挙にいとまがないといいますか、幅広いジャンルで取り組んでいただいているかと思います。

私、不勉強で大変恐縮なんですけど、地元の「唐津Ｑサバ」とコラボされていることも今回初めて知りまして、本当にアイデア満載の企画で、そうしたことがきっかけになって佐賀県まで足を運んでもらったり、関連グッズの購入等を通して佐賀県のファンになっていただいた方も多数おられたかと思います。

改めてですけれども、自治体の取組で、しかも、民間とのコラボで十年も続く事業というものはなかなか少ないのではないかと思っておりますが、ひとえにこのスクウェア・エニックスさんの御理解と強烈な佐賀愛に支えられてきた十年ではないかとも感じたところです。

それでは次に、本事業で行われておりますイベントなどに参加された方の反応についてでございます。

十年という長い期間の中で様々な声が寄せられているかと思います。県外の方はもちろんですけれども、海外の方、そして、県民の皆様からはどのような声が上がっているのかお尋ねをいたします。

○久保政策企画監＝参加者や関係者から寄せられている声についてお答えいたします。

まず、県外からお越しになったファンの方からは、「佐賀県が身近に感じられるようになった」、「ロマ佐賀きっかけで佐賀に行ったが、人の温かさ、食事のおいしさに、ロマ佐賀抜きでも佐賀ファンになった」といった声をお聞きしているところでございます。

また、海外の方の反応ですが、昨年度、県立博物館での展示では海外のファンも多く来場していただき、英語、中国語、タイ語など、それぞれの言語で「地域のすばらしさを知ることができた」、「文化交流の機会になった」といったメッセージを寄せていただいたところです。

また、県民の皆様からは、「県外から多くの方が来てくれてうれしい」、「佐賀県のすばらしさの発信になっている」といった声をお聞きすることが増えており、中でもコラボ先の飲食店からは、「『サガ』シリーズのファンは購買意欲が高い世代が多く、平均消費金額も高いようだ」、また、「企画が終わってもまた来ます、こんなにおいしいとは思わなかったとお店のスタッフに声をかけてくださるファンの方もたくさんいらっしゃり、スタッフの励みになった」、「この企画がなければ来ることがなかったであろう客層が全国から来てくれたことが何よりよかった」といった声をいただいているところです。

以上でございます。

○木村委員＝ゲーム自体が世界的に人気を博しているところもありまして、日本の、今、サブカルチャー人気も高まっていく中で、海外の佐賀ファンも増えていっているのではないかとお話を聞きながら思ったところでございます。また、この事業を見詰めてくださっております県民の皆様の反応についても併せて御答弁をいただきました。

実はなぜこれを聞いたかといいますと、昨年、佐賀県議会と県内高校生との意見交換会に出席をさせていただいた折に、「ロマンシング佐賀事業」のことが話題になりまして、高校生の皆さんはラッピングバスや列車は知っているけれども、物心ついたときにはもうそうした列車が日常の風景として既に存在をしており、特に意識したことがないと。そもそも「ロマンシング　サ・ガ」というゲームが親世代のゲームという印象を持っているという声がありまして、私はかなりの衝撃を受けました。

佐賀県は、もともとアニメやゲームとのコラボに有名な県として注目を集めてきたこともありまして、高校生にも浸透しているんだろうなと思って、本事業の感想を伺ったわけでありますが、今のZ世代はそういう感覚なのかと改めて思い知らされた思いでございます。

そこで、往年のファンだけではなくて、若いファンの獲得につながっていくような事業内容のブラッシュアップも重要だと感じたわけでございますが、そこでお尋ねをいたします。

本事業に対して、これまで寄せられた意見や提案を反映して、新たに取り組んできたことなどがあれば伺っておきたいと思います。

○久保政策企画監＝事業内容のブラッシュアップについてお答えいたします。

参加者や関係者からの様々な声を参考にしながら、スクウェア・エニックスの皆さんとともに、工夫を凝らしながら取組を進化させてきたところでございます。

例えば、ファンの方からの、「単発のイベントで終わらない、いつ来てもロマサガの世界観が味わえるように」という声を受けまして、マンホールや陶板などの常設物を設置いたしました。また、昨年度からは郵便ポストのラッピングも始めたところでございます。これらは一年一年少しずつ県内市町の設置エリアを増やしているところでございます。

また、県外からお越しになるファンの方は、佐賀県内に土地勘がなかったり、

また日頃運転されないので、運転免許を持たない方も多くいらっしゃるのですが、そういった方がスムーズに県内を回れるようなツアーがあればとの声がございました。こうした声を受けまして、昨年度は唐津、武雄、嬉野の三コースを回るバスツアーを実施したところでございます。

また、ふるさと納税でも、佐賀県を応援したいという声がございました。この声を受けまして、オリジナルのお礼状カードを同梱したふるさと納税の返礼品を導入しましたところ、昨年度は約半年間で約千五百件、三千三百万円を超える寄附が寄せられたところでございます。

十年の間、少しずつブラッシュアップを行いながら取組を定着させてきたことで、「サガ」シリーズファンの皆様の間に着実に佐賀県への愛着が育っていると感じているところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝寄せられた声に的確に対応していただいているなという印象を持ちました。先ほどの免許を持っていない方への対応もそうですけれども、聞くところによりますと、こうしたイベントに来てくださっている方の中には、ゲームはやったことがなかったけれども、親と一緒に来て、逆にこのイベントがきっかけでゲームのことを知ってゲームにはまったというような声も聞いているところでございます。そうした意味で、今後ファンの裾野というのはもっともっと広がっていくのかなというふうに思います。

そして、先ほどありましたとおり、ふるさと納税も増えていったといいますか、きっかけになったというところは大変驚いたところでございます。

しかしながら、この事業は単なる佐賀ファンの獲得ではなくて、関係人口の創出という目的がございますので、当然ですが、毎年数値目標を定めて取り組んでいただいているものと承知しております。

そこで、これまでの達成状況についてお尋ねしたいと思います。

○久保政策企画監＝これまでの事業目的の達成状況についてお答えいたします。

令和二年度以降、イベントやクイズラリーなど、様々な企画にオンライン上ではなく、リアルに参加いただいた方の人数を数値化しているところでございます。

各年度の目標値に対する実績としては、令和二年度が目標四千人に対して実績約二千八百人、令和三年度は五千人の目標に対しまして実績が約六千三百人、令和四年度以降は、唐津線・筑肥線の「ロマ佐賀列車」の運行開始を受けまして目標を引き上げました。令和四年度は目標一万人に対して実績が約一万四百人、令和五年度は目標一万人に対して実績約九千五百人でございます。

なお、令和六年度は十周年の記念イベントを東京と佐賀で開催いたしましたところ、三万人の目標に対し、実績約二万五千五百人となっているところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝リアル参加の目標を定めて毎年取組を行ってきていただいたということで、東京での開催についても言及をいただいたところでございます。

最初に、関係人口の定義を確認させていただきましたけれども、先ほど言及いただいたようにふるさと納税という形で佐賀県に関わってくださる方は、まさにそのカテゴリーに入るんじゃないかなというふうに思ったところであります。経済効果を生み出すだけではなくて、県の歳入に直接つながるような効果まで満たせているということでございます。

それでは、この項の最後の質問とさせていただきますが、今後についてであります。

昨年、十年の節目を迎えたわけでございますが、まだまだ伸び代があるのではないかと思っております。さらなる関係人口の増加につながる可能性のある

本事業に、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○**久保政策企画監**＝今後の展開についてお答えいたします。

この十年間で培った県とスクウェア・エニックスとの信頼関係、そして、多くの「サガ」シリーズファンの応援に支えられ、ここまで成長できたプロジェクトと認識しております。

今年度も秋口に、県内周遊をしながらロマサガの世界観と佐賀県の歴史、文化、食を楽しんでいただくこととしており、八月頃には詳細をお知らせできるよう、現在準備しているところでございます。

「ロマンシング佐賀事業」は、県だけでなくスクウェア・エニックス、サガシリーズファンの皆さん、県民の皆さん、みんなでつくり上げていくプロジェクトです。今後も引き続き、多くの方が佐賀県を訪れ、佐賀県に愛着を持っていただけるよう、プロジェクトの認知度の向上を図りながら、関係人口の拡大に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**木村委員**＝今年の八月に新しい内容が発表されるということで、また驚かせていただきたいなというふうに思っております。

冒頭触れましたこの「地方創生二・〇基本構想」には、都道府県の役割という項目があるそうであります。まだ詳細は明らかになっておりませんけれども、関係人口の創出につながるように創設される予定のふるさと住民登録制度も含めまして、地方創生の重要な取組の中に位置づけられていながらも、自治体が取り組むメリットについては様々な疑問の声も出てきているようであります。

そうした中で、佐賀県の取組は先ほど来よりありますとおり、ふるさと納税の増加というような効果も生み出しておりまして、全国をリードする取組かと思いますので、これからもトップランナーであり続けていただくことを期待しながら、次の質問に移らせていただきます。

二項目めは、自転車等の対策についてお尋ねをいたします。

今日、六月二十五日は、一九六〇年に道路交通法が公布された日でありまして、その際、指定自動車教習所制度も明記されたこともありまして、今日の日付を語呂合わせで呼んで「無事故の日」となっているそうであります。

しかしながら、佐賀県民の自動車運転のマナーは、「よかろうもん運転」という言葉に象徴されますように、マナーの悪い運転をする方が多い傾向にあり、県内の幾つかの交差点には、路面標示に片仮名で「ウインカー」という文字が書かれていることは、他県ではなかなか見られない光景だということで、一時期ネットで注目をされたと聞いております。

先ほど佐賀のファンを伸ばしていくとか、関係人口の話をしたばかりで、大変残念に思うところなんですけれども、今回質問いたしますのは自転車の状況でございます。

一般質問の答弁では、県内での自転車が起因する事故の件数自体は横ばいということでありましたが、全国的には自転車の運転マナーの悪化が社会問題化になっており、罰則の強化という流れにつながってきているものと承知をいたしております。

そもそも自転車は、交通法規を全部理解していなくても乗れる手頃な移動手段でありますが、例えば、歩行者やほかの自転車に対して自分の存在に気づいてもらうためにベルを鳴らすことや、並走して走るなどの日常よく見かけるような行為が道路交通法に違反する場合があることなど、自動車運転免許を有する方でも意外に知らないこともあり、そのような状況の中、来年四月からは交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入によって実際に罰則金を科されることになった場合に、多くの県民が戸惑いを感じるのではないかと思っております。

加えまして、昨今では様々な種類の小型電動モビリティーが登場し、多くの

商品が販売をされるようになってきております。東京、大阪などの大都市圏で、こうした特定小型原動機付自転車、特小原付という略称をネット上でも見かけるようになってまいりましたが、若い利用者のルールを無視した運転によるトラブルの増加も目にするところです。やがて県内でも普及してくるときが来ると思いますが、私は自転車の交通ルールやこうした特小原付のルールにつきましてもしっかりと周知をしていく必要があると考えます。

そこで、お伺いいたします。

まず初めに、道路交通法の改正内容はどうなっているのかお尋ねいたします。

○南谷交通企画課長＝自転車に関する道路交通法の改正内容についてお答えいたします。

近年、国民の意識やライフスタイル等の変化に伴い、自転車利用のニーズが高まっている一方、全国的には自転車が関連する交通事故が増加傾向にあるなどの情勢を踏まえ、自転車の交通事故防止のための所要の規定の整備を行うことを目的に道路交通法が改正されました。

その主な内容は、自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等に関する罰則規定の整備、交通反則通告制度の対象に自転車等を追加するための規定の整備であります。

具体的には、自転車の酒気帯び運転については、三年以下の拘禁刑または五十万円以下の罰金が科せられ、自転車運転中の携帯電話使用、いわゆるながらスマホについては、六月以下の拘禁刑または十万円以下の罰金が科せられることとなっております。さらに、ながらスマホをして交通事故を起こすなど、交通の危険を生じさせた場合には、一年以下の拘禁刑または三十万円以下の罰金が科せられることとなっております。

自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等に関する罰則規定については、昨年十一月一日に施行されています。これに加え、自転車等に対する交通反則通告制度については、来年四月から施行されることとなっています。

交通反則通告制度とは、車両等の運転者による道路交通法の規定に違反する行為のうち、現認可能、明白かつ定型的なものが反則行為とされ、反則行為をした者に対し、行政上の手続として、警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について公訴が提起されないということを内容とする制度であります。

この制度の対象は、十六歳以上の者が運転する自転車等による携帯電話使用や信号無視、指定場所一時不停止等の百十三の違反行為となっています。

また、違反行為に対する反則金の金額については、携帯電話使用等（保持）、これが一万二千円、信号無視が六千円、指定場所一時不停止等が五千円、歩道通行などの通行区分違反が六千円、並んで走行する並進禁止違反が三千円などとなっております。

以上でございます。

○木村委員＝令和六年十一月の改正内容と来年四月からの、いわゆる青切符について御答弁をいただいたと思いますが、先ほどありましたように百十三の違反行為ということでありまして、パブリックコメントでは、特に道路整備状況がよいところばかりではありませんので、歩道通行で反則金の対象になる可能性があるというところに大きな反響があったと聞いております。

また、先ほども触れましたけど、並んで走る行為、並走行為も反則になるということで、この辺りがやはり周知不足といいますか、今回の法律改正で初めて違反行為とされたわけではございませんが、もともと違反行為に該当していたものが来年から反則金の対象になるというところが県民の皆様にうまく伝わっていないのではないかと思っております。

そこで、次の質問ですが、県内における交通違反の検挙状況についてですけれども、本年五月時点での自転車の交通違反の検挙と指導、警告の状況がどう

なっているのかお尋ねいたします。

○内田交通指導課長＝県内における自転車の交通違反の検挙状況についてお答えいたします。

本年五月末時点における県内の自転車の交通違反の検挙件数は十六件で、前年同期比十四件の増加となっており、主な違反は酒気帯び運転、携帯電話使用等となっております。

また、本年五月末時点における県内の自転車の交通違反の指導・警告件数は六百十七件で、前年同期比三百十七件の減少となっており、主な違反は並進禁止違反、無灯火等となっております。

今申し上げました指導・警告件数は自転車指導・警告カードを交付した数でありまして、このほか、街頭における警察活動の中で、口頭による指導や警笛を使用した注意喚起も適宜行っているところでございます。

以上でございます。

○木村委員＝指導、警告、減ってはいますけれども、先ほどおっしゃったようにカードの交付数ということで、その背景には本当にヒヤリ・ハットといいますか、なかなか危ない行為なんかも入っているのではないかと思っております。

今のような状況の中で改正法が施行されていくわけでありますけれども、次に実際の取り締まりについて伺っておきたいと思います。

道交法の改正のニュースが増えて、各県での交通取り締まりの様子が報道される機会も増えてきておりますが、警察官の制止を聞かずに走り去ろうとしたり、違反の指摘に納得がいかず、かなりの不平不満をぶつけられる方も見受けられるようでございます。取り締まりの現場というものは本当に大変になるんではないかと思っておりますが、そこでお尋ねをいたします。青切符の適用を踏まえまして、限られた人員の中で今後どのように指導取り締まりを行っていくのかお尋ねをいたします。

○内田交通指導課長＝初めに、答弁の前に、先ほど答弁いたしました答弁の訂正をさせていただきます。

本年五月末時点におきます県内の自転車交通違反の指導・警告件数でございますが、先ほど六百十七件と答弁いたしましたけれども、六百七十八件に訂正させていただきます。

引き続きまして、自転車の交通違反に対する指導取り締まりについてお答えいたします。

県警察におきましては、自転車関連事故が現に発生し、または発生が懸念され、自転車交通秩序の実現が必要と認められる地区・路線を自転車指導啓発重点地区・路線と定め、同地区・路線を中心に、自転車指導・警告カードを活用した実効性のある指導、警告を行っております。また、同地区・路線を含め、その他の場所においても、違反行為により歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせた場合や、交通事故に直結する危険な運転行為をした場合など、悪質、危険な違反に対しては積極的な検挙措置を講じているところであります。

いずれにしましても、指導取り締まりは交通事故抑止を目的とするものでありますことから、来年四月の自転車等への交通反則通告制度の適用を見据えつつ、自転車関連事故の発生状況や地域住民の取り締まりの実施に関する要望を踏まえ、引き続き交通事故抑止のための指導取り締まりに取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○木村委員＝地域の要望も踏まえ、そして取り締まりの対象地域を効果的に判断して行っていかれるものと捉えたところでございます。大変な取り締まりだと思いますけれども、交通ルールを守る機運をつくるために粘り強く取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問ですけれども、冒頭触れさせていただきました特小原付

ですけれども、世に出始めた頃は電動キックボードをイメージしておりました。しかし、質問聴取の際に教えていただきましたところ、今はそうした名称でくくれないものが出てきているというお話でありました。

本当にいろいろなものがありまして、モペットというらしいですけれども、ペダルがついており、一見、電動アシスト自転車かと思いきや、そうではなく、ペダルをこがずともフル電動で走るから原動機付自転車扱いになるということであります。見た目はタイヤの大きい自転車のような形をしておりますが、このように近年いろんなタイプのものが出てきておりますので、お伺いしておきたいと思います。

この特定小型原動機付自転車の概要と事故の発生状況についてです。

まず、法律上、大きさ、構造がどのような規定になっているのか伺います。

○南谷交通企画課長＝特定小型原動機付自転車の概要についてお答えいたします。

特定小型原動機付自転車の規格や構造につきましては、道路交通法施行規則により、その基準が定められております。

具体的には車体の大きさについては、長さ百九十センチメートル以下、幅六十センチメートル以下であることと定められております。また、構造につきましては、時速二十キロメートルを超えて加速することができない構造であること、走行中に最高速度の設定を変更することができないこと、緑色に点灯する最高速度表示等を備えていること、オートマチック・トランスミッション、いわゆるオートマ車であることなどと定められております。

そのほか、この運転には運転免許証を要しないとする一方で、十六歳未満の者の運転は禁止されており、ナンバープレートの表示、自動車損害賠償責任保険、いわゆる自賠責の加入などが義務づけられております。

特定小型原動機付自転車の概要については以上でございます。

○木村委員＝法律の規定によって今のような規格、構造が決まっていたり、使用条件があるわけでございますが、ネット検索をしますと、十万円前後のものから様々な価格帯のものが多数販売されているようでございます。今後もっと安いものが出てきて購入しやすくなってくるかと思っております。

先日ニュースを拝見しておりますと、電動キックボードにスーツケース、旅行かばんを置いて、その上に座って運転をしている光景が映っておりまして違法な乗り方だという報道があっておりました。

県内ではまだまだ普及しておりませんけれども、念のため確認をさせていただきます。特定小型原動機付自転車による交通事故の発生状況と検挙件数がどうなっているのかお尋ねいたします。

○南谷交通企画課長＝特定小型原動機付自転車の交通事故の発生状況などについてお答えいたします。

県内では、令和五年七月に特定小型原動機付自転車に関する規定が整備されて以降、特定小型原動機付自転車用のナンバープレートが本年五月末現在で百六十六枚交付されていると把握しております。

県内における特定小型原動機付自転車が関係する交通事故につきましては、令和五年七月に特定小型原動機付自転車に関する規定が整備されて以降、本年五月末時点で単独の物件事故が一件発生しています。

交通違反の検挙は、指定場所一時不停止が一件であり、ほかに自動車損害賠償保障法違反、いわゆる無保険一件を検挙しております。

以上でございます。

○木村委員＝件数は少ないんですけども、ナンバープレートの発行枚数ですね、百六十六枚ということで、今の時点では結構私は多いほうかなと、意外とあるなと思ったところでございます。

今後増えていったときに、先ほども言いましたけど、いろんなタイプのもの

が出てきていますので、一般の歩行者や周囲の車のドライバーにつきましても、それが何なのかよく分からないというところで無用なトラブルが生じないかと心配もしているところでございます。

それで、これまでも様々な機会を通じまして自転車の運転に関する啓発活動に取り組んできていただいていることは十分承知をいたしておりますけれども、法改正が行われたことや今後新しい移動手段を県民の皆さんが選択をしていくことも踏まえまして、一定の取組が進んだ段階で県民の中にどれくらい自転車等に関する交通ルールが浸透しているのかを検証することが必要ではないかと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○南谷交通企画課長＝交通ルールの浸透具合の検証についてお答えいたします。

交通違反をなくすためには交通ルールの浸透具合に応じた効果的な安全教育を実施することが重要であると考えております。

ここで自転車の交通違反の実態を見ますと、年代や地域によってもばらつきがあり、高校生や若年層では携帯電話を操作しながらの運転や並進等も散見されるといった指摘もいただいているところでございます。

このような状況を踏まえ、県警察ではこれまで実施していた主として警察官による説明が中心となる、いわゆる受け身型の交通安全教育に加えて、今年度から、いわゆる応問型の交通安全教育を積極的に取り入れております。この応問型の形式を取り入れることにより、受講者の参加意識が高まり、より自分事として考えさせることができると考えております。また、それにより自然と内容の確認ができる上に、間違えた内容は特に当事者の印象に残るため、理解度が一層向上するものと考えております。この形式の交通安全教育では、その正答率から、参加者の理解度や認識のギャップを把握したり、その場で効果測定としての役割も期待できるため、交通ルールの浸透具合も検証できるものと考えております。

引き続き、交通ルールの浸透具合も踏まえつつ、適切に対策を講じていくこととしております。

以上でございます。

○木村委員＝事故の当事者になる割合の高い中高生に対して応問型とおっしゃったんすけど、要はクイズ形式ということでよろしいですね。そういう言葉があるんだなと初めて分かりました。

様々な手法を検討していただきまして、まず、ターゲットを絞ってということでございますけれども、ひいては県民全体の理解のレベルを上げていく取組を続けていただければと思っております。

今回の私の最後の質問に移らせていただきますが、昨今、私の地元におきましても多くの外国籍の方を見かけるようになってまいりました。労働力不足を補う地域の仲間として貴重な人材である皆さんですけれども、今後ますます増えていくことが予想されており、自転車で移動なさっているお姿もよく見かけるようになっています。

そこで、佐賀県警察本部として、自転車の関係する事故の当事者として割合の高い先ほど触れた中高生だけではなくて、外国籍の方も含めまして、自転車の安全な利用についてしっかりと周知を図っていくことが必要だと考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねし、私の質問を終わります。

○南谷交通企画課長＝交通ルールの周知に向けた取組についてお答えいたします。

交通事故を抑止するためには、厳格な指導取り締まりに加え、あらゆる層に対する交通ルールの周知を継続的に実施することが重要であると考えております。

こうしたことから、例えば、自転車等の交通ルールの周知については、これ

までにも街頭キャンペーンや交通安全教室、関係機関と連携した広報啓発活動等を展開しております。

特定小型原動機付自転車に関しましては、販売事業者に対し、関係する交通ルールの購入者への確認の実施も働きかけております。

加えて、先ほど申し上げた昨年十一月の改正道路交通法の施行内容については、自転車利用者が特に多い県下の中学校、高校、大学等を中心に、既に資料を配布するなどしているところであり、来年四月から施行される交通反則通告制度についても同様に周知を図ることとしております。

また、自転車は技能実習生や留学生をはじめとする外国の方々にも利用されております。日本の交通ルールやマナーの正しい理解のため、これまでも外国語による交通安全チラシ等も活用しながら、技能実習生の受け入れ企業や教育機関、自治体等と連携した交通安全教室を実施するなどしてきたところであり、引き続き、今回の改正道路交通法の内容も含め、交通ルールの周知を図っていくこととしております。

今後も、改正道路交通法の趣旨を踏まえ、関係機関とも緊密に連携し、交通事故の発生状況や交通ルールの浸透度合いを考慮しつつ、各種の対策にしっかりと取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○中村委員長　以上で本日の質疑を終了いたします。

なお、明日二十六日は午前十時に委員会を再開し、質疑、視察、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後四時二十四分　散会

速記者　井上琴葉

六月二十五日　総務　木村雄一委員

令和七年六月二十六日（木）

総務常任委員会会議録

於　第二委員会室

総務常任委員会

委員長	中村圭一
副委員長	徳光清孝
理事	木原奉文
〃	土井敏行
〃	江口善紀
委員	大場芳博
〃	坂口祐樹
〃	青木一功
〃	一ノ瀬裕子
〃	木村雄一

午前十時　開議

○中村委員長＝おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○徳光委員＝皆さんおはようございます。県民ネットワークの徳光清孝でございます。

本総務常任委員会五人目の質問者ということになりまして、今日は午後から視察の予定をされていますので、一問に絞って質問をしたいというふうに思っています。質問項目一覧というのを物すごく広く取っていただいているんですが、そんなに長くはかかりません、必要最低限の質問に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ストーカー事案の対策について、県警察のほうにお尋ねをしたいと思います。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、いわゆるストーカー規制法は、議員立法によりまして、二〇〇〇年の五月に成立をいたしました。その後、何度か改正を重ねて今日に至っているということになります。

この法律ができるきっかけとなった事件がありまして、記憶にあるかもしれませんが、桶川ストーカー殺人事件というのが一九九九年に起こっています。元交際相手から執拗に付きまとい、あるいは脅迫、暴力行為を受け、当時なかなかストーカーという概念そのものが社会的に薄かった時代ですので、警察のほうにも相談をされていたけど、事件性とか、そんな面からも、なかなか今のような対応にはなっていなかったということで亡くなられたということになります。これがきっかけでこの法律ができたわけであります。

最近では、神奈川県川崎市におきまして、男性が元交際相手の女性の死体を遺棄するという事件が発生をしました。その後の報道によりますと、被害者の女性に対してストーカー行為を繰り返しており、警察にも相談していたことが分かっています。この規制法が成立した後も、残念ながら同じような事件が発生しておりまして、なぜ貴い命を救うことができなかったのかということをつい考えてしまいます。

ですから、今日の質問というのは、警察の対応がどうだったとか、そういう意味ではなくて、やっぱりこういうことは身近で起こり得るし、自分に対しても起こり得るかもしれない、だから、そんな場合、県民としてはどんなふうに対応したらいいのか、あるいは警察に対してどんなふうな要請をしたらいいのかというようなことを広く県民の方に知ってもらいたいという意味で質問をしております。

六月六日の新聞報道によりますと、二〇二四年に全国でストーカー規制法違反で摘発された件数とか、行政措置の禁止命令等の件数も法施行以来最多となったと報道されているところであります。そういう中で、県内の状況を含めてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、被害の現状についてお尋ねをいたします。

令和六年中に佐賀県内におけるストーカー事案の認知件数、あるいは検挙の件数等の現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長＝ストーカー事案の現状についてお答えいたします。

令和六年中の県内におけるストーカー事案の認知件数は三百十六件で、過去最多となった令和五年より八十五件減少をしているものの、五年連続で三百件を超えており、高い水準で推移しております。

また、事件として検挙した件数は三十四件であります。適用罪名で最も多かったのはストーカー規制法違反の十二件で、次いで窃盗、性的姿態等撮影、佐賀県迷惑防止条例違反がそれぞれ三件、不同意性交等、不同意わいせつがそれぞれ二件などとなっております。

以上でございます。

○徳光委員＝ありがとうございました。

全国の場合は平均して傾向というのが出ますので、全国では割と増加傾向、都道府県によると、その年によって大分程度の差があると思うんですが、先ほどの答弁によりますと、やっぱり五年連続三百件を超えているということは、依然として高い水準で推移をしているんだろうというふうに思っています。

それでは、ストーカー規制法で規制される行為についてなんですが、どのような行為がストーカー規制法違反となるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長＝ストーカー規制法で規制される行為についてお答えいたします。

ストーカー規制法で定義されているストーカー行為とは、特定の相手に対して恋愛感情や好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を満たす目的で、つきまとい等の行為を繰り返し行うこととされております。

つきまとい等とは、つきまといや待ち伏せ、住居等への押しかけ、行動の監視、拒否されているにもかかわらず、面会や交際等の要求をすること、連続電話、メール、ＳＮＳでのメッセージの送信等の行為が挙げられます。このような行為を特定の相手に対して繰り返し行えば、ストーカー規制法の対象、違反となります。

また、令和三年五月の法改正により、同年八月から、相手の承諾なくＧＰＳ機器を取り付ける行為やＧＰＳ機器を用いて位置情報を取得する行為も違反の対象となっております。

以上でございます。

○徳光委員＝今、改正によってＧＰＳを使ったストーカー行為というのがその範疇に加わったということなんですが、これもつい最近の新聞では、ＧＰＳストーカーが後を絶たないと、全国で被害相談が五百件を超えるというのがありましたけれども、ちなみになんですが、県内でＧＰＳを使ったストーカー行為というのは、相談とか摘発とか、そういった事例はあるんでしょうか。

○山口人身安全・少年課長＝令和三年八月の法改正以降、これまで県警に寄せられた相談の件数については十五件というふうになっております。

その内訳といたしましては、令和三年中はゼロ件、令和四年中が三件、令和五年中が七件、令和六年中が五件、令和七年五月末についてはゼロ件、以上十五件となっております。

以上でございます。

○徳光委員＝それでは次に、ストーカー事案への被害防止対策についてお尋ねをしたいと思います。

まず、被害を受けた場合に、被害を明確に受けているとか、もしかすると付きまとわれているんじゃないか、不安を感じるとか、いろんな場合があると思うんですが、その場合、被害者はどのように対応すればいいのかお尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長＝被害を受けた場合の対応についてお答えいたします。

ストーカー加害者は、被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、事案によっては被害者やその家族等に危害を加えるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあります。

こうしたことから、ストーカー被害を受けた場合は、悩んだり迷ったりせずに、速やかに警察に相談し、警察が教示した対策について、警察と連携して対応することが重要であると考えております。

また、被害者自身やその家族等が身の危険を感じる場合など、緊急の場合に

は必ず一一〇番通報するようにお願いしたいと思います。
以上でございます。
○徳光委員＝それでは、被害者の方が警察に相談した場合、警察として被害者に対してどのような対応を行うのかお尋ねをいたします。
○山口人身安全・少年課長＝警察による被害者への対応についてお答えいたします。
ストーカー事案においては、先ほど申し上げましたとおり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、県警察では、被害者等の生命、身体の保護を最優先とした対応を講じております。
具体的には、被害者等を安全な場所に避難させる保護措置、警察官によるパトロール警戒、あらかじめ被害者等に関する情報を登録することによって、通法時に迅速な対応を取るための一一〇番登録システムへの登録、緊急時に被害者等の所在地を確認することができる携帯型緊急通報装置の貸し出し、防犯カメラの設置など、各種システムや機材を活用した保護対策を徹底しております。
また、全てのストーカー事案について、継続して被害者等と連絡を取るなどして安全確認を行っているほか、被害者等の負担軽減を図るため、一時避難に要する費用の公費負担を行うとともに、市町や女性相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、被害者等の保護対策を推進しているところであります。
以上でございます。
○徳光委員＝様々な対応をされているということで、後で少しお伺いしたいんですが、それでは、今度は逆に、相談を受けて、恐らくこの人が加害者となった場合、警察としては加害者に対してはどのような対策を行うのかお尋ねいたします。
○山口人身安全・少年課長＝警察による加害者への対策についてお答えいたします。
ストーカー加害者への対応といたしましては、あらゆる法令を駆使して積極的に検挙し、事件化が困難なものについては、口頭による指導のほか、ストーカー規制法に基づく文書警告や禁止命令等の措置を講じております。
なお、禁止命令の措置を講じた加害者に対しましては、加害行為の再発防止に係る取組として、近況や被害者への執着の程度を把握するため、定期的に加害者への電話連絡等を行っております。
また、被害者への強い支配意識や執着心等を取り除くためには、精神医学的・心理学的手法に基づく治療等が有効な手段になり得ると考えておりますので、医療機関における治療等の有用性を教示し、同意が得られれば、医療機関へ紹介して受診につなげるようにしております。
以上でございます。
○徳光委員＝今、被害に遭った場合、どんなふうな相談をしたらいいのかということと、それから、その場合、警察の対応としては、被害者に対しては丁寧な、いろんな方面、あるいはいろんな角度から助言したり指導したり、場合によっては、本当に危険と感じたら一時避難させるとか、丁寧な対応をするということでした。それから、加害者に対しても、やっぱり病的なものを感じたら医療のほうに結びつけるということもあったと思うんですね。
よく一般的に言われるのが、相談はしたけれども、加害者と思われるその人に知られたくないという気持ちがあったりとか、あるいは逆に、かえって逆上してもっとひどいことになるんじゃないかとか、被害者の方は様々気持ちが揺れ動くと思うんですね。それから、周りの家族も含めてきちんとそれに対応しないとうまくいかないというようなことになると思うんですね。そうなると、よくある言い方として、警察に相談していたのにどうどうだったというようなことがよく言われると思うんですね。警察の対応としては当然そういうことに

ならないように、いろんなケースを判断してされていくというふうに思うんですね。

今度の神奈川県川崎市での事案も、その後の報道では同じようなことが言われているんですね。ですから、不安を抱える被害者とか、家族も含めて揺れ動いているような心情に対して、県警としては、まず第一にどういうことを優先して相談に応じていくのか、措置をしていくのか、あるいはその被害者の方に安心感をいかに与えていくのかというのが私は大切なことではないのかなというふうに思うんですね。

ですから、そういった意味でもう一度、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

○山口人身安全・少年課長＝今、徳光委員のほうからのお尋ねについてお答えしたいと思います。

ストーカー事案、また、相談の内容については、それぞれ内容が個別によって違いますので、県警といたしましては、その個別の事案に応じて、その危険性、切迫性を組織的に判断し、被害者の心情もしくは意向、それに寄り添った対応を行っております。その具体的な内容といたしましては、先ほど申し上げましたとおりの対応を適宜行っているところであります。

また、被害申告をどうしても渋る、しないというふうな被害者、相談者の方も多数いらっしゃるところ、この場合につきましては、相談者、被害者のみならず、親族等に生命、身体、こういったものに対する危険が及び得ることがあるということを十分説得した上で、被害者等に対して届け出の働きかけの説得を重ねております。

それでも被害届をされない、なされない場合におきまして、被害届がなされない場合でも、警察が危険性、切迫性を判断し、客観的証拠があり、逮捕の必要性が認められる場合におきましては、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを積極的に検討、実施しているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員＝ということは、迷わないで積極的に相談をしてくださいと、何か不安なことがあれば、常に連絡を取ってしてくださいということだと思うんですね。

県警察の対応の仕方として、県警察本部と、あと所轄のそれぞれの署があると思うんですね。署によってはその対応をする係の人員が少なかったりとか、そんなこともあるのかなというふうに思うんですね。そんな意味では、所轄している警察署と県警との連携といいますか、その辺、何かございましたら、お尋ねをしたいと思います。

○山口人身安全・少年課長＝県警といたしましては、相談を受けた内容につきましては、必ず各警察署の担当のほうから県警の担当のほうに速報をしております。当然、警察といたしましては、全ての事案を警察署長のほうまで報告をし、全ての事案の対応について組織的な判断を行っているところであります。

また、人員が不足している部分については、本部のほうから適宜必要な人員を派遣するなどして、迅速的確な対応に努めているところであります。

以上でございます。

○徳光委員＝ありがとうございました。

それでは、文書警告等についてなんですが、加害者への対応として、文書警告とか、あるいは禁止命令というのがありましたが、そういったものはどのようなものなのか、もう一度お尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長＝文書警告等についてお答えいたします。

文書警告や禁止命令は、ストーカー規制法に規定されており、ストーカー行為の被害者からの申し出等により行う行政措置であります。

文書警告は、行政指導の一環であり、加害者が被害者に対してつきまとい等

の行為を繰り返すことを禁止するもので、罰則はございません。これに対し、禁止命令は、警察本部長や警察署長が加害者に対して行う行政命令であり、違反した場合は刑事罰が科せられることになり、より抑止力の高い措置として行うものであります。

以上でございます。

○徳光委員＝ありがとうございました。

それじゃ、最後になりますが、神奈川県で最近発生をしました事件についてであります。

神奈川県川崎市において、男性が元交際相手の女性を遺棄するなどとした事件が発生し、報道でも大きく取り上げられているところであります。

このような事件を受けて、県警察はどのような対策を行っているのか、あるいは今後さらに行おうとしているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○山口人身安全・少年課長＝神奈川県で発生した事例を踏まえた県警の対応についてお答えいたします。

県警察においては、引き続き警察本部と各警察署が緊密に連携し、個別の事案ごとに危険性や切迫性を組織的に判断するとともに、ストーカー事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることを念頭に、被害者等の安全確保を最優先に、これまで申し上げてきました各種対策を確実に講じていく所存でございます。

以上でございます。

○徳光委員＝答弁ありがとうございました。

このような事件がぜひなくなることを私たちも祈っているところでありますし、例えば、知事部局にしても、職員からそういう相談を受けるということもあると思うんですね。どうも自分は近所の人からそういったストーカーを受けているような気がするとか、だから、そういった相談も当然知事部局の方も職員から受けたりすると思いますので、今、県警察さんのほうで丁寧に答弁をいただきましたので、パワハラだセクハラだといろんな対応がありますけれども、そういったことも含めて、知事部局としても職員に対する目配りというか、気配りというか、そのようなこともぜひお願いをして、一丸となってこういった事件はなくしていくという取組が進んでいくことを願いまして、私の質問を終わります。

○中村委員長＝これで質疑を終了いたします。

次に、お手元に配付しております日程表により視察を行います。視察後、委員会を再開し、討論、採決を行います。

それでは、視察の出発時刻は十三時となっておりますので、それまでに玄関前にお集まりください。お願いいたします。お疲れさまでした。

午前十時二十一分

速記者　井上琴葉

（現地視察）

午後三時十分

○中村委員長＝委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○中村委員長＝甲第三十五号議案中本委員会関係分、甲第三十六号議案、及び乙第三十四号議案から乙第三十八号議案まで五件、以上七件の議案を一括して

採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長＝全員起立と認めます。よって、以上七件の議案は原案のとおり可決されました。

○　継　続　審　査

○中村委員長＝最後に、二月定例会から引き続き審議中の

一、財政確立について

一、政策の企画・調整について

一、危機管理・報道行政について

一、総務行政一般事項について

一、警察行政について

以上五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上五件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲さまでございました。

午後三時十一分　閉会

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

総務常任委員長	中村圭一
同　副委員長	徳光清孝
会議録署名者	坂口祐樹
同	土井敏行
同	江口善紀
同	木村雄一
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主事	森山誠之

令和七年六月二十五日（水）

文教厚生常任委員会会議録

於　第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長	古川裕紀	
副委員長	池田正恭	
理事	指山清範	
〃	原田寿雄	
〃	藤崎輝樹	
委員	猪村利恵子	
〃	古賀陽三	
〃	田中秀和	
〃	中本正一	

文教厚生常任委員会質問者順序

順序 ＼ 月日	六月二十五日（水）	六月二十六日（木）
1	（現地視察）	原田　寿雄　151　頁
2		猪村利恵子　173　頁
3		藤崎　輝樹　195　頁

午前十時　開会

○古川委員長＝おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○古川委員長＝会議録署名者として古賀陽三委員、原田寿雄委員、藤崎輝樹委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、六月二十日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び請願、並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす二十六日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分　散会

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

令和七年六月二十六日（木）

文教厚生常任委員会会議録

於　第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長	古川裕紀	
副委員長	池田正恭	
理事	指山清範	
〃	原田寿雄	
〃	藤崎輝樹	
委員	猪村利恵子	
〃	古賀陽三	
〃	田中秀和	
〃	中本正一	

午前十時五分　開議

○古川委員長＝それでは、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案・請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○原田委員＝皆さんおはようございます。原田でございます。四問通告をしておりますので、順次質問に入っていきたいと思います。

まず、乳児院で発生した事件についてお尋ねをいたします。

五月三十一日に佐賀市内の乳児院で、一時保護中の子供の母親が施設職員を殺傷するという痛ましい事件が発生しました。亡くなられた職員に御冥福をお祈りするとともに、御家族の皆様にお悔やみを申し上げたいと思います。

これまで不審者に対する対策は講じられてきたものと思っておりますが、今回の事件は保護者による犯行という異例のものだというふうに感じております。しかし、想定していなかったことが起きてしまいました。決して今後このような悲劇が起こらないようにしっかりと検証するとともに、対策を講じていく必要があると思います。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

一時保護の手続についてであります。

一時保護は、児童相談所長の職権で実施できるものと承知をしておりますが、保護者への説明はどのようになっているのか。保護者の理解が得られないときはどのようにしているのか。そしてまた、今回の事案においてはどうなっていたのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長＝一時保護の手続についてお答えいたします。

一時保護は、児童虐待など、子供を現在の生活環境に置くことが子供の安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると児童相談所が判断する場合に実施するものでございます。

子供の保護の観点から、親子を離す一時保護を行いますが、親子関係を修復して、再び一緒に生活してもらうことを目標とし、その間、子供と家庭を支援していくこととなります。

一時保護に際しては、保護者の理解の下で実施することが基本となります。保護者に対しては、一時保護の理由、目的、今後の見通し、一時保護中の子供の生活、児童相談所の職権などについて説明を行い、保護者の同意を得て一時保護を行うことが望ましいとされております。今回の事案でも、児童相談所は保護者に対し、先ほど御答弁いたしました一時保護の理由などを説明しております。

以上でございます。

○原田委員＝同意の下に行うということが前提となっているということでありますね。

次に、子供の居場所の秘匿についてであります。

一時保護の場所は秘匿したほうがよいのではないかという声もありますが、それに関してお答えを求めます。

○野田こども家庭課長＝子供の居どころの秘匿についてお答えいたします。

児童相談所は、子供の保護の観点から、親子を離す一時保護を行いますが、一時保護の最終的な目標としましては、親子関係を修復し、再び一緒に生活することを目指しております。そうした子供を離して守ることと、家庭修復に向けた支援という難しいバランスの中で判断をしているところでございます。

子供の居どころを秘匿することは、子供を守るという点ではリスクを減らす手段の一つでありますが、家庭復帰に向けて支援するに当たり、保護者の不安

を少しでも取り除き、保護者との信頼関係を築きながら支援につなげていきたいという思いから、ぎりぎりの判断で子供の居どころとなる施設情報をお伝えしているところでございます。今回も保護者に対し、保護を行う施設は伝えておりました。

以上でございます。

○原田委員＝分かりました。

次に、一時保護の場所の変更についてであります。

今回の事案発生後も国から再度通達が来ているようでありますけれども、問題行動がある場合に保護の場所を変更すること、こういったことを国は想定しているようであります。

本県の場合は、乳児院が県内に一つしかないという現状があります。そういうことであれば秘匿が非常にしづらい環境にあると。そうした場合、どういう対応をされているのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長＝一時保護の場所の変更についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしました子供を守るということと、家庭復帰に向けて支援することのバランスを取るということは非常に難しいものがございます。保護の場所の変更も、子供を守るという面ではリスクを減らす手段の一つでありますが、子供にとって生活環境が変化することとなり、子供に負担が生じ、精神的に不安定になるおそれなども併せて考えていく必要がございます。

そのため、家庭復帰に向けて子供のよりよい養育の観点からは、できるだけ保護先の変更はしないことが望ましくありますが、様々なケースがあり、子供を保護しつつ家庭復帰を目指すというバランスの中で非常に難しい判断を常に求められているという状況にございます。

委員御指摘のとおり、乳児院については県内に一カ所でありますが、保護の場所を変更せざるを得ない場合は、ほかの施設への入所や一時保護に対応できる里親などでの養育をお願いすることとしております。

以上でございます。

○原田委員＝本当に一律に図れないというようなことをいろんなやり取りの中でも感じてはいます。どういう状況だからこういうことをやったほうが効果があるのではないかということを常に考えて、案件ごとにしっかりといろんな方々と協議をしながらやっておられるんだろうというふうには思っております。

例えば、こういう施設、乳児院というような本当に小さい子供さんを入れるところなので、簡単に里親というところも慣れた状況ではないのではないかなというふうに思うわけで、県内に一つしかないということでありますけれども、例えば、他県の乳児院をというようなことも考慮することもあるのかどうかお尋ねします。

○野田こども家庭課長＝子供の養育の環境については、その子供の状況に応じて最適な場所を選ぶこととしておりますが、県内でその保護先がないということでありましたら、県外を含めまして検討することとしております。

以上でございます。

○原田委員＝それでは次に、子供との面会についてお尋ねしたいというふうに思います。

一時保護で子供と離された保護者から面会したいとの希望があった場合、これはどのような対応になるのか。通常、児童相談所の職員が同席するべきじゃないかなというふうには思っておるところですが、どういう状況なのか。そしてまた、今回の事案の中ではどうであったのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長＝子供との面会についてお答えいたします。

子供と保護者の面会についても、子供を守るという面からは、面会を制限するというのもリスクを減らす手段の一つとなります。しかし、面会は今後の将

来の親子関係の修復に向けて大切なこととなりますので、そのバランスを取ることは非常に難しいものがございます。

こうしたバランスの難しい判断が求められる中、一時保護中の子供に関する保護者の面会、電話、手紙などへの対応につきましては、児童相談所は子供の人権に十分配慮しつつ、子供のよりよい養育の観点から、家族の状況を踏まえまして個別的な対応を行っているところでございます。

保護者の面会に関しては、あらかじめ児童相談所が調整を行って実施しております。保護者との面会においては施設任せではなく、児童相談所の職員が立会をし、面会中の保護者と子供の状況観察、突発的事態に備えることとしております。こうした対応は、国の通知なども参考に、家族や子供の状況に応じて個別に判断をしております。

子供の保護と今後の家庭復帰に向けた支援という現場の非常に難しいオペレーションの中で、子供の保護という観点でリスクを減らすには、保護場所の秘匿、保護場所の変更、面会制限などの手段もありますが、今回の事案では、児童相談所は家族への介入と支援の難しいバランスの中で、子供を保護しつつ家庭復帰に向かえるよう、条件つきで面会を行うという判断をしたところでございます。

以上でございます。

○原田委員＝今回、五月二十五日でしたか、一時帰宅というか、子供と御両親がそろって、あるイベントとかに参加されたようなことを聞いております。この折、帰ってこられるときとかもどういう状況であったのか、問題行動につながるような、何かそういう懸念を受けるようなことがあったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○野田こども家庭課長＝五月二十五日の状況について御説明をいたします。

子供を伴ってイベントのほうに外出をしたいという希望が寄せられておりまして、児童相談所はあらかじめその内容を精査し対応したところでございます。

当日は何時に戻すという条件を付しまして外出をすることとなりますけれども、父母と子供を伴いまして外出をし、予定どおりの時間に乳児院のほうにまた子供を戻していただいているという状況にございました。保護者については非常に落ち着いた状況であったというふうに聞いております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。

では次に、施設との情報共有についてお尋ねをしたいと思います。

一時保護先の施設との間でどのような情報をやり取りしているのか。そしてまた、今回はそうした情報のやり取りがしっかりできていたのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○野田こども家庭課長＝施設との情報共有についてお答えいたします。

一時保護に至る家庭は、その家庭環境やその背景も複雑な場合が多く、様々な事情を抱えており、個別対応が必要となります。

児童相談所と施設は、一時保護をしつつ、家庭復帰を目指すという難しいオペレーションを行っており、児童相談所と施設の間では大変多くの情報をやり取りしております。

例えば、子供の持参品やアレルギーといった情報のほか、家族構成や保護者の健康状態、一時保護の理由、保護者と子供との接触の条件など、子供の養育や保護者との対応に関する情報がございます。今回もこうした情報をお伝えしておりました。

現場での対応は難しく、正解は一つではないと考えておりますが、こうした難しい現場に日々向き合う施設に対しては、個々のケースの情報を全てお伝えして、あとは施設で判断してもらうということではなく、むしろ施設の負担を考え、児童相談所が施設に寄り添い、個々のケースに応じた対応方法を考えて

伝え、一緒に対応していくことのほうがよいのではないかと考えております。様々なケースを扱う児童福祉の現場は、画一的な対応はできず、判断には一つ一つ重く、難しいものがございます。

以上でございます。

○原田委員＝それでは、そういった状況を受けてでありますけれども、再発の防止についてということをお尋ねします。

保護者がここまでの加害行為に及ぶことは誰も想定していなかったのではないかというふうに思うところであります。明白な過失があれば別ではありますが、想定されない異例の事件で、どこに責任があるのかと責任論に終始することはどうかというふうにも考えます。

ただ、人が一人亡くなっていることは重く受け止めなければなりません。特に親子の問題を解消したいと母親に寄り添われた方が命を落とされております。同様の施設で働かれている職員の方々の不安を考えると、再発防止に向けた県の一日も早い取組を望んでおられると思います。

そこで県として、再発防止にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長＝再発防止についてお答えいたします。

今回の事件を受けて、それぞれの施設や現場の実態やリスクを踏まえた安全対策づくり、関係者への周知徹底などについて通知し、改めてお願いをいたしました。

各施設は、施設の構造、運営体制など様々でございまして、それぞれの状況に応じて個別に安全対策を検討していただく必要がございます。

そこで、各施設を一つ一つ訪問し、安全対策状況のヒアリングを実施するとともに、御意見を伺いながら、どのような安全対策が望ましいか、一緒に考えていくこととしております。

児童福祉の現場の方々は、思いを持って一つ一つ難しい対応をしていただいているところでございます。そうした施設で働く職員の方々が安心して働けるよう、こうした事件が起きることがないよう、引き続き少しでもよい形がないか、施設の方々と意見交換をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原田委員＝施設を一つ一つ回って個別の対応をしっかりやっていくということは非常に有効ではないかなと思いますが、ただ、そこには危機管理のスペシャリストとか、そういった方が一緒に行って、できるだけ多くの人で考えていくということをぜひ実行していただきたいし、また、全体の意見交換の会合が少し延期されたということを聞いていますけれども、そうしたいろんな人が一堂に会して協議をしていくということも有効であろうと思うので、ありとあらゆる考えられることをしっかりとやっていっていただきたいというふうに思います。

本当に非常に難しい対応が求められるというふうに思っておりますけれども、今回の事件のようなことがどうすれば防ぐことができたのか、防ぐ手だてが本当になかったのかというようなことを一人一人がしっかりと考えていく、そうしたこと、自分の仕事をいま一度しっかりと見直す機会にぜひしていただければという思いをお伝えして、この質問を終わりたいと思います。

次に、教員不足の解消に向けた対策についてお尋ねをしたいと思います。

教員不足については全国的な問題となっており、先日の新聞報道では、佐賀県の県内小学校の教員試験が〇・九倍との見出しが躍りました。県内の教育関係者ばかりでなく、多くの方がこの報道に衝撃を受けているのではないかと思っております。

採用者数を増やした、三十人増えているようでありますけれども、そうしたことが背景にあるというふうには聞いていますが、志願者が減っているという

のは事実であり、せめて二倍ぐらいの倍率、二倍以上の倍率がないとなかなか教育の質が保てないのではないかなというふうな声も聞くところであります。

県教育委員会が様々な取組を実施していることは承知をしております。しかし、六十五歳を過ぎても講師として教壇に立っている知人が周りに複数おります。実際、私より二歳下の方二名といろいろ話しをすることができました。自分の経験が置かれるということはありがたいという反面、いつまで行かなきゃならないのかなというようなことも言われておりました。地元の教育長と話しても、そうした方々がいることで自分のテリトリーの学校が何とか運営できているというような声も聞いているところであります。

また、退職教員で構成されています「公立学校共済組合友の会」では、未来の先生応援プロジェクトということで、教師を目指す学生を対象に、各都道府県から一学年に三名、月一万円の奨学金を給付する事業を開始しようと準備を進められております。こうした教員の成り手を増やす取組は広がりを見せているのではないかなと思います。

月額一万円の奨学金が直接生徒増に、そうした成果につながるとはなかなか思いませんけれども、こうした教員不足を解消したいとの思いが大きく広がっていくこと、そうしたことが大切でないのかなというふうに思っているところです。

また、介護職の人材不足もあり、その確保のために、中学校の段階から介護に関心を持ってもらう取組が行われているとも聞いておりますし、教員として働くことを早くから意識してもらう活動、それも重要だろうというふうに思います。

また、教員に対してネガティブな内容の報道が目につく現状であります。しかし、未来を担う子供を教え導く重要な役割を担っている教員という職業は誇らしい仕事であることや、教員を尊重する意識が県民全体で醸成されることが必要ではないかと思っております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

教員採用選考試験の状況についてであります。

教員採用選考試験のうち、小中学校の志願者と志願倍率は年々減少傾向にあります。ピーク時と近年の状況は本当に大きく変化をしております。

そこで、次の点をお伺いします。

まず、全国の状況であります。全国の受験者数と採用倍率の状況はどうなっているのか。これは先般、新聞等の報道で見てもおりましたが、これは受験者数、採用倍率ということで、きちんとした実際の結果で判断しやすいということで、まずはこの数字をお知らせいただければと思います。

○野口教職員課長＝教員採用選考試験の全国の状況についてお答えいたします。

全国における小中学校の採用倍率は、平成十二年度採用試験をピークに年々減少してきております。ピークであった平成十二年度は、小学校では受験者数四万六千百五十六人で採用倍率が十二・五倍、中学校では、受験者数四万七千八百四十六人で採用倍率が十七・九倍でありました。

国が公表している令和四年度採用から令和六年度採用の三年間の状況では、小学校で受験者数が四万人台から三万六千人台に、採用倍率は二・五倍から二・二倍に年々減少しております。中学校でも同様で、受験者数が四万二千人台から三万九千人台に、採用倍率は四・七倍から四・〇倍に年々減少しております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。

次に、佐賀県の状況についてお伺いします。

先ほど前語りのところで〇・九倍と申しましたけれども、本当にびっくりする数字、同様に、宮崎が〇・九三倍とかいうことで一を割っているところもほ

六月二十六日　文教厚生　原田寿雄委員

かにもありはしましたけれども、こちら佐賀県に関しては、志願者数と志願者の倍率、こういうことで数字をお知らせしていただければと思います。

○野口教職員課長＝佐賀県の状況についてお答えいたします。

本県における志願倍率は、小学校では平成十三年度採用試験をピークに、中学校では平成十一年度採用試験をピークに年々減少しております。

小学校のピークとなった平成十三年度は、志願者数五百六人で志願倍率が十六・八倍、中学校のピークであった平成十一年度は、志願者数四百六十三人で、志願倍率十八・五倍でありました。

直近三年間の令和五年度採用から令和七年度採用の状況では、小学校で、志願者数が二百六十二人から二百二十五人に、志願倍率は一・四倍から一・三倍へ減少しております。中学校では、志願者数が百九十四人から百六十九人に、志願倍率は二・〇倍から一・五倍へと減少しております。

この倍率の変動は、志願者数の減少だけでなく、採用予定者数の増加も要因となります。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。本当に急激に何かぼんと下がったのではなくて、じわじわとずっと下降線をたどっているというのが現状かなというふうにも思っているところであります。危機感は、教育委員会を含めて早くから持っておられて対応もされたのではないかなというふうに思いますが、そこで、これまでの取組についてお伺いいたします。

小中学校の採用試験の志願者数の減少と志願倍率の低下、これは様々な要因があるというふうにも思っております。先ほど募集定員を上げたというようなこととかも当然あるでしょうけど、主要な要因と分析、整理した上で効果的な取組を行っていかなければならないというふうに思いますが、まず志願者の減少の要因分析、どのような要因で志願者数は減少、また、志願倍率は低下しているのか、どういう分析をされているのかお尋ねいたします。

○野口教職員課長＝志願者数の減少等の要因分析についてお答えいたします。

教員採用選考試験の志願者数の減少等は、民間企業の採用動向の影響、採用試験を受験する既卒者の減少、教員免許取得者の減少といったことが要因として挙げられます。

なお、委員御指摘の県内小学校の教員試験〇・九倍については、育児休業等の代替を正規職員で対応するために、採用予定者数を昨年度から三十人増やしたこと、それから、志願者数が昨年度よりも四十五人減少したことが主な原因と考えております。

以上でございます。

○原田委員＝そうした要因分析を踏まえて、どのような取組を行ってきたのかお尋ねをいたします。

○野口教職員課長＝要因分析を踏まえたこれまでの取組についてお答えいたします。

教員の人材確保については、教員採用選考試験の改革、丁寧なサポート体制、教員の魅力発信、この三つの柱で取り組んできております。

教員採用選考試験の改革については、秋の選考試験の実施、ＵＪＩターンや民間企業経験者等の特別選考、大学三年生チャレンジ受験の実施など、幅広い人材の確保に努めております。

丁寧なサポート体制については、ベテラン教員が若手教員と連携して児童の指導をサポートするチーム担任制の導入、いつでも、どこでも、気軽に相談できる悩み相談ステーションの開設、これらのことに取り組み、一人で悩むことがない体制を整えております。

教員の魅力発信については、教員採用に関する専用サイトやＳＮＳを活用し、現職教員のインタビュー、それから、先生の一日の紹介など、情報発信を行い、

県教育委員会の様々な取組をタイムリーに発信しております。

以上でございます。

○原田委員＝私もこの質問をするに当たっていろいろ調べてはおりまして、本当にどこも同じような状況なので、いろんな取組、先ほど言われた大学三年生が一次試験を受けて、それで四年時には一次試験を免除するというようなこと、どこかがそうしたことをやると、ほかの県も追従してやっていると。どこも本当に何か手はないのかなと思ってやられているんだろうというふうに思っております。

ただ、そこの中でもなかなか厳しくて伸びない県もあったり、伸びている自治体もあったりします。

例えば、私が見たところでは、岡山県の事例というのが、非常にぐっとここ何年か伸びていたりするんですよね。だから、そういったことをどこも参考にしてやるべきだろうというふうに思っておりますけれども、本県においては、先ほど言った取組をされた結果、どういった状況が生まれたのか、効果があったのか。複数やられているけど、この対策は効果が上がったんではないかとかいったことがあれば、お知らせをお願いします。

○野口教職員課長＝取組の効果についてお答えいたします。

秋の選考試験を実施したことにより、採用予定者数を上回る志願者を確保することができております。また、ＵＪＩターン特別選考では、即戦力となる現職教員を採用することができております。

さらに、昨年度から実施しています大学三年生チャレンジ受験では、昨年度受験し、第一次選考を合格した者のうち、約九割が今年度の第二次試験に志願をしておりまして、志願者の確保につながっております。

こうしたことは、丁寧なサポート体制、教員の魅力発信に取り組んだ成果でもあるというふうに考えております。

以上でございます。

○原田委員＝そうですね、本当に様々なことをやっていただいていると。ただ、結果として、その数字がなかなか伸びないという現実というのがあるということであり、やはりまだまだ様々なことを行っていく必要があるんだろうなというふうにも思います。

それでは、先ほど少し触れましたけれども、ほかの自治体の取組についてお尋ねしたいと思います。

全国的に教員不足と言われておりますが、近年でも教員採用選考試験の倍率が高い自治体もあります。

新聞記事からではありますけれども、二〇二四年採用ということで、小学校では三倍から四倍のところ、また、中学校でも四倍から五倍の県が複数あるということも事実であります。そうした自治体の取組を検証して、本県の志願者増につなげていくことも必要ではないかというふうに思います。

まずは、採用試験の倍率の高い自治体はどういった県があるのかお尋ねします。

○野口教職員課長＝採用試験の倍率が高い自治体についてお答えいたします。

国が公表している最新の公立学校教員採用選考試験の実施状況によりますと、令和五年度実施の教員採用選考試験において、小学校、中学校ともに比較的倍率が高い自治体は、大阪府、奈良県、鳥取県、高知県となっております。九州では沖縄県が最も高く、小学校で三・〇倍、中学校で四・四倍となっております。

沖縄県以外の九州各県の倍率は、小学校で一・二倍から一・五倍、中学校で一・六倍から三・七倍となっております。

以上でございます。

○原田委員＝本当に倍率が高いところ、関西圏が少し高いのかなというふうな

ことを思いますし、大都市は大学が多いからというふうに考えると、福岡がもう少し上がってもおかしくないのに、福岡もほぼ九州内の各県と変わらないという状況であろうかと思います。ただ単純に大学の数とかいうことじゃないのかなとは思いますけれども、そういった先ほど述べられました自治体の取組、こういったことを調査していくことも必要なのかなというふうに思いますけれども、今、効果があったところを分析されているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○野口教職員課長＝採用試験の倍率が高い自治体の取組の分析についてお答えいたします。

倍率が高い自治体においては、周辺の自治体とは異なる期日に採用試験を実施する。少子化による学級数の減少に伴い、採用数を抑制する。多様な人材を確保するための特徴的な選考を実施するなどに取り組んでいるというふうに調査をしております。

周辺の自治体と異なる期日に採用試験を実施した場合、志願者数が増加し、倍率が高くなるというメリットはございます。一方で、デメリットとしては、他県との併願ができるため、辞退者が多数出ることも考えられ、採用者数の見込みが難しくなります。

少子化による学級数の減少に伴い、採用数を抑制する自治体もありますが、本県では、きめ細かな指導を行うために採用数を大幅に減らすということは考えておりません。

多様な人材を確保するための特徴的な選考については、一般企業経験者の採用や特別な知識、技能を持つ方の採用において、一定の効果があると考えております。

他の自治体の取組について、倍率のいかんにかかわらず、佐賀県の求める人材の確保につながるかどうかという視点を持って研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。ただ単に、数値だけではないというようなお答えだったのかなとも思いますけれども、ただ、ほかにも要因があるのかもしれませんので、さらにその分析というものを進めていく必要はあろうかと思います。そしてまた、本当に効果がある取組があれば、すぐにも本県においても採用して、あらゆる手を尽くしてやっていくべき問題なのかなというふうに思いますので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

次に、今回改正されました給与特別措置法の改正についてお尋ねをいたします。

教員の働き方改革や処遇改善等を目的とした給与特別措置法の一部が改正されましたが、学校現場の教員に当該改正の効果が実感できるように取り組んでもらいたいというふうに思います。

そこで、お尋ねですけれども、今回の給与特別措置法の一部改正の概要はどういうものなのかお尋ねをいたします。

○野口教職員課長＝給与特別措置法の一部改正の概要についてお答えいたします。

本年六月十一日に成立しました給与特別措置法の一部改正は、教職調整額の支給率の引き上げ、業務量管理・健康確保措置実施計画を教育委員会ごとに策定、公立中学校における三十五人学級の実現に関する措置といったものが主なものでございます。

また、教育職員の一カ月の時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標に、教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること、教育課程の編成の在り方について検討を行うこと、教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員することなどの措置を講ずることとされております。

以上でございます。

○原田委員＝様々な取組、一番大きかったのが四％から一〇％に年ごとに上げていくということは大きく報じられておりますけれども、ただ一方で、残業時間を圧縮していくために様々な計画を立てていくということを校長等々に求めるということに対しては、少し反発もあるとかいうようなことも聞いておりますし、今回のことに対しては様々な受け止め方があるのだろうというふうに思っています。

県としては、この法改正をどういうふうに受け止めているのかお尋ねをいたします。

○野口教職員課長＝法改正の受け止めについてお答えいたします。

今回の法改正の内容については、国を挙げて教員を確保するための環境整備に取り組む総合的な施策として改正されたものと認識をしております。

この法改正を受けて、教員の処遇改善や組織的な学校運営、指導の促進、学校における働き方改革の一層の推進など、学校が抱える課題に対し、教育委員会がどれだけ本気で取り組むかが問われているものと考えております。

以上でございます。

○原田委員＝法改正の内容がまだ不十分という声もありますけども、一歩前進したというような受け止めが非常に多いのかなと思っておりますので、そこはできる限りの対策というか、実効性が出るような動きにぜひともつなげていっていただければというふうに思います。

次に、今後の取組についてをお尋ねいたします。

教員不足については、学校現場における当面の課題と中長期的に取り組むべき課題があると思います。

そこで、お尋ねですけれども、教員が足りないという学校現場の状況について、どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○野口教職員課長＝教員が足りないという学校現場の当面の課題への取組についてお答えをいたします。

現在起きている教員不足は、産休、育休を取得した教員の代替や、きめ細かな指導のための加配を目的として配置する講師が足りていない状況であります。

県教育委員会では、講師の給与引き上げ、ペーパーティーチャー研修講座の充実、退職校長会との連携、非常勤講師の配置などに取り組み、学校現場で教員が足りないという状況の改善を図っているところでございます。

以上でございます。

○原田委員＝そこは退職された方も含めて、いろんなサポートをやっていく体制をぜひつくっていかなきゃいかんと思っています。

地元の教育長と話したときには、支援員を小中学校にしっかり配置をして、そこで教員の業務を軽減するようなことをやっていると。それは一定効果が上がっていますというような話もありましたので、県内のいろんな学校の取組等々も、効果を上げているところは広げていくようなことをぜひやっていただければと思います。

次に、中長期的な課題についてということで、安定的に教員を採用していくためには、これから教員を目指そうとする人材の確保が不可欠であろうと思います。学校現場で働く教員の働き方改革、これをより一層推進していくことが必要だろうと思います。

そこで、次の点についてお尋ねしたいと思いますが、まずは大学生についての働きかけであります。

佐賀で教員になりたいと思う大学生を増やしていくためには、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○野口教職員課長＝佐賀で教員になりたいと思う大学生を増やすための大学生

への働きかけについてお答えいたします。

教員養成系大学・学部はもとより、他学部からの志願者を増やすために、近隣大学における教員採用説明会では、対象学部を拡大し、広く呼びかけをしているところでございます。

また、新たな取組として、本年度から大学生教職体験プログラムを実施いたします。県内外の大学一年生や大学三年生チャレンジ受験の合格者を対象として、早い時期に教職体験をしてもらおうというもので、先輩教員や生徒との座談会、参加者同士の交流会を通して、佐賀で教員になりたいと思う学生を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○原田委員＝教職というか、教育学部とかではなくてとおっしゃいましたけれども、ちょっとびっくりしたんですけど、国公立の教育学部から先生になるというのが全体の二五％ぐらいしかいないんですね。ほかは私立大学、一部国立もですけれども、教職を取って入ってくるのが六五％程度ということで、ぜひいろんなところに声をかけていっていただきたいと思います。

一つ、今年からできた人材を育成するということで、Ｕターンか、産業労働部のほうで行われている他県から戻ってきた人に支援金を、奨学金の返済に関してということでありましたけれども、例えばこういったこと、我々が見に行った県では、そのチラシを保護者に配ると。保護者に配って、これを活用して、うちの県というか、地元に帰ってこいよみたいな動きをつくっていきたいというような話もあって、大学生への直接の声かけもそうでしょうけれども、保護者に対しての働きかけであるとか、それにつながるような奨学金の造成とか、そういったいろんなことをぜひ考えてやっていただければというふうに思います。

次に、働き方改革の推進についてでありますけれども、教員として働くことに対しての印象を改善するためには、より一層の働き方改革の推進が不可欠であるというふうに思います。

この質問をするに当たり、何人かの現職やＯＢの方にお尋ねしましたけれども、ほぼほぼこの問題に直面するんですね。この問題に対して、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○野口教職員課長＝働き方改革の推進についてお答えいたします。

学校や教員を取り巻く環境は、以前とは大きく異なってきております。学校や教員が担うべき業務を整理するとともに、地域や保護者の方との連携協力を図りながら、教員の働き方改革を推進していかなければならないというふうに考えております。

県教育委員会では、これまでに服務管理システム等の導入による業務のデジタル化、教員業務支援員などの教員以外の人材活用、時間外在校等時間の客観的管理などにより、教員の働き方改革の推進に取り組んでまいりました。

今後は、給与特別措置法の改正を踏まえたさらなる働き方改革の推進を、市町教育委員会をはじめ、ＰＴＡや地域の関係団体と連携、調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原田委員＝ぜひともお願いしたいと思います。他県を先行するような形で、佐賀県を見習えというようなことになっていくような取組をぜひやっていただきたいと思います。

最後に、教員を尊重する機運醸成ということで、教育長に質問したいと思います。

子供たちを教え導く存在である教員は尊敬されるべき仕事であります。そのことを社会全体として共通認識をして、教員一人一人が誇りを持って日々子供たちと接してもらいたいというふうに考えます。

社会全体として、教員を尊重する機運を醸成していくために、今後どのような思いで取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○甲斐教育長＝教員を尊重する機運醸成についてお答えをいたします。

教員は、子供たちの未来を育む極めて重要な役割を担っています。皆さん本当に高度な専門性と使命感を持って、日々子供たちと向き合っていただいているというふうに思っております。

現在、学校現場には、長時間勤務や人員不足、教育格差など様々な課題がございまして、教員が本来の教育活動に専念できる環境づくりというのが急務というふうに私どもも思っております。

県教育委員会では、こうした状況を踏まえまして、教職員定数の改善や少人数学級の推進、教員の処遇改善など、教育環境の整備に向けた取組をこれまで取り組んでまいりました。委員がおっしゃいますように、教員を尊重する機運醸成との御指摘は本当におっしゃるとおりでございまして、私もその思いを持っております。

教員という職のすばらしさ、貢献というのを広く皆様に知っていただきたいというふうに思います。そのためには、やはり先生方がやりがいを持って生き生きと子供たちに接している、そういう姿を見ていただくということが大切なんだろうというふうに思います。それが教員への憧れや尊重をもたらすことにつながると思います。そのためにも教育環境の整備に向けた取組をさらに強化してまいります。

そして、教員の皆さんが教員の免許を持っている教育のプロでいらっしゃって、日々実践をしていらっしゃる教育のプロであるということ、誇りを持って仕事をしていただいているということを、市町教育委員会とも連携しながら発信していきたいと思っております。

また、ＰＴＡの皆さんとも協力しまして、未来を担う子供たちの成長を多くの皆様に共に支えていただける環境を一緒につくっていくことができればというふうに思っております。

日々子供たちと向き合い、一人一人の成長を支えてくださっている教員の皆さんに、本当に敬意を表したいと思っております。

教育は、やはり社会の根幹を成すものだと考えております。県教育委員会として、教育現場の声をしっかりと受け止め、持続可能な教育環境の構築、教員人材の確保に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

○原田委員＝ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

我々がＰＴＡをしていた頃というのは、市郡対抗のミニバレーボール大会とか、そんなのもあって、何か和気あいあいとＰＴＡと教員の方々とやっていたという、ＰＴＡの役員でない方との橋渡しみたいなこともできていたかなというふうに思います。現状がどうかというのは把握はしておりませんけれども、そういった関係性を有効に生かしてやっていただきたいと思いますし、また様々な学校で活躍されている先生方の生の声を県民に届けるような、何かそういうこともあればいいのかなというふうに思いますので、そうしたことも含めて、ぜひしっかりと取り組んでいっていただければと思います。

続きまして、三問目であります。県立高校における探究学習に関してお尋ねをいたしたいと思います。

高校においては、新学習指導要領に沿って、総合的な探究の時間が二〇二二年から必修科目となり、それを軸として探究学習が実施されております。

新学習指導要領では、学んだことを社会で生かすための学びに向かう力、人間性の育成、社会で生きて働くための知識、技能の習得、未知のことにも対応できる思考力、判断力、表現力を三つの柱として、子供たちが自分で未来を切り開いていけるよう、生きていくための資質能力を育むことを重視しており、自ら学び、自ら考える力を育てる学習として、探究学習が取り入れられたと理

解をしております。

「未来の学び」や「これからの変化が激しく、予測が難しい複雑化した社会に必要な能力を育む」、「キャリア形成にも結びつく」など肯定的な評価がある一方で、探究学習を推進し、学習の効果を上げていくためには、教員の負担が大きいことや、地域との連携をどうつくるかなど複数の課題があり、学校や教員によって探究学習への取組方に差があるのではないかと考えております。しかも、その差はかなり大きいのではないかと考えます。

私は、高校の探究学習は、昨今、社会でも非常に注目され、取り組む大学が増えている課題解決型学習、ＰＢＬに通じる重視すべき学習であり、ぜひとも県教育委員会や全ての高校が大いに推進すべき学習であるというふうに思っております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。探究学習とはどのような学習なのかお尋ねをいたします。

○山口学校教育課長＝探究学習の概要についてお答えいたします。

探究学習とは、日常生活や社会の中にある課題を生徒が自ら見つけ、解決に向けて情報を収集、分析し、周囲と協力しながら、主体的に答えを探求していく学習でございます。

高校では、探究学習を総合的な探究の時間で各学年週一時間から二時間行うこととなっており、これまで各教科、科目の学びで身につけた知識や技能を基盤として、生徒が主体的に学びを深める学習となっております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。

そして次に、探究学習の意義について、改めてお尋ねをいたします。

○山口学校教育課長＝探究学習の意義についてお答えいたします。

探究学習は、次のようなプロセスで進められております。

まず、自己の在り方、生き方を考えながら、課題を設定いたします。次に、課題に必要な情報、データを収集いたします。そして、情報を整理、分析したり、他者と考えを出し合ったりしながら課題解決に取り組みます。そして、明らかになった考えや意見などをまとめ、表現し、新たな課題を見いだす、このプロセスはワンサイクルで終わりというわけではございません。スパイラル上に発展的に繰り返すことが重要であり、この繰り返しこそが探究と呼ばれるものであり、探究学習に取り組むに当たっての最も大きな意義と言えます。

また、探究学習を進める中で地域課題をテーマにすることも多く、一連の活動を通じて地域とつながっているという実感や、自分の力で地域をよりよくしていくことができるという自信を得られたりすることも学習の意義の一つと考えます。

例えば、小城高校のグループでは、食品ロスをテーマに設定し、市役所や清掃工場などに出向いて食品廃棄の実態を調査したり、フードバンクの活動を調べたりするなどして情報を集め、生徒が主体的となって解決策を話し合い、ＳＮＳを活用した発展途上国の学校給食支援に参画するという行動にもつながっております。

このように、活動の成果が思いもよらないところにまで波及していくという点についても、この学習の醍醐味であり、一つの大きな意義であろうと考えております。

以上でございます。

○原田委員＝本当にこの場合なんか先生がリードしていくのではなくて、先生が生徒たちから引き出すというか、そういう後押しをしていくというような、あくまでも主体は生徒であるというふうなことを聞いております。ただ、これはなかなか難しい一面もあるのかなというふうにも思うところであります。

そこで、探究学習を進める上での課題、これをどういうふうに認識されてい

るのかお尋ねをいたします。

○山口学校教育課長＝探究学習の課題についてお答えいたします。

探究学習では、生徒に対して教員による働きかけ、そして支援というのは大変重要でございます。しかし、教科の指導とは異なって、生徒がどこでつまずくのかというのを想定したり、生徒の思考を深めるように促したりするタイミング、その方法、こういったことが難しく感じられることがございます。

また、情報収集や分析等を指導することに対しても知識等が不足する場合がございまして、困難さを感じております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。

日本教育新聞なんですけれども、ここに面白いなと思ったことが、「町を教科書に探究活動」ということで、福島県の県立猪苗代高校、五十六人という小さな高校なので、いろんな活動がしやすいというのはあるのかも分かりませんけど、ここは生徒が地域を学ぶ探究学習ということで、「猪苗代学」というふうなことを表して、本年度は一年生が防災・観光・農業の三分野で入門編みたいな形で探究をやり、二年生はゼミ別のグループによる六班ぐらいに分かれてやると。三年生はテーマは自由型の個人研究ということで、それを発表会と称して、そこには町長が来て挨拶をし、これに関連した様々な講師の方や運営委員会の方が来賓として呼ばれていると。

そして、この生徒たちは中・高・大連携ということで、猪苗代中学校に出前授業に行ったり、それとか福島大学の授業に参画したりとかいうようなことをやっておられるということであります。非常に積極的に町と一体となって、いろんなサポーターを巻き込んでやられているのだろうというふうに思っています。その熱量みたいなもので何か大きく変わってくるのかなというふうに感じたところであります。

先ほど言われた課題がたくさんあるというふうにも思うところでありますけれども、こうしたいろんな取組で成功した事例というのも県内にまたあるし、国内にも様々な新たな取組をやっているところがあるということでありますので、そういったことを参考にしながら、この課題解決に向けてどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをしたいと思います。

○山口学校教育課長＝課題解決に向けた取組についてお答えいたします。

生徒たちは様々なことに興味を持って課題を見つけてまいります。そのような課題について、それを解決するためには、やはり外部人材をうまく活用することが大事だと考えております。中には、自治体や地域、また大学などの協力を得ながら探究活動に取り組んで生徒の学びを深めている学校もございます。

県教育委員会では、地域と連携した学習を行っている太良高校、厳木高校に地域と高校をつなぐ支援員を配置しております。また、全ての高校に外部人材の活用を促しております。

以上でございます。

○原田委員＝そうですね。外部人材というか、そういうサポートする人というのが必要だろうと思うんですね。教員の方々も二〇二二年、準備はあったと思いますけれども、いきなりこれがぽんと来たと。学校内ではなくて、社会とどうつないでいくかというようなこととかも本当に大変だろうと思います。

先ほど紹介した猪苗代高校に関してもコーディネーターが深く関わっておられて、猪苗代学の設計からずっと関わって、周りとの関係性も調整をやったりとかいうことをやってきたということでありますので、ぜひそのサポーター、コーディネーターの方々にも本当に大きな力を発揮していただければなというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

そうした中に、先般、「第一回のさが探究プレゼン大会」が行われました。そこで、その点についてお尋ねしたいと思います。「第一回さが探究プレゼン大

会」の内容はどういった内容であったのかお尋ねをいたします。

○山口学校教育課長＝では、大会の内容についてお答えいたします。

県内の高校及び高等専修学校を合わせて二十六校の生徒が、各学校において探究学習で学んだ内容を個人やグループで発表しております。最優秀賞を受賞しました唐津西高校の発表は、海洋ごみを問題として取り扱い、海に捨てられたガラス、いわゆるシーグラスと呼んでおりますが、こちらに着目し、唐津焼とシーグラスとのコラボレーションで解決を図るものをしております。今後はその製品化にも取り組んでいくというものがございました。

こういった発表が幾つもございましたが、最後に、県立大学の専門家チームの三名の先生方が審査員となり、全ての発表校に対して、それぞれの発表のよい点や改善点を生徒たちに的確に伝えられておりました。

以上でございます。

○原田委員＝私も見に行ったんですけど、複数の県会議員の方も来られていました。生徒たちの発表内容、本当にすばらしいなというふうなことで見ておりました。

シーグラス、私ももともとが窯元なので、こんな使い方を生徒が考えたのかなと思って、感心しながら見たところであります。

このプレゼン大会を教育委員会としてはどのように評価しているのかお尋ねしたいと思います。

○山口学校教育課長＝大会の評価についてお答えいたします。

参加した生徒からは、課題を解決していく上で、地理や数学、国語で学んだことを使う必要があるということが改めて分かった、他校のテーマや発表がこの後の自分のテーマのヒントになった、一人でできないことも多く、協力することは大事だと改めて感じたなどの声がございました。

また、引率した教員のほうからは、プレゼンにとどまらず、地域を巻き込んで実践につなげることが大事だと思う、専門的なアドバイスを聞いたりするよい機会だった、教員にとっても勉強になったし、機会があれば他の生徒にも見せたいという声があった、そういったことがございました。

大学の教員である審査員のほうからは、課題解決を考えて終わるということではなく、実践するというところまでつなげたところが評価できた、探究を続けながら、もっと視野を広げて教科の勉強をしてほしい、一番いいのは、いろんな体験をすること、一人では課題解決はできない、そして、人を巻き込むことが大切など、今後の探究活動に向けたアドバイスをいただきました。

この「さが探究プレゼン大会」は、生徒にとって新たな見方やヒントを得る貴重な機会であり、教員にとっては指導の仕方についての手がかりとなる大変意義のある大会であったと考えております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。本当に生徒のプレゼンがすごいんですよね。あんなにできるのかなと思うのがですね。質問をやり取りすると、高校の頃からぼんと伸びたという子もいるんでしょうけれども、やはり昨今の教育のやり方が、小学校、中学校とずっと変わってきて、ディベートであったり、自分の意見を発表すると、何かそういうことが身についてきて今があるのではないかなというような話もされている。

本当にびっくりするような、複数、五、六人いたり、発表者が一緒になってやっている姿というのは本当によかったし、また、県立大学に関わっている三人の先生方ですけれども、飯盛先生のところに行ってきましたが、まさにゼミでこのような課題解決型のフィールドワークとかを中心にやられている先生なので、山口先生、早田先生を含めて講評がすごかったですね。やる気を引き出すというか、こんなところがよかったよということを真っ先に言って、こういう点があれば、この活動はさらによくなるよねというような、非常に前向きな

アドバイスをされていたので、生徒たちも本当に何か自慢げであったなというふうに思っております。今後ともぜひ続けていただければなというふうに思うところでございます。

総合的な探究の時間というのは卒業までに百五時間から二百十時間を確保して取り組むというふうにされております。非常に幅が広いなというふうに思いますけれども、最大の二百十時間で計画を組んだとしても、非常に限られた時間であるわけですよね。コーディネーターや多くの方々の協力を得て、限られた時間であっても最大限の学びにぜひつなげていただきたいというふうに思います。

それでは次に、高大連携についてお尋ねをいたします。

県立大学のカリキュラム編成においては、理論的な学習に加えて、学生が自ら問題を見つけ、その課題を解決するための手法、工程を学ぶ課題解決型学習、ＰＢＬを中心に検討が進められております。

また、ＰＢＬは高校の探究学習との親和性も高く、県立大学は県内高校とつながり、連携を図るというふうにされているところであります。県立大学のプロモーション動画においても高大連携のことがうたわれているところであります。

そこで、県立大学の高大連携について、県の教育委員会としては期待を寄せているのか。寄せているとすれば、どういう点に期待をされているのか、教育長にお尋ねをしたいと思います。

○甲斐教育長＝高大連携についてお答えをいたします。

御紹介がありましたように、県立大学の動画においても非常に分かりやすく紹介されていますように、県立大学の大きな特徴の一つとして高大連携を掲げていらっしゃるということは、県教育委員会としても佐賀県の子供たちの学びにとって大きなエールになるというふうに感じております。

先ほど来、ＰＢＬとの親和性といったお話でございます。

探究学習というのは、生徒がこれまでに培ってきた知識とか経験とか、それを総動員して、そして、身近な地域とか社会の課題解決に挑もうというものだというふうに思っております。教えてもらう学びではなくて、自分で課題を発見、設定し、その解決に向かって自らつかみ取りに行く、そういう学びだというふうに、見ていてそういうふうに思います。

グループで発表してくれた高校生たちに探究学習はどうですかと手応えを聞いてみたら、すごく楽しいと即答してきました。本当に好奇心、探求心がかき立てられている様子を感じました。

ただ、探究学習は答えが決まっているわけではありませんので、課題設定からまとめ、表現に至るプロセス、それぞれにおいても生徒は試行錯誤しながら取り組んでおります。高校の教員も、生徒それぞれの状況に応じてその生徒の力を引き出そうということで、工夫を凝らしながら伴走しているという状況でございます。

そんなときに、県立大学の学生や先生がサポートしてくださる、あるいは大学生が学ぶ現場に高校生が参加することができる、そのような機会に恵まれるということは大変ありがたいことだと思っております。より専門的なこのＰＢＬ、学問的な見方、例えばデータ収集や情報分析にしても、その重要性とか方法論、あと多様な論点、視点など、たくさんの気づきを得ることができて、学ぶことが楽しい、もっと探究したい、そういうモチベーションにつながるものと期待をしております。

自分たちの学びが、大学ではどんなふうな学びになっていくのか、そして、その先に実社会とどんなふうにつながるのか、そういう未来といいますか、自分の進路を思い描く、そういうことにもつながるというふうに思います。

「さが探究プレゼン大会」のほかにも、知事部局の企画で山口和範先生によ

る出前講座も実施していただいております。多くの高校生の背中を押していただいておりまして、高校の教員にとっても大いに気づきを得る機会となっております。

県教育委員会としましても、知事部局と連携して高大連携を進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございました。

今回の質問では、新しい探究学習の大切さということを訴えてきましたけれども、またこれまでの知識をより習得していこうという学習、これを軽んずるつもりは全くないです。こういう知識量を増やしていくということ、これは過去の経験値に学ぶということでもあるわけでありますから、非常に大事であり、そうした知識量があるということが、この探究学習をやっていく上でも、幅を広げたり、深く追求できるというような結果に結びついていくんだろうと思いますので、そこはしっかりやっていただきたい。

学校の中で少し温度差があると言っていたのは、一つは受験のこともあるのかなというふうにも思っているんですね。この探究学習が、筆記型の一般入試にとっては直接的に何か効果的というようなことにはつながらないのかなというふうにも思うところでありまして、そこはやっぱり知識量を増やしていくという従来の授業を重視していかなきゃならないというような考えもあるのかなというふうに思います。

ただ、昨今、総合型の選抜の受験が非常に増えていっています。急激に増えていって、これは年内受験というような形で年内に決まるんですけれども、例えば、例を挙げると、早稲田大学は二〇二六年までに六割を総合型の選抜入試に変えたいというふうには言っていますし、唯一、東北大学が国際卓越研究大学に指定されている、研究費をファンドでぼんとやるというような、東大とか京大でも指名されなかった、東北大学が唯一なんですけれども、そこも一般選抜をやめると。一〇〇％総合型選抜に変えるというようなことを明言しているんですね。だから、これは少しずつ変わっていくんだろうと思います。そうしたときに、やはり知識量というのも非常に大切でありますけれども、そのプレゼン力とかいうような、自らが学ぶというようなこと、そういう探究学習というものは非常に有効になっていくのではないかなと、私はそういうふうに感じているので、ぜひとも従来の授業に加えて、この探究学習をさらに熱心に取り組む学校が増えていくことを切に願う次第であります。そういうことで、この質問を終わらせていただきます。

最後の質問であります。

消費生活相談員について質問をしたいというふうに思います。

近年の急速な社会経済のデジタル化の進展によって、インターネット通販やキャッシュレス化が広く普及し、商品やサービスの取引形態の高度化に伴い、ＳＮＳ型投資詐欺や公共機関の職員などと偽って金銭をだまし取るニセ電話詐欺など、消費生活相談の内容も多様化、複雑化しているのが現状であります。

相談というふうに言っていますけど、消費関係の詐欺事件みたいな、被害というのが結構起きている現状があるということも頭に入れておいていただきたいと思いますけれども、このような状況において、弁護士による相談だけでは相談件数があまりにも多過ぎて対応が難しく、消費生活相談員の存在というものは不可欠であろうと思います。そして、これからもその必要性がさらに高まっていくというふうに思うところであります。

本県は早くから消費生活相談業務をＮＰＯ法人に委託し、人口十万人当たりの相談員配置数は全国トップレベルであり、消費生活相談の県民サービスは充実しているというふうに認識しております。

一方、消費生活相談員が複雑化した相談内容に対応していくためには、研修

を受講したり、県弁護士会との勉強会に参加するなど、常に勉強し続けていかなければならないという現実があります。

また、消費生活相談員は高齢化が進んでおり、新たな相談員がなかなか見つからない状況にあるというふうにも聞いております。これから新たな人材を確保するということになると、相談員の勤務条件、あるいは待遇といったものをよくしていく必要もあろうかと思うところであります。

そうした中、佐賀県弁護士会より、消費生活相談員の処遇改善に対して請願が出されております。

その趣旨としては、県は消費生活相談員の処遇を改善し、地方消費者行政を安定的に推進させるために予算の増額を講ずべき、県は国に対して、消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に求めるべきというものであり、県としてもこういったことに対応していかねばならないというふうに思うところであり、このままでは増え続ける県民の相談に対して県の相談体制が維持できていくのかという心配もするところであります。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、現状についてお尋ねをいたします。消費生活相談員はどのような役割を担っているのかお尋ねをいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝消費生活相談員の役割についてお答えいたします。

消費者安全法におきまして、消費生活相談員の職が法律上規定されておりまして、消費生活センターには、国民生活センターが実施する消費生活相談員資格試験に合格した者、またはこれと同等以上の知識、技術を有する者を配置するというふうに規定されております。

消費生活相談員は、主には商品やサービスなど、消費生活全般に関する消費者からの苦情や問い合わせなどの相談に応じまして、必要な場合にはあっせんによりその解決を図るというような役割を担っております。

以上でございます。

○原田委員＝それでは次に、雇用形態についてお尋ねをしたいと思います。

ＮＰＯ法人に委託する前までは県の直接雇用ということであったと思います。その後、現在のＮＰＯ法人への委託に変わったということでありますけれども、その経緯はどういったものなのか。また、法人に委託している意義、そして目的というものはどういうものなのかお尋ねをいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝消費生活相談員の雇用形態についてお答えいたします。

まず、委託に変わった経緯についてでございますが、ＮＰＯ法人へ相談業務を委託するまでは、県の相談員は嘱託職員でありまして、有期雇用であったので、ベテラン相談員が育ちにくいという問題がございました。

こうした課題を解決するために、消費生活に関する専門の知識を有する団体であること、それから、消費者問題に関する研修会や消費生活講座など自主的な活動に取り組まれていること、これらを踏まえまして、平成十六年度から「ＮＰＯ法人消費生活相談員の会さが」に相談業務を委託することといたしました。

現在では、県のほか、武雄市を除きまして、十九市町においても同法人に相談業務を委託しており、県全体で消費者被害の防止のための相談体制が整備できているところでございます。

委託している意義といたしましては、ＮＰＯ法人に所属している相談員は、消費生活に関する研修を受講することなどによりまして専門性を高めていくことができ、当時の県の嘱託職員とは違いまして雇用期間に制限がないことから、培った知識、経験を十分に発揮することができます。その結果、県センターにおけるあっせん解決率は九割を超えておりまして、消費生活相談に迅速かつ適切に対応することができているというふうに思っております。

以上でございます。

○原田委員＝今、あっせん率という言葉が出ましたけれども、あっせんとは具体的にどんなことですか。

○大野くらしの安全安心課長＝あっせんというのは、まず単に苦情を事業者に取り次ぐということではなくて、相談員が事業者の方と直接電話などで説得や交渉を行って問題解決を図ることをあっせんといいます。

ですので、あっせん解決率というのは、不調というのももちろんございますけれども、そのうち、あっせんが解決した数というふうになっております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。あっせん解決率が九割を超しているというのはすばらしい業務をされているなというふうに思ったところであります。

他県の形態というのはまだまだ直接雇用が多くて、会計年度任用職員が対応されているということで、ほぼほぼ長くても四年というふうに聞いているんですね。そういったことで、佐賀県というのが消費者生活の相談に関しての先進県であるということは一つには言えるのではないかなというふうに思っているところであります。

それでは次に、「消費生活相談員の会さが」ということがどういう団体なのかお尋ねをしたいと思います。

○大野くらしの安全安心課長＝「消費生活相談員の会さが」についてお答えいたします。

「消費生活相談員の会さが」は、消費生活相談員や消費生活アドバイザーといった消費生活問題に関する専門知識を有する方々で構成された団体でございます。

平成元年から自主勉強会や公開講座等の活動を行われておりましたけれども、平成十一年に規約を整えまして、任意団体として本格的活動を開始され、平成十五年十月にＮＰＯ法人となられております。

会員につきましては現在五十七名おられて、県内の消費生活相談窓口での相談員は二十九名となっておりまして、この相談員は全て当法人の会員となっております。

また、消費者トラブル未然防止のための消費者教育活動にも熱心に取り組まれております。学校やＰＴＡ、老人クラブなどに出向いて、消費者トラブルとその対処法などをテーマとした講座を開催するなどの活動をされております。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。

そしたら次に、相談体制についてですが、佐賀県の消費生活センターの相談体制はどのようになっているのか。また同時に、市町の相談体制がどうなっているのかお尋ねをいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝相談体制についてお答えいたします。

まず、県の消費生活センターのほうですけれども、県の消費生活センターは、年末年始を除く毎日、午前九時から午後五時まで、原則三名体制で消費生活相談を行っております。

市町におきましては、佐賀市のほか四市は月曜日から金曜日まで、小城市は木曜日を除いて週四回、その他市町におきましても週一回ないし三回、または月二回の体制で相談に応じられており、県内全ての市町において消費生活相談の窓口が設置されているところでございます。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。

それでは、勤務体制についてお尋ねをしたいと思います。消費生活相談員の勤務体制はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○大野くらしの安全安心課長＝相談員の勤務体制についてお答えいたします。

県センターのほうでは、十名の相談員がローテーションを組んで相談業務に従事されております。

また、直営の武雄市を除く市町におかれましては、十七名で担当の市町が割り当てられておりまして、相談業務に従事されているというふうに聞いております。

以上でございます。

○原田委員＝そういうふうにするには一定程度人を確保することが必要だろうというふうにも思うわけですけれども、相談員の育成についてお尋ねをしたいと思います。

現在、実質動かれている相談員が二十九名ということでありますけれども、その半数以上が六十歳以上というふうに聞いております。しかも、定年が六十五歳ということで、育成は急務であろうと思います。相談員の育成についてどういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝相談員の育成についてお答えいたします。

ＮＰＯ法人では、消費生活相談員を目指す方のために、消費生活相談員資格取得支援講座というものを令和二年度から実施されております。県はこの講座に係る経費を補助しておりまして、相談員の育成を支援しているところです。

相談員の育成につきましては、県では、県消費生活センター及び市町の相談員を対象とした研修会を三回開催するほか、国民生活センター主催の研修会などに派遣するなど費用も支援するなどして、継続的なスキルアップを図っているところです。

以上でございます。

○原田委員＝本当にそこに関しては「消費生活相談員の会さが」の皆さん方も県がしっかりとサポートしていただいているということは評価をされておりました。

六月二十六日　文教厚生　原田寿雄委員

国家試験ですからね、資格に合格された方、その方々がどの程度いらっしゃるのか。また、合格した方がその後本当に相談員になられているのかどうかというのをお尋ねいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝資格試験を合格された方の就業についてお答えいたします。

令和二年度から令和六年度までの実績を見てみますと、講座受講者は毎年度二十名前後いらっしゃいます。うち資格試験に合格した方は二名から五名というふうになっております。合格者のうちの一名から三名が相談員として活躍されているところでございます。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。なかなか難しいというか、合格率が低いなというふうに思ったんですけれども、そんな中で全ての人が相談員になっていない現実もあると。ただ、毎年一名から三名ぐらいが増えていっている状況というのはありがたいなというふうに思っているところです。そこはどこかに原因があるんだなというふうには思いますけれども。

次に、委託料についてお尋ねいたします。

事業を委託するに当たって、委託料の算定はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝委託料の算定についてお答えいたします。

委託料は、相談員の人件費、それから市町の窓口に出向いて指導するスーパーアドバイザーの旅費、それらに管理費を加えて算定しております。

以上でございます。

○原田委員＝それでは、その推移はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝委託料の推移についてお答えいたします。

直近五年で見ますと、令和三年度は二千五百二十八万五千四百五十四円、令和四年度二千五百三十二万五千四百四十七円、令和五年度二千五百二十六万四千四百八円、令和六年度二千六百三十万一千円、令和七年度三千四百七十九万六千三百円というふうになっております。

以上でございます。

○原田委員＝年々増加はしているということのようであります。

次に、人件費の比較についてお尋ねしたいと思いますが、この委託料の中に入っている人件費、これに関して、全国の平均と比べてどのような位置にあるのかお尋ねしたいと思います。

○大野くらしの安全安心課長＝人件費の比較についてお答えいたします。

まず、他県におきましては、相談員はほとんど会計年度任用職員さんが当たられているという状況でございます。本県におきましては、今までお答えしたように相談の業務を委託しておりますので、予算ベースで比較になりますけれども、予算ベースでは、会計年度任用職員の報酬単価を踏まえて委託料のほうも積算しておりまして、全国平均と比べて同水準であるかというふうに思われます。

以上でございます。

○原田委員＝分かりました。ありがとうございます。

それでは、相談員の給与についてお尋ねしたいと思います。

県としては、消費生活相談員の給与額がどの程度なのか把握されているのかどうかお尋ねいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝相談員の給与についてお答えいたします。

県では、相談業務の委託内容について適切に実施されているかということについては確認しておりますけれども、相談員の給与額までは把握してきておりません。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございました。ちょっと調べたんですけれども、福岡市の相談員の募集というところがあって、少し調べたんですけど、言われたように会計年度任用職員でした。ちなみにここは四年までというようなことでありましたけれども、勤務時間が週二十七時間三十分ということで、一日五時間三十分の五日間という計算、割ればですね。月額が二十万三千四百三十五円から二十二万一千三百九十円ということで、これと別に、通勤・期末勤勉手当がつくということで、恐らく会計年度任用職員で年四・六カ月ぐらいかなということで計算すると、年額の三百六十四万円ということになります。

「ＮＰＯ法人消費生活相談員の会さが」にお尋ねしたところ、おおよそということでありましたけれども、スーパーアドバイザーと言われる、さっき市町の相談員に指導する立場にある方で二十八万円ということで、これは額面ですけれども、期末手当はないということで、これだと年間三百三十六万円、ほかはほぼ月額が二十五万円ぐらいかなということであります。これだとボーナスも当然ないわけですけれども、三百万円ということで、恐らくここはさっきおっしゃったように、佐賀県の会計年度任用職員に合わせてやっている、その結果がこんな形になっているんだろうなというふうに思いますけれども、ただ、いろいろサポートする方というのがおりまして、サポートというか、時間を割っていくわけですからね。六十五歳以上の方々も何人か働いているけれども、働き方にもよりますけれども、大体十五万円行くかどうかというところかなというふうなお答えをされておりました。

相談員、人件費の算定ということでありますけれども、会計年度任用職員の報酬等で予算を立てているというような話がありました。恐らくここがずっと委託費が伸びているというのは、いろんな管理費が伸びているというのもありますけれども、この会計年度任用職員のベースアップというのも大きく影響し

ているのかなというふうには思います。ただ勤務年数、ほかは大体四年とかで切るわけですね、会計年度任用職員は。ただ、佐賀県においては十年、十五年勤めることが可能であると。まさにスキルも上がっていく、経験値が上がっていくということです。あっせん解決率も九〇％を超えていると。そういう状況の中で、ベースアップじゃなくて昇給という考えがあるのかどうか、これに関してお尋ねをしたいと思います。

○大野くらしの安全安心課長＝ベースアップがあるかどうかということについてお答えいたします。

先ほど申し上げたように、相談員の人件費は、県の会計年度任用職員の報酬単価を踏まえて、都道府県の平均単価などを確認しながら積算しているところでございまして、会計年度任用職員の中でも上位の報酬額を基に算定しておりますので、勤務年数により昇給するというような考え方は取り入れておりません。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。なかなかここが厳しいところかなというふうに思っているところであります。

次に、財源についてお尋ねいたします。

以前は、委託料の財源に国から交付金を充てることができたというふうに聞いていますけれども、現在はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝委託料の財源についてお答えいたします。

県では、平成三十年度までは人件費に充当できる国の交付金というのがございましたので、それを活用しておりました。しかし、活用期限は平成三十年度までで終期を迎えましたので、令和元年度からは、委託料の財源は一般財源を充てておりまして、必要な額は確保しているところでございます。

以上でございます。

○原田委員＝ありがとうございます。今、一般財源ということであります。なかなか増額したいけれども、やっぱりそこはほかとの兼ね合いもあるのでなかなか厳しいところもあるのかなと思いますが、ここが一つの問題かな、課題かなと。

これは「ＮＰＯ法人消費生活相談員の会さが」の方々も、市町へ単価のアップとかをお願いした折に、単価をアップした、その代わりに相談の時間が減らされたという、掛け算でいくと総額がほぼ変わらない。恐らく全体の予算が決まっている中でということだろうと思っております。ここを解決するということも一つの方法だろうというふうにも思っているところであります。

それでは、相談員の処遇改善に向けた取組という質問に移っていきたいと思います。

まずは、県の予算確保についてであります。

ＮＰＯ法人への委託によって消費生活相談に対する対応のレベルが大きく向上したと聞いております。例えば、経験年数の長い方への評価を数値で表すなど、相談員の処遇改善を県単独で検討できないのかお尋ねをいたします。

○大野くらしの安全安心課長＝県の予算の確保ということについてですが、処遇について県単独で検討できないかということでのお答えをいたします。

まず、相談員の人件費は繰り返しになりますけど、会計年度任用職員の中でも上位の額を踏まえて算定をしております。

なお、県では、相談員に加えまして、市町の相談窓口に助言や情報提供を行います消費生活スーパーアドバイザーを配置しておりまして、このスーパーアドバイザーの要件といたしまして、消費生活相談員の資格試験に合格していること、それから、実務経験が五年以上あること、それから、市町の消費生活相談状況に精通している者というふうにしております。

このスーパーアドバイザーは、市町を指導、助言するという立場にございま

すので、その職責に応じた加算額で算定しているところでございます。このように職責を加味した評価する仕組みというのはございます。

以上でございます。

○原田委員＝それでは次に、国への働きかけについてということでお尋ねをします。

相談員の処遇改善につながる交付金等の財政支援を国へ働きかけるべきだというふうに思っております。

東京に拠点を置いている消費者団体が複数あるわけですけれども、そのうちの一つの、以前、そこの会長をされていた方と友人でありまして、今回の質問に当たって尋ねたところであります。

そしたら、自治体の相談窓口というのは全国的に見て減る傾向にあるということでありました。まず時間が短くなったり、曜日が減っていったりとか、二、三の自治体が一緒に統合してやったりとか、なくなるところもあるというのが現実だと思います。

そうした中では、佐賀県としてはかなり頑張っておられるほうだというふうには思っておりますけれども、そうした危機感があって、その消費者団体も国に恒久的な支援を求める財源措置、これをということで、四月十八日付で、「全国どこに住んでいても消費者の安心安全が守られるよう地方消費者行政への思い切った財政措置を求めます」ということで、総理や消費者庁に要望を出しております。

いろんなことでこの改善を求める動きはあるというふうに思いますので、県としてもしっかりとここは国に働きかけを行っていただければというふうに思いますけども、それに関してお答えをお願いします。

○大野くらしの安全安心課長＝国への働きかけについてお答えいたします。

県といたしましては、全国知事会で「地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討するとともに、消費生活相談員の人件費に活用できる新たな交付金制度の創設を行うこと」という要望を行っているところでございます。

今後も、機会を捉えまして、国へ要請活動を行いまして、消費生活相談体制の充実・強化にしっかり努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○原田委員＝ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

最後に、相談員の処遇改善に係る県の所管ということで部長にお尋ねしたいんですけれども、消費生活相談員という国家資格を持った、今後ますます県民、国民にとって重要となるであろう職種の方々がきちんと評価される、処遇されることが求められるというふうに思っております。

ここは、県民の利益に直接つながるわけでありますので、相談員は、会計年度任用職員ではなく、正規職員並みの処遇、待遇がなされるべきではないかなというふうに思うところであります。そもそもそこの意識を変えないと、交付金が創設されても県の一般財源が、県というよりも自治体の一般財源が削られるということになれば、処遇改善にはつながらないわけでありますので、このところを踏まえて、部長の所感を伺いたいというふうに思います。

○諸岡県民環境部長＝消費生活相談員は、法令や経済の知識に詳しく、また、日々刻々と変わっていく社会情勢にも明るくなくてはなりません。

そうしたことに対する豊富な知見だけでなく、正確な情報を聞き取り、交渉し、あっせん、解決へと導いていくコミュニケーションスキルも必須でございます。

一般的に、一消費者は事業者、企業と比較して、商品やサービスに関しての知識、あるいは交渉力といった点で不利な立場にございます。そうした一消費者にとってこの相談員は困ったときにとても頼りになる存在でございます。

相談員の方が自らの仕事に誇りを持ち、また、自らの生活に憂いなく、消費者からの相談に真摯に丁寧に向き合っていくために、その処遇は大切だというふうに思っております。

こうしたことからも、先ほど課長からも答弁申し上げましたように、国に対しては相談員の処遇改善につながるような交付金創設などの財政支援を求めていくこととしております。

また、現在、相談業務を委託している法人につきまして、この法人自らがいろんな形でこれまで以上に資金を調達する力をつけていくことも重要かというふうに思っております。

この法人は現在、県のふるさと納税を活用した資金調達を行っておりますけれども、今後さらに寄附が集まるような情報発信の在り方ですとか、そういったことの助言をしながら、支援強化を今進めているところでございます。

消費生活相談員が後顧の憂いなく、これまで以上に活躍できるよう、そして、そのことが県民の安全で安心な暮らしにつながっていくよう、県としてできる取組を行ってまいります。

以上でございます。

○原田委員＝しっかりとした対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

ずっとこの問題に関して消費者の生活相談というような言葉を使ってきましたけれども、具体的に言うと、消費者の被害なんですよね。その被害を軽減するというような、本当に県民の被害を抑えるというようなことをやっている相談員の方、そこをしっかりともう一度認識して、前向きな対応を行っていただくことをぜひお願いして、質問を終わりたいと思います。

○猪村委員＝皆様お疲れさまでございます。今回、五点の質問をさせていただきます。大変急なことで申し訳ございませんが、質問を五番からさせていただきたく存じます。五番、四番、三番、二番、一番と変えさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一つ目の問いでございます。金立特別支援学校教室棟の整備についてお尋ねをいたします。

この質問のつくり込みをすればするほど、何だかむなしさを感じずにはおれませんでした。

教育委員会とは、佐賀県教育の本質など、子供たちの大切な教育内容についての議論をしなければならないはずなんですが、県土整備部への質問項目を考えているかのようで、大変むなしく残念でありますが、これは大変重要な指摘と捉え、心を鬼にして質問させていただきます。

今議会において、乙第四十五号議案「県有財産の取得について」として、金立特別支援学校の敷地内に教室棟を設置するため、県有財産を取得するための議案が提出されています。

大和特別支援学校における児童生徒数の増加に伴い、金立特別支援学校の敷地内に新しく教室棟を設置し、一部の学区の方に大和特別支援学校から金立特別支援学校に移っていただくもので、そのことについては何ら異論があるものではございません。子供たちのためにしっかりと取り組んでいただきたいとも思っております。

一方で、令和四年度に中原特別支援学校の教室棟を取得する際にも県内業者への配慮が欠けているという指摘を議会側からあっていたにもかかわらず、今回もその指摘への対応ができていなかったのではないかということで自民党会派勉強会が開かれたわけでございます。

この件では二日間にわたり勉強会を開いていただきました。複数の議員から意見があったように、県内業者が落札できないやり方は私もよろしくないと思いますし、開会後の議案勉強会の折、古賀陽三議員から質問がありましたとき、私も全く同じ思いでありましたので、今回、委員会質問の機会をいただきまし

たので、真っ先に質問項目とさせていただいた次第でございます。

私の地元武雄市の公共工事は、ローカル発注は大原則でございまして、今回のようなことはまず考えられないと思います。また、地元では県からの仕事がほとんどないという声も以前からよく聞いており、五億円もの大型事業であれば、ローカル発注は大原則中の大原則であり、そもそもその意識が教育委員会側にはなかったのではないか、また、以前から指摘があったにもかかわらず、県内業者に応札してもらえるような工夫や配慮が欠けていたのではないかと大変残念に思っております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。整備手法についてでございます。今回の整備手法はどのようなものかお尋ねをいたします。

○川崎教育総務課長＝まず、整備手法についての御質問でございました。

今回の事業につきましては、先ほど委員おっしゃったように、大和特別支援学校の児童生徒数増に伴いまして、金立特別支援学校に知的障害のある児童生徒を受け入れるための教室棟を新たに整備するものでございます。

手法といたしましては、事業者が教室棟を整備した後、所有権を県に移転しまして、その後十年間にわたり維持管理業務を行うこととしております。

以上でございます。

○猪村委員＝では、理由についてです。

今回の整備手法を取ることにした理由をお尋ねいたします。

○川崎教育総務課長＝理由についてでございます。

障害のある児童生徒の数につきましては、長期的に見ますと減少するということで見込まれることでございまして、今回、整備する教室棟につきましては十年程度使用することを想定しております。通常の教室棟整備に多い鉄筋コンクリート造ではなく、軽量鉄骨造として整備をするということにしております。

建物の構造ですとか使用期間が限られているということを踏まえまして、当初は賃貸借、いわゆるリースを行うことを検討いたしました。その場合、期間中の補修等の対応が事業者により迅速になされることが期待できる一方、建物の所有権が事業者にあるということでございますので、不動産に係る事業者の租税負担がリース料に転嫁され、事業費が割高になるということとか、将来、改修が必要となった場合に事業者の承認が必要で柔軟な対応がしにくいといったデメリットがございます。

このため今回につきましては、リース方式のメリットを生かしまして、デメリットを解消するための手法として、建物の購入と維持管理業務を一括して発注することとした次第でございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

勉強会の資料なんですけれども、プレハブがかびたりするのでこの手法でということでありますが、どう見ても建設ではないかなというふうに私は思うのでございます。

令和四年、中原特別支援学校整備の際に、議会側から福岡の事業者に決定していることに対して、県内事業者の活用に関する厳しい指摘が当時あっていたと聞いております。にもかかわらず、今回の自民党勉強会での指摘後、改めての勉強会での報告で、整備手法は中原特別支援学校をベースに検討したとの報告がなされました。

あわせて、今回の議案、県有財産の取得でございますが、契約の相手方は中原特別支援学校と同じ福岡県の事業者となっております。

調べましたところ、四月二十一日に行われた入札結果は一社のみの応札、しかも、落札率は九九・二二％、私はいろいろな事業者にこの数字について見解を求めたところ、あり得ないといった声が返ってまいりました。（「あり得んね」と呼ぶ者あり）皆さん本当に怒っていらっしゃいました。

この結果に対する受け止めをお聞かせいただけませんでしょうか、よろしくお願いいたします。

○川崎教育総務課長＝入札結果の受け止めということでございますけれども、令和四年度に先ほど御指摘いただきましたように、中原特別支援学校でも今回と同様の事業形態を取りましたけれども、今回、金立特別支援学校におきましても中原特別支援学校と同様に、建物の使用がある一定期間に限られるということもございまして、建物の構造ですとか使用期間を鑑みまして、結果として中原特別支援学校と同様の事業形態を選択したということでございます。

その中でも、前回の反省ということもございまして、より幅広い事業者の参入を考えまして、当時よりも入札参加資格を拡大するという形で入札を実施しております。

結果的には、先ほど委員がおっしゃったような形になりましたけれども、中原特別支援学校の事例も踏まえまして、我々としてはそれを踏まえた対応ということでやった次第でございますけれども、結果としましては地元事業者へのローカル発注への意識という点がちょっと欠けていたという点は申し訳ないというふうに思っております。

以上でございます。

○猪村委員＝三年前、令和四年に議会から指摘を受けておられると思います。中原特別支援学校のようなやり方はいかんですよと。県内発注、県内の業者さんにローカル発注をするように、そして、金立特別支援学校の入札においては賃貸借契約実績というところを少しつけられたということでございました。

指摘を受けてから五社が分かったというような説明がございました。この五社の地元の業者さんたちへの丁寧な説明、それから、入札方法などのお知らせはされたんですか、お尋ねをいたします。

○川崎教育総務課長＝周知方法についてでございますけれども、県立学校の入札の公告につきましては、通常、県の教育委員会のホームページに掲載をしているところでございまして、本件も同様の方法で周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝これは四月二十一日に九九・二二％という高い率で、一社のみの入札で落札されています。五億円もの大金、大きな大型事業、そういったものを県内の業者さんにお知らせはいつ頃されたんですか。四月二十一日に入札されているんですよ。いつこの緩和をして地元業者にお知らせをされたんですか。

○川崎教育総務課長＝今回、入札のお知らせの時期でございますけれども、今回の入札の公告につきましては三月二十五日に実施しております。

以上でございます。

○猪村委員＝三月二十五日に入札公告、それで、県内の事業者さんたちにもその時点でお知らせをされたんですか。確認です。

○川崎教育総務課長＝お知らせの時期なんですけれども、先ほど申しましたように、入札公告を三月二十五日に実施しておりまして、その方法といたしましては、県の教育委員会の学校関係の調達につきまして全般的に掲載していますページがございますので、そこのホームページに掲載することで周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝もう四月二十一日に大和リースさんに落札をされているんですよね。中原の案件の指摘は全く考えられていなかったのでしょうか。議会からの指摘、それはどのように受け止められているんでしょうか。

中原特別支援学校と同じようなことをしないでください、県内の業者に工事をローカル発注してくださいという指摘があったにもかかわらず、なぜ四月二

十一日に福岡の会社に落札をされているんですか。説明ください。

○川崎教育総務課長＝先ほど申しましたとおり、今回、三月に入札公告をしまして、その公告の中でスケジュールをお示ししたりしていますし、当然、入札のほうは無効事由ですとか、中止事由等も含めてお知らせをしております。

今回、入札公告に定める入札の無効の事由に当てはまるといったこともございませんでしたし、入札の手続には瑕疵もないということで考えております。我々といたしましては、先ほど申しましたけれども、初期の県内業者の入札参加を促進するという意識の点で不足していたという点は、今になって振り返ってみますと、そういう部分が不足していたというふうには十分考えておるところでございますけれども、入札の手続自体につきましては適正に行っているということでございまして、再度入札を行うといったようなことはやっておりません。

以上でございます。

○猪村委員＝では、入札についてお尋ねをいたします。

入札参加資格についてでございますが、今回の入札における入札参加資格はどのようになっていたのかお尋ねをいたします。

○川崎教育総務課長＝入札参加資格についてでございます。

今回の入札における入札参加資格の主なものを申しますと、次のとおりでございます。

まず一つ目といたしまして、県の建設業者施工能力等級表において、建築一式工事Ａ級の決定を受けていること。二つ目でございますが、同種整備規模実績があること。具体的にいいますと、平成二十一年四月一日以降、延べ面積五百平方メートル以上の建築物を建設後、所有権を国または地方公共団体に移管した上で施設の維持管理や運営を行う契約、もしくは延べ面積五百平方メートル以上の建築物の賃貸借契約の実績があること。三つ目といたしまして、九州内に建設業法に規定する建設業許可を受けた本店、支店または営業所を有する建設業者であること、主なものとしては以上のとおりでございます。

○猪村委員＝次に、入札参加資格の見直しについてでございます。

中原特別支援学校における整備と比較して、入札参加資格をどのように見直したのか。先ほどもおっしゃいましたが、お尋ねをいたします。

見直しをして発注を行ったということでありますが、見直した入札条件で県内の事業者が何者ほど参加できると把握をされたのか。また、その把握はいつ頃されたのか。重複するかもしれませんが、お答えください。

○川崎教育総務課長＝入札参加資格の見直しについてでございます。

今回の入札参加資格につきまして、中原特別支援学校における整備と比較いたしまして、業務実績要件、先ほど二番目に申し上げました要件ですが、これに賃貸借契約を追加いたしました。

もう一つ、本店、支店、営業所の所在範囲につきまして、九州北部ということから九州全域に拡大する見直しを行っております。これは大和特別支援学校の教室不足を一日でも早く改善したいという思いから、入札不調のリスクを回避することが必要と考え、県内外から多くの事業者に入札に参加いただけるようにということで、入札参加資格を拡大したものでございます。

県内業者さんの入札参加の見込みにつきましては、入札前におきましては、具体的に何社ぐらいに参加いただけるかというのを具体的に見込んだわけではございませんが、入札執行後になりますけれども、可能な範囲で県内建設業者の実績を確認いたしましたところ、賃貸借契約を含む公共建設工事が二件ございました。これらの工事の契約者は、いわゆるジョイントベンチャー、ＪＶでありまして、一つは二社を構成員とするもの、一つは三社を構成員とするものでございました。これら五社につきましては、いずれも今回の入札参加資格を満たしていることから、これらの事業者の方々に手を挙げていただければ、本

件入札に参加することができたのではないかというふうに考えております。

以上でございます。（「前に把握せんなら」と呼ぶ者あり）

○猪村委員＝そうです。今声がありましたけれども、県内業者が幾つあるのか把握した上で公告を行うのが通常の在り方だと私も思いますが、いかがでしょうか。

○川崎教育総務課長＝おっしゃるとおり、ローカル発注ということで県として推進しているという観点からすると、把握するといったところも考えられるかと思うんですけれども、今回につきましては入札前にどういった状況であるかという点については把握してございません。

以上でございます。

○猪村委員＝二回目ですよ。中原のときの指摘を受けておられたんです。そして今回、二回目ということでありますので、県内に五社あれば把握をして、そして、公告を行うのが通常の在り方ではありませんか。

令和四年の中原のときの指摘を、全くその認識をしておられなかったのか。川崎課長じゃなかったかもしれません。しかしながら、引き継ぎがあったんじゃないですか。しておかないといけないですよ。

県外の業者さんに五億円の仕事、県内の事業者さんがあるんだから、ここはしっかり把握をして、前回の二の舞にならないように仕事をするのが当然じゃないですか。ローカル発注の意識、徹底して全庁でやっていただきたいと思います。これはもうゆゆしきことですよ、五億円ですよ。

県内の事業者さんは税金も払っていらっしゃいます。そして、人手不足、物価高騰、いろんな問題を抱えながら一生懸命仕事をされているんです。それなのに、前回と同じような形で五億円の仕事を一社応札、それは本当に私も県内の建設会社の皆様、そして、県民の皆様に顔向けができないようなことになっているというふうに思っております。五社程度応札できるのであれば、県内事業者のみで入札をする、そんなことも容易にできたはずではありませんか。九九・二二％というとんでもない数字にはならないはずと私は考えます。

再度ですが、入札の周知について、今回の入札を行うに当たりどのように周知を行っていただいたのかお尋ねをいたします。

○川崎教育総務課長＝周知についてでございます。

学校関連の入札につきましては、通常の周知方法といたしまして、県教育委員会のホームページに入札公告を掲載してございます。今回につきましても同様の方法で周知をした次第でございます。

周知方法につきましては、通常の物品等であれば、先ほど申したような方法でも差し支えないというふうに考えておりますけれども、今回のような大型案件につきましては、より情報が行き届くような工夫も考える必要があると思っております。

今後、今回の件も踏まえまして、しっかり受け止めまして改善も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員＝私は、県土整備部長をここに参考人招致として呼ぶつもりでおりました。しかしながら、それは非常に難しいということでもございました。どのように連携を図って入札をされたんですか。教育委員会の中のホームページに入っていかないと業者さんは分からないんです。

電子入札が今あっていますね。そこにも連携をして、しっかりと県内の業者さんに情報が届くようにぜひともやっていただきたい。九九・二二％というとんでもない数字には本当にならなかったと思います。県内の業者さんに働いていただきたい。そして、県内の子供たちに、県内の方たちが造っていただいた校舎で学んでほしい、そういうふうに思っております。県内の業者さんも事業者さんも一生懸命働かれると思います。

入札参加者の数について、入札参加資格の見直しと周知を受けて、実際に何社が入札に参加したのかというふうにお尋ねも考えておりましたが、先ほどお答えをいただきました。

そもそも県内業者が入札に参加することこそ配慮すべきことではなかったか。中原で令和四年に指摘を受けていらっしゃるので、繰り返しになりますが、本当にそこはやってほしかった。県内業者による指名競争入札としなかったのはどうしてでしょうか。そういったこともできるんじゃないですか。県内の業者さんにローカル発注が根づいていればやれると思います。一般競争入札においても、県内業者に絞って入札ができるんじゃないですか。いかがですか、お答えください。

○川崎教育総務課長＝入札の在り方についてでございますけれども、今回は、冒頭申しましたように、教室不足を受けた施設整備ということでございます。今回は入札不調により整備が遅れる事態を極力避けたいという思いがございまして、参入間口を広げるために、中原特別支援学校の際の入札参加資格をさらに拡大して対応をした次第でございます。

私どもといたしましては、間口を広げたということで、地元企業も参加しやすくなるのではないかという思いもございましたけれども、結果的には県内企業の参加にはつながらなかったということでございまして、繰り返しになりますけど、ローカル発注に対する意識が不足していたと思っております。

今回、事業形態といたしまして、申しましたとおり、建物の購入と維持管理ということを一括して発注した内容としておりまして、若干特殊な形態ということもありまして、なかなか条件面で県内事業者さんが参加しにくい部分もあったかと思います。

今後、地元企業の参入促進に向けまして、知事部局とも密に連携しながら、各案件について、整備手法もそうですし、入札参加資格についても一つ一つ丁寧に検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員＝県内の事業者さん、それから、県民がこれを聞かれていたら、本当に働く意欲がなくなりますよ。もちろん、皆さんどの業種の方も一生懸命働いていらっしゃいます。繰り返しになりますが、県内の業者さんに働いていただくこと、入札に参加をして落札していただくことが可能だったと私は思います。それが今回できていない。

間口を広げたとおっしゃいますが、届いていないじゃないですか。本当にローカル発注で地元の方に仕事をしていただきたい、落札していただきたいと思えば、もっと手段があったはずです。私はそう思います。そこに汗をかかれたんですか。

県土整備部と一緒に、この案件について何とかしたい、県内業者に落札していただきたい、そういった汗のかき方をされたんですか。私はそうは思いません。現に九九・二二％という高いあり得ないぐらいの、一〇〇％に近い数字、これは本当にあり得ないですよ。こういったことはあってはなりません。

ここで質問を終わってくださいということでありますので、午後に回させていただきます。教育長、何か。

○古川委員長＝いやいや、午後も続きますので。

暫時休憩します。十三時二十分をめどに委員会を再開いたします。

午後零時二十三分　休憩

午後一時二十分　開議

○古川委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○猪村委員＝お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

それでは、質問を続けさせていただきます。

再入札についてでございます。

県内事業者からは今回の入札の在り方について、あまりにもひど過ぎるといった様々な声が聞こえてきています。今回の入札においては、県内業者に対する配慮が足りていなかったと先ほどからも申し上げておりますが、県内業者に応札していただけるような環境を整えた上で再度入札を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。副教育長、いかがでしょうか。

○横田副教育長＝再入札についてお答えいたします。

今回の入札におきましては、入札不調により整備が遅れる事態を極力避けたいというふうに我々教育委員会事務局としては思っております。それで、令和四年度の中原特別支援学校教室棟整備の際の入札参加資格をさらに拡大したものの、結果として県内業者の入札参加はなかったということでございます。我々の県内業者の入札参加を促進するという意識が不足していたものというふうに受け止めております。

ただ、三月に公告いたしました入札公告に定めます入札の無効に当てはまるような事由は見当たらず、入札の手続には違法性、または瑕疵もございません。このため、再入札を行う合理的な理由はないというふうに考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝そうですね。瑕疵はない。それはそうでしょうけれども、県内の業者様方は、そして、県民の皆様はそうは思っていらっしゃらないというふうに思っておるところでもございます。

私も子供たちのことを思うと、整備の必要性は十分に理解をしております。しかしながら一方で、様々な県内の事業者の声を聞いている私からいたしますと、落札金額が約五億円、落札率九九・二二％、しかも、県外の事業者一社入札で落札。以前の指摘が全く反映されず、県内業者の活用も考えていないといったような入札が行われますと、議会の議決が必要だと言われても、議会として認めることがどうなのかというふうに思ってしまいます。承認するというのが果たして本当に正しいのかとすら思ってしまいます。このような事態を繰り返されては困ります。また、県民や日々御苦労いただいている事業者の声をスルーするような議会ではいけないと私は強く思うところでもございます。

今後の対応について、教育委員会事務局、そして、今後、同様の整備を行う場合にどのような対応をしていこうとお考えなのか。今回のこの質疑に対してどのような思いで教育長はお聞きされていましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○甲斐教育長＝厳しい御指摘をいただきました。令和四年度に御指摘をいただいた、それを生かすことができなかったこと、県教育委員会においてローカル発注に対する意識が不足していた点につきまして、私どもは大いに反省すべきことであるというふうに真摯に受け止めております。ローカル発注は、地域経済の活性化や雇用維持を図る取組として県全体で推進していること、このことを改めて強く意識し、教育委員会組織全体として徹底をしてまいります。

今後は、知事部局と緊密に連携、特に初期の段階から県土整備部に相談しながら、県内業者の参入促進のための視点、周知の工夫をもって確実に対応してまいります。議会から御指摘があったことを真摯に受け止め、組織として確実に引き継ぎまして、今後このようなことがないよう、しっかりと確実に対応いたしてまいります。

○猪村委員＝教育長のお言葉をいただきましたけれども、私は今回この案件に

ついては、とても容認できるような思いではございません。

では、次の質問に行かせていただきます。次、四と挙げていたところでございますが、選ばれる県立高校となるための取組についてでございます。

佐賀県教育大綱には、「高い志と佐賀に誇りを持った骨太でたくましい子どもを育てる」と掲げられております。

佐賀の子供たちが県内の高校や大学で学び、志のある人材が県内に定着し、地域に貢献する好循環を生み出すことは、佐賀県の浮揚に大いに寄与すると考えられます。歯止めの利かない少子化、また、いわゆる高校無償化の影響が懸念される中で、県立高校にあっては、私立高校と切磋琢磨しながらも、子供たちに選ばれる学校でなければなりません。

県教育委員会ではこれまでも、県外からの入学志願者に係る取り扱いの緩和や、通学区域の撤廃といった入学者選抜の見直しが行われてまいりました。さらには、唐津青翔高校における「ｅスポーツ学科」の新設のように、特色ある学科等の改編も行われています。県立学校が子供たちに選ばれる学校となるためには、こうした特色ある学びの実現や魅力と思ってもらえるような取組が必要でございます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

県内外高校への進学状況についてでございます。

近年における高校進学時の県内外高校への流出入状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○椛島教育振興課長＝県内外高校への進学状況についてお答えいたします。

過去五年間における県内中学生の県外全日制高校への入学者数は、令和三年度が四百四十二人、令和四年度四百五十七人、令和五年度四百四十一人、令和六年度四百六十七人、令和七年度四百四十三人となっております。

一方、県外中学生の県内全日制高校への入学者数は、令和三年度三百九十五人、令和四年度四百九十五人、令和五年度五百十一人、令和六年度五百二十六人、令和七年度五百四十三人となっておりまして、令和四年度以降は流出者よりも流入者のほうが多い傾向となっております。

ただ、エリア別に見ますと、県中部や北部が流入超過である一方、東部や西部は流出超過となっており、東部では令和七年度の流入が百二人に対して流出が二百人、西部では流入が七十九人に対して流出が九十三人となっております。

以上です。

○猪村委員＝県外からも多くの子供さんたちが佐賀県で学んでいただいているということでもございますが、東部、西部が若干少ないということでございました。

これまでの取組について伺います。

県教育委員会では、県内外からの入学者増を図るため、令和三年度から「唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト」に取り組まれておられます。

そこで、まず一つ目、「ＳＡＧＡ唯一無二の学校魅力化促進事業」についてでございますが、県立高校の魅力を徹底的に磨き上げ、入学者増を目指す「ＳＡＧＡ唯一無二の学校魅力化促進事業」では、どのようなことに取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

○椛島教育振興課長＝「ＳＡＧＡ唯一無二の学校魅力化促進事業」における取組についてお答えいたします。

教育委員会では、県立学校の魅力や強みを磨き上げ、積極的に情報発信することによって、県内外からの志願者を増加させ、学校の活性化を図るとともに、次世代を担う人材の育成、輩出を目指す「唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト」に取り組んでおります。

現在の事業の前身であります令和四年度から取り組んでいる「ＳＡＧＡ唯一無二の学校魅力化実践事業」では、県立高校のカリキュラムの磨き上げや地域

との協働の実践に取り組んでまいりました。この取組により、先ほど答弁いたしましたように、県内外高校への進学状況が県全体で流入超過となるという成果は得られたものの、エリアごとに見ますと流出入の状況など、各地域が抱える課題は様々にございます。

そこで、今年度からは新たに「ＳＡＧＡ唯一無二の魅力化促進事業」として、生徒の流入が見込まれるエリアごとに課題解決に向けた取組を行っております。

具体的には、県立高校九校をエリアの拠点校に指定し、学校魅力化アドバイザーによる伴走支援を行いながら、県内外からの入学者増に向けた検討や情報交換を行っており、こうした取組の効果をエリア内のほかの学校にも広げていくところです。

また、唯一無二の学校づくりに取り組み、県外からの入学者増を実現するためには、学校長のマネジメント力や教職員の資質向上も重要であることから、管理職や担当教職員を対象とした研修も実施しております。

以上です。

○猪村委員＝大変きめ細やかに、そして、実践事業から魅力化促進事業ということでバージョンアップをしてくださっていることに対して非常に敬意を払います。

次に、普通科改革についてでございます。

県立高校の普通科において、高校の特色化や魅力化を実現し、入学者増を目指す普通科改革ではどのようなことに取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

○椛島教育振興課長＝普通科改革についてお答えいたします。

教育委員会では、令和五年度から、普通科高校の学科やカリキュラム等の見直し、また、活動内容の磨き上げを行うことで、魅力ある学校づくりに取り組む普通科改革を推進してまいっております。

令和五年度には、次の令和六年度入学者を対象として、佐賀東高校において、競技者としてだけではなくスポーツで様々な進路を切り開く教育を実践する「スポーツ科」を新設し、鹿島高校と唐津西高校に、普通教科の学びを継続しつつ、探求活動に力を置いて課題解決能力を育成する「探究（求）コース」の新設を行ったところでございます。

そして令和六年度は、令和七年度入学者を対象として、伊万里高校に「ＭＩＲＡＩ進学科」を新設いたしました。この学科では、大学の先生や各分野の専門家を講師として招聘し、最先端の学びに触れる機会を創出することで、未来の社会課題に対応する基礎的な素養を備えた人材を育成することを目的としています。

そして今年度、令和七年度は、令和八年度入学者を対象として、神埼高校に「こども教育進学コース」を新設いたしました。幼稚園、保育園から大学までを有する神埼市のポテンシャルを生かし、子供の教育に関わる様々な立場の人と交流や実践的な体験を行うことで、子供の教育、支援に関わる意欲にあふれた人材の育成を目指すこととしております。

地元の幼稚園、保育園、小中学校や大学と連携し、教育体験や専門的知識の習得の機会を高校生に提供することで、将来的には幼稚園、小学校及び特別支援学校の教員や保育士をはじめ、行政やＮＰＯ、様々な角度から子供に関わる職業に従事し、教育県佐賀を支える人材を育成してまいりたいと思っております。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。「スポーツ科」、「探究（求）コース」、また、「ＭＩＲＡＩ進学科」、「こども教育進学コース」、非常にいろいろ考えていただいて、そして、普通科が改革できるような時代になってきたんだな、私も

普通科でありまして、がちがちの普通科でございました。それを改革できるようになった時代というのが、また私も驚きながら、大変楽しみにしているところでもございます。

地域に根差す学校、普通科、進学もしっかりと、進学、勉強も頑張ってもらう、そして目指してもらう大学、いろいろあると思います。しかしながら、普通科の改革をこのようにしていっていただけるということは非常にありがたいなというふうに思っております。

それでは、生徒の全国募集についてでございます。

県立高校の入学者増を図るために、県内や隣県にとどまらず、全国からの入学者を増やす取組が必要と考えております。生徒の全国募集にどのように取り組んでいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○椛島教育振興課長＝生徒の全国募集についてお答えいたします。

有田工業高校では令和三年度から、唐津青翔高校では令和五年度から、全国募集のネットワークであります「地域みらい留学」に参画し、生徒の全国募集を強化しているところでございます。

教育委員会では、地元自治体と連携し、地域の皆さんの協力を得ながら、住居、食事、子供の見守り、そして、生活支援といった留学生の受け入れ体制を整えているところでございます。

また、全国募集については、首都圏での対面説明会やオンラインを利用した説明会を開催するなどして情報を発信しておりますが、その際、学校の情報だけでなく、先ほど述べました受け入れ体制や高校が所在する地域のことについても紹介しているところでございます。

「地域みらい留学」により様々な地域から異なる背景を持つ多様な生徒たちが集うことで、地元の生徒と互いに切磋琢磨し、他者理解を深めながら、新しい価値観や興味、そういったものが生み出され、学校そのものの活力、魅力の向上につながっていると聞いております。

また、地域にとっては、生活の様々な場面における留学生との交流が町の人々の暮らしを彩り、また活力をもたらし、ひいては町全体の活性化につながるものと考えております。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。本当にそうだと思います。やはり住んでいる者からは分からない、よそから来られた方々の感性、そして思い、そういったものが地域の支えになる。そして、学校、生徒同士が切磋琢磨する、そういったことも本当に目に見えるようでございます。

またそこで、県外から来られた生徒さんに佐賀県を好きになっていただいて、住んでいただいたり、また働いていただく、そういったことも可能かなというふうに思っておりますので、全力で取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、四の情報発信についてでございます。

県内外からの入学者増を図るためには、情報発信も大変大切だと思っておりますが、この情報発信についてはどのように取り組んでいらっしゃいますのかお尋ねをいたします。

○椛島教育振興課長＝情報発信についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、県内外からの入学者増加を図るためには、学校の魅力をより多くの方々に広く発信していくことが必要です。

そこで、高校の教育活動や魅力を分かりやすく伝え、中学生と保護者に県内高校の姿を具体的にイメージしてもらうことで、県内の県立・私立高校、高等専修学校への進学を促進するため、多くの学校が一堂に会する高校進学説明会を開催しているところです。

今年度は、鳥栖、嬉野、伊万里、小城、唐津の五会場に延べ約三千人が来場

し、県外からも百名弱の方々に来ていただきました。その他、オンライン上でも、ウェブサイト「ＳＡＧＡ県立高校進学ナビ」において動画を活用した高校進学説明会を実施しており、各学校が工夫を凝らして作成した学校紹介動画を、好きな場所からいつでも視聴できるようにしております。

また、県内のみならず、先ほど答弁しました全国募集における首都圏やオンラインでの説明会に加え、福岡、長崎といった隣県における高校進学説明会のＰＲや、東京、大阪の大都市圏で開催される移住イベントに合わせた出展にも取り組んでおります。

以上です。

○猪村委員＝非常に多様性に富んだ取組だというふうに思っております。情報発信は、最近はＳＮＳが主流でございますが、対面で高校進学説明会をやってもらう。そして、三千人が参加、県外からも百人、併せてオンライン動画でも配信をされている、どこででも視聴できるというような取組は非常にすばらしいというふうに思っております。どこかの取組で情報をキャッチしていただいて、そして、佐賀県の学校、高校に生き生きと通っていただきたいと思うばかりでございます。

今後の取組についてですが、子供たちに選ばれる県立高校となるため、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○椛島教育振興課長＝今後の取組についてお答えいたします。

そもそも県立高校の意義は、生徒が通学可能な範囲に学びの場が存在すること、そして、普通科や専門学科といった多様な学びの機会を保障することと認識しております。

そのため、引き続き、県立高校の魅力を高めるための伴走支援に取り組むとともに、今後は、教育機会及び内容を保障するためのオンライン等の活用や、県立高校の魅力を高めるために必要不可欠な県内高等教育機関や企業、地元市町との連携にも取り組んでまいりたいと考えております。

佐賀の子供たちに、佐賀で学んでよかった、佐賀の力になりたいと思ってもらえるような教育県佐賀を実現し、将来の佐賀県を支える人材をこの佐賀から育てていくため、選ばれる県立学校となるよう、学校魅力化に力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。確かにそうですね。地元市町とも連携、大事だと思います。設置自治体といいましょうか、私は武雄でありますが、武雄高校だけしか今はないんですけれども、近くに有工があったりいたしますが、県立の青陵中学はございますが、その自治体で非常に活躍してくれているんです。武雄高校の子供たちがまちづくりを、市役所に来てセッションしてくださったり、いろんなことをやってくださっています。それでもやはりいろんな課題もあると思います。そういったところをしっかりと把握してやってくださるというのは非常に学校の強みにもなると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、オンラインが出ましたけれども、八月になりますが、これは高等教育機関問題対策等特別委員会でＮ高の視察にも参る予定でございます。やはりそういった多様な学校、まだまだあると思います。そういった洗い出し、そういったこともアンテナをより高くしていただいて、どんな学校が選んでもらえるのかなということをしっかり調べていただきたいというふうに思っております。

全ての子供たちがひとしく学びの機会を持って、学ぶところやその手段、方法が必ずきっとある佐賀県であってほしいと私は願っておりますので、特色ある学校づくりを期待しております。

では、次の質問に入らせていただきます。問いの三、児童相談所についてでございます。

児童相談所は、昼夜を問わず虐待通告や、対応が難しい保護者等への支援など、大変な業務を担っていらっしゃいます。私もつい先日もお世話になったところでございますし、少し前でございますが、お母さんと子供たちの支援でもお世話になっているところでもございました。近年は、児童虐待相談対応件数が千件を超える水準にあります。児童相談所の人的体制は十分なのか、日頃から不安を抱いている一人でもございます。

そのような中、先月三十一日に、先ほど原田委員からも質問がございましたけれども、乳児院での痛ましい殺傷事件が起こりました。心より御冥福をお祈り申し上げ、お見舞いも重ねて申し上げます。

報道などの情報で経緯を拝見したところでございますが、児童相談所と施設間の情報共有に関し問題はなかったのかと疑問に感じているところでもございます。この事件を受けて、女性の多い職場である保育園関係者からも私に不安の声が届いております。児童福祉施設をはじめ、現場の職員の皆さんが一日も早く安心して仕事ができるようになっていただきたいという思いでいっぱいでございます。同じような事件が二度と起こらないようにすべきと考えて、質問をさせていただきます。

児童相談所の業務内容についてでございます。

児童相談所はどのような業務内容であるのか、改めてお聞かせください。

○野田こども家庭課長＝児童相談所の業務内容についてお答えいたします。

児童相談所は、児童福祉法に基づき、各都道府県及び指定都市に設置が義務づけられた児童福祉の専門機関となっております。

業務内容としましては、子供に関する様々な問題に関する相談対応、子供の一時保護、子供及びその保護者に対する必要な指導、措置、里親からの相談に対する情報提供、助言等の援助、市町村間の連絡調整などを担っております。

以上でございます。

○猪村委員＝では、児童相談所の管轄についてお尋ねをいたします。

県内には二カ所、佐賀市と唐津市に設置されていると思っておりますが、その管轄範囲はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長＝児童相談所の管轄についてお答えいたします。

県北西部を所管する唐津市にございます北部児童相談所が、唐津市、伊万里市、玄海町、有田町の二市二町の区域を管轄しております。

佐賀市のほうにございます中央児童相談所が、先ほどの県北西部の二市二町を除く八市八町を管轄しております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

それでは、児童虐待に係る相談についてでございます。

まず、各児童相談所の相談件数についてお尋ねをいたします。

児童相談所は、児童虐待に係る相談をどの程度受けていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長＝児童相談所の相談件数についてお答えいたします。

令和五年度における佐賀県の児童虐待相談対応件数は、中央児童相談所が八百二十三件、北部児童相談所が二百一件、合わせて千二十四件となっております。

近年増加傾向にあり、令和四年度に初めて一千件を超えております。令和五年度は、令和四年度から六十一件のマイナスだったものの、依然多い状況が続いております。

以上でございます。

○猪村委員＝この千件が表に出ている千件であって、やはり埋もれている、これ以上の件数が私はあるのではないかというふうに危惧をしております。

各児童相談所の虐待相談内容についてお尋ねをいたしますが、相談内容はど

のようなものがあるのか。また、近年、その内容に変化はあるのかお尋ねいたします。

○野田こども家庭課長＝児童相談所の虐待相談内容についてお答えいたします。

児童虐待には四種類ございまして、令和五年度に児童相談所で対応したものは、多い順に、心理的外傷を与えるような言動を行う心理的虐待が六百四十七件で割合としましては約六三％。次に、暴行を加える身体的虐待が百八十九件で約一八％。身の回りのお世話をしない、それから、食事を十分に与えないなどのネグレクトが百七十六件で約一七％。わいせつな行為をする、またはさせるという性的虐待が十二件で約一％となっております。

心理的虐待における相談件数が全体の約六割を占めており、この傾向は過去五年間の状況を見ましても大きく変わってはおりません。

心理的虐待の具体的な例としましては、親が子供の前でけんかをし、そのことが子供への心的な影響を与える面前ＤＶがございます。

以上でございます。

○猪村委員＝五年間推移はほとんど変わっていないということでありますが、この状況は非常に危惧するところでもあります。心理的な暴行、虐待は、受ける人それぞれでありまして、子供たちは非常に繊細で、かつ刺激を受けやすいということがございますので、心の中にずっと残ってしまう、そういったことが危惧されます。それをずっと引きずっていく。そして、大人になってからもそのような、今度は自分がそういうことをしてしまうというようなことがございます。身体的虐待もネグレクトもそうでしょう。

そういったところをしっかりと止める。完全に止めることはできないかもしれませんが、しっかり受け止めて、そして、佐賀県においては減少していくというところが本当に大事になってくるというふうに思います。既存のやり方じゃなくて、やはりアウトリーチ的なところで、市町の方たちともしっかり連携して子供たちを守っていただきたいというふうに思っています。

この各児童相談所の人員体制でございますが、それぞれの職員配置はどうなっているのか。また、業務量に対して人員の不足はないのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長＝児童相談所の人員体制についてお答えいたします。

現在、児童福祉司は、中央児童相談所に二十七名、北部児童相談所に八名、計三十五名を配置しております。増加する虐待相談には対応できているところですが、引き続き必要な児童福祉司の確保は大切と考えております。

そのため県としましては、職員採用において、令和六年度から新たに社会福祉職の試験区分を設けまして、児童相談所に加え、本庁での企画立案など幅広い分野でも活躍できることとし、職の魅力をさらに高めることで、より多くの人材を募集する。児童福祉司以外の職員を児童相談所に配置し、実務経験と研修により児童福祉司の資格を取得させるといった工夫も行いながら、児童福祉司の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

課長、もう一度お尋ねしていいですか。足りているんですか、足りていないんですか、どっちですかね。

○野田こども家庭課長＝現状、増加しております虐待相談の対応につきましては、現場としては回っているという状況にございます。

○猪村委員＝この三十五名で十分足りていると。二十七名と八名で足りているということでございますね。いいですか。もう一回お尋ねです。

○野田こども家庭課長＝現状の状態でございましたら足りているというふうに認識しております。

○猪村委員＝承知いたしました。安心いたしましたけれども、私も小学校で心の教育相談員というのを一年させていただいた経験があるんですけれども、心理士の先生から、心の病を抱えている子供さんとずっと一緒にいると私の体を心配してくださって、どこかではけてくださいねということをいつもおっしゃっていただいておりました。

課長、専門職であられますと、ずっとそこに配置をされるわけですね。やはり職員さんもマンパワーは足りているかもしれないけれども、心のケアとか、そういった面で非常に負荷がかかるというお仕事でもあられますので、そういったフォローも、課長、ぜひともお願いいたします。顔、見えていますか、課長、よかですか。じゃ、そういったことでお願い申し上げておきます。

それでは、今回の事件についてでございますが、児童相談所と施設の間の情報共有に関し、どう受け止めていらっしゃるのか、まずお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長＝今回の事件についての受け止めについてお答えいたします。

児童相談所や施設が支援に関わる家族の状況は様々でございまして、一つとして同じケースはなく、児童福祉の現場は、日々非常に難しいオペレーションを行っております。

対応方法は難しく、正解は一つではないと考えておりますが、こうした難しい現場に日々向き合う施設に対しては、個々のケースの情報を全てお伝えして、あとは施設で判断してもらうということではなく、むしろ施設の負担を考え、児童相談所が施設に寄り添い、個々のケースに応じた対応方法を考えて伝え、一緒に対応していくことがよいのではないかと考えております。

様々なケースを扱う児童福祉司の現場は画一的な対応ではできませんで、判断には一つ一つが重く難しいものがございます。児童福祉施設の方々に寄り添いながら、よりよい対応ができるよう、意見交換をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝ぜひお願いしたいと思っております。

意見交換もとても大事で、やはり来てくださいと言うばっかりではなくて、各施設を回っていただく。ファミリーホームまでお願いしたいというふうに思っております。そして、現場の声を聞いて、今後こういった事件が起きないように、そして、安心して――保育所もそうです。保育所の先生方も、幼稚園、もちろん認定保育園もそうですけれども、女性の先生方が非常に多くて大変不安を感じていらっしゃいますので、所管は違われるかもしれませんけれども、横串を刺してしっかりと取組をしていただいて、安心して佐賀県で働いていただけるようにお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、この問いの最後ですが、再発防止策についてでございます。

私は面会者の手荷物預かりなど具体的な対策を、こうしようと思っています、ああしようと思っていますという概念的なものばっかりじゃなくて、手荷物は預かりますとか、カメラをつけて、金属探知機じゃないですけど、そういったものを設置しますとか、そういった具体的な対策を講じる必要があると私は思うのでございますが、県はどのように取り組むおつもりでいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○野田こども家庭課長＝再発防止についての取組についてお答え申し上げます。

各施設は施設の状況に応じて、例えば、警備会社への通報システム、電子錠、それから、防犯カメラ、ソフト面におきましては、マニュアルの作成、訓練の実施、平時からの警察との連携など、様々な防犯対策に取り組まれているところでございます。

今回の事件を受けまして、まず、各施設に対し、実態を踏まえたリスクの洗

い出し、リスクを踏まえた安全対策づくり、関係者への周知徹底などについて改めてお願いしたところでございます。

委員が触れられました施設で手荷物を預かる仕組みにつきましては、対策の一つとして考えております。実際、手荷物を預かるロッカーの設置を検討している施設もございます。こうしたことを含めまして、それぞれの施設に合った対策を一緒に考え、取り組むことが大事だと考えております。

今後、各施設を個別に訪問し、施設の方々の御意見を伺いながら、再発防止に向けて施設の安全対策が進みますよう取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○猪村委員＝課長、ありがとうございます。一緒に考えと言っていただきました。まさにそのとおりで、一緒に考えて、そして、各施設に何が必要なのか、どういった思いでいらっしゃるのか、そういったことも洗い出して、分かれば教えていただければというふうに思っております。また意見交換をそのうちさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。本当に大切な命が亡くなっていらっしゃいますので、早急に検討をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問でございます。問いの二、佐賀県男女共同参画基本計画についてでございます。

私は、武雄市の基本計画策定に関わったことがございます。市町は市町の状況を踏まえて策定するものの、県よりも策定時期といいましょうか、今、佐賀県が第五次計画ですが、例えば、三次だったり四次だったりというところがほとんどではないかなというふうに思っております。県よりも歩みが遅いのではないかと感じているところもございます。県が市町と連携し、市町の基本計画が県の方針にできる限り添うようになれば、県内における男女共同参画が一層推進されるものと考えております。

佐賀県男女共同参画基本計画は、今年度末までの計画であります。次期計画の策定の進捗状況やフェムケア、フェムテックといった新たな分野の反映、計画期間などが大変気になっております。

ついては、佐賀県男女共同参画基本計画の現計画の内容と、次期計画の検討状況などについてお伺いをいたします。

まず、現在の計画についてでございます。

取組内容についてですが、現在の計画ではどのようなことに取り組んでいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝現在の第五次計画の取組内容についてお答えいたします。

現在の計画である第五次佐賀県男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、佐賀県が目指す方向性を中長期的に示したものでございます。計画の期間は令和三年度から令和七年度までの五年間としております。

計画は、「男女共同参画推進の基盤づくり」、「安全・安心に暮らすことができる社会づくり」、それから、「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」の三つを基本方向として施策を推進するものでございます。

以上になります。

○猪村委員＝委員の皆様、これをお目通しいただいておりますでしょうか。（資料を示す）二〇二一年から二〇二五年までというふうになっております。職員の皆様、もう暗記されているぐらい読まれていますでしょうか。

この取組の評価でございますが、現在の計画の取組について、どのように評価をしていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝取組の評価についてお答えいたします。

計画においては、数値目標を定めて、その達成状況を見ながら施策の進捗について毎年度評価のほうをしております。

固定的な性別役割分担意識の変化など、まだ評価できていないものもございますが、全体としては目指す方向性に向かって進捗していると評価しております。

直近の令和六年度の評価では、全市町への女性相談窓口の設置であったり、市町の審議会などにおける女性委員の割合の平均値を三〇％以上とするということなどは、終了年度を待たずして達成しているという状況でございます。

その一方で、民間企業の課長相当職以上の管理職に占める女性の割合につきましては、令和七年度までに一五％となることを目指しておりましたけれども、令和六年度の時点で一一・七％でございました。数値としましては達成には至っていませんけれども、毎年度の進捗を見ますと、令和元年度の時点で一〇・一％でございましたので、一・六ポイント改善しておりまして、目指す方向へ向かって推移しております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。目指す方向に向かっているということでありまして、次の策定時期が楽しみでございますが、数字ばかりではなくて、やはり事業内容も大事でございまして、次期計画について、これからお尋ねをさせていただきます。

現在の検討状況について、次期計画はどのように検討を進めていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝次期計画について、現在の検討状況についてお答えします。

計画の策定に向けましては、県民意識調査の実施やワーキンググループなどでの検討、それから、審議会で御意見等を伺うほか、パブリックコメントなどを予定しております。現在は、県民の意識の変化を把握するために県民意識調査を実施する準備を行っているところでございます。

また、県民意識調査に加えまして、現場の声もしっかり聞き、次期計画へ反映させたいことから、若年世代の女性をはじめ、男女共同参画に携わっていただいている団体など関係者からもお話のほうを聞いているところでございます。

なお、県には、男女共同参画を推進する計画として、佐賀県男女共同参画基本計画のほか、佐賀県ＤＶ防止・被害者等支援基本計画、それから、「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」の三つの計画がございます。

男女共同参画の基本計画につきましては、御説明のとおり本年度末が終了期間となっておりますが、ほか二つの基本計画につきましては、終了年度が令和八年度というふうになってございます。これらの計画は同じ基本方向を目指しているものでございまして、三つの計画の終期を合わせたほうがより効果的に取り組むことができるのではないかという考え方もございまして、各計画の改定時期や計画期間なども含め検討しているところでございます。

以上になります。

○猪村委員＝この三つの基本計画の策定時期を一緒にしたほうがいいというような検討もされているということでありました。一番最後に計画期間をお聞きするようにはしていたんですけれども、この基本計画もやはり、私もそう思います。一緒に足並みをそろえて、そして、評価や検証、そういったものもいたしますと、県民の皆様にも、そして、啓発をしてくださっている団体の皆様にも分かりやすいかなというふうに思いますので、ぜひそこは御検討していただければと思います。

それでは、新たな取組についてでございますが、これは例外としてなんですけど、先ほども申し上げましたが、フェムケア、フェムテックとかいう言葉が最近非常に浸透してきたなというふうに思っております。例えば、ドラッグストアの壁とか、トイレに入ったときも、フェムケア、フェムテックの言葉が躍っ

たパネルとかポスターを目にするようになりました。

女性の健康に対する新たな取組や、一般質問でもお尋ねをいたしましたけれども、ほっとカフェ事業などでありますが、新たな取組をどのように計画へ盛り込むつもりでいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝次期計画の新たな取組についてお答えいたします。

佐賀県男女共同参画基本計画は、県が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、社会の変化を踏まえながら、都度内容をアップデートしまして、第五次計画に至っているものでございます。

委員のおっしゃるとおり、フェムケア、フェムテックということも必要な分野だと思っております。働きたい女性が、キャリアや自分の希望を諦めることなく、誰もが働きやすい職場づくりを進めるために、やはりフェムテック、フェムケアなど女性の健康課題へ対応するという視点もすごく大切だなと思っております。

また、ハラスメントの予防であったり、「女性のためのほっとカフェ事業」ということで、困難を抱える女性の相談支援事業なども行っているところでございますけれども、様々な悩みや困難な問題から、生きづらさやもやもやを抱えて過ごす女性に寄り添い、また、自立に向けて支援する、女性が生き生きと暮らせる社会をつくっていくということも大切な視点だと思っています。

さらに、若年世代の女性が、佐賀県内で暮らしながらやりたいことを実現して活躍しているという自分の姿をイメージしやすくなるように、様々な分野で活躍する女性のロールモデルを増やすという点も大事にしていきたいなと思っているところでございます。

以上になります。

○猪村委員＝御説明ありがとうございます。ほっとカフェ事業は本当にすばらしいなというふうに思っています。検索をすると、例えば、ジョブカフェとか、「女性のためのほっとカフェ」とかと開くと、ぽんと佐賀県が出てきます。おっ、すごいなと思います。東京だったり福岡だったりと並んで、ぽんと事業が出てきます。こういったところで、本当にもやもやを抱えているとか、やるせなさ、どうしようもない、相談をどこにしたらいいのかということで、ほっとカフェだったら行けるという方もいらっしゃるというふうにお聞きをしております。楽しみに展開をされている、楽しみというか、そこに行けば安心できるという方が増えてきているというふうにお聞きをしています。

一般質問でも申し上げましたけれども、数値目標ももちろん大事ではございますが、取組の内容、質を上げる、そして水面下で、まだ相談に行く機会を失っている方々、そういった方々にも声が届くような情報発信、そういったところも次期の新たな取組にはぜひ入れていただきたいなというふうに思っているところでもございます。

それでは、関係部局との連携についてお尋ねをいたします。

現在も関係部局と連携して取り組んでいただいています。例えば、労働部局とはワーク・ライフ・バランスとか、いろいろ横串を刺して連携していただいていると思いますが、さらに連携を図るべきではないかなというふうに思うところもございますが、次期計画ではこのようなところはどうお考えでしょうかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝関係部局との連携についてお答えします。

委員のおっしゃるとおり、特に産業分野や教育分野など、各部局が強力に連携いたしまして、男女共同参画や女性の活躍推進には取り組んでいるところでございます。

例えば、「男女共同参画推進の基盤づくりという観点」では、子供の発達段階

に応じた意識啓発の強化でありましたり、「安全・安心に暮らすことができる社会づくりの観点」というところからは、女性アスリートの医療的な支援、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の策定なども取り組んでおります。また、「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくりの観点」というところからは、男性の育児休業などの取得しやすい環境づくりでありましたり女性が働きやすい職場づくりのための企業支援など、各部局と連携しながら様々な取組のほうを行っているところでございます。

次期計画になりましても、女性の活躍の後押しであったり支援ができるように、引き続き連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上になります。

○猪村委員＝ありがとうございます。各課との連携は非常に大事でありますし、各課が男女共同参画の視点を取り入れていただいて、そして、業務に励んでいただくということは非常に大事なことかなというふうに思っています。

私が最近非常に気になっているのが、自治体の首長さんとか、会社の上司というか、経営者の方によるハラスメントとかの新聞報道等、非常に目立ってきているな、また最近新たにそういう認識をしているところでもございます。

議員さん方もそうですけれども、長崎県議会が議会でその対策を取っていらっしゃいまして、外部の第三者に頼んで相談のシステムを構築されているようでもございます。武雄市においても、今回初めて、今日新聞についておりましたけれども、職員さんに意識調査というか、ハラスメント調査をですね、議員から受けたことがあるかということで、すごい数が上がってきて私もびっくりしていて、私も市議会のときに大丈夫だったかなというふうに思ったところではあるんですけれども、やはりそういう首長さんだったり、会社を担う方々、リーダーですね、そういった方々にぜひとも啓発の機会を届けていただきたいというふうに思う気持ちもございます。

また改めて一般質問等々でやり取りをさせていただきたいと思っておりますが、育児休業の取得もそうですし、防災の観点もそう、そして、あらゆるハラスメントの対策、そういったものもしっかりと次期計画に盛り込んでいただいて、佐賀県からそういう悲しむ方たちがいらっしゃらなくなるようにお願いしたいというふうに思うばかりでございます。

それでは、市町計画についてお尋ねをいたします。

市町が策定する男女共同参画基本計画が、県と同じ水準といいましょうか、期数も違うんですけれども、もちろん策定時期とかが違いますので、市町で取り組む状況も違いますので、一概に足並みをそろえるということは難しいかもしれませんが、県と市町の、全部ではありませんが、男女共同参画の意識といいましょうか、策定の中身、そういったものに少し乖離がなかろうかというふうに思うところもございます。

県と市町で連携をより密にしていったほうがいいというふうに私は思うところがございますが、その点についていかがお考えでしょうか。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝市町計画、市町との連携についてお答えいたします。

市町におきましては、男女共同参画社会基本法の規定によりまして、国や県の計画を勘案して基本計画を定めるよう努めなければならないということになっておりまして、市町は県民と最も近い存在でございます。それぞれの地域の実情を踏まえて計画のほうを策定されております。

県と市町との連携につきましては、現在、市町主管課長会議の場や研修会等で情報を提供しましたり、広報や啓発でも連携して取組を進めているところでございます。

また、市町から計画策定について御相談をいただいた際には、お互いに意見交換をしたり、助言を行うなど取り組んでおりまして、引き続き連携のほうを

図ってまいりたいと思っております。

以上になります。

○猪村委員＝ありがとうございます。

では、この問いの最後でございますが、先ほども申し上げましたけれども、この基本計画が五年になっておりまして、最近は、世の中の流れといいましょうか、不確実性も伴って、コロナもございまして、五年が長くないかなというふうに思ったりするところでもございます。この五年という期間をどう捉えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝計画の期間について、どう捉えているかということでお答えいたします。

現在、男女共同参画の基本計画につきましては、男女共同参画社会の実現に向けて、佐賀県が目指す方向性を中長期的に示したものでございます。

私どものほうで、例えば、根強く残る固定的な性別役割分担意識であったり、男性が育児休業を取得するということに対する周囲の抵抗感であったり、一朝一夕には変わらないような人の意識を変えるための中長期的なビジョンを掲げて取り組んでいる、その方向性を示すものとして計画のほうを定めております。

そのような中にございましても、社会の変化は委員のおっしゃるとおり常に起こっていくものでございます。それに合わせて計画はアップデートするなどして、柔軟に内容の見直しのほうは行っていきたいと思っております。

以上になります。

○猪村委員＝ありがとうございます。五年でしっかり計画を立てて、計画は都度都度アップデートしていくということでございまして、次期計画を非常に楽しみにさせていただくとともに、いずれにいたしましても、安心して暮らせ、活躍できる佐賀県の実現に向けたリーダーシップを、県にぜひ発揮していただきたいというふうに期待をいたします。

六月二十六日　文教厚生　猪村利恵子委員

女性が直面する様々な課題に対して佐賀県全体で取り組む体制を構築して、誰もが尊重され、能力を発揮できる、優しい佐賀県をお互いに目指して頑張ってまいりましょう。よろしくお願いいたします。

では、最後の質問に入らせていただきます。水道水の安全性と安定供給についてでございます。

先週、一般質問にて水道行政について質問をさせていただきました。

厚労省が所管してきた水道整備及び管理行政は、令和六年四月一日付で国交省及び環境省に移管されました。これは新型コロナ対策強化に伴う厚労省組織見直しの一環として制定された、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」による措置でございます。移管後の省は、国交省が水道事業の基本方針並びに事業認可、老朽化対策、耐震化、災害時復旧支援、渇水対策等、水道施設整備並びに経営に関する業務全般を担当し、環境省が水質基準の策定等の水質並びに衛生面を担う分野となっているようでございます。約六十年ぶりの機構改革でございます。

本日の委員会質疑では、環境省所管であります水道水の安全性と安定供給についてお尋ねをさせていただきます。

皆様は、湧き水をくみに、例えば、休みの日にドライブがてら出かけることとかされていませんか。私はやっていました。でも、今は忙しくて、水もくみに行けなくなっておりますが、酒蔵で有名な鹿島市の能古見の水を足しげくくみに通っておりまして、最近は母に仏壇に備えるお水はくんできたお水がよかばってんねと嫌みを言われながら、水をくみに行く時間がなくて、しかしながら、水道水を利用しておりますが、本当に何もつけずに水道水だけで今生活をしておりますが、水道水は飲み水としても、料理に使う水としても、水道水はとてもおいしくて、不便を感じることは全くありません。管理徹底していただいている証拠だと、改めてお礼を申し上げさせていただきます。本当にありが

たいことです。

人の体の四分の三は水と言われるよう、水は私たちの人体に欠くことのできないものであります。生活においても、飲料水、料理、洗濯、入浴、トイレなど、あらゆる場面で水が必要であり、農業用や工業用としても、私たちの社会を支える重要な要素であります。まさしく水は命そのものであります。

日本のように、水源が豊富で、水道から安全でおいしい水をそのまま飲める国も少ないと聞く昨今、安全な水道水を安定して供給するため、水道事業者は日々、様々な努力をされており、改めて感謝申し上げます。

一方、最近では、社会の進歩とともにＰＦＡＳなど化学物質による水道水の汚染など、水の安全が脅かされているニュースをよく耳にしており、不安に感じる面もございます。

また、近年の気候変動により、極端な豪雨や、またその逆で何日も雨が降らない時期が続くなど、雨の降り方も昔とは違ってきており、このような水道の安定供給を脅かす変化にどのように対応していくのか、その知恵も問われていくのではないかと思うのです。

そこで、次の点をお尋ねいたします。

佐賀県内の水道水の水源についてでございます。

大変素朴な質問なんですが、私たちが当たり前のように蛇口をひねり、頂いているお水の出どころはどこなんだろうか。

つい先日、私の町の大きなため池が漏水をしているので、一旦全部水を落として補修工事をしますということがあり、田んぼの水や飲み水に影響しないだろうかと、まず案じました。

水道水の水源としては、河川、ダム、湖沼、地下水など様々あると思いますが、佐賀県内の水道水はどのようなところを水源として利用しているのかお尋ねをいたします。

○松﨑生活衛生課長＝佐賀県内の水道水の水源についてお答えします。

佐賀県内の水道水の水源は、水道事業者である市町や水道企業団の給水区域や県内の地理的条件により、大きく三つに分けられるところでございます。

一つ目は、鳥栖・三養基地区から佐賀市までの佐賀東部地域で、筑後・佐賀両平野にまたがる筑後川や、嘉瀬川本流から分岐して佐賀市内を流れる多布施川の河川水が主な水源となっております。

二つ目は、小城市、多久市から太良町までの佐賀西部地域で、佐賀平野に流れる嘉瀬川と多良岳山系の地下水源を利用した地下水が主な水源となっております。

具体的には、水源に乏しい平野部では嘉瀬川の水が利用されており、多良岳山系に近い鹿島市や太良町では地下水が多く利用されているところでございます。

三つ目といたしましては、伊万里・有田地区と唐津・玄海地区の松浦地域で、松浦川や有田川などの河川水や周辺ダムの水が主な水源となっております。

以上でございます。

○猪村委員＝大変勉強になります。本当にありがたみをつくづくまた感じることでございました。ありがとうございます。

水道水の安全性についてお尋ねをいたしますが、検査項目についてお尋ねをさせてください。

水道水の安全性を確保するため、検査が行われているとお聞きしておりますが、どのような検査が行われているのかお尋ねをいたします。

○松﨑生活衛生課長＝検査項目についてお答えします。

水道水は水道法により五十一の水質基準項目が定められており、大きくこれら二つの観点から設定されているところでございます。

一つ目としましては、健康を守るために設けられた項目で、大腸菌やカドミ

ウム、水銀、ヒ素などといったもので三十一項目、二つ目は、味や臭い、色や濁りといった直接の健康被害にはつながらないものですが、生活をする上で支障となる水の性状などに関する項目として二十項目が設けられているところでございます。

水道法では水質基準項目の検査が義務づけられており、水道事業者が定期的にこれらの検査を行うことで、水道水の安全が確保されているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝私も水道法に少し目を通したんですけれども、一回見たぐらいでは分かりませんが、非常に細かく細分化されているなというふうに思っております。しっかり目を通したいというふうに今後も思っております。

それでは、水質基準項目の設定方法についてでございますが、水道水で検査が義務づけられている水質基準項目はどのようにして設定されているのかお尋ねをいたします。

○松﨑生活衛生課長＝水質基準項目の設定方法についてお答えします。

水質基準項目は、国内での水道水中の物質の検出状況や国内外での研究成果、諸外国で設定された基準値などを参考に、環境省が設置する専門家会議での議論を経て、科学的知見に基づき設定されております。

また、既に設定された水質基準項目についても、常に最新の科学的知見に照らし、逐次見直しがされているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝しっかりと安心・安全を担保されているというふうに安心したところでもございます。

県内の検査状況についてでございます。

県内の水道水の水質検査の結果はどのような状況でありますか、お尋ねをいたします。

○松﨑生活衛生課長＝県内の検査状況についてお答えします。

水道事業者は、毎年度、水質検査計画で検査項目ごとに、採水の場所、検査の回数などを定め、検査を実施しているところでございます。

県内では、これまで水道水を原因とした重大な健康被害は発生しておらず、安心・安全な水が供給されているところでございます。

加えて、水道事業者では、水質検査項目として検査が義務化されていないＰＦＯＳ及びＰＦＯＡなど、近年その健康影響が懸念される物質などについても検査を行っており、水道の安全性の確保に努められているところでございます。

また、その検査結果につきましては、各市町や水道事業者のホームページや広報誌などにより利用者に広くお知らせされており、利用者が安心して水道水が利用できるよう努められております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。義務化されていないＰＦＯＳ、ＰＦＯＡなども検査をしていただいているということで、ホームページ、広報誌などでも見ることができるということで、私も地元の方にしっかり周知をしてまいりたいというふうに思っております。

それでは、この水道基準を超過した場合の対応についてでありますが、もしもなんですけれども、あってはいけませんが、水道水の検査で水質基準を超過した場合、どのような対応をしていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○松﨑生活衛生課長＝水質基準を超過した場合の対応についてお答えします。

水質検査において水質基準を超過した場合、水道事業者は直ちにその原因究明を行うとともに、薬剤の調整であったり新たな設備の導入などを行い、水質の改善を図ることとなります。

一方、給水をそのまま続けるかどうかにつきましては、水道法により、水道

事業者には、災害その他正当な理由があってやむを得ない場合などを除き、常時給水する義務が課せられておりますので、状況に応じてその対応が検討されることとなります。例えば、大腸菌やシアン、水銀など、人の健康への影響が大きいような物質が基準値を超え、このまま給水を続ければ人の健康を害するおそれがあると判断する場合には、直ちに取水及び給水の緊急停止が行われることになると思います。

一方で、ホルムアルデヒドのような長期的な飲用による人への影響を考慮して基準が設定されている項目の場合には、飲用としての利用は控えるよう利用者に周知した上で、給水を継続する場合もあるところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝徹底した安全を担保していただいております。基準も非常に明確であります。こういったことがないようにしていかなければなりませんが、いつ何が起こるか分からない不確実な時代でもあります。こういったことの準備という言い方は非常に適切ではないかもしれませんが、いつ起こるか分からないことに対して、緊急事態を想定して、日頃からチェック、そして研修、そういったものもよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それでは、ＰＦＡＳへの対応についてでございます。

最近、ＰＦＡＳなどの化学物質による水道水の汚染が取り上げられておりますが、佐賀県の水道水の状況はどうなっているのか。もしものときの想定などもされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○松﨑生活衛生課長＝ＰＦＡＳへの対応についてお答えします。

ＰＦＡＳとは、人工的に作られた有機フッ素化合物の総称であり、これまで国内外で泡消火剤や撥水剤、コーティング剤といった幅広い用途で使用されてきました。

このＰＦＡＳには、その種類が約一万種類以上あるとされておりますが、その中でも特にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、発がん性などの健康被害が懸念されており、国内でも河川や地下水の汚染が問題となっているところでございます。

また、最近では、岡山県吉備中央町の浄水場の水道水や、沖縄県の基地周辺の地下水を水源とする水道水から、国の暫定目標値を超える高濃度のＰＦＯＳやＰＦＯＡが検出された事例が発生しているところでございます。

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡにつきましては、現在のところ、水道法に基づく水質基準項目とはなっておりませんが、県と水道事業者は協力して水道の原水や浄水の水質検査を実施し、県内の状況を確認しているところでございます。

この検査の結果ですが、これまで県内で暫定基準値である五〇ナノグラム／リッターという数値を超えて検出された事例はあっていないところでございます。

また、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関する現在の国の動向といたしましては、さきにお答えしました専門家会議での議論を既に経ておりまして、国は令和八年四月一日から、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを法律で検査や改善が義務づけられる水道の水質基準項目とする方針としているところでございます。

県は今後、検査が義務化される全ての水道事業者に対し、改めて法施行前に検査を実施して、安全性を確認しておくよう指導を行っているところでございまして、県民が安心して飲める水道水が確保されるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝詳しく教えていただきましてありがとうございます。徹底した安全管理をなされているようでございますが、いつ何どきということもございますので、今後も油断されることなく、県民の安心・安全、命の水を守っていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

最後ですが、渇水や災害発生時の水道供給についてでございます。

農業用水でございますが、昨年も水が非常に不足しておりまして、水戦争といいましょうか、水の争いが各地で、私の地元以外でも、口げんかとか、争いというか、水番さんも大変なんですけれども、そういったことを非常によく聞いておりました。

渇水による水不足や大規模な地震などにより水道施設が被害を受け、被災地へ水道水が十分に供給できないような事態に備え、水道事業者ではどのような体制が整備されているのかお尋ねをいたします。

○松﨑生活衛生課長＝渇水や災害発生時の水道供給についてお答えいたします。

渇水や災害により水道供給ができなくなった場合に備え、各水道事業者は、全国の水道事業者が所属する日本水道協会や近隣の水道事業者と協定を締結しております。これにより、渇水や災害により給水支援が必要となる場合には、水道事業者が相互に協力応援する体制が整備されているところでございます。

過去の災害時における対応では、平成二十八年四月の熊本地震や平成三十年七月の西日本豪雨災害時においても、県内の水道事業者が職員と給水車を派遣し、現地で給水活動が行われました。

また、令和六年一月に発生しました能登半島地震では、日本水道協会から全国的に応援要請がありまして、佐賀市から漏水調査と復旧工事のために職員を派遣されているところでございます。

さらに、緊急的に給水活動が必要な事態に備え、毎年六月頃に水道事業者が合同で応急給水訓練を実施し、日頃から災害に備えられているところでございます。

県といたしましては、水道は住民の生活にとって欠かすことができないライフラインであり、特に災害時における水の確保は、人の生命に関わる非常に重要なものと認識しております。

このような水道に係る緊急事案が発生した際には、県は広域自治体として、被害状況の情報収集、水道事業者や国との情報共有、必要となる応援体制の調整等を行う役割を担っておりますので、今後とも水道事業者と連携して、しっかり対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございました。本当に何が起こるか分からない時代でもございます。本当に水は命の源でございます。これからも県民の皆様に命の水を安定供給するため、水道の三原則、清浄、豊富、低廉とございます。質、量、価格でございます。清浄は、水が安心で飲用に適していること。また、豊富は、十分な量の水が供給されること。そして、低廉は、水道料金が適正で負担が少ないこととございます。本当にざっくりでございますが、水道法に目を通して、基準が細やかですごいと感動いたしました。

水道法第一条の理念、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上」は、幸い所管が移管しても改正しておらず、県におかれましても、県民のため、今後も行政として、この使命を全うしていただくことをお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○藤崎委員＝藤崎輝樹です。今朝から、原田委員、そして今、猪村委員と、大変重く大事な県政の課題について、建設的な議論が行われているなというふうに勉強させていただきました。

私のほうからは、一般質問でもさせていただきました図書館について、それと、少子化の一環としての「さが出会いサポートセンター」、この二項目について質問させていただきます。

早速、県立図書館についてであります。

図書館といいますと、皆さん、いろんな思い出があろうかと思います。私も

「県立図書館と私」というテーマで作文を書かせていただいたら、原稿用紙で三十枚はすぐ書けるなと、そんな思いであります。本当に皆さん、それぞれ思い出があろうかというふうに思いますし、一度も県立図書館に行ったことがないという方も当然県民の中にはおられるものというふうに思います。一方で、身近な市町の図書館には頻繁に行かれている方も多くおられるであろうと思うわけであります。

ちなみに、県議会には図書室が設置されています。これは地方自治法で定められた義務として、全国の地方議会には設置されているわけでありますけれども、政策立案や調査に資するためにあるわけでして、私もよく使わせていただいております。

今度の一般質問においても調べたいと思って議会の図書室のほうに行かせていただきました。そして、こういうものを調べたいと言うと、すぐさまそれに関する資料を出していただきました。今回も、まさに手に取りやすい場所に私が求めている資料があって、本当に役に立つ、頼りになる図書室だなというふうに感心をいたしました。

そういう意味では、やはり県立図書館は、県民にとって頼りがいのある――役に立つと言うと、ちょっと上から目線になりますけれども、まさに県民にとって役に立つ、いろんな地域住民の皆さんが抱えている課題、また、地域の諸課題について、多様な、多岐にわたるそういった問題について、どういうふうにすれば解決できるのか。また、その資料について提供していただける、そういう県立図書館であってほしいというふうな思いがあります。

そういった思いを込めて何点か質問させていただきますが、まず初めに、県立図書館における蔵書の数についてであります。

県立図書館の蔵書数は現在どのくらいか。また、毎年どの程度増加しているのかお伺いをいたします。

○高井まなび課長＝県立図書館の蔵書数についてお答えいたします。

令和六年度末時点での蔵書数につきましては、約九十万冊となっております。

次に、増加数についてお答えいたします。

令和六年度は、新たに約一万四千冊の図書を受け入れ、一方で、約一万一千冊の図書の除籍を行いました。差し引き、一年間で約三千冊の図書の増加となっております。今後も毎年、約三千冊程度増加をしていく見込みと考えております。

以上となります。

○藤崎委員＝ありがとうございます。図書の購入に関しては、しっかり予算を確保して、そして、県民のために蔵書をきちっと蓄えていってほしいというふうに思うわけであります。

ちなみに、先ほど私が図書室に行ったときには、本当に必要とする資料が手に届くところにあったわけでありますけれども、図書館といえば当然、開架書庫と閉架書庫とあるわけでありまして、ふだん県民の皆さんがすぐさま利用できる棚にどの程度置いてあって、また書庫、つまり、必要なものを取っていただける、そういった書庫にどのくらいあるのか等について、今分かれば教えていただきたいと思います。

○高井まなび課長＝ただいま開架数についての御質問がございました。お答えいたします。

開架数、こちらは委員がお話しをされましたように、一般の方が本棚から直接手に取っていただける本の冊数でございますけれども、こちらにつきましては現在十一万冊程度ございます。このほか、書庫の冊数につきましては、本館の書庫として五十五万冊、また、大和書庫のほうに二十四万冊ございます。合わせまして、先ほどの蔵書数九十万冊となります。

以上となります。

○藤崎委員＝一般質問では書庫の部分について議論させていただきたいという問題提起をさせていただきました。答弁のほうでは大和町の――私の意図するところは、旧青年の家を当面の間、書庫として活用するということでありましたけれども、その当面の意味が、通常当面と言われると、これは半未来永劫といいますか、要は物理的に使えなくなるまでというふうにも捉えることができますので、そうではなくて、しっかりと責任を持って確保してほしいという思いがあることだけは、この際また伝えさせていただきたいと思います。

次に、利用状況について質問させていただきます。

利用者についてであります。最近の県立図書館の利用者はどのような方が多いのかお伺いをいたします。

○高井まなび課長＝利用状況についてお答えいたします。

利用者についてでございますが、令和六年度の県立図書館への入館者数は約二十六万人となっています。このうち、個人貸出利用者は約五万六千人です。

個人貸出利用者を年代別に見ますと、六十歳以上の方々に多く利用いただいており、全体の三割程度を占めています。

また、土曜日、日曜日を中心に、小さいお子さんと保護者の方が一緒に御来館され、一度に十冊程度借りられるというケースも多く見られます。

以上となります。

○藤崎委員＝六十歳以上という方が多いということと、またあと、お子さんが家族、保護者を伴って利用されていると。これは私は県立図書館としては非常にいい使われ方をしているなというふうに思います。一般的な図書館、本を読む場としては身近な市町の図書館を使っていただくと。そして、県立図書館の役割として、生涯学習であったり、また、今、地域の教育力というものが非常に落ちているとも言われていますから、やはり子供たちに、小さいうちから本に親しむといいますか、そういった場を県が提供することで、それを市町に広げていくという活動は非常に大事だと思いますので、それは非常によいことだなというふうに今思いました。

では、本の貸し出しについてであります。

どのような本が多く貸し出されているのか、この際お伺いをいたします。

○高井まなび課長＝本の貸し出しについてお答えいたします。

本の貸し出しにつきましては、児童書の貸し出しが全体の約五割と最も多くなっています。

児童書の貸し出しが多い理由としましては、平成二十七年度から佐賀県では新刊児童書の全点購入を実施しており、このことについて、子育て情報を提供するフリーペーパーやＳＮＳを通して広く発信してきた効果が出ているものと考えております。こうした県の取組を御覧になった、子供を持つ保護者の方々の図書館利用が伸びているものと捉えております。

また、県立図書館が所蔵する図書を市町立図書館へ相互貸借する取組にも力を入れております。昨年度の県立図書館から市町立図書館への児童書の貸出件数は約二万九千冊でした。平成二十六年度の約七千冊と比較しますと、この数字は約四倍に当たります。これは平成二十七年度から新刊の児童図書全点購入を始めたことに加えまして、令和二年度から新刊児童図書を市町立図書館へ積極的に貸し出していることが関係をしております。

また、一般書について申し上げますと、昨年度の貸出状況では、分類別に申し上げますと、文学が約一六％、社会科学が約七％、歴史関係の本が約四％という割合で貸し出しが多くございました。

中でも、新刊や映画・書評などで話題の本、人気作家シリーズの小説、また、法律関係の専門書などの貸し出しが多くありました。

以上となります。

○藤崎委員＝児童書が多く利用されているというのは当然いいことだと思いま

すけれども、一方で、県の役割ということを考えますと、専門書であったり歴史書、つまり、市町が持っていない本を県民の方が必要としたときに県を頼ると。そして、県のほうから提供していくといった機能をより高めていただいて、より広く知っていただくことが大事だろうというふうに思います。

先々月でしたか、私も実は探していた資料があったものですから、佐賀市立図書館に行きました。なかったので、そこで調べればよかったんでしょうけど、アナログな人間なものですから、そのまま県立図書館に来て探しました。そしたら、ありました。あったけれども、実は年度が古くて、最新のものがなかったんですね。恐らく司書さんに聞けば、間違いなくあるはずだと思います。でも、それは五年か何年かに一度出される本ですので、あるかどうか確認していませんけれども、でも、古いのがありました。私はそのときに正直残念だなと、ちょっと悲しく思いました。県立図書館の静寂、心地よい緊張感がある、あの雰囲気というのは私は大好きなんですけれども、本当に探していた本が県立図書館に、前のはあったけど直近のはないんだと思って、あえて聞かずに私は帰りました。

そういった意味では、司書さん、図書館の職員さん、大変忙しい中で本当に大変だと思います。でも、やっぱりそこはより――それはたまさかですから、それをもって一概には言えませんけれども、どういう本を並べるのか、また書庫にしまうのかというのは、本当に大事なことであろうというふうに思うわけであります。

よく利用されている児童書でありますけれども、やっぱり一つは、今、静寂、緊張感と申し上げましたけれども、一方で、思いやりのある空間が今県立図書館には設置がされてあります。県立図書館「こころざしの森」についてであります。

この現状についてでありますけれども、隣接する佐賀城公園と県立図書館が一体的な空間となって、保護者や子供たちが遊んだり本を読んだりする環境になっておりますけれども、現状についてどのようになっているのかお伺いをいたします。

○高井まなび課長＝県立図書館一階にあります「こころざしの森」の現状についてお答えいたします。

令和六年度の入館者数は約一万八千人でございます。これは図書館全体の入館者数約二十六万人の約七％に当たる数字になります。

「こころざしの森」は、食べ物や飲み物の持ち込みができる部屋となっており、木をふんだんに使った温かみのある部屋で、どなたでも自由にくつろいで本に親しんでいただけるスペースです。

例えば、子供が図書館南側の佐賀城公園で遊ぶ様子を、保護者の方が図書館内の「こころざしの森」でくつろぎながら見守るといったような使い方もされています。また、中高生、大学生や社会人の方にもよく利用いただいているところです。

以上となります。

○藤崎委員＝では、その「こころざしの森」のさらなる利用者を増やす取組についてでありますけれども、利用者を増やす取組はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○高井まなび課長＝利用者を増やす取組についてお答えいたします。

「こころざしの森」の室内には司書が常駐しております。子供向けの絵本や紙芝居、中高生、大学生向けの図書や雑誌の貸し出しをここで行っており、司書が工夫をしながら展示紹介をしているところです。

利用者を増やす取組としましては、季節やイベントに合わせ、月一回程度展示の模様替えをしたり、県内の著名人が薦める本を展示し、地元の新聞やＳＮＳで情報発信を行っているところです。

また、県立図書館司書やボランティアによる「おはなし会」を月二回、第三水曜日と土曜日に開催をしております。

今後とも、どなたでも自由にくつろげるスペースを生かした場所づくりに取り組み、ホームページやＳＮＳなどを通して一層来館を呼びかけていきたいと考えております。

以上となります。

○藤崎委員＝情報発信をぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは、県立図書館の現在の課題と取組について質問をさせていただきます。

現在の課題についてであります。

県立図書館は、現在どのような課題があると認識をしているのかお伺いをいたします。

○高井まなび課長＝県立図書館の現在の課題についてお答えいたします。

県立図書館は、幼少期や学生時代に利用された県民の方々も多く、当時とほぼ変わらない建物の姿を懐かしんだり、愛着を持つ方々も多くいらっしゃると聞いております。

また、令和四年には、近代建築の記録と保存に取り組む国際的な学術組織であるＤＯＣＯＭＯＭＯＪａｐａｎによって「日本におけるモダン・ムーブメント建築」の一つに選定され、建築界において注目される建築物でもあります。このようなことから、県立図書館は大変価値のある建築物と認識をしております。

一方で、築年数は六十二年を超えました。建物の老朽化が課題であると認識をしております。

以上となります。

○藤崎委員＝老朽化の課題はよく分かります。

ちなみに、一般質問でもさせていただいた大和町にある旧青年の家、これも県立図書館と同じ設計士の方に設計をしていただいているということで、同じように大変希少なる建物だというふうに思っております。

課題は本当に多岐にわたっているというふうに私は思うんですね。県立図書館の在り方そのもの、役割についても、これだけ世の中が目まぐるしく動いて、少子・高齢化、そして、ＩＴ、インターネットで、私の子供の頃とは打って変わって、さま変わりしているわけであります。愛着のある県立図書館でありますし、まさに行ったら懐かしい、当時を思い出して、高校生の頃の本当に純粋で誠実だった自分を思い出しながら、懐かしいなと思って行くわけでありますけれども、県立図書館がある、そのゆえんをしっかりいま一度、図書館の司書の方、もちろん高井課長もそうでしょうけれども、関係者の皆さんはそれはよく分かっておられます。一方で、県民の皆さんはどれほど認識しているんだろうと思うんですね。ややもすれば、市町の図書館が大きくなったもののような、何かそういった誤解も――もちろん誤解じゃないかもしれませんが、本来は役割分担があろうと思うんですね。やはり県立図書館がしっかりと市町の機能を高めていく、そういった先導的な、発信的な役割というものを担っているというふうに私は理解をしております。

だから、県立図書館の司書さんの役割、職員さんの役割、いかに研修を重ね、そして、より確保しながら育てていくか、これが私は非常に大事だろうというふうに思うわけであります。その取組を私はしっかり課題を持って取り組んでいただきたいと思うし、また、蔵書も何を取っておくか、毎年増えていくわけですよね。市町においては、必要ないものは、場合によっては廃棄、もちろん無駄にはされていませんけれども、されていくわけであります。県も今いろいろ選書されて、書庫もだんだん足りなくなっている現状にあるし、実際足らないんですよね。足らないから大和町に仮に置いているというような状況ですの

で、足らないというのが現状だと思います。だとすると、デジタル化であったり、いろんなことに取り組んであるだろうと思います。そのための予算も必要でしょうから、いろんな課題があるわけであります。そういった課題を解決するために、私は本当に高井課長さんたちに頑張っていただきたいというふうに思うわけであります。

先ほど課題について答弁をいただきました。では、その課題解決に向けた取組についてであります。

課題解決に向けてどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○高井まなび課長＝課題解決に向けた取組についてお答えいたします。

先ほど私のほうから、現在の課題について建物の老朽化ということをお答えいたしました。このことについて取組をお答えいたしますと、県立図書館では、佐賀県ファシリティマネジメント基本方針に基づきまして、県有財産の総合的かつ長期的な管理を行うため、令和三年度から計画的な改修を進めているところです。これまで屋上屋根防水工事や空調設備改修工事を実施しましたほか、現在は外壁改修工事を行っているところです。また、今後、電気設備改修工事や給排水設備工事などにも着手をする予定です。

建物の老朽化については、引き続き必要な対策を講じていくとともに、利用者のニーズに応じた細やかなサービスの提供に取り組み、県民の皆様が利用しやすい図書館となるよう取り組んでまいります。

また、先ほど委員のほうから御指摘がありましたソフト面での県立図書館の在り方ですとか、今様々な課題がソフト面でも取り上げられているところでございますけれども、これにつきましては後ほど読書環境の充実のところで少し触れさせていただきたいと考えております。

以上となります。

○藤崎委員＝ありがとうございます。しっかりハードについても取り組んでいるということでありました。また、ソフト面についても、当然ふだんからの課題というものを持っておられるわけでありますから、それについても答弁をいただきたいというふうに思います。

それでは、県の読書環境の充実に向けた取組についてであります。

まず、現在の取組状況についてですが、県の読書環境の充実に向けて、現在どのような取組を行っているのかお伺いをいたします。

○高井まなび課長＝県の読書環境の充実に向けた取組についてですが、現在の状況をお答えいたします。

佐賀県では「佐賀県施策方針二〇二三」、「ライフステージに応じたまなびの環境づくり」の中で「誰もが本に親しむ環境づくりの充実」を掲げ、これまで取り組んでまいりました。

例えば、従来から行っております身体の不自由な方への郵送による貸し出しなどに加えまして、令和四年度には、障害のある方をはじめ、高齢者の方、子育て中の方など、どなたでも自然体で心地よく読書ができる専用ルーム「みんなの〓」を開設いたしました。

「みんなの〓」は、大きな活字の本や触る絵本、拡大読書器などを備え、談話や飲食をしながら読書ができる空間となっており、図書館の静かなイメージから、これまで利用をちゅうちょされていた方々も、自然体で読書を楽しめる空間となっております。

なお、同ルームには司書が常駐して、障害などに配慮しながら利用者をサポートさせていただいております。

さらに、盲学校や特別支援学校への「出張おはなし会」を令和四年度から開催しております。昨年、令和六年度は延べ二十回実施をさせていただきました。こうした取組も通しまして、子供たちが本に親しむ機会を増やしているところです。

六月二十六日　文教厚生　藤崎輝樹委員

子供たちの読書推進に関しましては、地域、家庭、学校と連携し、読書への関心を高め、読書習慣の形成を図っており、「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」の一環として、先ほど冒頭でお伝えしました新刊児童図書の全点購入により児童図書の充実に取り組んできたところです。

また、令和六年度からは、本の購入から一定程度たった児童書の中から司書が選んだものを放課後児童クラブや子供食堂などに贈呈し、子供たちが本を手に取る機会を増やしているところでございます。

さらに、今年度新たな取組としまして、中高生に読書への関心を高めてもらう「ＳＡＧＡ本恋（ほんこい）プロジェクト」をスタートしたところです。

この事業では、中高生が自分の好きな本をプレゼンする書評合戦「ビブリオバトル」を全県的に広げるため、八月に県内三カ所での講習会、十月に県内二カ所での予選会、十一月にアバンセでの準決勝・決勝大会を開催いたします。こうした取組を通して、中高生が本を通して自ら学ぶ力を身につける一助となるものと考えております。

なお、決勝大会が行われる十一月九日には、アバンセで「ＳＡＧＡ本恋（ほんこい）フェス」を開催し、こちらでは県内書店の方々にも御協力をいただき、読書関連のイベントを多数開催する予定でおります。お子様から大人まで多くの方々にお越しいただき、読書の楽しみを広げていきたいと考えております。

また、読書環境の充実を進めていくには、地域住民に身近な、先ほど委員のほうからもお話がありました市町立図書館との連携協力も必要不可欠と考えております。

県立図書館では、これまで市町立図書館のシステムとのネットワーク構築にも力を入れてまいりました。相互貸借システムなどの構築により、県内図書館の間で容易に貸し借りができるようになったことで、県立図書館から市町立図書館への貸出件数は増加をしております。

以上となります。

○藤崎委員＝大変頼もしく活動していっていただけているというふうに理解をいたしました。

今答弁いただきましたので、改めて言う必要はありませんけれども、県立図書館の役割としては、やはり中核として県全体の図書館の機能を高めていく。そして、県民の皆さんに本に触れ合う機会を提供し、いろんな地域の諸課題について、図書館がいろんな資料や、または知恵といったものを提供していく、そうやって課題解決に動いていく、そういった機能も期待をされるわけでありますから、県立図書館として頑張っていく、今非常に頑張っておられるというふうに思います。

でも、限られた職員、司書の方でありますから、幅広く、あまり多方面に向かって努力し過ぎると、これはどうしても無理をしなきゃならないというふうになりますので、むしろいかに市町の皆さんと連携して県の底上げといいますか、皆さんのそういった機会をつくっていくか。

それとあと、市町の図書館もそうでありますが、大学の図書館とも連携をしていただいて、県民が、佐賀県では図書の機能が非常に恵まれているといったムード、雰囲気というものをぜひつくっていっていただきたいというふうにお願いをして、最後に、この書庫については、私が質問をした次の日にデジタルの話がありました。確かに紙ベースの本もあるけれども、デジタル化していけばこれまでのように書庫は必要なくなるかもしれませんが、一定程度の書庫というものはやはり必要であろう。自動化された書庫も今あります。非常に効率よく省力化された書庫というものも今ありますので、そういったものも考えていただいて、そして、より利便性の高い図書館になっていただきたいなというふうに思います。

この後の「さが出会いサポートセンター」は次また質問させていただきます

けれども、結びに、大和町の旧青年の家の書庫、これは本当にいつまでもここを書庫として活用するということではなくて、やはり県立図書館の近いところにしっかり設置をしていただいて、そして、大和の旧青年の家は旧青年の家の場所として、県としてまた考えていっていただきたいなということを要望いたしまして、委員長からちょっと一回休憩を入れるような雰囲気がありますので、ここで一問目は終わらせていただきたいと思います。

○古川委員長＝暫時休憩します。十五時四十五分、午後三時四十五分をめどに委員会を再開します。

午後三時十二分　休憩

午後三時四十五分　開議

○古川委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○藤崎委員＝では、二問目の質問をさせていただきます。「さが出会いサポートセンター」についてであります。

これは今、佐賀県に限らず、日本の最大の課題と言ってもよろしいかと思います。先日、富士町の観光の連盟の総会に行ったんですけれども、そこの理事長さんもやはり少子化が一番の心配だということを言ってありました。そういったことで、この間、少子化対策ということで本当に本気で取り組んできたというふうに思っております。

一九八九年、ちょうど私が高校を卒業した年の翌年、「1・57ショック」と言われる数字が市場をにぎわわせました。その後、少子化に対して対策を打たないかんということで、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、そして少子化対策基本法ということで大綱もつくられ、希望出生率一・八というふうな、「新三本の矢」も提案される、こういった形で、国を挙げて少子化に向けて努力してきたという現状があるわけですけれども、そうは言ってもやはりこれはなかなか簡単なことではなくて、着実にそういった環境をつくっていくことが大事だと。誰もが活躍できる社会、そして、本当に今、佐賀県が取り組んでいる、子育てを楽しいと思える、そういった支援を包括的にやっていくこと、「子育てし大県〝さが〟」ということで、今、県が取り組んでいるこの事業をしっかり進めていくことが大事だというふうに認識をしております。

そういう中で、一つの施策として「さが出会いサポートセンター」が今、県の取組として行われているわけですけれども、最近、結婚式になかなか出る機会というのが非常に少ないんですが、以前から結婚式の披露宴に出るたびに思うのは、仲人さんがいないなというふうに思っております。ずっと以前の若い頃の結婚式といいますと、仲人さんがおられて、そして紹介をされてというのが習わしのようにあったんですけれども、最近は本当にそれを見なくなった。ということは一方でいうと、お世話をする人が大分少なくなったのかなと。県の執行部の皆様もそういったお世話をする機会もあったかもしれませんし、また、お世話をされることもあったかもしれません。そういうお世話をするということが、時代の流れの中でなかなか少なくなったということであります。

ということを踏まえて、佐賀県として、民間がやっているそういった場をつくることも、ある意味、県が信頼性も持って、なおかつハードルを下げて行うということで、思い切ってやっておられるわけであります。

この「さが出会いサポートセンター」について質問をさせていただきます。

県では、「子育てし大県〝さが〟」を掲げて、出会いから子育てまで切れ目ない支援を行っていただいております。出会い、結婚支援の一つとして「さが出会いサポートセンター」を設置して、独身男女の一対一のお見合い支援に取り組まれているわけであります。

少子化対策として頑張っていただきたいと思うんですけれども、これは当然押しつけるものではないというのは当たり前のことであります。この難しい時代において結婚の機運を高める、こういった踏み込んだ取組というのはやはり大事なことだというふうにも思います。

そこで、何点か伺います。

「さが出会いサポートセンター」の現状についてでありますけれども、初めに会員数について、センターの会員数はどのように推移をしているのか。また、引き合わせ実施件数、交際成立件数についてもですが、この際、センターでの引き合わせ実施件数、その後の交際成立件数はどのように推移しているのか、この二点についてお伺いをさせていただきます。

○千綿こども未来課長＝「さが出会いサポートセンター」の会員数、それと、引き合わせ実施件数、交際成立件数についてお答えいたします。

会員数の推移につきましては、「さが出会いサポートセンター」を開設した平成二十六年の四百八十一人からスタートし、令和六年度末現在六百十六となっております。途中、センターを大型商業施設に移転した平成二十九年度末に九百八人となりましたが、コロナ禍の影響等によりまして減少し、現在に至っております。

また、センターでの引き合わせ実施件数の推移につきましては、平成二十六年度の三百九件からスタートし、令和六年度は六百九十件となっております。また、交際成立件数については、平成二十六年度の六十三組からスタートし、令和六年度は二百七十八組となりました。累計で引き合わせは七千三百九十三件実施し、そのうち二千五百八十三組の交際が成立いたしました。

特に、令和三年度にオンラインでのパートナー検索ができるようになったことで検索件数が増え、引き合わせ実施件数も増加したところです。

以上でございます。

○藤崎委員＝オンライン等にも取り組んでいただいているというのは大変思い切ってやっていただいているなというふうに思います。

県が、行政がやるということで、リスクヘッジ、安心というものが最たるメリットだと思いますので、そこは本当に注意されながら慎重に、かつ、やれることはしっかり取り組んでいくということでこの間やっていただいたんだろうと思いますけれども、やはりその会員数についてですよね。コロナ前は倍ほど伸びてきたものがコロナ後にまた減ったということで、ここは課題として何とか頑張っていただきたいというふうに思います。会員数を増やすことは、ある意味、自分の価値観であったり、人生を一緒に送るパートナーを選ぶ上では、やはりそれは大事なことじゃないかというふうに思うので、この会員数をいかに伸ばしていくかということは大きな課題であろうというふうに思っております。

そういった形の中で、引き合わせ、そして、交際まで行ったということで非常にいい結果も出ているわけでありますけれども、では、成婚の数であります。センターの取組により、成婚の数はどのように推移してきたのか、この際お伺いをいたします。

○千綿こども未来課長＝成婚数についてお答えします。

成婚数の推移につきましては、平成二十六年度の二組からスタートし、令和六年度は三十組となりました。累計で二百八十六組となっております。年間平均二十組以上が成婚に至っております。

以上でございます。

○藤崎委員＝結果を出していただいていることは非常にいいなというふうに、本当に今思いました。引き続き成婚に向けた取組はまた充実をしていって、頑張っていただきたいというふうに思います。

一方で、以前から言われていますけれども、本人は仕事であったり、趣味であったり、自分の時間というものをどうしても大事にする、また、仕事に追われている中で目下の課題としてなかなか認識しにくいということもあって、気持ちとしては結婚したいという気持ちはあるけれども、今はいいかなと、きょうはいいなと、あしたはいいなというような形で延ばしている方も結構いらっしゃると思うんですね。そういった中で、家族にあっては、本人がそういう希望があるんであれば、ぜひそういう場をつくってあげたいというふうに強く思っていらっしゃる家族の方も多くおられます。

そういった意味で、家族からの相談ということについてはどのような状況かお伺いをいたします。

○千綿こども未来課長＝センターへの家族からの相談の状況についてお答えい

たします。

センターでは、本人だけでなく、家族も含め、会員登録の有無にかかわらず、結婚や引き合わせに関する様々な相談に対応しております。これまでも、自身の子供の結婚を心配した両親が相談に来られたり、本人と一緒に来所し相談されるケースなどがありました。

相談の際には、センターの利用案内はもとより、本人の気持ちを理解し尊重するなど、親としての関わり方などの助言を行い、本人、家族の思いに寄り添い、出会い、結婚への支援ができるようサポートすることとしています。

以上でございます。

○藤崎委員＝そういった切実な思いにぜひ応えていっていただきたいというふうに思います。

そういった中で、これまでの取組についてであります。

センターはこれまでどのようなことに取り組んできたのかお伺いをいたします。

○千綿こども未来課長＝センターのこれまでの取組についてお答えいたします。

「さが出会いサポートセンター」は平成二十六年八月に開設いたしました。利便性なども考慮し、平成二十九年五月に商業施設に移転し、出会い、結婚のサポートを行っているところでございます。

センターのマッチングシステムについては、令和三年度からオンラインでのパートナー検索機能を追加したほか、令和五年度からは恋愛、結婚のコミュニケーション能力を分析し、データを基にＡＩが相性のいい相手を導き出す婚活診断も導入いたしました。異性とのコミュニケーションが苦手な方でも、心理的なハードルが下がり、まず、会ってみるきっかけにつながっていると考えております。

このほか、センターでは会員向けに婚活テクニックやスキル・魅力アップにつながるセミナーの開催、プロカメラマンによるプロフィール写真撮影会の実施なども実施しております。

また、より身近な場所で支援が受けられるよう、月に一回、唐津市、鳥栖市にもサテライト会場を設けて、スタッフが定期的に出会い、結婚のサポートを行っております。

このセンターでの引き合わせに加え、民間企業と連携した取組として、県内の企業等に社内で結婚を希望する人を応援してもらう「出会い結婚応援企業」による機運醸成、結婚を希望する方に出会いの場を提供する「出会い応援隊」による婚活イベントの情報提供などを行っております。

「出会い応援隊」が実施する婚活イベントは、令和六年度には百五回開催され、男女合わせて千七百十八人が参加、計三百三十八組の交際が成立しております。

センターの登録者には、こうした情報もお伝えし、様々な出会いの機会の創出を支援しているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員＝それでは、その課題についてであります。

これまでの取組の中でどのような課題があるというふうに思っておられるのかお伺いをいたします。

○千綿こども未来課長＝センターのこれまでの取組の中での課題についてお答えいたします。

会員数の増減はあるものの、コロナ禍前の状況までは戻っていないこと、特に二十代を中心とする若い世代の登録が伸び悩んでいることが課題と考えております。

以上でございます。

○藤崎委員＝そこは問題意識を共有しているというふうに今思いました。

今後の結婚支援の取組についてお伺いをしたいんですけれども、なかなか本当に難しい事業だと思います。特に行政がやるとなればなおさらのこと、難しい事業に取り組んでいただいているというふうに理解をいたしますけれども、これはＢバイＣで考えるようなことじゃありませんから、当然予算云々ということは申し上げませんが、やはり取り組むからには、どうすれば会員数を増やせるのか、お互い希望がかなうように、どうすれば成婚に結びつくのかといったことをぜひ研究していただき、これは指定管理者でやっておられますから―指定管理者やったですよね。違ったですかね、何やったですかね。（「委託です」と呼ぶ者あり）委託か、ごめんなさい。委託でやっておられますから、なおさら私はしっかりと県が寄り添って情報を共有して、課題に関しても共有して取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、今後の結婚支援の取組についてですが、県は今後、結婚支援にどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○千綿こども未来課長＝県の今後の結婚支援の取組についてお答えいたします。

まず、「さが出会いサポートセンター」につきましては、会員数増が新たな出会いの機会につながることから、その取組が必要と考えております。具体的には、二十代、三十代の利用が多い動画配信サービスやＳＮＳでの広報を強化するなど、入会促進につなげていくこととしております。

また、現在は会員登録に際して、本人確認のためセンターへの来所をお願いしております。今後はウェブ会議システムなどを利用し会員登録していただくなど、利用しやすい環境づくりを検討しているところでございます。

また、より身近なところで相談いただけるよう、各市町とも連携した、その市町に出向いた出張相談会の開催であったり、さらなる出会いの機会の創出に向けて企業間婚活イベントを実施することも予定しております。

また、最近では、マッチングアプリを利用する方も増えていることから、民間企業が運営するマッチングアプリについて安全に利用できるよう、マッチングアプリの安全・安心な利用方法についてのオンラインセミナーを開催予定であります。

このような取組により、センターへの入会者の増や、特に登録が伸び悩む二十代を中心とした若い世代の登録を促進していきたいと考えております。

このほか、結婚についての関心を高め、希望を持っていただけるよう、家族や結婚のよさを伝える動画「さがウェディングストーリー」の配信、結婚や子育てのイメージが湧かず、まだ自分のライフプランを描けていない若年世代の方々向けに、セミナー、体験を通じて、結婚や子育て、働き方など、自分のライフデザインを考える機会の提供について引き続き実施していきます。

結婚に対する考え方は多様化し、価値観も変化する中、県としては、結婚を希望する人々の願いがかない、それぞれが望む人生を送ることができるよう、企業等とも連携しながら、よりよい結婚支援の在り方について引き続き検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員＝何度も申し上げますけれども、本当に難しい事業に取り組んでいただいているというふうに理解をしております。

ただ、この「さが出会いサポートセンター」は、あくまでも県の施策の一つであります。やっぱり包括的な、今、県が取り組んでおられる多岐にわたる施策の一つ一つを大事にしながら着実に前へ進めていく。そして、子育てをするなら佐賀県で、そして、佐賀県で仕事をすれば活躍できる、そういった機運を盛り上げて、そして、佐賀県に定着をさせる。一回県から出た方が佐賀に戻ってくる率を上げていく。

どうしても女性が、県外に出た方はなかなか戻ってこないというふうな統計も以前聞かせていただきました。そういったことを考えますと、やはり県内で働くことがしっかりとキャリアアップにつながっていく、また、子育てもしやすい、そういった土壌、佐賀県の風土というものをつくっていくことが少子化対策につながっていくんだというふうに思っております。

本当にこの「さが出会いサポートセンター」、質問もすぐ終わりましたので、一つ申し上げますが、やっぱり結婚に対する価値観ですね。例えば、子供ながらに、結婚いいなと思えるような、そういう親、大人たちを見ていると自分も結婚したいと思うけれども、正直なかなか大変なことが多いと思うんですね。

私が子供の頃、ノストラダムスというのが一九九九年にありました。自分は子供の頃信じていましたから、ありゃ、自分が三十歳ぐらいになったときはノストラダムスで終わっとかと。でも、それまでに結婚しとっけんが、どうしようかなと本気で考えておりました。で、三十歳過ぎても結婚していなくて、ノストラダムスも何てことなかった、本当に。そういったことを思っておりましたけれども、いざ結婚をして本当に思うのは、やっぱり結婚は修行だなと思うんですね。前から言っていますけれども、私にとっては修行であります。でも、修行でざっとなか、大変なことは正直多いです。ただ、やっぱりいいこと、本当にうれしいときに妻と一緒に喜び合える、おのろけじゃありませんけれども、本当にほっとする安心感、本当に家に帰ったときの安心感というものは、やはり何にも代えがたいものもあるなと私個人は思っております。

そういった意味で、人それぞれ価値観があるから押しつけることはできないけれども、でも、本人が結婚をしたいと思う方、なかなか、今いろんな情報があるけれども、自分を表現するのが苦手な方もたくさんおられるわけでありますから、私なんかもそうでありました。だから、やっぱりサポートしてくれる人というのが本当はいてくれたら非常にありがたい。若いときは、そのサポートをしようという人の声をなかなか聞かないんですよね。いや、自分はまだよかと。でも、そのときに本当に周りが、いやというような一言を添えてあげることが一歩前へ進む勇気につながりますので、県が設置している「さが出会いサポートセンター」に登録をしてくれる、まず周りの方が声をかけて、登録をしてみらんねと。そのために必要なのはやっぱりこの安心感、今、本当にあっちゃいけない、本当に歯がゆい詐欺のようなものもありますから、そういったことにならないように、県の安心感というものでしっかりそこはチェックをしていただいて、そして、「さが出会いサポートセンター」の事業がより発展していくことを祈念して、質問を終わらせていただきます。

○古川委員長＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後四時五分　休憩

午後五時二十三分　開議

○古川委員長　委員会を再開いたします。

暫時休憩します。再開時間につきましては、追って連絡いたします。

午後五時二十四分　休憩

午後五時五十分　開議

○古川委員長＝委員会を再開いたします。

○　附帯決議案提出

○古川委員長＝ただいま、委員長の手元に指山清範委員外三名から乙第四十五号議案「県有財産の取得について」に対する附帯決議（案）が提出されました。これは、皆様のお手元に配付しておりますとおりのものであります。

乙第四十五号議案「県有財産の取得について」に対する附帯決議（案）

今定例会において、大和特別支援学校の児童生徒の増加に伴う教室不足を解消するため、金立特別支援学校に教室棟を整備し児童生徒を受け入れることにより、特別支援教育環境の充実を図ることを目的とした乙第四十五号議案「県有財産の取得について」が提出されている。

今回の金立特別支援学校に教室棟を整備するに当たっては、令和四年六月定例会において可決し、同様の教室棟を取得するに至った中原特別支援学校の例と類似するため、整備方法については中原特別支援学校をベースに検討を進められた。

県では、平成十五年から県内企業を優先する発注・調達を推進し、地元発注・調達率を高めることにより、経済の活性化や雇用の維持を図る「ローカル発注」に取り組んでいることから、中原特別支援学校の教室棟を取得する議案が提出された際に、議会から「県内業者への配慮が欠けている」という指摘があっている。

しかし、今回の発注においても県内の入札参加資格を満たす事業者数を確認されないまま公告するなど前回指摘した内容は十分に引き継がれないまま入札が行われ、結果として中原特別支援学校を整備した同一の県外企業と仮契約を締結するに至っている。こうしたことから、県内企業の活用が十分に検討されていなかったと言わざるを得ない。

金立特別支援学校に児童生徒を受け入れるため教室棟を整備することは十分に理解できるものの、県内企業の参入が困難な状況であることから、乙第四十五号議案「県有財産の取得について」の可決にあたり、教育委員会に対し次の事を強く要請する。

一　入札等により発注先を選定する場合、ローカル発注を念頭に、可能な限り県内企業が参入できるようにすること。

二　入札等を行う際は、入札公告前に県土整備部に助言や協力を仰ぐなど、慎重に対応すること。

三　県民や議会からの指摘に対し、真摯に向き合うとともに、指摘があった内容は確実に引き継ぎ実行すること。

右、決議する。

令和七年六月二十六日

提出者　指　山　清　範　　古　賀　陽　三

古　川　裕　紀　　猪　村　利恵子

佐賀県議会文教厚生常任委員会　委員長　古川　裕紀　様

○　附帯決議案上程

○古川委員長＝直ちに本附帯決議案を議題といたします。

○　提　出　者　説　明

○古川委員長＝この際、本附帯決議案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○指山委員＝乙第四十五号議案「県有財産の取得について」に対する附帯決議案についての提案理由説明を申し上げます。

今定例会において、大和特別支援学校の児童生徒の増加に伴う教室不足を解消するため、金立特別支援学校に教室棟を整備し児童生徒を受け入れることに

より、特別支援教育環境の充実を図ることを目的とした乙第四十五号議案「県有財産の取得について」が提出をされている。

今回の金立特別支援学校に教室棟を整備するに当たっては、令和四年六月定例会において可決し、同様の教室棟を取得するに至った中原特別支援学校の例と類似するため、整備方法については中原特別支援学校をベースに検討を進められた。

県では、平成十五年から県内企業を優先する発注・調達を推進し、地元発注・調達率を高めることにより、経済の活性化や雇用の維持を図る「ローカル発注」に取り組んでいることから、中原特別支援学校の教室棟を取得する議案が提出された際に、議会から「県内業者への配慮が欠けている」という指摘があっている。

しかし、今回の発注においても、県内の入札参加資格を満たす事業者数を確認されないまま公告するなど、前回指摘した内容は十分に引き継がれないまま入札が行われ、結果として、中原特別支援学校を整備した同一の県外企業と仮契約を締結するに至っている。こうしたことから、県内企業の活用が十分に検討されていなかったと言わざるを得ない。

金立特別支援学校に児童生徒を受け入れるため教室棟を整備することは十分に理解できるものの、県内企業の参入が困難な状況であることから、乙第四十五号議案「県有財産の取得について」の可決に当たり、教育委員会に対し、次のことを強く要請する。

一、入札等により発注先を選定する場合、ローカル発注を念頭に、可能な限り県内企業が参入できるようにすること。

二、入札等を行う際は、入札公告前に県土整備部に助言や協力を仰ぐなど、慎重に対応すること。

三、県民や議会からの指摘に対し、真摯に向き合うとともに、指摘があった内容は確実に引き継ぎ、実行すること。

以上、決議する。

以上、読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○古川委員長＝これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長＝質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより乙第四十五号議案「県有財産の取得について」及び本件に対する附帯決議案について一括して討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○古川委員長＝まず、乙第四十五号議案「県有財産の取得について」を採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長＝全員起立と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第四十五号議案「『県有財産の取得について』に対する附帯決議（案）」について採決いたします。

本附帯決議案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長＝起立者多数と認めます。よって、本附帯決議案は可決されました。

次に、ただいま議決された議案を除く他の議案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終

結し直ちに採決に入ります。

甲第三十五号議案中本委員会関係分、乙第三十九号議案、以上二件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長＝全員起立と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、請第一号請願「消費生活相談員の勤務条件、給与など処遇の抜本的見直しを求める請願書」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長＝全員起立と認めます。よって、本請願は採択されました。

お諮りいたします。

ただいま採択されました請第一号請願「消費生活相談員の勤務条件、給与など処遇の抜本的見直しを求める請願書」につきましては知事に送付し、後日、その処理の経過及び結果の報告を求めることを議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長＝御異議ないものと認めます。よって、そのように取り計らいます。

○　継　続　審　査

○古川委員長＝最後に、二月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上の四件についての継続審査を議長に申し出ることといたします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後五時五十八分　閉会

速　記　者　木　村　佐　知　子

六月二十六日　文教厚生　採決

文教厚生常任委員長	古川裕紀
同　副委員長	池田正恭
会議録署名者	古賀陽三
同	原田寿雄
同	藤崎輝樹
同	中本正一
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主査	中島彰子

令和七年六月二十五日（水）

農林水産商工常任委員会会議録

於　第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長	弘川貴紀
副委員長	桃崎祐介
理事	西久保弘克
〃	石倉秀郷
〃	下田寛
委員	藤木卓一郎
〃	宮原真一
〃	定松一生
〃	武藤明美

農林水産商工常任委員会質問者順序

順序 / 月日	六月二十五日（水）	六月二十六日（木）
1	（現地視察）	武藤　明美　223　頁
2		定松　一生　232　頁
3		桃崎　祐介　248　頁
		下田　寛　261　頁

午前十時一分　開会

○弘川委員長＝おはようございます。ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○弘川委員長＝会議録署名者として藤木卓一郎委員、石倉秀郷委員、下田寛委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

次に、六月二十日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、明日二十六日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時二分　散会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

令和七年六月二十六日（木）

農林水産商工常任委員会会議録

於　第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長	弘川貴紀
副委員長	桃崎祐介
理事	西久保弘克
〃	石倉秀郷
〃	下田寛
委員	藤木卓一郎
〃	宮原真一
〃	定松一生
〃	武藤明美

午前十時四分　開議

○弘川委員長＝ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○武藤委員＝おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、一般質問で、今、大きく話題になっております米問題を中心に取り上げました。この委員会では、佐賀県の誇る二つの海、有明海と玄海の問題について、皆様方にお考えなどお聞きしていきたいと思っております。本当に性質の違う、特徴ある二つの海を持っている佐賀県として、私は、この二つの海がもたらす恵みに誇りを持って暮らしておりますし、これからもそうしていきたいというふうに思っているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、有明海の漁業振興についてです。

母なる海として豊かな海と言われていた有明海は、昨今、その状況が大きく変化しております。以前から筑後大堰ができたりもして本当に影響が出てきたという声もお聞きしましたし、一九九七年の諫早湾干拓による潮受け堤防の締め切りが決定的な変化をもたらしたと思います。潮の流れが低下し、海底の底質が悪化し、貧酸素水塊、そして赤潮が頻発するなど、瀕死の海になっていると思います。

基幹産業であるノリ養殖は、今や、令和四年、五年、六年と、もう三年続けて日本一の座を明け渡してしまいました。色落ち被害が県西部から東部への全域に発生しております。

漁船漁業についても、タイラギやアゲマキは休漁が続いております。最近はサルボウまで激減しているとのことで、本当に厳しい状況になっていると思います。

まず、有明海の現状を知るために漁獲量の推移をお示しいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○横尾水産課長＝有明海の漁獲量の推移についてお答えいたします。直近五年間における有明海全体の漁獲量の推移ということでお答えいたします。

農林水産統計によりますと、令和元年に六千七百十八トンだったものが、その後、増減はあるものの、減少傾向で推移し、直近の令和五年には三千九百五十トンと、令和元年と比べ約四〇％の減となっております。

以上でございます。

○武藤委員＝今、全体をお示しいただきましたけれども、中でも二枚貝などの貝類については、どのようになっていますでしょうか。

○横尾水産課長＝貝類の漁獲量の推移について、直近五年間の状況をお答えいたします。

令和元年に二千八トンだったものが急激に減少し、令和三年に五十五トンと最も少なく、直近の令和五年には九十二トンとなっております。これは令和元年と比べると約九五％の減というふうになっております。

以上でございます。

○武藤委員＝今、御答弁いただいたとおりの現状です。

県では、水産資源を回復させるために、二〇〇〇年の有明海異変を受けてつくられた有明海特別措置法に基づく有明海再生事業の活用で、主要な魚介類の放流や漁場環境の改善に取り組んでおられます。タイラギとアサリについては、有明海沿岸四県で連携しているというふうにも聞いております。

タイラギは、貴重な二枚貝ですが、その資源回復に向けてどんな取組をなさってこられたんでしょうか。

○横尾水産課長＝タイラギの資源回復に向けた取組についてお答えいたしま

す。

タイラギについては、十三年連続の休漁となるなど、厳しい資源状況が続いております。タイラギの資源回復を図るためには、親となる母貝、ボガイとは漢字で「母の貝」と書きますけれども、この母貝の集団をつくることや、生息場所である海底の環境を改善することが効果的であります。

そのため県では、国と有明海沿岸四県で連携し、卵を産む母貝の数を増やすため、稚貝の移殖――この稚貝とは子供の貝のことであります。稚貝の移殖や生育場所である海底環境を改善するためのサルボウ殻の散布などを行ってきたところであります。

具体的には、稚貝の移殖に当たっては、豪雨による海水の塩分低下によるへい死を防ぐため、移植用の稚貝を塩分低下の影響を受けにくい熊本県の海域で一時的に飼育した後、佐賀県海域に移殖しています。

また、海底環境の改善については、タイラギ稚貝の着底を促進させるため、細かく砕いたサルボウなどの貝殻を海底に散布しております。

以上でございます。

○武藤委員＝いろいろ努力をしてくださってはいるんですけれども、残念ながら、十三年連続で休漁になっているということですね。これはまた後からお話しさせていただきます。

それでは、アサリも先ほどの資料ではすごく減っていると。令和元年の二トンが令和五年には一トンになっているというふうに資料に示されておりましたけれども、本当に驚くほどの減りようだと思うんですね。

それで、資源回復に向けてどんな取組をなさってこられたんでしょうか。

○横尾水産課長＝アサリの資源回復に向けた取組についてお答えいたします。

アサリについては、有明海全体で厳しい資源状況が続いていることから、国と有明海沿岸四県で連携して資源回復に取り組んでいるところでございます。

具体的には、親となる母貝の集団をつくるため、平成二十七年度から太良町地先、令和六年度から佐賀市地先において、網袋に砂利を入れた採苗器を設置し、その中で卵からふ化したアサリの幼生をナルトビエイなどからの食害を防ぎながら、母貝として大きく育てる取組を行っております。

取組としては、以上でございます。

○武藤委員＝母貝を育てていくという取組をなさっているんですけど、ここに有明海のアサリの漁獲量と浮遊幼生量というのがあるんですけれども、（資料を示す）浮遊幼生というのが、このブルーです。これがいるとアサリが大きくまた育っていくんじゃないかという思いが、どなたもおありなんでしょうけれども、ただ、赤い線がアサリの漁獲量ですが、その数には浮遊幼生がなかなか追いついていかないというのが実態だと思うんですね。一生懸命取り組まれても、なかなか育っていかない。今、そういった苦難に直面していると思うんです。

それで、この特措法に基づいていろんな取組をされています。海底耕うんなども行われてきたでしょう。そして、魚介類に対しての資源を増やしていこうというふうなこともされたと思うんですけど、二〇〇五年ぐらいから特措法に基づくお金が国から来ていると思いますし、そういう事業をするようにということになっているんだと思うんですが、事業費はどれぐらいになっているんでしょうか。

○横尾水産課長＝特措法に係る事業費、予算額についてお答えいたします。

特措法に基づく有明海再生事業としては、平成二十一年からスタートしております。当初は佐賀県に関しての予算は年間一・六億円で、今もその事業は継続していますけれども、一・六億円から増加して平成二十七年から二十九年までは二・三億円、その後、一・八億円から一・九億円で毎年佐賀県に予算が国からの委託事業、補助事業として全額国庫で実施しております。

○武藤委員＝頂いた資料では、有明海の海底耕うんに係る予算額の推移というのも頂いているんですが、今言われた分で言うと、三、四年で一億八千万円ぐらい使ってあるというふうに思うんですね。ところが、二〇〇五年当時からずっと魚介類に対する資源回復の取組だとか、海底耕うんや覆砂の事業とか合わせると、一説によると三百億円は使っているのではないかというふうなことも言われているわけですね。それについて正確な数字というのは、私は今存じませんけれども、皆さんたちがそこのところは仕分けしてつかんでいらっしゃるのかどうなのか。知らないなら知らないで、それはしようがないんですけれども、いろんな分野にわたるでしょうから、水産課だけでもつかんでおられるのでしょうか、お分かりでしょうか。今、聞いているからちょっと分からないとおっしゃることもあるとは思うんですが、どうでしょうか。

○横尾水産課長＝有明海再生事業の国の予算額は、年間十八億円あって、それを四県と国のほうで、それぞれ目的に応じて実施しているというところで、その中で佐賀県に来ている有明海再生事業の予算が、先ほど申しました一・六億円から多くて二・三億円とあったところで、他県の福岡県、熊本県、長崎県にも相応の予算が出ますし、国のほうも諫早湾干拓の維持費といったところに使われているというふうに聞いております。

○武藤委員＝分かりました。四県合わせての額で、そういった維持費も含めての大体三百億円ということで数字が成り立つかなというふうに思います。ありがとうございます。それだけ国としてお金を使っていながら、なかなか本当の再生にはつながっていないということが、今、あらあらの数字をお聞きして、そのことは指摘できるんじゃないかなというふうに思います。何も佐賀県が悪いとか言っているわけではありません。国のやり方そのものが、ちょっと問題ではなかったかなというふうに私は思っているわけです。

次に、今年度、令和七年度から有明海再生加速化対策交付金の事業も行われます。先ほど御答弁いただいたように、二枚貝等の資源回復のために様々な取組を行ってこられましたけれども、漁業者の皆さんは、これだというふうな、よくなっているという実感がつかみ得ないでいると。そして、回復にはまだ至っていないというような現状があるわけです。

この有明海再生加速化対策交付金は、国がいわゆる諫早湾干拓の潮受け堤防の開門はしないということを前提にして、百億円を潮受け堤防開門の代わりに交付金として出すという約束のものから出されている加速化交付金だと思います。ただ、これは令和七年から十年間、つまり令和十七年までで百億円。しかも、有明海四県に分けていくということで、一県二十五億円ぐらいしか来ないわけですね。それが年間二億五千万円ぐらいにしかならないというふうに私は認識しているんですが、県は、この有明海再生加速化対策交付金について、私が言ったような認識と同じように思っていらっしゃるのかどうなのか、そのあたりも御説明いただきたいと思います。

○横尾水産課長＝有明海再生加速化対策交付金について、先ほど委員が述べられたように、四県で十年間で百億円、年間に直すと佐賀県には二・五億円と。もちろん額の大きさというところは、それをいかに上手に活用するかというところにかかっていると思いますので、我々としては、漁協さんが自ら実施するこの事業の意義とかも含めて、連携してやることで、その事業は予算規模は様々あるんでしょうけれども、目的は有明海の再生を加速化させるというところでありますので、一生懸命連携して、それが有効に活用できるよう、やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○武藤委員＝今年度は、どんなことに取り組まれるんでしょうか。

○横尾水産課長＝有明海再生加速化対策交付金の今年度の取組についてお答えいたします。

この事業は、国から有明海漁協に直接交付されるものでありまして、漁協自らが有明海再生のために、これまでの調査や技術開発などの知見を活用して、漁場環境改善や経営改善に取り組む事業となっております。

令和七年度、初年度の取組については、今、有明海漁協さんが現場の意見、現場の意見とは、各支所からの意見等を聞いて具体的な内容について検討されているというふうに聞いております。現段階では、採苗器設置や種苗放流のほか海底耕うんなど、主にサルボウの資源回復に注力した取組を検討しているというふうに聞いています。

先日、六月二十四日、漁協の本所で支所の担当者の方々を集めて意見交換会とか会議を開かれております。県の水産課の担当も参加して、その状況等は聞いてきていて、非常に積極的な、いい会議だったというふうに聞いております。

以上です。

○武藤委員＝今、課長からも御説明いただきましたけれども、県が直接お金を握っているわけではなくて、漁協のほうに回っていって、そして、漁協から各支所の声を聞き、あるいは漁業者の声を聞き、事業を検討していくという流れになっているようです。申請を受けて漁協が決定するという形を取るんだと思うんですね。

その場合、開門しない場合に来る加速化対策事業ですから、そういう理由でもって開門せよという立場を取ってきた漁業者、または裁判等に参加していた人たちにも、要請すれば公正に事業費として認められるんでしょうか、どうなんでしょう。

○横尾水産課長＝今の御質問は、この加速化交付金が開門の手を下ろす代わりに措置されたものであるので、開門を言っていた方々に、こういった予算が行かないんじゃないかということを心配されているということだと思います。

その点に関しては、漁協の組合員の方で一緒に取組を行う者に関しては、当然、この交付金の要件になりますので、そういう方々が参加できないということはないと認識しております。

○武藤委員＝公正な立場でもって漁協もこういった事業に関して対応してもらいたいということをこの議会で申し上げておきますので、皆さん方も何らかの問題が起きないようにしていただきたいし、起こったときには、やっぱりそこは正していただきたいと、そのように思っておりますが、いかがですか

○横尾水産課長＝私も、そのように思いますし、国としても、この事業に関しては有明海再生の加速化を目的としてやっておりますので、今、言われた委員からのお話に関しては、しっかりと考えていきたいと思っております。

以上です。

○武藤委員＝よろしくお願いいたします。

今、加速化対策交付金のことを言っておりますが、本当にこれ、年間二億五千万円で十年間で二十五億円ということで、本当に加速化という言葉が適切なのかどうなのかというふうに思うんですね。十年以上、二十年近くやってきて、特措法の対策でも前進が明らかに見られないという中で、この加速化交付金を足してやっても一向に変わらないというふうになっていくのではないかと心配なんですね。これからの十年間は、従来型にプラスして、この加速化交付金もという事業で進めるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○横尾水産課長＝今後の取組に関して、既存の事業と連携して、どちらの事業も上手に活用しながら、漁協とさらに連携を強めてやっていきたいと考えております。

以上です。

○武藤委員＝次に、今後の取組についてですが、二枚貝を中心とした水産資源を回復させることが、有明海のノリ生産を安定化させることにつながっていくというふうに思っているんですけれども、本来、潮受け堤防の水門を開けるこ

とがされていないということが大問題だと思うんです。私だけでなく、多くの漁業者、学者、そして県民の指摘でもあると思います。せめて二枚貝を回復させ、ノリ生産の安定化につなげていただけたらと考えています。

二枚貝の資源回復に向けて、今後、どのように取り組んでいかれるんでしょうか。

○横尾水産課長＝二枚貝の水産資源の回復に向けて、今後の取組についてお答えいたします。

タイラギやアサリなどの二枚貝は、厳しい資源状況が続いており、これらの資源を回復するためには、今、問題となっております気候変動に伴う漁場環境の変化に対応しながら、国と有明海沿岸四県で連携し、母貝の集団を増やしていくことが重要というふうに考えております。

そのため、これまで有明海再生事業で行ってきた稚貝の放流や移殖、サルボウ殻の散布による漁場環境の改善などに加え、県独自で令和五年から実施しています千五百ヘクタール規模での大規模な海底耕うんも継続して実施し、二枚貝が生息しやすい環境を整えていくこととしております。

国と有明海沿岸四県の連携については、災害リスクの備えとして豪雨に伴う海水の低塩分化により、アサリやタイラギの母貝が大量に減少した場合、他県から母貝を融通できる体制を整えており、本県としても、母貝集団を減らさないよう、しっかりと役割を果たしていくこととしております。

さらに、今年度から国の有明海再生加速化対策交付金を活用して有明海漁協が実施する有明海再生に向けた取組については、先ほども述べましたように、より効果が発現できるよう、しっかりと連携して取り組んでいきます。

今後とも、漁協や漁業者の皆様をはじめ、国や有明海沿岸四県で連携を強め、現場の実情に寄り添った取組を進めることで、有明海の漁業振興にしっかりと取り組んでいきます。

以上です。

○武藤委員＝今、決意も示されたんですけれども、佐賀県の中の有明海再生を象徴するような二枚貝というと、やはりタイラギだと思うんですね。このタイラギが、このところ、ずっと漁ができていないということで、加速化対策事業のメニューに挙がっていませんよね。先ほど、課長にしっかりと御説明いただいたんですけれども、メニューに挙がっていないということは、これまでずっと漁がやまっていたということもあるんだろうというふうに思うんですね。従来対策でも成果が上がっていないから加速化対策にも載らなかったのではないかなというふうに私は思っているわけです。

そこで、ちょっとお示ししたいのは、これ、少し小さくてごめんなさい、パネルを作る時間がなかったので。これは有明海のタイラギの状況です。（資料を示す）これは水産振興センターから頂いた資料ですが、平成十四年に短期開門調査というのが行われました。この短期開門調査は、二十日間ぐらいの開門だったんですけれども、締め切られたのは平成九年から十年にかけてだったと思うんです、工事をされていて締まった。そして、その後、数年間、もう全くゼロでした。ところが、平成十四年の短期開門調査の後、黒い丸が幾つも、何年間も現れているということは、開門調査をしたからタイラギの卵も産まれ、そして生息して、成長して、漁につながっていったというふうに思うんです。ここに幾つも黒丸がついているのを見ると、心強い気がするんですけれども、本当に開門してほしいという思いが漁をなさっている皆さんたちから起こるのは当然のことなんですね。

皆さん方も、漁業者のお声も直に聞いていただいて加速化対策の事業はするとしても、やはり現場の声をしっかり聞いて、何が一番いいのかということもぜひ考えていただけたらなと思うんですが、じかに漁業者の方たちの声をお聞きいただけるでしょうか。

○**横尾水産課長**＝現場の声を聞くということでございますけれども、農林水産部長から、常に現場に行って現場の声を聞いてきなさいというふうに言われていますし、我々としても、それを常に実行して現場に足を運んで、私も自ら漁業者の方の声を聞くということはやっておりますので、これは継続してやっていきたいと思っています。

以上です。

○**武藤委員**＝私も、有明海再生については、漁業者の皆さんとともに、本当に再生を勝ち取っていきたいなという思いでおりますので、今日だけの質問には終わらないと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

次に、玄海の漁業振興についての質問に移ります。

同じ佐賀県でも、唐津、そして呼子の鮮魚は、他県から遊びに来た人から「本当においしい」と、とても喜ばれております。先日も、団体ツアーのお客さんがイカの活き造りを食べて、とても喜んでおられました。玄海地区は、リアス式海岸が続き、砂浜も点在し、対馬暖流の影響を受ける外洋性海域や、唐津湾、仮屋湾など内湾性の漁場など多様な漁場があって、漁業そのものも、釣りだけではなくて定置網や海士漁など多種多様な漁の方法で、種類も多い新鮮な水産物として有名になっております。ところが、最近では、燃油高騰に伴うコストも上昇するなど、漁家も本当に苦しい状況です。加えて、魚やイカ類も減っているというふうに心配する声もあります。

そこで、玄海地区の海面漁業の全体生産量の推移についてお示しいただきたいと思います。

○**横尾水産課長**＝玄海地区の全体の漁獲量の推移について、直近五年間でお答えさせていただきます。

令和元年から令和五年までの直近五年間の推移を佐賀県農林水産統計で見ますと、令和元年に三千六トンであったものが徐々に減少し、令和五年には令和元年に比べて約二二％減少の二千三百三十六トンとなっております。

以上です。

○**武藤委員**＝本当に減っていると思います。スルメイカとか、ウニ、ナマコなどはどうでしょうか。

○**横尾水産課長**＝スルメイカに関しては、農林水産統計の項目ではイカ・タコ類となっております。イカ・タコ類の漁獲量の推移については、令和元年が四百八十九トン、そこからほぼ横ばいで推移し、直近の令和五年は四百四十六トンとなっております。

それから、ウニ類に関しては、統計の項目としては、その他になっております。その他の推移に関しては、令和元年が百三十九トンで徐々に減少傾向にあって、直近の令和五年は六十九トンとなっております。

以上です。

○**武藤委員**＝今お聞きしたスルメイカとかウニとか、そういったものは本当に唐津で味わうのが一番おいしいと、どなたもそうお感じになっていらっしゃると思うんですけど、そういった水産資源が減っているということは、とても残念なことだと思うんです。

どういう理由によるものだとお考えでしょうか。

○**横尾水産課長**＝漁獲量の減少要因についてお答えいたします。

漁獲量の減少については、様々な要因があると考えられます。近年におきますと、特に地球温暖化などの気象変動に伴う漁場環境の変化が主な要因というふうに考えております。例えば、これまで見られていなかった南方系のウニの仲間であるガンガゼが増加し、魚介類の産卵や生育場所となっている藻場を食い荒らし、磯焼けが進んでいます。こういった要因とともに、魚類、イワシ類等、イカもそうですけれども、大きく回遊するような生物に関しては、黒潮や対馬暖流といった海流の変化などにより、多くとれる場所、漁場が変化してい

る。遠くなっていて、とりに行きにくい、そういったことが要因として可能性があるというところでございます。

以上です。

○武藤委員＝藻場の磯焼けなども、今、課長からお示しいただきました。私は、これまで玄海の豊かな海を守るために海砂採取をやめるよう、極力減らすよう求めてきたんです。建設現場に必要なものとしてとり続けてこられているんですけれども、海砂を採取されると魚類が卵を産む藻場に砂ぼこりがついて産卵できなくなるという指摘もあります。

この委員会では、海砂の担当である河川砂防課がおられませんので、河川砂防課からいただいた資料を皆さんにお示ししたいと思います。玄海地区の海砂採取の実績ですが、（資料を示す）令和二年は八十六万三千二百九十六トン、そして、令和三年に八十五万二千三十四トン、令和六年は七十九万五千七十九トンというふうに少しずつ減らしてこられてはいるんです。でも、私が最初にこれを取り上げたときは、ずっと百万トンとっているという状態が続いていて、そのことを指摘し続けて、ようやく減らすようにはなってこられているんですね。

この海砂の問題でいえば、産業政策課にお聞きすることになると思うんですけど、この業者は、唐津湾海区砂採取協同組合というふうに名乗っておられるようなんですけれども、協同組合としての届け出、手続をしているというふうに思います。

いつから届けがされていたのか、つまり、設立時ですよね、協同組合としての要件がどのように満たされているのかお示しいただきたいと思います。また、現在の組合員数の状況はどのようになっているかもお示しください。

○横町産業政策課長＝唐津湾海区砂採取協同組合の設立時期、組合員数などについてお答えいたします。

県では、中小企業等協同組合法に基づきまして、唐津湾海区砂採取協同組合の設立の認可をしております。当組合からは、昭和四十四年十二月八日に設立の認可申請がございまして、同年十二月十三日に認可を行っております。その後、同年十二月二十日に設立の登記がなされております。設立の認可の手続でございますが、県といたしましては、定款あるいは事業計画の内容を審査し、事業を行うために必要な経営的基礎、こういったものについて審査を行い、認可をしているところでございます。

また、設立時の組合員数は、五事業者でございます。今年、令和七年三月に提出されました決算関係書類によりますと、令和六年十二月三十一日時点での組合員数も五事業者となっております。

以上でございます。

○武藤委員＝最近の五事業者というのは、設立時の五事業者なのか。また、その内容について分からないのか、そのあたりをお示しいただけたらと思うんですが。

○横町産業政策課長＝設立時の五事業者につきましては、申請書類に五事業者の法人名、代表者名等が記載されております。ただ、現在、報告を求めております決算関係書類には、この組合員数の数が五という形でしか載っておりませんので、現在、どの構成メンバー、組合員がいらっしゃるのかというのは、把握はしていないところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝分かりました。この業者は、採取に係る採取料を県に納めているようなんですね。大体一億四千万円ぐらい納めているというふうに聞いております。そして、海砂を採取するためには、採取補償料として漁協にも協力金が支払われているようです。佐賀玄海漁協と、それから屋形石漁協、小川島漁協、外津漁協、仮屋漁協、大浦浜漁協、こういった漁協がありますけれども、生産

者支援課にお聞きします。決算書にもこういったことが報告されていると思いますが、それぞれ幾ら受け取っておられるのか、つかんでいらっしゃいますか。

○鶴澤生産者支援課長＝海砂採取に係る協力金についてお答えします。

玄海地区の六漁協が唐津湾海区砂採取協同組合から受領している協力金は、令和五年度における実績で、佐賀玄海漁業協同組合が九千五百九十一万千九百円、屋形石漁業協同組合が四百五十万円、小川島漁業協同組合が千九百八十四万七千七百円、外津漁業協同組合が百五十万円、仮屋漁業協同組合が百五十万円、大浦浜漁業協同組合が百五十万円となっております。

以上です。

○武藤委員＝ありがとうございます。それで、これを合計すると一億二千四百七十五万九千六百円になるわけです。この業者は、県内の漁協に協力金を払うだけでなくって、福岡県内の漁協にも年間二千四百万円払っているということです。合わせると、今示していただいた令和五年度で一億四千八百七十五万九千六百円というふうになるわけです。

今、漁協の組合員のほうから疑念の声が寄せれております。そして、いろいろと声を出して情報交換などもされているようです。これが支払っている砂組合のほうの採取補償料というのは、令和五年で一億八千三十七万六千九百二十五円になっています。これもこの組合の決算書で明らかになっているわけですが、その差額がなんと、先ほど私は数字で示しましたけれども、三千百六十一万七千三百二十五円あるわけで、一体この三千百六十一万円がどこに行ったのかが分からないということで、少なくともこの五、六年、令和五年のように不明金として毎年三千万円あるというふうなことが指摘されています。これ、漁協の組合員さんから、何か不正があるのではないか心配だという声も起こっているようですので、どちらがどうなのかは分かりませんけれども、担当は産業政策課になるのかなというふうに思うんですけれども、ぜひこれ、解明していただく努力をしていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか、御見解は。

○横町産業政策課長＝委員おっしゃるとおり、決算書を見ますと、採取補償料が一億八千万円程度となっておりまして、先ほどの三千万円程度については、内部でどういった形で把握できるのかというのを少し検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○武藤委員＝検討していくということで、差額金が三千万円ぐらいあるということも分かっているというふうなことでおっしゃっていただいたので、ぜひぜひそちらのほうで何らかの対応をお願いしたいと思います。

いくら漁協が採取料をもらっていたとしても、海の中の環境が悪化して藻場も悪くなり、おいしい魚介類がどんどん少なくなっていくというのでは困るわけです。唐津の魚介のおいしさは、県民にとって本当に誇りです。採取料ありきではなく、河川砂防課との関係もあるかもしれませんが、漁業を第一に考えていただくように問題提起としておきたいと思います。くれぐれも採取料ありきになってはならないということも言い添えておきたいと思います。

漁業経営の改善に向けた取組について、次にお尋ねしたいと思います。

冒頭述べたように、漁獲量の減少や燃油価格の高騰など、漁業を取り巻く環境は厳しいということが分かっておりますし、県は、漁業経営の改善を図るためにいろいろ取組もされていらっしゃると思います。

水産資源の回復に向けては、これまでどんな取組を行ってこられたんでしょうか。

○横尾水産課長＝水産資源の回復に向けた取組についてお答えいたします。

県では、これまで主要な魚介類の種苗放流や漁場環境の整備などを実施しております。このうち、種苗放流については、ヒラメやクエに加えて、近年では単価が高く藻場の減少などにより漁獲量が減少しているアカウニなども新たに

実施しておるところでございます。

漁場環境の整備については、水深五十メートル程度の沖合漁場では、魚介類資源の維持回復を目的として、コンクリート製のブロックなどの増殖礁を海底に設置し、魚介類の餌となる生物を増やす取組を行っております。

また、おおむね水深十メートルよりも浅い沿岸漁場においては、藻場の保全を目的として藻場の減少要因となっているガンガゼ等の駆除に重点的に取り組んでおります。

以上でございます。

○武藤委員＝よろしくお願いします。

また、今、スマート化というようなことも言われておりますが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○横尾水産課長＝漁業のスマート化に向けた取組についてお答えいたします。

燃油や資材価格の高騰に伴う操業コストが増加していることから、県では、操業の効率化を目的とした漁業のスマート化の取組を進めております。

具体的には、イカ釣り漁業では、水温や潮の流れなどの予測情報を漁業者の方々に提供し、出漁の判断や漁場の選定の手助けをする海況予測システムを開発しました。

また、定置網漁業については、海底に設置する網の張り方や、網周辺の潮の流れや海底の起伏などのデータを基に、漁獲効率が上がるような網の形状や漁場の選定なども検討しております。

その結果、イカ釣り漁業でこの海況予測システムを使用している漁業者の方々からは、「釣れる時間帯の目安になり、操業時間と燃料費の削減につながる」や、「しけが続き操業場所の選定に必要な情報がない場合に役に立つ」などの声が聞かれております。

以上でございます。

六月二十六日　農林水産商工　武藤明美委員

○武藤委員＝ありがとうございます。これからどうしたら玄海の漁業振興が図れるのかお聞きしたいと思います。

県民はもちろんのこと、観光客に喜んでもらうためにも新たな取組が必要だと思います。先ほど指摘した海砂の問題、節度ある対応をよろしくお願いいたします。それもしていかなければなりません。同時に気候変動に対して新たな取組も必要ですが、どんなことをお考えでしょうか。

○横尾水産課長＝今後の取組についてお答えいたします。

玄海の漁業振興のためには、これまで取り組んできた水産資源の回復やスマート化による漁業の効率化に加え、近年の気候変動に対応した新たな取組を推進していくことが重要というふうに認識をしております。

今年度から新たに、気候変動に対応しながら収益性の高い漁業経営を目指す実証的な取組を地元の漁業者の方々と連携して開始しております。例えば、イカ釣り漁業においては、気候変動による高水温などの影響により、ケンサキイカがとれる漁場が従来よりも遠くなり、漁獲して港に戻るまでの鮮度維持が難しくなったり、昔と比べてとれる時期が短くなっているなどの新たな課題が発生しております。

このことから、船の生けす内の温度を一定に保ち、とれたイカを生きたまま持ち帰るための鮮度保持技術の開発や、イカがとれない時期にイカ以外の漁業、魚種を漁獲する、いわゆる複合経営について検証しているところでございます。

玄海地区の漁業者の方々が、意欲と希望を持って漁業に従事でき、次の世代に自信を持ってつないでいけるよう、漁業者の方々や漁協、市町などの関係者と一体となって玄海の漁業振興にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○武藤委員＝大変なことが多いと思いますけれども、ぜひぜひ頑張っていただいて、唐津の海をさらに誇りとして多くの方に喜んでいただけるように取り組

んでいただけたらとお願いしておきます。

最後に、私、玄海の漁業者の方から来たお手紙を少しだけ読み上げたいと思います。先ほどの海砂のお金の問題です。情報開示がされていなくって、組合員の中でも不信感が広がっているということなんですね。つきましては、佐賀県監督当局、つまり産業政策課というふうに思いますし、生産者支援課も含まれているというふうに思うんですけれども、佐賀玄海漁業協同組合に対し、受取口座の全容及び資金の流れを開示するよう、御指導いただきたいということと、それから、砂採取組合の問題についても明らかにしていただきたいというふうなことが書いてあります。本件に関し、組合員有志一同は適正な監査と説明責任の履行を求める立場であり、県当局の迅速な対応をお願いいたします。佐賀玄海漁業協同組合有志一同、ということでお手紙が来ておりますので、そのことも今後、頭に入れて御指導をよろしくお願いしておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○定松委員＝それでは、定松一生が委員会の質問をさせていただきます。今回は、一般質問もいたしましたので、なるべくかぶらないようにということで四問を提示させていただきました。

まず、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金についての質問でございます。

今、県内の雇用情勢は、直近の四月の有効求人倍率一・二八、四十六カ月連続で一・二倍を超えるという高い水準で推移しておりますが、県内企業においては、人材確保が課題となっているという表れであると思います。このことは、全国的な少子化でもありますけれども、佐賀県としては若い人材が県外へ逃げている表れでもあります。県内の企業がしっかりと若い世代をキャッチして県内で働いていただくということが課題かなというふうに思います。

また、折からの原材料、エネルギー価格の高騰など、中小企業・小規模事業者が多く占める県内においては、大変厳しい経営状況となっております。本県産業の発展、成長のためには、県内企業の生産性、付加価値の向上を図って賃金上昇の原資を確保させ、賃上げをしやすい環境づくりが重要と思います。

そのような中で、県は、令和五年十月から「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」を立ち上げて、令和七年二月からは「ＮＥＸＴ賃金ＵＰプロジェクト」として、企業の生産性や付加価値の向上に取り組まれているというふうに聞いております。

先日、本プロジェクトの一環として実施された第四弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金につきましては、多数の応募があり、事業者のニーズが高い補助金を準備していただいたことを高く評価する一方で、不採択となった申請者も多かったことから、今後もこのような事業を継続してほしいというふうに考えております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

この補助金については、ニーズが高いものの、補助金の目的や概要についてどのようになっているのか、この補助金の概要の説明をお願いいたします。

○野﨑産業人材課長＝佐賀県中小企業生産性向上支援補助金の目的及び概要についてお答えいたします。

まず、本補助金の目的でございますが、原材料やエネルギー価格の高騰や人材不足など、県内中小企業が厳しい経営環境に置かれている状況の中、物価の上昇を上回る持続的な賃上げに向けて、その原資を生み出すために企業の生産性向上に向けた取組を支援するものでございます。

次に、本補助金の概要でございますが、事業場内最低賃金を五％以上引き上げることを要件といたしまして、企業が実施する生産性向上の取組に対して、補助率三分の二、中小企業の補助上限額を二百万円、また、賃金を一〇％以上引き上げた中小企業につきましては、上限額を四百万円として支援するものでございます。

今回の補助金で対象となる具体的な取組事例といたしましては、業務効率化を目的とした生産管理システムの導入ですとか、売り上げ向上を目的としたＥＣサイトの制作などがございます。

なお、本事業に要する予算ですが、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しているものでございます。

以上でございます。

○定松委員＝佐賀県の中小企業生産性向上支援補助金の採択状況についてお伺いいたしますが、先ほど申された概要につきましては、五％以上賃金をアップした企業には三分の二、しかも二百万円を支援する。そして、一〇％以上の賃金を引き上げた中小企業につきましては、四百万円を上限として支援する。実に、企業側からするとおいしい事業なんですね。これはぜひとも参加したいというのが経営陣の心境かと思うんですよ。私さえ、そう思ってしまいます。

この採択状況について、今年度の実績というのはどのようになっているんでしょうか。

○野﨑産業人材課長＝本補助金の採択状況についてお答えいたします。

本補助金には多数の応募がございまして、合計で三百十六件の応募をいただいたところでございます。審査の結果、そのうち百三十四件を採択いたしまして、予算額二億七百六十万七千円に対して二億七百三十八万九千円の交付決定を行ったところでございます。

これだけ多くの応募をいただいたということは、本補助金が企業にとって必要とされるタイミングで、なおかつ企業のニーズにマッチしたものであったと、そういうふうに評価をしておりますが、一方で予算の制約もございまして、不採択が百八十二件、申請額の総額が約二億四千万円となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員＝先ほど述べましたように、おいしい事業でありますから、しかも、国が一〇〇ということであります。不採択となった事業者、これは実に百八十二件、そして要望額としては二億四千万円というのが上がってきた。エントリーしたんだけれども、不採択となった。実に残念な気がするんですね。

その方々に対するフォローが必要と考えておりますが、県として、今後どのような支援を行っていかれるのかお伺いいたします。

○野﨑産業人材課長＝今回、採択されなかった事業者へのフォローについてお答えいたします。

この不採択となった事業者に対しましては、「佐賀型賃金ＵＰ支援チーム」の活動を周知いたしまして、国の補助金ですとか、あるいは県のほかの補助金の活用、また、収益力向上に向けた取組についての相談を促していきたいと考えております。

この「佐賀型賃金ＵＰ支援チーム」というのは、県が実施する「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」の一環といたしまして、中小企業診断士などの専門家が企業を訪問し、業務改善に向けたアドバイスなど支援を行っているものでございます。こちら、補助金についても、活用方法から申請書の書き方まで企業に寄り添った対応をしていただいているところでございます。

また、現在、県では、国が実施しております業務改善助成金への上乗せ補助の募集も開始しておりまして、まずは、国の業務改善助成金の活用が図られるように、しっかりと周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝フォローはぜひとも必要で、この支援事業の告知が原因となってというか、そうであるならば、うちの会社も賃金を上げるというふうな決断をした事業者が多いと思うんですよね。結果的に採択されなかったというのは、実に残念な結果であります。

そして、今、申されましたこの決定額というのが二億七百万円程度、そして、この予算額というのは二億一千三百万円、その差は六百五十万円あります。そして、チャレンジ支援事業も、これは五十六万円程度の未使用事業といいますか、未達しているという状況であると思います。せっかくの予算枠がありながら、しっかりと使っていないということも、それに到達するまで指導ができなかったのかなというふうな思いがするわけであります。

そして、今回の勉強会資料の十七ページに示されておりますが、「物流二〇二四年問題対策事業費」とか「工業用ＬＰガス料金高騰緊急対策事業」、これらはまだ提出期限が来ておりませんでしたので、交付決定額になってないんですね。それらの後発事業についても、しっかりと企業に寄り添って、そして、できるだけ多くの県内企業の方が喜んでもらえるような対策を取っていただきたいと思うのであります。

そのことを申し添えて、今後のこのような事業の見通しにつきましてもお伺いをさせていただきたいと思います。

○野﨑産業人材課長＝今後の事業実施の見通しについてお答えいたします。

今後も、原材料費、エネルギーコストの高騰が見込まれる中で、それでも持続的な賃金の引き上げは必要であると考えております。企業にとっては、一時的には痛みを伴う場面もあると考えておりまして、その対策が重要でございます。

本事業につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した事業でございます。今後も国の施策をしっかりと注視いたしまして、交付金が確保できれば積極的に予算化を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝これ、ちょっと踏み込んで質問させていただきますが、先発で漏れた方々、後発で何か出される事業があれば、その方々には優先的な対応というのはできるんですか。

○野﨑産業人材課長＝今回漏れた方々に対して今後実施する事業で優先的な採択ができるかというお尋ねでございました。

事業の詳細といいますか、要件あるいは条件につきましては、いずれにしましても、今後、交付金が確保できて、この事業が実施できる際にしっかりと検討してまいりたいと思います。その際にはこれまで実施してきた事業の状況ですとか、今回、不採択が多かったという事情もしっかりと勘案した上で、どういった対応ができるかというのは、しっかり検討していきたいと思います。

以上です。

○定松委員＝なぜ踏み込んで言うかというと、実質、不採択になった事業者の方は、料理でいうと臭いだけ嗅いで料理を引っ込めたということと一緒なんですよ。そのくらい悔しい思いをしている方もいらっしゃいます。ですから、賃金を上げたその期間とか、いろんな確約があると思うんですが、そういったことも含めて、前回漏れた方々にはきちっと説明をして、ここが駄目だったからとか、そういったところを改善しながら次の事業にのせてやるというのも寄り添った形だと思うんだけど、その点についてどう思われますか。

○野﨑産業人材課長＝こちらも今回採択されなかった事業者へのフォローの一環ということで、どのように寄り添っていくかというお尋ねだったかと思います。

先ほど少し御説明させていただきましたとおり、我々、「佐賀型賃金ＵＰ支援チーム」というものを委託をしておりまして、中小企業診断士の専門家の方々が中心となって、その補助金の使い方ですとか、申請書の書き方をしっかりと寄り添った形で支援をさせていただいているところでございます。こちら、この支援チームの存在を今回不採択になった事業者の方々にも改めてお知らせを

いたしまして、どういった点が改善できるのかとか、どういった補助金がさらに活用できるのかといったところを改めてフォローしていきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝そこの答えが欲しかったわけであります。県内事業者も今まで苦境に立たされながらしっかり頑張ってきていると思うんですが、そういったフォローを伴走的にしていただいて、不採択の方々については、事業を変えてでもと言われましたので、佐賀県が打ち出す支援事業に乗り換えてということになりましょうけれども、それだけ取り組んだんだから、その結果が出るような対策をしっかり取っていただきたいというふうに思いました。

次に、問二の産業技術学院の項目に入らせていただきます。

平成八年に設立されました産業技術学院は、県立の職業能力開発校として、毎年、多くの修了生を輩出しております。その多くは県内企業に就職し、即戦力となる技術者として活躍しておられます。

私自身、視察等で度々、産業技術学院を訪問しております。学院生の皆さんからは、廊下ですれ違ったら大きな声で挨拶をしていただきますし、すがすがしい気持ちになるわけですね、頑張っているなという感じがいたします。

院内には、学生が制作した展示物、技術力の高さを感じられるような作品があります。そして、いろんな分野で先端技術の製作機械といいましょうか、そういった設備も充実しているなというふうに思うわけであります。

また、産業技術学院祭などもあって、父兄さんや兄弟、子供たちも一緒に見に来て、いろんな展示物、そして、特に板金工作とか木工工作といったものまで親しみやすいような環境がつくられております。私は、カブトムシのブローチを自分でプレスして作って、それを持ち帰りました。そういったものがありました。

また、近年では、女子生徒の研修生の数も多くなっているなという感じがいたします。木工やデザイン、そういった部門で女性の活躍が増えているんだなというふうな気がいたします。車の整備においても、最近のニーズに合った研修内容であるというふうに感じたところであります。

私の友人、同じ白石町に住んでいますが、そこの息子さんも産業技術学院で数年前に学んでおります。私の友人は建築業、大工さんで、私と同年代です。そして、息子さんが高校を卒業して、そのときにはまだまだ頑張るぞというふうなことで、息子さんは名古屋の自動車関連の会社に就職しております。いずれは自分はおやじの跡を継ぐというふうな意思もあったようでございます。

そういったこともあって実家の建設業を継ぐために数年前に産業技術学院の情報を基に入校いたしました。おやじから習うより、よっぽど頭に入ると思うんですよね。そして学院内で学んだこと、そしてあそこは通学ですから五時、六時に帰ってくるんです。おやじも現場から帰ってくる。帰ってからいろんな話をして、現場小屋でいろんな工作機械で習得するんですね。実に、めきめきと技術力を伸ばして優秀な成績でここを卒業、そして卒業後に家業である建築業を、今、立派に弟子離れをして、弟子離れというか、以前の弟子離れの方々よりも高い技術力を持って家業を継いでいるということであります。

現在、様々な業界で人材不足が叫ばれている中において、県内業界における産業技術学院の果たす役割は大きいと考えております。また、技術革新は日進月歩、県内の企業が求める技術も変化していることから、絶えず変化と挑戦を続ける必要があると思います。

まず、そういった状況の中で産業技術学院の役割等について改めて質問をさせていただきます。

産業技術学院にどのような役割を期待して設立されたのか、そして、今運用されているのかお伺いいたします。

六月二十六日　農林水産商工　定松一生委員

○野﨑産業人材課長＝産業技術学院の役割についてお答えいたします。

産業技術学院は、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校として設立されたものでございます。大きく三つの役割がございまして、一つは、技術者として就職を希望する者に対し、必要な知識や技術、技能を習得させ、産業の担い手を育成すること。二つ目は、離転職者に対して職業能力開発に資する多様なカリキュラムを準備し、再就職支援を推進すること。三つ目といたしまして、在職者に対して企業自らでは実施が難しい技能向上訓練等を実施することでございます。

産業技術学院は、時代のニーズに合わせて様々な訓練内容の見直しを行いつつも、一貫して職業能力開発の拠点として、そして、県のものづくり人材育成の拠点として即戦力となる技術者を県内企業に輩出するという大切な役割を担う施設であると認識しております。

以上でございます。

○定松委員＝それでは、それらを踏まえてどのような訓練が実施されているのか、幾つか御紹介ください。

○野﨑産業人材課長＝産業技術学院で行われている訓練についてお答えいたします。

産業技術学院では、大きく分けて三つの訓練を実施しております。一つが、即戦力となる高い技術を備えた若手技能者を育成するために学院内で二年間の教育を行う施設内訓練。二つ目が、企業で働く方々の技能、技術のさらなる向上を目的とした実践的な訓練である在職者訓練、三つ目が、民間の教育機関等に委託し、離職者の再就職を支援するための職業訓練である委託訓練、この三つでございます。

このうち施設内訓練につきましては、建築技術・設計科、機械システム科、自動車工学科、電気システム科、木工芸デザイン科の五つの専攻科から構成されております。

建築技術・設計科では、建築を一から学び、設計技術者・現場監督・建築大工を目指す訓練。機械システム科では、ものづくりの仕組みを学び、小さな部品からロボットまでを作れる技術者を目指す訓練。自動車工学科では、点検や故障の診断ができ、お客様に満足いただけるような対応ができる自動車整備士を目指す訓練。電気システム科では、電気設備の設計・施工・保守を学び、現場で活躍する人材を目指す訓練。木工芸デザイン科では、木工に関する技術と知識を身につけ、県内各地の家具メーカーでデザイナーなどとして活躍する人材を目指す訓練をそれぞれ実施しております。

企業側からは、「学院は業界の将来を見据えて今後の人材育成について考えていただいている」といった声や、「就職をした修了生について技術的に大変満足している」という評価をいただいております。また、修了生からも、「在学中に資格取得で学んだことが大いに役立っている」という声ですとか、あるいは「社会人としての振る舞い方や心がけも学び、専門以外で学んだことも役に立っている」と、そういった評価をいただいております。

産業技術学院で実施する訓練では、基本となる技術を重視する一方で、企業ニーズの調査やヒアリングを行いまして、必要な知識や技術を常にアップデートしております。例えば自動車工学科では、電気自動車ですとかハイブリット車、衝突安全システムやカメラ、レーダー、自動ブレーキに係る知識や技術を訓練しております。機械システム科では、品質管理現場の省力化、省人化のために導入されているデジタル測定器など、そういったものに対応する実習も実施しております。また、最近では、搬送用ロボット設備を導入いたしましてロボット制御実習も実施しているところでございます。

このような取組の結果、令和七年三月修了者の就職率は一〇〇％、県内就職率は九二％と非常に高いものでございました。今後も、技術革新や企業ニーズ

の変化に対応しながら、就職後の活躍も念頭に置いた訓練を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝五つの専攻科それぞれにおいて、県内の企業からも大変喜ばれていると、これは成果が出ているということ。それから、産業技術学院が今まで目標に沿ってずっと伸びてきたものが、今の回答にあるように就職率は一〇〇％、そして県内就職率が九二％というふうなことで目的を達成しているのだなというふうに思っております。

このようなことで訓練の実施状況についてお答えになりましたが、いろんな課題も見えてくるのではないかというふうに思います。企業側のニーズでありますとか、先ほど申されました企業からの短期的な研修の委託事業の時期的なものとか、在校生との絡みとかもありましょう。そういった内部的な課題をどのように把握されているのかお伺いします。

○野﨑産業人材課長＝産業技術学院の運営課題についてお答えいたします。

産業技術学院は、職業訓練校でございますので、入校生の増減は、高校への求人の状況など、景気の動向に左右されることもございます。多くの業界で人材不足が課題となっており、売り手市場となっている現在、入校者の確保が年々厳しくなっているような印象を受けております。

そのような中で、例えばオープンキャンパスであるとか、学院の方々による学校訪問等の効果もございまして、入校者の総数自体は堅調に推移しておりますが、その中でも機械システム科につきましては、入校者の確保に若干苦戦をしておりまして、定員充足率は、過去十年間の学院全体の定員充足率の平均を下回っている状況でございます。

その理由といたしましては、人材不足が顕著な状況の中で、特に製造業の各社におかれましては、たとえ未経験者であっても、高校を卒業した子たちを採用し、自社での訓練を重視するといった傾向が強まっておりまして、製造業各社が高校生の新卒採用に力を入れていることが一因ではないかというふうに分析をしているところです。

以上でございます。

○定松委員＝いろんな課題が出てくるものだなと思います。時代が進む中でいろんなニーズも変化してきているのかなというふうな感じがいたしております。

この産業技術学院が県内業界に貢献していくために今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○野﨑産業人材課長＝産業技術学院の今後の取組についてお答えいたします。

今後、産業技術学院においては、より企業ニーズに合った運営を実施していく方針としておりまして、まずは機械システム科の見直しの必要性を検討しているところでございます。

その内容といたしましては、基礎技能習得に特化し、溶接や機械加工など技能承継が危ぶまれているような訓練を重視することですとか、在職者訓練を強化して、企業単独ではなかなか手が回りにくい基礎的な技能訓練分野をカバーする、あるいはデジタル技術の活用や省力化、生産性向上に関する訓練を強化し、現場で改善を提案できるような人材を育成する。そういった方向性を考えまして、現在、関係団体や企業からヒアリングを行っているところでございます。

また、長期的な視点といたしましては、県内の子供たちに早い段階から産業技術学院のことを知ってもらうために、職業体験イベント「佐賀×Ｏｕｔ　ｏｆ　ＫｉｄＺａｎｉａ　２０２５」を開催するなど、これまでにないＰＲを行っていきたいと考えております。

今後も、多様化する企業ニーズを踏まえまして、ものづくり業界で活躍する

ために必要な知識、技能を習得した即戦力となる技能者を育成し、輩出していりたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝この産業技術学院につきましては、立地条件も、ちょうど県内のど真ん中にありますし、佐賀県のどこからでも通学可能という利点もあります。そして、県が進めている企業立地ともいい関係を保ちながら、県内の人材のスキルを伸ばしながら、県内の雇用につなげていければという思いであります。

このことについては産業労働部長もいろんな思いがあろうかと思いますが、どのように感じられたのかお伺いいたします。

○井手産業労働部長＝私からは、産業技術学院に対する私の思いについてお答えします。

ものづくりは、歴史的にも、そして今も佐賀県の誇りです。未来に向けた大切な柱です。県では、このものづくり産業をさらに盛り上げていくため、様々な取組を行っております。

そうした中で、産業技術学院はものづくりの即戦力人材などを育成する重要な拠点です。様々な実習設備や機器を備えた学習環境の中で、学院生たちは意欲あふれる指導員の下、日々、技能の習得に励んでおります。そして、直近の実績も、卒業後の就職率は一〇〇％、高い県内就職率も達成しております。

例えば、昨年も木工芸デザイン科の卒業生は、全員が諸富家具をはじめとした県内企業に就職しております。ほかの学科の卒業生も含めまして、県内企業の皆様に高く評価され、私自身も大変うれしく思っております。

今後も、進化のための変化といいますか、県内企業のニーズに応じたカリキュラムの見直しや設備の導入など、必要な改善や機能強化に努めていきます。

課長も先ほど答弁しましたが、今年十一月には職業体験イベント「佐賀×Ｏｕｔ　ｏｆ　ＫｉｄＺａｎｉａ　２０２５」を開催する予定でございます。こうした機会も含めて、学院のすばらしさや取組を広く発信していきたいと思います。

今、まさに社会のデジタル化が急速に進むなど、時代は大きく変化しております。こうした中にあっても、やはり重要なのは人です。人が基軸です。佐賀では、これからも産業技術学院を通じて、県の未来を支えるものづくり人材の育成に力を注ぎます。

私からは、以上です。

○定松委員＝部長の意気込みも分かりました。県内企業の年々移り変わるニーズの調査、そして、子供たちが産業人材としてしっかり活躍できるようなフォローアップをしていかれたらと期待しているところでございます。

続きまして、三問目に入らせていただきます。農業の水利施設に係る質問であります。

私、白石平野地域と書いておりますが、周りから何で白石だけなのかという御意見もありましたので、佐賀県全般とさせていただきます。

それでは、佐賀平野地域における農業水利施設の保全管理について質問させていただきます。

本県で初となる全国土地改良大会の開催まであと四カ月というふうになります。十月十五日の開催となりました。佐賀県農業のさらなる発展に向けて佐賀県ならではの土地改良事業を全国に発信してもらいたいというふうに思います。

私の住む白石地域でも、国や県が主体となって、昭和八年から干拓事業がされてきました。私の住む白石の有明干拓というのは、昭和二十八年から入植が始まった。まさに戦後の食糧難の時期でありました。当時は腰までぬかるんで田植えをしたとか、これは大変な自然との戦いであったというふうに思います。干拓の歴史というのは、私のおやじたちが干拓事業に、干拓のもう一つ上の集

落からもたくさん、昔でいうと土方といいましょうか、土方として農業以外の収入を求めて干拓事業を成し遂げております。

この干拓の圃場整備、干拓から上の地域では十アール未満の田んぼも多かったことから圃場整備がされております。圃場整備は大体昭和五十年ぐらいから始まったものであります。私も昭和五十一年に卒業して、その次の年は土地改良区で圃場整備の換地なども担当させていただいた経緯がございますが、それまでの農業者というのは本当に苦労されたなというふうに感じておるところでございます。

また、平成二十五年からは、嘉瀬川ダムの水が私たちの地域まで届いたということであります。私は平成二十三年に県議会議員に初当選させていただいて、翌年、平成二十四年に通水が始まったというふうに記憶しております。試験通水が始まったのが、たしか平成二十四年、そしてダムの完成を見たのが平成二十三年だったというふうに思います。

このことによって、平野部の地盤沈下が抑制されて農村環境は実によくなりました。皆さんもぎりぎりで御存じかと思いますけれども、例えば中学校とか役場とか、そういった公共施設にあっては、パイルで固定された基礎部分が地盤沈下によってパイルが見えるような状況だったと。最高に下がったときは年間で十三センチ下がったときもあったんですね。これは渇水期には相当量の地下水を揚げますので、そういったことがありました。そして、国道二百七号線は、昔は「ラクダの背中」といった表現がされまして、地盤沈下の状況であったというふうに記憶しております。

これらの農地や施設が農業の発展に寄与することを期待するとともに、これまでこの地域の整備に関わってきた先達の方々への感謝の気持ちを持ちながら、今後とも、水利施設をしっかり活用して適正に保全管理していかなければならないというふうに思っております。

例えば、農道でありますと、そこまで上げればいいんですよね。だけども、水路が下がって、例えば水利施設のゲートなどがそのまま抜け出ているというふうな状況もあろうかと思います。そういったことで、その保全には大変神経を使うのかな、予算も使いながら大変だなというふうな思いもしておるところでございます。

白石平野地域では、これまでに整備された水門、水路等の水利施設については、現在、市町や土地改良区で管理されている。これは県営であっても、いずれは市町へ移管するというふうな状態でありますので、この水門の開閉装置、そしてコンクリート護岸が一部破損したままになっているとか、そしてゲートそのものが、例えば五門ぐらいのゲートがあれば一番右と左では二十センチぐらい傾いているとか、そういったゲートがたくさん存在している現状であります。そのような中で、地域農業の振興にとって重要な施策になってくるというふうに思っております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

農業水利施設の果たしてきた役割を県はどのように捉えているのかお答えをいただきたいと思います。

○森農地整備課長＝農業水利施設の役割についてお答えします。

水路や水門等の農業水利施設は、整備後、市町や土地改良区等により適正に管理されているところでございます。その役割には大きく二つあります。

まず、利水面では、農業用水を安定して農地へ供給する役割がございます。これまで農業水利施設などの整備と農家の皆さんのたゆまぬ努力によりまして、本県では、米、麦、大豆などの生産性が高まり、それに合わせてタマネギやアスパラガスなどの振興が広がりまして、本県農業の発展に大きく寄与してきたところでございます。

また、治水面では、近年の大雨時にはクリークの水位をあらかじめ下げる事

前放流により、流域での浸水被害が軽減されるなどの役割も果たしてきているところでございます。

こうした農業振興や地域防災の両面で重要な役割を持つ農業水利施設は、将来にわたり、その機能を十分発揮していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○定松委員＝役割というのは、これはもう農業のためだというふうに思っております。また、農業のためでもあり、災害のためでもあるわけでありますね。そういった農業の水利施設を個人の家にたとえてみたいと思いますが、例えば家を造るとき、三千万円かかりましたよと、家主である定松一生は、その家を取得するわけです。その後は定松さん、あなたが管理してくださいと言われるんです。私が管理するのは、ひび割れとか、床材にニスを塗るとか、そういったことはできると思うんですが、屋根から雨漏りしてますねとか、柱がちょっと傾いて建具も合わなくなりましたねとか、そういう状況が来ている。家に例えると、そういう状況なんですよ。

この保全対策にはどのように取り組んできたのかお伺いいたします。

○森農地整備課長＝これまでの取組についてお答えします。

農業水利施設の保全に当たっては、施設の規模や状況に応じて、管理者である市町や土地改良区等と役割を分担しながら、施設が持つ機能を維持させる対策に取り組み、維持管理コストの低減や施設の長寿命化に努めてきたところでございます。

具体的には、県が事業主体となった基幹水利施設ストックマネジメント事業により、受益面積百ヘクタール以上の基幹的な農業水利施設になりますが、これらの三十カ所の更新、白石平野でいきますと排水機場が主な施設になりまして、九カ所の更新、補修を行ってきたところでございます。

また、市町や土地改良区が事業主体となった地域農業水利施設ストックマネジメント事業により、農地周りのポンプですとか水門、約二千三百二十カ所、白石平野でいいますと、農業の用水ポンプが約三百七十カ所、水門が約二百八十カ所の更新、補修への支援。このほかにも維持管理適正化事業による水路のしゅんせつや簡易な施設の補修に対する市町や土地改良区への支援などに取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○定松委員＝私も地域でいろいろポンプの故障箇所やストマネの現場、そしてまた、維持管理適正化で形成された水路なども拝見はしております。これ、圃場整備の年限から逆算しますと、何年もたっていますから、していく事業というのは増えていくのだろうなという気がしております。予算に対して新たに工事をするところがずっと増え続けているのではないのかなというふうな気がしますが、そこら辺の推移といいましょうか、そういったものも含めてどのような課題があるのか。保全管理を進めようとする場合の課題、そして予算的なものまでどのように考えておられるのかお伺いします。

○森農地整備課長＝保全管理に向けた課題についてお答えします。

まず、農地周りの地域農業水利施設ストックマネジメント事業のこれまでの推移でございます。

令和六年度の事業規模でいいますと、七億九千万円ほどです。十年前がどうだったかといいますと、約三億円ほどということで、大分老朽化が進み、こういった更新事業が増えてきているなというところでございます。

課題につきましては、これまで農業水利施設の保全管理については、管理者である市町や土地改良区と連携しながら、こういった取組を順次進めてきております。こうした対応をしてきたものの、先ほど委員からも御指摘がありましたように施設数が多くて、最初の整備から相当年数が経過し、老朽化が進み、

維持管理に要する費用がかさんできているところでございます。

あわせて、農業の担い手の高齢化や減少、気候変動など、農業・農村を取り巻く状況が大きく変化しております。そのため、施設操作に係る労力が不足し、負担が増大しているところも考えているところでございます。

こうした中、施設を適正に保全管理していくためには、地域での話し合いの下、将来を見据えて再編や統合、廃止などによる施設数の減量ですとか、水門操作等の省力化を図るための電動化や遠隔化などにより、維持管理に要する費用や操作の手間を軽減していく必要があると考えております。

以上でございます。

○定松委員＝まさに、今、森課長が答弁されたように、管理の省力化も含めて今後、大きな課題になると思います。昨年でしたか、大町の下潟のポンプをｉＰａｄで操作をするというふうなところを見せていただきました。農業施設においても、例えば一人の排水員さんが二カ所、三カ所と管理をしている方がいらっしゃるんですね。一つ一つ階段を上って合羽を着ながらゲートを上げるといった操作も、一元化して電動化につなげるとか、そういった事業、もうひとつ次世代型の水利施設にしていく必要があると思うんですね。そういったところも御提案いただければと思います。

これに関連しまして私が常々思っておりますのが、嘉瀬川ダムの導水事業です。これは私が議員になりましてからすぐのこと、先ほど申しましたように、平成二十三年にできて、二十四年に試験通水、二十五年から正式に導水されました。その後、地盤沈下対策事業が平成三十年度までで完了するんですね。白石平野までこの嘉瀬川の水が届いてよかったなと言ってもう久しく、十二、三年たっています。

この事業が開始されたそのまた二十五年ぐらい前に管が埋設されているんですね。事業開始年度のずっと以前から続いていた管路敷設に関しましては、国の事業で進められておりまして老朽化が進んでおります。埋設してから、もう既に四十年ぐらいたっているような計算になりますのでね。

そういったことも含めて、これら国営の施設というのがどのような状態に保たれているのか。そして、今後、どういう管理がなされていくのかということも併せてお聞きをさせていただきます。

○江口農山村課長＝白石平野地域の国営で造成しましたパイプラインなどの状況と、その管理についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、国が造成しました白石平野地区への導水路、こういったものにつきましては川上頭首工から六角川を横断するまで約三十キロの導水路が埋設されております。六角川を横断した後は、白石平野の白石町内に大体十六、七キロの導水路が埋設されております。

昭和五十一年から事業を開始しておりまして、開始直後に埋設された管もございます。事業が平成三十年度に完了しておりますが、その間、機能の確認ですとか埋設された管の沈下状況などを確認しまして、現在、事業が完了いたしまして管理がなされているというふうな状況でございます。

施設自体は国が所有しておりまして、今後、国も、九州農政局ですが、施設を適正に保全管理していくために再整備の必要があるのかとか、補修といったもので大丈夫なのかとか、そういったことを検討するための計画をこれから作成していくというふうに伺っております。

県としても、この農業水利施設が適正に保全管理されまして、今後、効果を発揮し続けられるように、国に対してしっかり働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝国で造られたもの、それを事業年度の開始とともに県が見なければならないというふうなことじゃなくて、やっぱり国が責任を持ってしていた

だくように、今、国において計画がされているというふうに伺いました。県の予算を使うことなく、国でしっかりとされることが県にとってはいいことだなというふうに私は思っております。

六角川を導水事業で渡ったところは複雑な構造になっているんですね。これはサイフォン方式で来ております。しかも、二カ所、通ってきているんですね。そしてまた、その先は地盤沈下が進んだところ、今なお、地盤沈下が少しあっている。埋設した時期というのは、まさに地盤沈下が継続中の工事もあっているわけです。そして、江北では鉱害復旧事業がなされましたけれども、そういった影響を受けた構造物が地下にあると。実際、ダム完成よりもずっと以前から工事がなされておりますので、それは予算的には国に一方的に任せることとして、県でもしっかりと目を光らせていかれることを望んでおります。

今後、国との関係性を保ちつつ、しっかりと要望をしていただきたいと思いますけれども、そこらについての意気込みといいましょうか、今後、しっかりやっていくばいというふうな答弁をお願いしたいと思います。

○江口農山村課長＝今後、しっかりやっていくということに対して意気込みというか、お答えさせていただきます。

先ほども御答弁申し上げましたように、平成三十年に国の事業が一応完了しておりますので、その後、もう一回、今、調査を始めておりますので、その調査の結果をしっかり見ながら、私どもとしても、どういうふうな再整備の在り方があるのかというふうなところについて、国に対してもしっかり意見をして、よりよい再整備計画となるような働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝分かりました。詳しくは申しませんがというか、導水事業によって三里のところに分岐があります。そこにポンプがあって、代かき時のような水の需要が増える場合には、あそこに動力でもって多い水量を送るというふうになっております。これは通常の二倍が送れるような設計になっているようです。そういった水の需要期には、そこを発動させるんですが、どうも具合が悪いということで、自然の力を借りてといいましょうか、川上頭首工のところは海抜が十八・六メートルございます。三里のところでは、それから十メートルぐらいあるそうです。白石平野がゼロとしますと、その落差をもって流れているというふうになります。

先ほど申しましたように、水がたくさん要るときには、それにポンプをもって圧送するという仕掛けになっておりますが、そこのポンプが、できるだけ自然の流水に任せる省力的運転を重視しているのか、わざわざそれを使わんでといったふうなのか、どちらの方針でやっているのか分かりませんが、ポンプの具合とかいろんなことも、完成時と同じ能力を発揮できるように県もしっかり目を光らせてほしいなと思います。そういったことを申し添えて、この質問を終わらせていただきます。

○弘川委員長＝暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開します。

午前十一時五十四分　休憩

午後一時　開議

○弘川委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○定松委員＝それでは、午後の部、一問を残しておりました。第四問目になりますが、有明海に限定したノリの安定生産に向けての問いに入らせていただきます。前段の武藤委員の質問にもありましたように、諫早湾干拓潮受け堤防の締め切り以来、二枚貝の漁獲量の減少、このことは漁獲量イコールそこに生息数が少ないということですよね。その二枚貝がどのような役目をしておったのかということを、いま一度考え直さなければならないというふうに思います。

タイラギ、アゲマキ、これはほぼ全滅というふうな状況であるかと思います。稚貝は育つんだけれども、それがなかなか大きくならない。アゲマキに関しましては、ある年限を契機に一気に減少、一時は消息不明の段階まで来ておった。それがその後のいろんな努力によって稚貝が育つようになったんですね。そしてまた、水害を契機に、これがまたいなくなったということで、これはもう気候変動の影響というふうに思うわけであります。

ノリの養殖においても、令和四年度以降、赤潮や少雨に伴う栄養塩不足、全域で色落ち被害が発生するなど、ノリ経営は一層厳しさを増しているように思います。

このような中、国は、令和七年度に有明海再生加速化対策交付金を創設いたしました。また、今月十日には潮受け堤防からの排水対策として、有明海漁協が要望していた排水ポンプの増設と同等の効果があるとするフラップゲートの設置を発表されました。内容等については、詳細にわたる資料がありませんので、私どもも完成予想図ぐらいしか見せていただいていないわけですね。それは、漁業者の思いに応える事業となるよう期待したいというところであります。

県においては、赤潮の原因であるプランクトンを捕食する二枚貝を増やすなどして色落ち対策に取り組まれている。このことは私も承知をしております。昨年度からはスミノエガキ、これは有望な、同じ期間でもかなり大きくなるというふうな、これは試食までしたんですが、これは産業化してもいいのかなというふうな思いもいたしました。

今後、スミノエガキを増やしていけるように漁協青年部とも十分協力をしながらなされると思いますけれども、その色落ち対策、そして、その他にはですね、システム船、これは、今までの角船での網を引っ張って、二人で、その漁業者の多くは夫婦で夜遅く、朝早くノリ摘みがあるんですが、このシステム船はですね、一人で十分。そういったそのシステム船についても、漁業者のニーズっていうのは高まっておって、導入に向けた検討が進んでいると聞いております。

ノリの安定生産のためには、これまでの色落ち対策の取組を粘り強く継続していくことも必要でありますが、厳しい海況において、少しでも生産量を増やせるような新たな技術の導入なども必要となってくると私は思います。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

近年のノリの生産状況についてお伺いいたしますが、本県有明海におけるこ十年間のノリの生産状況、これはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○横尾水産課長＝近年のノリの生産状況について、ここでは生産枚数でお答えさせていただきます。

平成二十七年度から令和六年度までの十年間の推移を見ると、平成二十七年度から令和三年度までの七年間は、約十七・六億枚で推移していたものが、令和四年度から令和六年度までの三年間は約九・五億枚と半数近くまで落ち込んでいます

以上、お答えいたします。

○定松委員＝大変厳しい、一時期は佐賀県でとれるノリというのは、連続日本一というのを更新しながら来ておったと記憶しておりますが、大変厳しい時代になったのかなという感じがいたします。

それでは、令和六年度の漁期のノリ養殖状況についてお伺いいたします。

令和六年、直近のデータはどうなっているのでしょうか。

○横尾水産課長＝令和六年度の漁期のノリ養殖はどのような状況であったかをお答えいたします。

令和六年度のノリ養殖は、開始直後に水温が約二十五度と例年より高く、種つけに苦労されたものの、その後、十一月までは水温や栄養などの海況はおおむね順調に推移し、一回目のノリの摘みとりまで、例年、被害を受けております色落ちの影響は少ない状況でした。その後、十二月以降は少雨及び赤潮などの影響により、全域で栄養不足による色落ちが発生するなど、品質の低下が心配な状況となりました。一方で、全国的なノリの在庫不足などから平均単価は高く、秋芽網期の販売金額は約百五十七億円と過去最高となりました。

次に、一月二十三日からスタートした冷凍網期ですが、少雨及び赤潮などによる栄養不足の状況が改善されず、開始直後から全域で色落ちが発生するなど、厳しい状況になりました。

その結果、秋芽網五回、冷凍網六回の計十一回の入札による令和六年度の販売状況は、枚数が約九億六千万枚で、平年比六〇％、金額が約二百三十三億円で、平年比一〇四％となり、生産枚数、金額ともに三年連続で日本一を逃すこととなったところでございます。

以上でございます。

○定松委員＝私は有明海の沿岸に住んでおりますので、ノリ業者の肌感覚というのは、大体分かるんですね。特に西南部については、もともとから栄養塩の低下速度が早い、そして、それに伴って筑後川水系から見ると色落ちが早くて、そして、伸びも短い。ところによっては冷凍網を出して、そのまま成長しない、色落ちだけが進んでいくというふうな状況もあったなど、いろんな対策の急務の声を多く聞くところであります。

そういった赤潮の原因となるプランクトンを捕食する二枚貝を急速に増やすことが必要であるというふうに思います。もともとはサルボウが、その役目をしておったのだろうというふうに思います。午前中の質問にもありましたように、減少率が一時期の生産量から一気に五％にまで減少するというふうなことは、これはゆゆしき問題どころか、自然体系が崩れていくと言わざるを得ないと思うんですが、二枚貝のスミノエガキ、サルボウ、そういったものの取組状況というのは、どのようになっていますか。

○横尾水産課長＝色落ち対策についてお答えいたします。

ノリの安定生産のためには、ノリの色落ちの原因となる赤潮プランクトンを捕食する二枚貝資源の回復が重要であることから、稚貝の放流や漁場環境の改善等に取り組んできました。先ほど委員からお話があったように、サルボウに関しては、特に近年、豪雨に伴う海水の低塩分化の影響により激減しております。

このサルボウなどの二枚貝資源の回復に向けた対策、これはもう必要と考えておりまして、このため、令和五年度から二百万個のサルボウ稚貝を豪雨の影響が少ない十月から十一月頃、沖合で集中的に放流をしています。

また、底質の改善に向けた千五百ヘクタール規模での大規模な海底耕うんなどを実施しているところでございます。

また、令和六年度からは、低塩分に強く、豪雨の影響を受けにくいスミノエガキを増やすため、効率的な採苗技術の開発も進めているところでございます。

採苗技術の開発状況につきましては、これまで、より多くの稚貝がつく採苗場所の探索のため、早津江川や六角川、塩田川の河口域において採苗試験を実

施しています。そのうち六角川と塩田川の河口域が有望な場所であるということを確認しております。

以上でございます。

○定松委員＝それぞれ河口域で養殖、稚貝を放して、それが大きく成長しているという、サルボウなんかは二年、三年で大きくなるんですよね。大きくなっているという認識でいいんですか。

○横尾水産課長＝サルボウの放流後の成長状況についてお答えいたします。

有明海水産振興センターで放流したサルボウの生産状況は、放流した場所において順調に成長しているということを確認をしております。

○定松委員＝サルボウは、昭和五十七、八年ぐらいまでは相当量がとれていたんです。私もジョレン、サルボウをとる業務にも、アルバイトとしてではございますけれども、従事したことがあります。その当時、普通の漁船の前のほうのデッキいっぱい、およそ三トンぐらいを積んで、そしてそれを陸揚げした、それが一週間ほど毎日です。そういった豊漁の時期もあって、最近は全然見ないなと。その当時は海岸端にサルボウを加工する、何といいますか、ゆがいた臭いが立ち込めるような、本当にサルボウがたくさんとれているなという印象がありました。そして、その貝殻は水田の暗渠排水にも使われておりましたし、農業資材として貝灰の原料にもなっていたというふうなことで大変にぎわっていたように思いますが、先ほどの話を聞いて、やっと見れるようになったのかなと。実際、店にはまだ並んどらんですよね。産業的にとれる域までにはなっていないと思いますが、今後の展望はどうなんでしょうか。

○横尾水産課長＝サルボウの今後の展望についてお答えいたします。

放流した場所でサルボウの生存が確認されていると申しましたけれども、まだ数量的には非常に少なくて、母貝として残すというところで、今後の自然増加を期待しているというところで、漁業者の方々も、少し増えてきている状況ではあっても、資源管理のために自主的にとらないというようなことにも地域的に行われていまして、総力を挙げてというか、県も漁協も一緒になって、まずはサルボウをどんどん増やしていきたいというふうに思います。

委員がおっしゃられたように、過去に一番とれていた貝類でもありますし、多いときには一万トン以上とれていたものが、令和元年に二千トン、現在も十数トンと非常に少ないという状況は、危機的な状況と思っていますので、そこは力を入れて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○定松委員＝分かりました。今後、産業化ができるような生息数になればいいなと思っています。

昨年、漁場につり下げて効果があるようにというふうな事業がなされたスミノエガキの取組状況及び来年度に向けてどのような方針なのかお伺いします。

○横尾水産課長＝スミノエガキの検討状況についてお答えいたします。

スミノエガキは、低塩分に強いというところで、生息域が河口付近の一部の狭い場所に限られています。そこで今、採苗を行う、稚貝の集め方を開発しているところで、これを集めて成長に関して、現状、河口等の狭い域にすんでいますけれども、成長に関しては、やはり沖のほうの餌となるプランクトンが多いようなところに持っていって育てたほうが効率よく大きく育てることができますので、今、委員がおっしゃられたように、沖でつるすと。その時期や場所等を検討しているところで、なるべく早く養殖が実用化できるように開発を進めているところでございます。

以上です。

○定松委員＝有明海の漁業者といいますと、経済的に一番潤うのはノリ養殖だろうと思います。ノリというのは、秋から冬、そして翌年の三月までが収入が

あるのかなと。入札も秋から三月いっぱいにかけてということでありますから、とれなかった時期には、もう夏場の生活にも困るというふうな状況になります。特に、西南部については、秋芽はどうにかよかったけれども、冷凍は全くとれなかったと。とれなかった太良沖などは秋芽もさほどよくなかったというふうなことで、いよいよ大浦はゼロですね、多良も一軒か二軒ですよ。そういった状況になっておりますので、ノリ養殖業の振興もさることながら、こういった二枚貝でなりわいが立つような体系というのも必要になってくると思いますので、ぜひともこれは成功させてほしいと思います。

そして、申し添えますが、タイラギ漁も何年も見ていない。それから、ウミタケも、こっちの地物はほとんど見れないという状況なんです。育種も含めて、それらの研究成果といいましょうか、取組状況が分かりますか。

○横尾水産課長＝その他の二枚貝の取組状況についてお答えいたします。

ウミタケに関しては、漁場造成、漁場の中に凸凹を造ると稚貝が立ちやすいというのが分かっていますので、そういった取組を進めるということにしています。数年前にウミタケも久しぶりに漁獲が再開して期待したところではありましたけれども、やはり豪雨等の影響でへい死が見られるということが繰り返されておりまして、なるべくそういった豪雨の影響が少ない場所にタイミングをはかりながら様々な貝類の振興について行っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○定松委員＝しっかり頑張っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、最後の質問ですが、ノリ養殖におけるシステム船の導入についてであります。

この色落ち対策に加えて、少しでも生産量を増やすような新たな技術が必要というふうに思います。

私は、令和二年十二月二十五日、白石町の漁業者の方の協力を得てシステム船に乗船させていただきまして、効率的な摘み取り作業を目の当たりにして、動画等も撮ってきました。ノリ摘みの作業、そして、その後の酸処理、殺菌処理もできますから、今後、必要となっていく技術だろうというふうに思っております。

このシステム船がどのような船なのかというのを簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○横尾水産課長＝システム船についてお答えをいたします。

ノリ養殖で使用されるシステム船は、前進しながら、船上に備えつけられているステンレス製のフレームでノリ網を上に押し上げ、その下をくぐりながら摘み取りと酸処理の二種類の作業を同時に一隻一名で行うことができる船であります。

一方、本県のノリ養殖では、一隻二名で摘み取り作業を行い、摘み取ったノリを一端陸揚げした後、再度、漁場に戻り、また一隻二名で酸処理の作業を行っています。システム船は、この作業が一度に一名でできるという船であります。

今のシステム船は、現在、試験的に一部導入されておりまして、作業の効率化及び省力化が期待されているところとなっております。

以上です。

○定松委員＝システム船について説明していただきましたが、私が乗船した実感といいますか、皆さん、車を洗車機にかけたことがあると思いますが、車の上をばっと回っていくでしょう、そのような状態なんですね。網をくぐっていく、ノリのすだれの中をばっと。本当に洗車機の中にいるような状況なんです。そのまま脱水しながら、前のほうに三トンぐらいのノリがたまっていく。一回一回、漁場から持ち帰らなければならないということ、そこの効率がまだまだ技術が要るのかなと思います。

導入に向けた検討を進める必要があると思いますが、現在の検討状況はどうなっていますか。

○横尾水産課長＝システム船の導入に向けた検討状況についてお答えいたします。

このシステム船を導入することによって作業の効率化が期待される一方で、これまで二名一組でノリの状況をきめ細かに確認しながら行っていた作業、摘み取りにしても、酸処理にしても見ながらやっていたものが、先ほど委員が御説明いただいたように、洗車機の中で作業しているような、ノリを細かく見ることができない。そういったことで機械的に一連の作業として行ってしまうということで品質の低下が心配という声がありました。

このことから、有明海漁協が平成三十年度から令和六年度までシステム船の導入のメリット、デメリットを把握する実証試験を有明水産振興センターなどの助言を基に行ってきたところでございます。

その結果、ノリが硬くなるなどの品質の低下は見られない。酸処理作業に要する時間が短縮されるなどのよい傾向がある一方で、システム船の購入費のほかに養殖資材を変更するためのコストや労力がかかること。また、作業に慣れるまで時間を要することなど、導入時に新たな負担が生じる。また、酸処理の目的の一つである病気対策の効果については、試験期間中に環境条件で病気リスクが高い年がなかったことから、詳細には確認できていないなどの課題が残っています。

現在、こういった実証試験の結果や課題を踏まえ、試験を継続するか、また、本格導入に進むのか検討しているところでございます。

以上でございます。

○定松委員＝システム船についてのいろんな、いい面と、それから今後まだ検討しなければならない面があるやにお伺いいたしました。確かに、このシステム船については、新造船では六千万円を超えるというふうな課題点もあろうかと思います。ただ、片方では親船が要らぬわけですね。親船が要らないというか、竹立てのときは要るんでしょうけれども、さほど大きな新造船は要らないと思います。それは考え方の違いなんでしょうけれども、摘む作業に効率よくシステム船を導入して、そして生産コストをほかの部分で下げるということも必要になります。それから、酸処理過程での酸の濃度、それから外部カメラなどの目視的なシステムとか、いろんなものもあろうかと思います。そういったことも含めてしていかんばいかぬというふうに思います。

それともう一つは、私は感じたんですが、重くなると旋回がやっぱり重荷になるんですね。左右のステアリングアシスト的なものも必要になってくるのかなと思いますので、メーカーのいろんな開発状況とか、それから、最近、あまりにも船が高いですよね。ノリ養殖の方たちって、ノリがとれれば金払いがよ過ぎるんですよ。ノリの親船にしても、一そう三千万円、そして、二千万円ぐらいのエンジンをつけたとか、そのように高いのかなと思うんですが、メーカーが不当に高くしているんじゃないのと思うぐらいなんですね。そういったメーカーとの交渉というのも、やっぱり必要になってくるのかなというふうな感じもしますので、これ、システム船についてあまりにも高いので、低価格での導入に向けた御指導もお願いしたいと思います。

そして、最後に聞きますが、ノリの安定生産については大変重要な問題であります。今後どのように取り組んでいくのか、総括してお願いします。

○横尾水産課長＝今後の取組についてお答えいたします。

ノリの安定生産のためには、少雨及び赤潮の長期化による色落ちが今後も起こり得ることを考慮しながら、色落ち対策の継続やシステム船の作業効率化の検討を進めていくことが重要というように考えております。

色落ち対策については、赤潮の動きや水温、塩分などの海況を高精度に予測

する海況予測システムの開発など、様々な取組を行っておりますが、二枚貝資源の回復に向けては、稚貝の放流や海底耕うんなど漁場環境改善を継続して行っていくこととしております。

特に、スミノエガキについては、これまで採苗に成功している二つの河口域を中心に、より効果的な採苗技術の開発等を進め、積極的に資源を増やしていきます。

また、スミノエガキは、有明海特産の二枚貝であり、成長が早くて、おいしいという特徴があることから、ブランド化も期待でき、ノリ養殖との複合養殖を行うことで、色落ち対策だけではなく、漁家経営の安定化にもつながるというふうに考えております。

さらに、今年度、国が創設した有明海再生加速化対策交付金を活用し、有明海漁協において、採苗器設置や種苗放流など、サルボウの資源回復に注力した取組を検討していただいていることから、より効果が発現できるよう、しっかりと連携して取り組んでいきたいと思っております。

一方で、システム船導入による作業効率化については、これまでの実証試験の結果を受けて、今後、有明海漁協の中で本格導入の是非について協議されますが、県としては、システム船を導入するに当たり、必要なルールづくりなどについて引き続き協力していくこととしております。

今後とも、漁協や国、大学等との連携をさらに強め、漁業者の方々が将来にわたって安心してノリ養殖を営めるよう、ノリの安定生産に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○桃崎委員＝自由民主党の桃崎祐介でございます。当常任委員会の所管事項につきまして五項目、質問をいたします。午前中、若干体調が悪かったんですが、大分よくなりましたので元気を出していきたいと思います。

米を食べるとばかになる、これ、御存じの方がいらっしゃいますでしょうか。御年配の方は、恐らく一度は耳にされたことがあるかと思います。少なくとも私の両親が若い頃にはそのように言われておりまして、学校でも先生からそのように言われたということを伺っております。当常任委員会の委員の皆さんも、宮原委員、藤木委員、定松委員、西久保委員、そして私も農家の生まれでありますので、米をたくさん食べて育ってまいりました。（発言する者あり）申し訳ない、石倉委員もそういうことであります。しかしながら、恐らくばかにはなられていない。これは当時、アメリカの大量に余っておりました小麦を日本に輸入させて日本の米を余らせるというＧＨＱによる、いわゆる小麦政策というものでありますが、この対日政策が発端で提唱された概念であります。

慶応義塾大学医学部の教授でありました林　髞氏、アメリカに本拠を置く穀物メジャーから強い働きかけと、さらには研究費の提供を受けまして、一九五八年に「頭脳」という書籍をあらわし、この概念を吹聴して回ったのであります。当時の厚生省や関連業界なども、この説を引用し、マスコミを動員したキャンペーンが行われまして、結果として、ＧＨＱのもくろみどおり、日本人の米の消費量は減少し、後の減反政策につながっていくわけであります。現在の食料自給率の低下や農地の荒廃、国内農家の衰退の要因の一つであると言えるのではないでしょうか。

ともあれ、現在、騒がれております令和の米騒動、この原因は様々でありまして、これまでの政府の農業政策のひどさ、これが根底にあるのはもちろんでありますが、流通の問題や投機的な動き、生産コストの上昇、世界的なインフレ、為替の変動など、複合的な要因により需給バランスが崩れた結果であると考えられます。

また、世界的な気候変動による気温の上昇も要因の一つとして挙げられております。夏季の高温は稲の生育の遅れやお米の品質低下につながり、また、病

害虫の増加なども懸念されるなど、安定的なお米の生産や供給に大きな影響を与えていることが指摘されており、全国的にも高温障害に強い新たな品種の開発、作付が進められているところであります。

こうした中、佐賀県の米につきましては、これまでも「さがびより」や「夢しずく」が高温に強い品種とされておりますが、今年、さらに「ひなたまる」という新品種がデビューするということで、県内の生産者からも大きな期待が寄せられていると伺っております。

農業の担い手が減少している中、食料安全保障の観点からも、高温下でも安定して生産できる新品種が導入されますことは、お米の安定的な供給につながりまして、生産者である農家や消費者である県民の双方にとりまして大変喜ばしいことであると考えております。

そこで、佐賀県の水稲新品種「ひなたまる」について質問をいたします。

まず初めに、品種開発の経緯についてであります。

これまでも佐賀県は、随時、新たなお米の品種を開発してこられましたが、今回、この「ひなたまる」はどのような経緯で開発に至ったのか、その経緯についてお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長＝品種開発の経緯についてお答えをいたします。

本県の米づくりは、農業者の作業の平準化でありますとか、共同乾燥調製施設における効率的な荷受けを図るため、わせ、なかて、おくてと、収穫時期の異なる品種がバランスよく作付されております。

このため、県の農業試験研究センターでは、米の厳しい産地間競争に打ち勝ち、農家経営の安定に寄与できるよう、わせ、なかて、おくてそれぞれの既存品種について、収量や品質で上回る品種の開発を進めてきたところでございます。

とりわけ近年は収量や品質に加えまして、おいしさでありますとか、夏季の高温、それから先ほど委員もおっしゃられましたように病害虫への耐性など、より消費者に選ばれるとともに、温暖化などの生産環境の変化にも対応できる特性を持った品種の開発に力を注いできたところでございます。

こうした中で、中生品種のヒノヒカリや「たんぼの夢」につきましては、夏季の高温で収量や品質の低下が著しく、農家の皆さんからも、長らく代わりの品種をというような要望をお伺いしてきたところでございまして、今回、十二年かけまして、その代替となる「ひなたまる」が開発できたということでございます。

以上でございます。

○桃崎委員＝ありがとうございます。

それでは次に、この開発されました「ひなたまる」の特性について質問いたします。

この「ひなたまる」の品種の特性はどのようなものであるのか、その特徴についてお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長＝「ひなたまる」の特性、特徴についてお答えをいたします。

「ひなたまる」の主な特徴をヒノヒカリと比較して四つ挙げますと、まず一つ目としまして、高温条件下でも白く濁った粒の発生が少なく、品質が優れること。二つ目として、収量は二割程度多いこと。それから三つ目としまして、病害虫に関しましては、いもち病に強く、トビイロウンカの被害にも遭いにくいこと。そして四つ目としまして、食味は同じくらいおいしいこととなっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。それでは、今後の普及について質問いたします。

高温下でも良質なお米がとれて、病害虫にも強い、また、ヒノヒカリと比較しても多収であるということでありまして、生産者の期待も非常に大きいものであると感じております。

今後、県として、「ひなたまる」をどのように生産現場に普及させていかれるのかお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長＝今後の普及についてお答えをいたします。

「ひなたまる」は、先ほど御答弁申し上げましたとおり、高温下でも品質が優れることに加えまして、収量性も高く、農家経営の安定に寄与することが期待できることから、「さがびより」や「夢しずく」に続く佐賀米の柱となるよう、ＪＡなど関係団体と一体となって育てていきたいというふうに考えているところでございます。

具体的な普及計画としましては、ヒノヒカリと「たんぼの夢」の令和六年産の作付面積が合計で三千三百五十ヘクタールございます。これが県内の全ての水稲作付面積の約一五％に相当いたしますが、この三千三百五十ヘクタールについて、令和七年から九年までの三年間で全て「ひなたまる」に置き換えるということを目標としております。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。今後、新品種「ひなたまる」の普及によりまして、農家の安定的な収入につながりますことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、農畜産物の高温対策についての質問であります。

佐賀県におきましては、お米の品種改良やブランド化と同様に、「いちごさん」や「にじゅうまる」、「佐賀牛®」など、県内生産者とともに農畜産物のブランディングに熱心に取り組まれており、県内農業者の所得向上や地域経済の活性化につなげてこられました。

しかしながら、近年の気候変動の影響は、稲作だけではなく、夏季の異常高温の常態化は、園芸作物や畜産にも大きな影響を及ぼしております。

園芸につきましては、高温による果実の品質低下、収量の減少、病害虫の増加などが懸念され、畜産におきましても、暑熱ストレスによる家畜の食欲減退や体調不良など、その品目ごとに様々な形で影響が広がっており、生産現場におきましては、これまでにない新たな課題が顕在化しているところであります。

このような中、実際に施設栽培におきましては、寒冷紗の被覆やビニールハウスの表面に遮光・遮熱塗料を散布したり、また、畜産現場でも畜舎内の温度を低下させるために畜舎の屋根に石灰を散布したりするなど、現場レベルでも様々な方法で対策が取られております。

県といたしましても、このような状況に対しまして、気温上昇が及ぼす各品目への影響を的確に把握し、科学的な根拠などに基づいた対策を進めていくとともに、このような農家の取組に対しまして、さらに支援を充実させていくことが必要であると考えております。

そこで、今回は、イチゴ、温州ミカンなどの柑橘類、畜産の三品目につきまして、それぞれの高温による農畜産物への影響に対する県の認識と、また、対応状況につきましてお伺いをいたします。

まず初めに、イチゴについてであります。

高温がイチゴの生産に与えている影響に対しまして、県はどのように認識しておられるのかお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長＝イチゴの高温による影響についてお答えをいたします。

イチゴにおきましては、令和五年産及び令和六年産は、育苗期から定植を経て生育初期に当たる夏から秋にかけて、例年と比較してかなり高温で推移したことから、苗の花芽形成の遅れと、それから、定植後の生育も停滞したことによりまして、出荷開始時期に遅れが生じました。また、それらに伴い高単価が

期待できる年内出荷量が減少しております。また、ミツバチなど受粉を行う昆虫の活動量が低下したことから奇形果の発生が増加するなど、果実の品質が低下するといったような影響が出ていると認識しております。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。私の地元唐津におきましてもイチゴの生産者が結構いらっしゃいます。その中でも「いちごさん」の植えつけ、改植によって収益性が大変上がったということでありますが、高温下で昨年は収量が減少したということで苦慮されております。

そこで、それらの影響に対しまして県としてどのような対策を講じておられるのか、その取組についてお伺いいたします。

○田川園芸農産課長＝高温による影響への対策についてお答えいたします。

県では、これまで気化熱により苗の培養土の温度を下げる、苗そのものの温度を下げる効果がある紙で製造された育苗ポットの活用、それから、苗を定植した後にかん水などでハウス内の湿度を確保することによって、活着から、その後の葉の展開をスムーズにして生育を促進すること。それから、ハウス内の温度を下げるために陽差しを遮る遮光資材による被覆などの栽培技術の導入を進めております。

あわせまして、県単事業におきまして、循環扇などの換気装置でありますとか、気化熱で温度を下げる細霧冷房装置などの設備導入への支援に取り組んでいるところでございます。

また、令和六年産におきましては、ＪＡと連携しまして冷蔵庫などで苗を強制的に冷却する株冷処理技術の現地実証を行ったところ、花芽の形成が促進される効果が見られたことから、令和七年産では、県内各産地でその取組拡大を図っているところでございます。

さらに、令和七年度からは、県内のイチゴ生産部会が行いますこれらの高温対策技術の普及拡大に向けた取組も支援をしているところでございます。

こうした取組を確実に進めることにより、令和七年産は品質のよいイチゴが安定して生産、出荷されるよう、農家やＪＡなど関係者と連携して、引き続き対応してまいります。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。夜冷、株冷、以前もイチゴ農家の方はされておりました。近年は、その必要がなかったのか、品種の特性もあるかと思います。今後、それらの技術をしっかりと普及させていただきまして、生産者の安定生産につなげていただきたいと願うところであります。

次に、柑橘類についてであります。

高温が柑橘類の生産に与えている影響に対しまして、県はどのように認識しておられるのかお伺いいたします。

○田川園芸農産課長＝柑橘類の高温による影響についてお答えをいたします。

柑橘類におきましては、露地栽培と施設栽培とで高温による影響は異なるというふうに考えております。

まず、露地栽培においてでございますが、近年、長期間の高温、乾燥で樹勢が低下し、着果量が不安定となる状況が続いております。これに加えまして、令和六年の夏から秋にかけては、これまでになく高温で推移し、雨が降らない日が続いたことから、強い陽差しを受けて果皮が変色する日焼け果の発生、それから、土壌の乾燥が行き過ぎたことによる果実の肥大不足などにより出荷量が減少したところでございます。

次に、施設栽培でございますけれども、高温と乾燥で果実の皮の強度が弱まる一方で、土壌水分の変動などで水分を一気に吸収することによって果肉が急激に肥大して発生する劣化が増加いたしました。

また、ハウスみかんでは、加温開始後の発芽の不良でありますとか花数の不

足などによりまして、露地栽培と同様、出荷量が減少するといった影響が出ていると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員＝唐津の「にじゅうまる」も、今回、大変な裂果被害が発生いたしました。もちろん収量が減るだけではなくて、残った果実の品質も低下するということで、「にじゅうまる」に通過する果実が大変少なかったということが言われております。市場からは、送れ、送れということで大変引っ張りだこではあるものの、供給ができなかったということであります。今後、これらの高温対策をしっかりしていかないといけないと感じるところであります。

そこで、それらの影響に対しまして県としてどのような対策を講じておられるのか、その取組についてお伺いをいたします。

○田川園芸農産課長＝柑橘類の高温による影響への対策についてお答えをいたします。

県では、高温など気候変動の中でも安定的に柑橘類の生産ができる「強い樹」をつくることが、まずは重要だというふうに考えていることから、技術研修会等を通じて有機物の施用などの土づくり、根づくりなどの基本管理を確実に行うことを生産者に促しているところでございます。

その上で、露地栽培では炭酸カルシウム剤など日焼け防止効果のある資材の散布でありますとか、降雨に頼らず、果実や樹体の水分量を適正に管理するためのかん水設備の導入などを推進しているところでございます。

また、施設栽培では、生育ステージに合わせた適正な土壌水分管理についてしっかり取り組んでいただくこととあわせまして、遮光資材を使った施設内の温度上昇の抑制でありますとか、木の上から散水をして樹体の温度を直接下げるといったようなことなどについて、県とＪＡで協力して効果を検証した上で、推奨技術として確立し、生産者への指導に活用していくこととしております。

なお、こうした取組を進めるため、国庫事業や県単事業により、簡易なかん水設備や遮光資材の導入を支援しております。高温の対策技術とあわせまして、生産現場で活用され、柑橘類が安定して生産・出荷されるよう、引き続きしっかり対応してまいります。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。最後に言われました寒冷紗に対する補助というものは、以前から生産者からの要望が大変強くあっておりました。今回、それに対する補助もしていただけるということで、皆さん、大変喜ばれていると思っております。

最後に、畜産についてであります。

高温が畜産物の生産に与えている影響に対しまして、県はどのように認識しておられるのかお伺いをいたします。

○石松畜産課長＝畜産における高温による影響についてお答えいたします。

牛や豚、鶏などの家畜では、畜舎内が高温になると体内で発生した熱を体外へ放熱できずに体温が上昇する暑熱ストレスのため、餌を食べる量が減って生産性が低下したり、繁殖機能の低下や健康状態の悪化などが起きることがございます。この影響を畜種ごとに見ると、肉用牛では、子牛や肥育牛での生育の遅れや繁殖雌牛での受胎率の低下。乳用牛では、乳量や乳質の低下や受胎率の低下。豚では、生育の遅れや受胎率の低下。鶏につきましては、肉用鶏では、生育の遅れや死亡羽数の増加。採卵鶏では、産卵数の減少や死亡羽数の増加などが挙げられます。

これらは、畜産経営に悪影響を及ぼすものでございますので、できる限り低減していく必要があると考えております。

以上、お答えします。

○桃崎委員＝それでは、それらの影響に対しまして県としてどのような対策を

講じておられるのか、お取り組みについてお伺いをいたします。

○石松畜産課長＝高温による影響への対策についてお答えします。

畜産における高温対策については、家畜が極力暑熱ストレスを受けないようにしていくことが重要と考えております。このため県では、家畜を飼っている畜舎内の温度や家畜の体温上昇を抑える取組を進めております。

具体的には、まず、畜舎内の温度上昇を抑える取組として、扇風機や気化熱により畜舎内の温度を下げる細霧冷房装置の導入ですとか、畜舎内に直射日光が入らないようにするための寒冷紗や樹木の設置、屋根の温度上昇を防ぐために、水を流したり、消石灰などの遮光剤の塗布などを推進しております。

また、家畜の体温上昇を抑える取組として、朝夕の涼しい時間帯に餌を与えたり、発熱を抑えるために餌やりの回数を増やしたりするなど、餌のやり方の工夫、いつでも十分な水が飲めるよう飲水設備の掃除や細やかな点検の実施などを推進しております。

こうしたことに加えまして、特に暑熱ストレスの影響を受けやすい豚につきましては、受胎率の向上や体重の増加に効果があるアミノ酸を強化した飼料の給与を進めているところでございます。

これらの取組につきましては、例えば屋根に遮光剤を塗ると畜舎内の温度が約四度下がるといった試験結果などを含めまして、適宜、ＪＡなどへ情報発信するほか、生産者を集めた研修会で直接紹介するなどして、その実践を強く呼びかけているところでございます。

高温対策については、本県畜産の振興を図る上で今後ますます重要となっていくと考えられることから、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、農家において適切な対応がなされるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。農畜産物に対する高温対策は、今後、さらなる技術の研究開発や継続的な支援が必要不可欠であると考えております。県内農業者の技術の普及とさらなる支援の拡充をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

三つ目の質問は、県産種雄牛「二尺玉」についての質問であります。

本県の畜産は、農業産出額の約三割を占める主要部門でありまして、そのうち肉用牛が、その半分を占めていることから、畜産、特に肉用牛の振興は、佐賀県農業の振興を図る上で極めて重要であると考えられます。中でも、「佐賀牛®」につきましては、畜産農家の方々が長年にわたり飼養管理技術の確立や飼料給与体系の改善などに熱心に取り組まれ、現在では、本県農畜産物のリーディングブランドへと成長してきた次第であります。「佐賀牛®」の品質に対する評価は非常に高く、国内のみならず、海外からも大きな注目を浴びておりまして、今後、さらなる生産拡大が期待されるところであります。

しかしながら、近年、輸入飼料の価格高騰により配合飼料価格が高止まりしていることに加えまして、物価高などの影響により、高級な食材であります牛肉価格や子牛価格が低迷していることから、肥育農家や繁殖農家の経営状況は非常に厳しいものとなっております。

園芸振興におきましては、「いちごさん」や「にじゅうまる」など県独自の優良品種が開発され、生産性や市場性も高く、園芸農家の所得拡大へとつながってきております。

同様に、肉用牛の振興におきましても、肉質の向上や枝肉重量の増加などが期待される優秀な種雄牛を造成していくことが、肉用牛農家の収益性の向上につながり、経営安定のためにも必要不可欠であると考えております。

そのような中、昨日、当委員会におきまして県の畜産試験場を視察してまいりました。現場では、担当の方から、「二尺玉」はもちろん、ゲノム育種価や種雄牛などにつきまして、その特徴や取組など詳細にわたり御説明いただいたと

ころであります。委員の皆さんは、しっかりと御理解されているとは思いますが、せっかくの機会でありますので、確認のためにも質問させていただきます。

まず初めに、ゲノム育種価についてであります。

県におきましては、種雄牛の造成に当たりましてゲノム育種価を活用しているとのことでありますが、このゲノム育種価とはどのようなものなのか御説明をお願いいたします。

○石松畜産課長＝ゲノム育種価についてお答えいたします。

ゲノム育種価とは、牛の毛根などの細胞から採取した遺伝子の情報、これを専門的な用語でゲノム情報といいますが、このゲノム情報を基に、その牛の増体量や肉質などの生産能力がどれくらい優れているかというものを数値化したものでございます。

もともと遺伝子情報によらずに生産能力を数値化する、いわゆる育種価というものは以前からありましたが、ある牛の能力を評価するためには、その牛から生まれた子の肉質などを調べなければならなくて五年程度の期間が必要でございました。これに対しまして、ゲノム育種価は、生まれたばかりの子牛でも従来の育種価より高い精度で、その牛の能力を把握することができるものとなっております。

以上、お答えいたします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。

それでは、そのゲノム育種価を種雄牛の造成に活用することでどのようなメリットがあるのかお伺いをいたします。

○石松畜産課長＝ゲノム育種価を活用した種雄牛造成についてお答えいたします。

種雄牛の造成に当たりましては、大きく二つの過程がございます。まず、県内で飼われている牛の中から優秀な母牛を四十頭ほど選定しまして、人工受精により子牛を産ませます。そして、この子牛の中から優れた能力を持つ雄子牛を選抜して、その子孫の枝肉成績を確認した上で種雄牛として認定します。この優秀な母牛の選定と、優れた能力を持つ雄子牛の選定の際にゲノム育種価を活用しておりまして、それぞれ次のようなメリットがございます。

まず一つ目ですが、これまでは優秀な母牛の選定に当たっては、直接、その牛の能力を測る方法がなかったことから、その母牛が産んだ牛の枝肉成績が必要でしたが、ゲノム育種価を活用することで母牛の出産の有無に関係なく能力を把握できるようになりました。このため、これまでより多くの牛の中から優秀な母牛を選定できるようになったこと。

二つ目としまして、優れた能力を持つ雄子牛の選抜に当たりましては、これまでその牛の発達具合や親の能力を参考にして選抜することしかできませんでしたが、ゲノム育種価を活用することで、その雄子牛自身の能力を高い精度で推定することが可能となりました。これにより優れた能力の雄子牛を確実に選抜できるようになったことから、これまでより高い精度で優秀な種雄牛を造成できるようになったことがメリットと考えております。

以上、お答えします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。

それでは、今回育成されました「二尺玉」、これは県産種雄牛として初めてゲノム育種価を活用し、選別されたということでありますが、この「二尺玉」は、どのような点で優れているのかお伺いをいたします。

○石松畜産課長＝県産種雄牛「二尺玉」についてお答えいたします。

県では、種雄牛として選抜する際には、その牛を父として生まれた牛について枝肉の調査を行っています。調査する項目としては、肥育牛農家の収入と関係性が高い牛一頭から取れる肉の総量を表す枝肉重量、ステーキとして利用する際に重要なロース芯面積、カルビなどの重量に関わるバラ厚、商品化率を表

す歩留まり、肉の霜降り具合を表す脂肪交雑、無駄な脂肪がないかを表す皮下脂肪の六項目を調べております。

「二尺玉」につきましても、これを父とする牛二十六頭について調査したところ、肉の重量と品質のバランスがよく、特に枝肉重量、ロース芯面積、歩留まりの三項目が高いという評価が得られました。去勢牛ではロース芯面積と歩留まりの二項目で、また、雌牛では先ほど申し上げました六項目全てにおいて、これまでの県産種雄牛の中で歴代最高の成績を記録しております。

以上、お答えします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。今回選抜されました「二尺玉」は、枝肉重量や、その品質も歴代最高級ということであります。

そこで、今後、県内の肉用牛農家に対しまして、県として、この県産種雄牛「二尺玉」の利用をどのように推進していかれるのかお伺いをいたします。

○石松畜産課長＝「二尺玉」の推進についてお答えいたします。

「二尺玉」は、これまでの県産種雄牛の中でも特に優れておりまして、肉質が向上したり、枝肉重量が増加することにより、県内肉用牛農家の経営改善に大きく貢献すると考えられることから積極的に利用を推進することとしております。

具体的には、畜産農家を集めた研修会における枝肉成績の紹介や、繁殖農家や肥育農家が多く集まる家畜市場における大型ポスターの掲示、新聞などのマスメディアを通じたＰＲなどに取り組んでおります。実際に「二尺玉」の評判を聞いた農家からは、凍結精液の利用の申し込みが相次いでおりまして、認知度も高まってきていると感じているところでございます。

今後も、ＪＡ等の関係機関と連携しまして、肉質の向上や枝肉重量の増加に大きな効果のある「二尺玉」の利用を進めまして、県内肉用牛農家の収益性の向上を図ってまいります。

以上、お答えします。

○桃崎委員＝ありがとうございます。今後とも、この「二尺玉」の利用の推進と、また、さらに優秀な種雄牛の造成に取り組まれますことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

四つ目の質問は、今議会に上程されました輸出関連企業価格転嫁・交渉支援事業についての質問であります。

米国のトランプ大統領は、三月二十六日、世界各国・地域に相互関税を導入する大統領令を発表いたしました。米国への輸入品に一律に課す一〇％のベースラインの関税に加えまして、米国に輸入される自動車に二五％の追加関税を課すという内容でありまして、この関税は、四月三日から既に施行されております。

また、その後、我が国に対しまして一四％の関税上乗せ、この上乗せ分に関しましては、九十日間の凍結期間でありますが、鉄鋼、アルミニウムに対する関税は、これまでの二五％から倍の五〇％に引き上げられている次第であります。

この関税政策は、特に自動車産業におきましては、強烈な逆風になることが懸念されており、米国を重要市場とする自動車メーカー各社の今年度の業績見通しにもその影響が色濃く反映されたところであります。日産自動車、マツダ、スバルの三社は、関税措置の影響の合理的な算定が難しいといたしまして業績見通しを未定とし、また、業績の開示をしたメーカーにつきましても、最終的な利益の見通しは、米国の関税措置に加え、為替の円高方向への変動なども重なりまして、トヨタ自動車が約三五％減、ホンダが約七〇％減と、いずれも大幅な減益を見込んでいるところであります。

このような状況の中、我が国におきましても、赤沢経済再生担当大臣が渡米を重ね、米国政府との度重なる関税交渉を続けられており、また、カナダで行

われましたG7サミットにおきましては、石破総理とトランプ大統領が直接対談されたものの、交渉はまとまらず、先の見通しが立たない厳しい状況が続くものと考えられます。

こうした情勢は、県内の企業にも少なからず影響してくると見られ、今後の経営の見通しも厳しい状況となると推察されることから、県といたしましても、県内企業に対しまして新たな挑戦や先を見据えた経営に踏み出すための後押しとなるような支援に早急に取り組む必要があると考えるところであります。このような中、佐賀県は、今議会におきまして輸出関連企業への支援の予算を提案されております。

そこで、今回上程されております輸出関連企業価格転嫁・交渉支援事業について質問をいたします。

初めに、米国関税措置による県内企業への影響についてお伺いいたします。

米国の関税措置の発表から既に二カ月ほどが経過し、自動車関連のサプライヤーも多い本県におきまして、事業者からの不安の声や事業への影響が懸念されるところでありますが、県として、米国の相互関税及び自動車関税措置による県内企業への影響をどのように認識しておられるのかお伺いをいたします。

○川原ものづくり産業課長＝米国関税措置による県内企業への影響についてお答えいたします。

県では、米国の関税措置の動きに対応するため、四月三日にいち早く相談窓口を設置しまして、商工団体や金融機関とも連携して相談対応に取り組んできたところでございます。

また、県内には、部品を供給する自動車関連産業などの輸出関連企業も多く、随時、これらの企業への聞き取りを行いながら現場の状況把握に努めてまいりました。

冒頭、委員からも御指摘がございましたが、現在、相互関税の上乗せ適用は九十日間停止されているものの、自動車及び関連部品には二五％の追加関税が、全輸入品には一〇％の相互関税が課されているなどの状況でございます。

こうした中、県内の輸出関連企業などからは、足元の影響よりも今後の影響への懸念が多く示されている状況でございます。引き続き、関税措置の影響が顕在化した場合などに迅速な対応が取れるよう、国の動向を注視しながら相談対応や情報収集を継続してまいります。

以上でございます。

○桃崎委員＝ありがとうございます。この影響というものは、県内に結構広まっておりまして、唐津の厳木の産業集積エリアに来る予定でありました佐賀鉄工所も延期ということでされております。

これらの県内企業への影響を踏まえまして、今回の支援事業を実施する考えに至った目的はどのようなものかお伺いをいたします。

○川原ものづくり産業課長＝事業の目的についてお答えいたします。

現在も国において、米国との外交交渉が進められておりますが、依然として先行きが不透明な状況が続いております。こうした中、県内の輸出関連企業などは、先ほど答弁をさせていただきましたが、足元の影響よりも今後に対する影響の声が多く示されております。よって、関税措置の影響が顕在化した場合などに迅速な対応が取れるよう、この事業により、先手先手で準備を進めておくものでございます。

その際の大きな目的は二つと考えております。一つ目は経営リスクの軽減でございます。物価高による価格転嫁という課題が既にある中で、関税措置の影響が顕在化した場合に、発注企業との価格交渉が円滑に進むよう支援することが大切だと考えております。二つ目は経営力の強化でございます。県内の輸出関連企業などの新たな挑戦を後押しし、経営基盤強化につなげていただくものでございます。これらを佐賀県オリジナルの施策により積極的に展開しまし

て、県内の輸出関連企業などを支援してまいりたいと考えております。
以上でございます。

○桃崎委員＝ありがとうございます。
それでは、この事業の概要についてです。
この事業では、県内企業に対しまして具体的にどのような支援を行っていかれるのかお伺いをいたします。

○川原ものづくり産業課長＝具体的な事業の概要についてお答えいたします。
県内の輸出関連企業に向けて経営リスクの軽減と経営力の強化の二つを目的に、次に挙げます三点により事業を展開してまいりたいと考えております。
まず一点目については、経営リスクの軽減のため、価格転嫁や価格交渉力の強化、取引先の拡大などを支援します。具体的には中小企業診断士などの専門家を派遣しまして、原価計算や交渉資料の作成などを伴走支援してまいります。
次に、二点目についてでございます。経営力の強化のために企業が将来を見据えて自社製品等のプロモーションや自社技術を活用した試作品を開発する場合など、事業の多角化に向けた調整に対して支援をしてまいります。
最後に、三点目についてでございます。県内のモビリティー関連企業が国内最大級の製造業展示会に出展しまして、佐賀県の技術力をアピールすることで、新たな取引先の開拓を目指すものでございます。
これらの取組を積極的に進め、県内企業の課題解決や成長を後押ししてまいります。
以上でございます。

○桃崎委員＝ありがとうございます。
それでは最後に、今後の対応についてお伺いをいたします。
今回の米国による関税措置によりまして、県内企業も、また県民も、先行きに対する大きな不安を抱えております。今後も先を見据えた対策を積極的に講じていく必要があると考えますが、県としてどのように対応していかれるのかお伺いをいたします。

○川原ものづくり産業課長＝今後の対応についてお答えいたします。
今回、先行きが不透明な状況ではございましたが、県内の輸出関連企業から寄せられた多くの懸念の声を踏まえまして必要な対策を講じることといたしました。今後も、現場の状況を注視しながら、必要に応じて積極的に対応していきたいと考えております。

○桃崎委員＝ありがとうございます。
それでは、最後の質問に移らせていただきます。最後の質問は、奨学金返還支援事業についての質問であります。
佐賀県におきまして、少子・高齢化や人口減少が大きな課題となる中、若年層の県外流出を防ぎ、県内定着を図るため、また、県内企業の人材確保に資するものといたしまして、これまでも各議員から県に対し、早期の事業実施を訴えてまいりました奨学金返還支援事業が令和七年度から開始される運びとなり、このことを知った県内企業も、また、県民も大変喜んでおられるところであります。
現在、井手産業労働部長が様々な地域を回って県の取組について説明をしていただいております。その際、唐津のほうにもＹＥＧの要望に応えて出てきていただきました。その中で、奨学金返還支援事業については、多くの方が御意見を、本当にすばらしい事業だということを言っていただきました。佐賀県というと、なんかお祭りとか、そういうのばっかりやっているイメージがある一方で、こうやってしっかりと地元、企業の皆さん、また県民に対して目を向けていただいているということを感じて、大変ほっとしたということをお聞きいたしているところであります。
私も昨年度、高等教育機関問題対策等特別委員会の県外視察におきまして、

福井県が既に実施されておりましたＵＩターン奨学金返還支援事業についての説明を伺い、県内の人材確保につなげる施策として極めて有効な取組であると認識し、佐賀県でも早急に取り組む必要があると考えておりましたので、今回の事業の開始を大変ありがたく感じているところであります。

現在、大学生の二人に一人が何かしらの奨学金を受給していると言われる状況におきまして、奨学金返還事業をきっかけとして、県内に奨学金の返還支援を行う企業が増加することは、若者が佐賀県で安心して働くことができる大きなサポートとなり、県内企業の人材確保につながるものであります。

また、佐賀県の奨学金返還支援事業は、企業が従業員に対して行う奨学金返還支援の取組に県が補助するスキームとなっており、これにより県内企業は採用などの場面におきまして、奨学金返還支援を自らの取組としてＰＲすることができるため、県内企業にとりましても、自社の魅力向上に直接つながり、人材確保への効果が得られるものと考えております。

奨学金返還支援事業を開始されるに当たりまして、今後は、この事業をできる限り多くの企業に周知していくことにより、奨学金返還支援に取り組む企業を増やしていくことが重要であると考えております。またあわせまして、学生への広報も積極的に行い、県内の企業が奨学金返還への支援に取り組んでいることを知っていただき、就職活動における企業選びの要素に生かしていただくことを期待するところであります。

そこで、次の点につきまして質問をいたします。

初めに、本事業の概要についてであります。

本事業の概要はどのようなものであるのか。また、他県の事業と比較してどのような特徴があるのかお伺いをいたします。

○野﨑産業人材課長＝本事業の概要についてお答えいたします。

本県の奨学金返還支援事業は、県内企業などが従業員に対して行う奨学金返還支援の取組を県がサポートする、いわゆる企業補助型を採用しております。この企業補助型という形ですが、企業が従業員の奨学金を代理返還したり、あるいは手当として従業員に支給する場合、その費用の一部を県が補助するものでございまして、先ほど委員からも御紹介いただいたとおり、この形は企業の採用力の強化や従業員の定着につながる事業スキームであると考えております。

事業の概要ですが、補助率については、企業が負担した額の二分の一、補助上限額は支援対象者一人当たり年間十万円、一社当たりの上限人数は年三人、補助期間は五年間としております。

他県と比べた本県の制度の特徴でございますが、各種要件にできるだけ幅を持たせている点でございまして、これは各企業が自社の採用方針や在籍する職員の構成、人材育成の方向性などに応じて返還支援制度を導入する際に、県としてもできるだけ幅広く支援ができるように意図したものでございます。

他県の制度では、例えばＵターン就職促進に主眼を置いて県外在住者、すなわち県外から就職された方のみを対象としている県ですとか、あるいは特定の分野や特定の学部に絞って支援を行う県もありますが、佐賀県の制度では、いずれも制限をしておりません。ほかにも年齢や居住地による制限も設けておらず、また、新卒かどうか、正社員かどうかにも限らず幅広く対象としておりまして、企業が支援を行いたいと考えている従業員ができるだけ補助対象となるようにしております。

もう一点、特徴といたしまして、企業の要件について、県内企業だけではなく、県外本社企業であっても佐賀に勤務地を限定した採用、いわゆる佐賀枠採用と我々は呼んでおりますが、そういった採用を行う場合は支援の対象とすることとしております。例えば、県外本社の誘致企業などであっても、佐賀に根差した人材確保に積極的に取り組む企業をしっかりと応援したいと考えまし

て、こうした内容としております。

このように、あらゆる分野で人材不足の状況にある中で、各企業の主体性を尊重しつつ、積極的にこの事業を活用していただきたいという思いから幅広くサポートすることができる制度を設計したものでございます。

以上でございます。

○桃崎委員＝ありがとうございます。

それでは次に、県内企業の対応についてお伺いいたします。説明会に参加された企業の反応はどのようなものであったのか。また、県内企業の奨学金返還支援に関する取組状況はどのようなものなのかお伺いをいたします。

○野﨑産業人材課長＝企業の対応状況についてお答えいたします。

まず、説明会についてですが、四月十五日から県内四カ所で企業向け説明会を実施いたしまして、合わせて六十九の企業、団体に御参加いただきました。

参加企業からのアンケートでは、参加六十九社のうち八社が「既に奨学金返還支援制度を導入済み」、三十一社が「奨学金返還支援制度を導入予定」と回答しておりまして、奨学金返還支援を実施する県内企業は、これまで十社程度にすぎなかったことを考えれば、我々の想定を大きく上回る企業が前向きに対応していただいている状況であると認識しております。

各企業の取組状況ですが、企業が今後県からの支援を受けるに当たっては、企業が奨学金返還支援制度を導入した場合には、まずは県に佐賀県奨学金返還サポート認定企業の登録申請を行っていただくこととしておりまして、現時点で既に十四社を認定企業として登録しております。認定企業につきましては、順次、特設ウェブサイトで公表していくこととしております。

今後も、本事業をきっかけといたしまして、多くの企業で制度導入が進んでいくことを期待しております。

以上でございます。

○桃崎委員＝ありがとうございます。

それでは次に、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

今年度から本事業が開始されたところでありますが、補助金交付に至るまでのスケジュールをお伺いいたします。

○野﨑産業人材課長＝今後のスケジュールにつきましてお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、企業が今後県からの支援を受けるに当たっては、企業が奨学金返還支援制度を導入した場合には、まずは県に佐賀県奨学金返還サポート認定企業の登録申請を行っていただくこととしております。その後、今年度中に実施する支援内容を記載した支援計画書を九月末までに提出していただくこととしております。その後の流れにつきましては、一般的な補助金と同様でございますが、今年度の支援が完了し次第、実績報告を行っていただき、補助金を交付することとしておりまして、三月に実績報告、四月に補助金交付というスケジュールを予定しているところでございます。

以上でございます。

○桃崎委員＝ありがとうございます。九月末の企業登録が一つの目途となるということであります。

先ほど、現在、奨学金返還支援制度を導入されている会社が八社、今後新たに実施される予定の会社が三十一社、現時点、三十九社が返還支援制度を導入される予定ということでございます。記憶によると、この事業は一社当たり三人の十社であったと思いますが、これ、枠を越えた場合、不採択になったりする会社が出ちゃうんじゃないかと若干心配しております。先ほど定松委員の質問の中でも、佐賀県中小企業生産性向上支援補助金等も不採択というものがあったかと思いますが、想定を超えた申請があった場合、どのように対応され

るのかお伺いいたします。

○野﨑産業人材課長＝想定を超えた申請があった場合の対応についてのお尋ねかと思います。

先ほど、私から答弁申し上げました導入企業の状況でございますが、四月に実施した企業向け説明会でのアンケートの結果では、八社が「既に導入済みである」と、三十一社が「今後導入予定」と回答しておりまして、この三十一社の導入予定の回答の中には「来年度から開始したい」という企業も多く含まれておりまして、今時点で申請が上がって認定をしている企業の数でいいますと、十四社でございます。この十四社につきましても、一社当たり何人で申請をされるか、あるいは金額がどの程度の金額で申請をされるかというのは、九月末までに提出いただく支援計画書を確認しないと分からないところではございますが、いずれにしましても、できるだけ多くの企業に申請をいただきまして、できるだけ多くの企業を認定できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○桃崎委員＝ありがとうございます。私も、できるだけ多くの県内企業がこの事業を活用されて人材確保に取り組まれることで学生の企業選択の動機づけともなり、若者の県内就職の増加につながることを期待するところであります。

そこで、今後、県内企業への広報をどのように行っていかれるのか。また、学生への広報に関しましても併せてお伺いをいたします。

○野﨑産業人材課長＝本事業の広報についてお答えいたします。

四月の事業スタート以降、まずは県内企業に奨学金返還支援制度の意義を御理解いただき、積極的に制度を導入してもらうための企業向け広報に注力してまいりました。

具体的に申し上げますと、企業の経営者層を意識した新聞広告、テレビ・ラジオCMを実施するとともに、県や経済団体などが実施する会合などにも積極的に出向きまして事業をPRしてまいりました。

また、六月からは制度を導入した県内企業の情報などを周知するための学生向け広報にも力を入れておりまして、ウェブやSNSを用いた広報を中心に、常日頃からパイプがある大学を通じた周知や県主催イベントでのPRを実施しているところでございます。

今後は、九月末の企業登録期限に向けて、また、これから大学三年生のインターンシップが夏には始まってまいりますので、それに向けて企業、学生へあらゆる機会を通じて全力でPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○桃崎委員＝地元企業の健全な成長こそが地域経済の活性化につながり、ひいては佐賀県の発展につながるものと私は考えております。

現在の社会におきまして、人手不足や物価の高騰が大きな問題として挙げられている中、トランプ関税の影響など、様々な、また新たな課題が存在する状況ではありますが、今後の県内企業の発展や県内産業の振興に対しましてどのような思いで取り組んでいかれるのか、最後に井手産業労働部長にお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○井手産業労働部長＝私からは、県内企業の皆様に前向きに事業を進めていただくための支援に関する思いについてお答えします。

私を含めて産業労働部では、直面する課題に対して効果的な施策には積極的に取り組むという姿勢で臨んでおります。例えば賃金UPプロジェクトもそうですし、ほかにも価格転嫁の伴走支援、物流の二〇二四年問題対策、さらには奨学金の返還支援事業もそうです。ほかにもありますけど、もちろん、今回の米国の関税措置への対策もそうです。

その上で、私が部長になって以来心がけてきたのは、経済界や労働界、時に

はそれ以外の様々な業界の方々と膝を突き合わせて率直な意見交換ができる関係づくりです。これは効果的な施策づくりには欠かせない取組だと思っておりまして大切にしております。

そして、今、委員おっしゃったように物価高や人材不足といった大きな課題に直面しています。先行き不透明な米国の関税措置への懸念の声も多く寄せられております。

そうした状況の中、まさに産業労働部では、様々な情報により県内の経済状況を注視するとともに、現場の声や、そこから把握した課題やヒントに基づき、施策目的を明確に先手先手で対応しています。そして、これからも財源確保などにも努力しながら、県内企業が前向きに事業を進められるよう、同様の姿勢で取り組んでいきたいと思います。

私からは、以上です。

○下田委員＝県民ネットワークの下田寛でございます。本日、最後の登壇です。よろしくお願いします。

今回、二問を質問します。

まず第一問目、森林資源の循環利用の推進についてお尋ねいたします。

本県の森林は、先人のたゆみない努力によって戦後に植林が積極的に進められたことで、杉やヒノキの人工林の多くが収穫の時期を迎えております。このような森林資源の現状を踏まえると、成熟した森林を伐採して建築用材等に利用し、伐採した後の森林には再び植林を行う再造林によって森林資源の循環利用を推進していく必要があります。また、伐採した後の再造林や、その後の森林の管理を着実に実施していくことは、山地災害のリスクの低減や地域林業の活性化にもつながっていくと考えています。

そこで、本県における森林資源の循環利用の実態や森林資源の循環利用を推進するための取組状況などについてお伺いをしていきたいと思います。

まず第一問目、森林資源の現状と伐採、再造林の取組についてお伺いいたします。

本県の森林のうち、杉やヒノキの人工林で、いわゆる収穫期を迎えている面積は、今どの程度あるのかをまずお伺いいたします。

○吉良農林水産部副部長＝県内の人工林のうち収穫の時期を迎えました人工林についてお答えいたします。

まず、佐賀県の森林面積は全体で十一万ヘクタールでございます。このうち国が所有する国有林以外の民有林面積でございますが、九万五千ヘクタールとなっております。このうち杉やヒノキの人工林が六七％、六万三千ヘクタールとなっております。ちなみに、この六七％の人工林率でございますが、全国一位となっております。

そして、民有林のうち植林から四十五年を超えました、収穫の時期を迎えております人工林の面積は約五万ヘクタールとなっておりまして、全体の七九％を占めております。人工林の八割でございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。

次に、現状についてお伺いしたいんですが、これまでの伐採と、その後の再造林の状況についてどのように推移しているのか、傾向等もあれば含めてお伺いしたいと思います。

○吉良農林水産部副部長＝伐採及び再造林の現状についてお答えいたします。

民有林におきまして、県独自の調査でございますが、過去五年間の平均で伐採面積は年間百ヘクタール程度となっております。そして、再造林の面積でございますけれども、年間六十ヘクタール程度となっております。ただ、令和三年にウッドショックが発生しましたが、そのときには伐採面積が前年度の三倍に増加しております。ちなみに、令和二年度が五十ヘクタールぐらいでござい

ましたけれども、百五十ヘクタール程度に増えました。その際に若干再造林が遅れるようなケースがあったんじゃないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今、現状について一、二と質問させていただきました。

それで、伐採後の再造林を推進するための取組についてお伺いしたいんですが、現場の方々からは、再造林の費用や労力等の負担がネックになっているというようなことを聞きます。県としても、再造林を支援する取組が様々進められていると私も認識していますけれども、そういったことの見える化がもっとできないものかというふうに感じています。ここについては県民や林業関係者への情報発信がより重要になってくると思っています。また、県民に対しても、「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」はじめ、そういったことを熱心にやっておりますので、こういったことに関して、今後、再造林の進捗や成果についてどのように分かりやすく伝えていくのかということの考え方についてお伺いをしたいと思います。

○吉良農林水産部副部長＝伐採後の再造林を推進するための取組についてお答えをいたします。

まず、取組の状況を少しお話しさせていただきますと、伐採後におきまして、県では伐採後の再造林、いわゆる植林ですとか、その後に行う草刈り、下刈り作業でございます。これにつきましては国の補助に加えまして、令和五年度から県単独のかさ上げを行っております。植林につきましては、現在、九〇％の補助、それから、下草刈りにつきましては一〇〇％の補助を行っているところでございます。

また、伐採する方と、それから植林する方が異なる場合などにおきまして連携が必要になってまいりますし、作業の省力化の推進が必要と考えておりまして、今年度からその事業を拡充しております。

具体的な連携支援対策といたしましては、伐採と植林の工程調整ですとか、それから現場の技術指導、そういったものを支援することとしております。

また、植林などの省力化対策といたしまして、苗木を植えるための穴掘り機ですとか、ラジコン草刈り機、そういったものの機器の導入を支援してまいりたいと考えております。

それから、伐採後、適切に再造林が行われなくなれば山地災害のリスクにもつながりかねないことになりますので、市町と連携させていただきながら、伐採や再造林の状況について情報共有ですとか情報発信を強化していきたいと考えております。

また、森林所有者の皆さんに適切な再造林を促すために、伐採から再造林までの手続ですとか県の支援制度を分かりやすく説明するチラシなども作成しておりますし、今後もホームページ等で情報発信、ＰＲを強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今、現状のことと、これからもしっかりやっていきたいというような旨の御答弁をいただいたと思います。これから特に森林をどう守っていくのかということに関しては、いかに県民の皆さんを巻き込んで広報していくかということも非常に大切ですので、引き続き様々な手法で伝えていっていただきたいと思います。

次に、二番の森林施業の集約化への対応についてということでお伺いします。

まず、小規模森林所有者の現状についてです。

本県では、多くの森林所有者が小さな面積の森林を所有しているというふうに聞いておりますが、現状がどうなっているのか、数字なども含めてお尋ねをいたします。

○**吉良農林水産部副部長**＝県内の小規模森林所有者の現状等についてお答えいたします。

二〇二〇年の農林業センサスによりますと、所有する森林面積の規模が一ヘクタールから三ヘクタール未満という小規模な森林所有者の割合は、本県では六八％に上っております。全都道府県の中では四番目に高い率だと認識しております。そういった小規模な森林所有者が多いと言えると思います。

なお、統計上、あらわされていない一ヘクタール未満の森林所有者も多々おられるというふうに推察しております。

以上でございます。

○**下田委員**＝ありがとうございます。全国では四番目に小規模の方が多いと、一ヘクタール未満も結構多いであろうということの現状をお伺いしました。

次に、森林事業を集約化するための取組についてお伺いしたいと思うんですが、小規模な所有が多い状況の中で、効率的に伐採や再造林を進めていくためには集約化は必要であると思います。

県として、所有者の理解を得ながら、どのように森林の集約的な施業を進めていこうとされているのか、この点をお伺いいたします。

○**吉良農林水産部副部長**＝森林施業を集約化するための取組等についてお答えいたします。

先ほど申しましたように、令和三年にウッドショックが発生しまして、その後に「さがの林業再生プロジェクト」に取り組んでおります。その一つといたしまして、小規模で分散する森林施業の集約化のために展開しております。

具体的には、例えば森林組合などの林業事業体が地元に入って集落の説明会を開催する場合の経費の支援ですとか、土地の境界等を確認するためのＧＰＳ機器の導入等を支援しているところでございます。

そういった中で、森林所有者が自分のところで間伐をやってみたいというところが出てきた場合には、具体的に森林組合等の事業体では、例えば間伐した木材を利用、販売する搬出間伐でございますが、森林組合等の技術職員の方々が伐採や搬出などに要する費用と、一方で補助金や木材の販売収入を見積もって、収支を計算いたしまして、それを森林所有者に幾らお返しできるのか、そういったものの見積もり、我々は施業提案書と呼んでいるんですが、そういったものを提示させていただきながら、森林所有者へのアプローチを進めているところでございます。

それからもう一つ、要は収支の部分でございますが、パソコンとかスマートフォンによりまして簡単に収支が計算できる佐賀県版の林業経営支援システムを開発いたしておりまして、令和六年度から運用を開始いたしました。

こういった取組で森林所有者の関心をぜひ高めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○**下田委員**＝ありがとうございます。現状、様々なことを進めているというような御答弁をいただきました。

次に、人材をどう確保してスムーズに仕事をしてもらうかというところが、この分野においてもというか、あらゆる分野において大切ですけれども、その点について続いてお伺いしていきたいと思っています。

次に、森林資源の循環利用を担う人材の確保、育成についてです。

まず、担い手の現状についてです。

森林を支える人材の確保も大きな課題であります。林業に従事する方の数や年齢構成などの現状についてお教えいただきたいと思います。

○**吉良農林水産部副部長**＝まず、担い手の現状についてお答えいたします。

森林組合などに雇用され、就業されている担い手の人数は、県内全体で平成

二十五年度では三百五十八人でございましたが、令和五年度では二百五十人となっておりまして、この十年間で百八人減少、三〇％ほど減少しております。ちなみに、令和五年度は、先ほど二百五十人と申しましたが、初めて前年度よりも若干上昇傾向となっております。それが一時的なものでないか、今後、注視してまいりたいと思っております。

また、森林組合の担い手の年齢構成でございますが、平成二十五年度と令和五年度を比較いたしますと、三十九歳以下が三一％から二七％に若干減少しています。一方、六十歳以上の割合は二六％から三一％に上昇しておりまして、高齢化が若干進んでいるというふうに思っておりますが、全体としては比較的バランスのよい年齢構成になっていると思っているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。人数は減ったものの、バランスのいい年齢構成であるということでありました。

では、次の担い手を確保、育成するための取組についてですが、県では、都市部からの移住や若者を対象にした林業の体験機会や段階的な支援も含めた様々な育成策に取り組んでおられるというふうに承知しています。

今後、さらにどのような工夫や展開を考えておられるのか、この方向性をお伺いしたいと思います。

○吉良農林水産部副部長＝担い手を確保、育成するための取組についてお答えいたします。

現状を少し報告させていただきますと、令和四年度から林業の即戦力となります人材の確保、育成を目指しまして、「さが林業アカデミー」を開講しております。こちらでは、「知る」、「触れる」、「学ぶ」の三つのステップで取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、一つ目では、林業就業セミナーを開催しております。これは林業の作業内容ですとか雇用の状況、移住支援などを紹介するものでございます。東京と佐賀で実施しております。

それから二つ目に、林業体験会の開催でございます。こちらは林業の現場の見学ですとか、実際に作業体験を行うものでございます。

そして三つ目に、林業講習会ということで、これは木を切ったりするチェーンソーとか、それから高性能な林業機械の資格取得とか実践研修を行うものでございます。

こういった三段階の取組によりまして、林業が未経験でありましても就業できるような仕組みとなっていると思っております。

これまでに第一期から第三期の三年で十五名の方が「さが林業アカデミー」の講習を修了し、林業への就業につながっているところでございます。

なお、「さが林業アカデミー」につきましては、東京においても開催すると先ほど申し上げたところですが、実際にＰＲとかに関しましても、ＳＮＳなどを活用しまして周知に努めているところでございます。

ただ、もう一つ、林業に就業していただくには、やはり林業を就業先として選ばれるための事業体側の受け入れ体制といいますか、例えば給与などの待遇改善、あるいは休暇等も必要になると思いますけれども、そこら辺が重要だと思っております。そのため、「さがの林業再生プロジェクト」の支援を通じまして、森林組合等の現場での生産性の向上を図りながら組合の経営基盤の強化を図ることとしております。

そのほか、今年度は「ＳＡＧＡ伐木チャンピオンシップ」といいまして、林業者がチェーンソーで競争する大会でございますが、そういったものを開催いたしますし、公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金と連携いたしまして、森林組合等が林業希望者を三日間受け入れるインターンシップですとか、新規就業希望者の方と現役の林業従事者の方との交流会なども開催していきたいと

計画しているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。

では、引き続いて今後の取組についてお伺いしたいと思います。

今、担い手を確保、育成するための取組を三段階でやられているということで御答弁いただきました。これはさらに推進をしていかなければいけないと思っています。森林資源の循環を進める制度自体は、今、いろいろ答弁をいただいて動き出しているというふうに感じておりまして、少しずつ効果が出てきているのかなと思っています。これをさらに深化させていく段階に入ってきていると思っています。

これらの制度の検証や改善と言ったらいいんでしょうか、また、情報の発信強化など、今後の展開について、現状どのように考えていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

○吉良農林水産部副部長＝今後の取組、展開等についてお答えいたします。

まず、森林資源の循環利用を推進するためには、これまで申し上げた取組に加えまして、やはり切った木を木材として積極的に使っていく、これがやはり大事だと思っております。

このため、県産木材の供給体制の強化を図りますとともに、建築物におきます木材の需要を拡大するために、令和四年度に「さがの木の建築推進協議会」というものを立ち上げております。この組織は、建築士、木材供給事業者、建築業者などによりまして構成されておりまして、横断的なネットワークを生かしまして、中規模、大規模の木造建築物の普及に努めてまいりたいと考えております。

また、伐採後は、県が五十六年の歳月をかけて開発いたしました「サガンスギ」がございます。これにぜひ植え替えを推進していきたいと思っておりまして、現在、「サガンスギの森林（もり）百年構想」を展開しております。苗木生産用のハウスの整備に対する支援ですとか技術講習等もやっております。「サガンスギ」の苗木の生産拡大に引き続き取り組みながら、「サガンスギ」の植え替えを推進してまいります。

また、ＳＮＳを活用した県産木材のＰＲ、例えばホームページですとか、インスタグラムですとか、そういったものを媒体としましてＰＲもさせていただきたいと思っております。また、林業普及指導員が現場におりますので、「サガンスギ」のチラシなど丁寧な分かりやすい資料等によりまして、対象者、ターゲット層を意識しながら、県の取組等を県民の皆さんに広くＰＲしていきたいと思います。

そしてまた、それぞれの取組の効果などを定期的に検証しながら、そういった取組についても情報を発信していく必要があると思っていますし、そういうことを検証する中にあって、今後の改善、アップデートも図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今後の展開についてお尋ねをし、御答弁いただきました。県民も含めて、林業おもしろいな、森っておもしろいなと思ってもらえるような、わくわくするような仕掛けをどんどんしていただきたいなというふうに思います。

最後に部長にお尋ねしたいんですが、長期的な視点による森林の管理についてお尋ねをします

森林の循環には、三十年、五十年と長いスパンでの管理が必要となってきます。施策の横展開や可視化、担い手の確保も含めて、県としてどのような方向性を持って森林を守り育てていこうと考えているのか、部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○島内農林水産部長＝私から、長期的な視点による森林の管理についてお答えいたします。

森林の育成には、先ほど副部長が答弁いたしましたとおり、「サガンスギ」であっても、植林後三十年は必要になります。佐賀の森林のあるべき姿をしっかり見据え、長期的な視点で森林の保全、それと林業の振興の両面から森林の管理に取り組む必要がございます。

このため、森林の保全の面では、佐賀の豊かな自然環境を人が未来へつなぐ「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」などに取り組み、県民の皆様とともに森林を守り育てていくという意識の醸成を図ってまいります。

また、林業振興の面では、「さが林業アカデミー」など、「さがの林業再生プロジェクト」や「サガンスギの森林（もり）百年構想」などの施策を展開し、稼げる農業の実現を前に進めてまいります。

このため、昨年度は県内八つの森林組合に、私、出向きまして、組合長と意見交換をしてまいりました。今現在、第二周目として、この議会を挟みまして二度目の森林組合の組合長さん方との意見交換を実施中でございます。現場の意見をより多く捉えていきながら、持続可能な佐賀の森林・林業の確立を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員＝部長、ありがとうございました。ぜひとも進めていただきたいと思います。

今、部長の答弁の中で、例えば総括するような「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」等出てまいりました。とても大事な話だと思っていて、まず中核をしっかりやっていただいて、さらに県民にも広げていくということだと思うんですけれども、「森川海人（もりかわかいと）くん」とかの知名度が東部と西部で大分違ったり、もっと県民に浸透していったらいいなというふうにも願っております。ですので、そういったところも含めて、まずは中心を大切にして県民全体が、佐賀の森ってすごいよねって思ってもらえるような林業に育てていただきたいと思います。

○弘川委員長＝暫時休憩します。十五時十五分をめどに委員会を再開します。

午後二時五十一分　休憩

午後三時十五分　開議

○弘川委員長＝委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○下田委員＝佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業について質問します。

これは今議会に上程されているものですが、今議会ではトラックドライバーとして外国人材を試験的に受け入れ、そのノウハウを県内全体に展開していくという、まさに全国初のチャレンジが提案されています。

私自身、深刻な人手不足という現状を受け止めており、県産業を支えるためには多様な手だてを講じていく必要があると考えております。また、特に運送業界では、有効求人倍率が二・五一倍を超えるなど、人材確保の厳しさが顕著です。

そうした中、令和六年三月に自動車運送業分野が新たに特定技能に追加されたことを受けて、外国人材の受け入れが可能になったわけですが、まだ全国的にも実績は少ないと聞いています。その意味で佐賀県が先陣を切ってこの分野に挑むことは非常に意義深く、私としても大いに評価をさせていただいており、楽しみにしております。

一方で、現場や地域の声にも耳を傾けておりますと、日本語は大丈夫なのか、安全性の担保はどうするのか、中小企業でも受け入れられるのかといった不安や懸念の声も届いております。

私は、こうした声に誠実に応えながら、外国人材の受け入れが、雇用する企業、共に働く従業員、そして、何より外国人材本人にとっても、受け入れてよかった、働いてよかったと思えるような取組となることが大切だと考えています。単なる労働力の補塡ではなくて、多様性を地域の力へと昇華させていく未来志向の政策であってほしいと願っております。

そこで、今回、六点についてお伺いしたいと思います。

まずは、本事業にチャレンジするに至った背景、そして事業の目的について改めて御説明をお願いします。

○野﨑産業人材課長＝本事業の背景と目的についてお答えいたします。

トラックドライバーにつきましては、全国的に人材不足が大きな問題となっておりまして、先ほど委員からも御紹介いただいたとおり、自動車運転従事者に係る全国の有効求人倍率は、令和七年四月の数字で二・五一倍、また、トラックドライバーの年齢構成といたしましては、五十歳以上の就業者が五一％と、実に就業者の半分以上が五十歳以上という状況にございまして、人材確保が喫緊の課題となっております。

このような状況を受けて、令和六年三月に外国人の在留資格である特定技能の対象分野に自動車運送業が追加されたところでございます。

新聞報道などによりますと、全国規模の大企業などでは、既に受け入れの準備を進めているところもありまして、今後、外国人材のトラックドライバーの受け入れは、全国的に急速に進んでいくものと考えております。

県内企業におきましても、今後、ニーズが高まっていくと予想しておりますが、県内運送事業者の方ですとか、あるいは県のトラック協会の方々などと意見交換をする中で、「トラックドライバーとして外国人材を受け入れたいが、全国的にも先例が少なく、その方法が分からない」と、そういった声がございました。そのため、まずは外国人材ドライバーの受け入れを試験的に行いまして、そのノウハウを蓄積し、県内の運送業界に展開していきまして、今後、各企業での円滑な受け入れにつながることを目的として本事業に取り組むことにしたものでございます。

なお、本事業では、タイから三名のトラックドライバーを受け入れることとしております。タイは、自動車が日本と同じで左側通行、右ハンドルでございまして、日本の交通ルールとは親和性が高いということもございますし、また、

タイの方々にとって佐賀県というのは観光地として、また、タイの映画やドラマのロケ地として知名度があるということもあります。また、本県との文化やスポーツを通じた交流もございますので、タイの方々に就労先として佐賀を選んでいただけるということを期待しているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。今回、試験的な導入ということで、横展開につなげていけないかというような思いでチャレンジ事業が開催されるということでした。また、タイから三名ということでありました。

次に、県の関わり方についてお伺いしたいと思っております。

人材紹介会社に委託をする形だと伺っております。ちょうど時期を同じくして七月二十五日に外国人材受入セミナー、これは当初予算の事業だったと思いますが、これが開催されて、今回は自動車運送業に関する外国人受入セミナーが開催されるというふうにも聞いております。こういったことも連動すると、当然ですが、県としてもしっかりと伴走して、しかも、指導的に関与していくべきだと思っておりますが、こういった点についてどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○野﨑産業人材課長＝本事業の県の関わり方についてということでお答え申し上げます。

本事業では、先ほど委員からもお話があったとおり、人材募集や採用、ビザの取得やビザの切替えなど、外国人材の受け入れに係る一連の手続を人材紹介会社に委託をして実施することとしておりますが、全国初のチャレンジというこの事業でございますので、人材紹介会社と外国人材を受け入れる企業任せにせず、県としても、あらゆる段階において伴走し、課題への対応など関係機関と連携しながら対応していきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、今回の事業は、やはり様々な機関との連携というのが特に鍵になると考えておりまして、トラック協会との連携はもとより、外国人材に対してどのような運転講習をすべきかという自動車学校との調整でございますとか、あるいは運転免許の切替えに当たってタイの運転免許制度について、例えばこれを駐日タイ王国大使館を通じて確認するとか、あるいは県や国際交流協会の外国人材に対する支援メニューの整理、検討など、事業の円滑な遂行に資する様々な機関との連携にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

また、県では、外国人材の増加を踏まえまして様々な事業に取り組んでいるところでございまして、こちらも当初予算でございますが、本年七月七日には外国人材の雇用に係る相談窓口である「さが外国人材雇用サポートセンター」がいよいよ開設いたします。また、先ほど委員からも御紹介いただいた外国人材の雇用のための基本的な情報を学ぶセミナー、こちらも七月二十五日に自動車運送業をテーマとして実施を予定しておりますが、こういった様々な取組を通じまして、外国人材トラックドライバーの受け入れ企業をサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。民間の企業さんたちが円滑に進んでいけるためのサポートをしっかりとしていくというお答えでした。

続いて三番目に、運転免許の切替えや中型免許の取得、安全面の担保、そして日本語の習得支援について、これらは当然ですけれども、非常に重要な要素と考えますが、どのようなサポートを講じていくのか、この点についてお尋ねをいたします。

○野﨑産業人材課長＝運転免許の切替え、日本語習得の支援についてお答えいたします。

委員から御指摘いただいたとおり、本事業においては、外国人材トラックド

ライバーの受け入れに当たって外国の免許の切り替え、いわゆる外免切り替えや、運転に係る安全意識や日本の交通法規、マナーに沿った運転技術の向上、また、日本語力の向上といったことは、重要なポイントになると考えております。

まず、外免切り替えにつきましては、関係機関と連携いたしまして、あらかじめ必要な手続や対応、例えばタイの免許制度の確認ですとか、あるいは試験の際の通訳が必要かどうかなど、こういったことを事前にしっかり洗い出して、前もって今準備を進めているところでございます。

また、運転に係る安全意識や日本の交通法規、マナーに沿った運転技術の向上につきましては、こちらは自動車学校と連携いたしまして、外免切り替えの前には校内での講習、また、外免切り替え後は路上での講習を行うなど、外免切り替えの前後に運転講習を行いまして、日本の道路及び運転方法について学ぶ機会を提供することとしております。

また、日本語能力の向上につきましては、入国前、入国後に週一回、四カ月程度の研修を行う予定としております。

さらに、入国された後は、地域日本語教室など、佐賀在住の外国人向けの取組なども活用しながら日本語力を高めていただきたいと考えております。

本事業は前例のないトライアル事業でございまして、これらの課題についてどのようなレベルまで、あるいはどのような対応をすればよいかといったことを明らかにしていくこと自体が一つの目的でございます。そこで明らかになった課題に対して適切な対応策を講じるとともに、事業実施後の業界全体への横展開につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございました。今のお話をお伺いしていると、例えばですけれども、もしこれがうまくいくとなれば経済循環を起こすための横展開等にもつながるのかなというふうにも思います。例えば福岡県なんかでは、たしか自動車学校とかが営業をかけていたりとか、そういったお話を聞いたりしますし、日本語学校等でも、そういったことというのはかなう部分でもあるのかなというふうにも思います。

今回、試験的な運用ということでありますので、どういったレベルでやるのか、これからのことではありますけれども、ぜひとも県内の他分野の企業さんまで経済波及ができるような、そういったところも視野に入れていただきたいと思います。

続いて、四番目の受け入れ企業の役割についてお尋ねします。

外国人材が地域に溶け込んで長く働き続けられるようにしていくためには、受け入れ企業の役割というのは、とても大きいと思います。ここで受け入れ企業の役割をどのように認識をしているのか。また、企業側への支援策をどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○野﨑産業人材課長＝受け入れ企業の役割についてお答えいたします。

受入企業というのは、今回、外国人材を雇用し、受け入れるまさに主体となる企業でございます。受け入れ企業には、雇用主としての責務を果たしていただくことはもちろんのこと、外国人材を受け入れる企業として住環境や職場環境の整備、研修や業務における支援体制の構築、あるいは顧客対応に関する指導支援、生活面での支援、また、地域社会との関係づくりにもしっかりと対応いただきたいと考えております。

受け入れた外国人材にしっかりと定着していただけるかは、給与などの待遇面だけではなく、受け入れ企業や地域にスムーズに溶け込めるかにかかっていると考えております。

国際交流協会をはじめとする関係機関とも連携しながら、地域住民との顔の見える関係づくりや日本語教育支援、外国人にとって分かりやすい生活情報や

防災情報の伝達など、受け入れ企業をしっかりとサポートしながら、きめ細やかに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。本当に待遇面だけではない様々な支援が必要ですし、いかに地域に溶け込んでいけるのか、住環境、職場環境を含めてというところです。ぜひともお願いしたいと思っております。

それで、今後の展開についてですが、先ほども答弁をいただいているとおり、大規模な企業だけではなくて、中小企業も含めて広く受け入れが可能となっていただかなくてはなりません。そのために、本事業から得られるノウハウをどのように業界全体または県内全体と波及させて展開していこうと考えているのか、その点についてお伺いいたします。

○野﨑産業人材課長＝今後の展開についてお答えいたします。

本事業におきましては、外国人材の採用、日本への入国、外免切り替えを経て今年度中、令和八年三月までには特定技能のトラックドライバーとして就労をスタートすることを目指しております。

ここから得られるノウハウでございますが、今後、県内企業が外国人材を受け入れる場合に不可欠な情報である採用の手順や就労のために必要な手続のほか、今回、トラックドライバーでございますので、外免切り替えにどの程度の運転技術や日本語能力が必要か、あるいは受け入れ後にどの程度の教育訓練が必要かなど、実際に受け入れてみないとなかなか分からないような情報が得られると考えております。県内企業へのノウハウの展開につきましては、トラック協会としっかりと連携をして行っていきたいと考えております。

本事業を通して明らかになった情報、課題や対応策などのノウハウをまとめてトラック協会を通じて業界内に展開していくことで、県内における外国人材ドライバーの円滑な受け入れ及び定着を図り、人材不足の緩和につなげていきたいと考えております。

本事業ですが、受け入れに係る全てを独力でカバーできるような、そういったことが大企業でなくても対応できるように、県内の様々な関係機関、関係者と連携しながら進めていくスキームであるということも一つのポイントだと考えております。

運送業界へ展開する際も、幅広い企業で活用ができるように情報をまとめていくことなども意識していきたいと思っております。

また、将来的には、この事業で得られたノウハウを応用し、同じ自動車運送業分野であるバスやタクシーのドライバーなどへの展開も見据えていきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。この事業はチャレンジ事業ということで、これからどうなるか分からないというところが前提としてあると思っております。ただ、これからの佐賀県を含めて我が国にとっても、とても大事な視点でもあるというふうにも認識しています。今後の展開として、バス、タクシー等へも波及できればという話もありました。そういったことが可能になるように、担当課を中心に広げていっていただきたいと思っております。

それでは最後に、今後、さらに多様な業種で外国人材の受け入れが進むことが予想されます。県として、この流れにどう対応していこうと考えているのか、産業労働部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○井手産業労働部長＝私から、外国人材の受け入れへの対応についてお答えいたします。

県内で働く外国人材は年々増加しておりまして、昨年十月時点で、その人数は八千七百人を超えております。また、外国人材を雇用する事業所数も千三百を超えているところでございます。

今後も、人材不足が続く中、外国人材を雇用したいという企業のニーズはますます高まることが見込まれています。だからこそ、今、行政としてコミットする必要があると考えます。それは県内企業のために円滑な受け入れについて環境づくりをしておくことが重要だと考えるからです。新たな相談窓口の開設も、きめ細かなセミナーの開催も、そして今回のドライバー人材の受け入れも同じ思いです。

ドライバー人材の受け入れについては、その増加が見込まれることを前提に、どのような課題があるのか、どう安全性を高めていくのかなどを関係機関や自動車学校などと検証します。その結果を県内企業に横展開し、円滑な受け入れを目指すという事業でございます。もちろん、それはそこで働く外国人の方々のためにもなる取組だと思います。

今後、県内企業の皆さんのために外国人材が産業を支える担い手として、さらに地域社会の一員として、この佐賀で長く活躍できるように、こうした環境整備に注力していきたいと思います。

私からは以上です。

○下田委員＝部長、ありがとうございました。この人口減少時代に、いかに佐賀県の産業を盛り上げていくのかということでは大変大事ですし、部長からも、だからこそ、県がコミットしていかないといけないという力強い御答弁をいただきました。

佐賀県が先頭に立って新たな挑戦を始められることに対して、とても敬意と頼もしさを思っておりますし、ぜひとも頑張っていただきたいと思っております。よりよい受け入れ体制が構築されることを心から願いまして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○弘川委員長＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後三時三十五分　開議

○弘川委員長＝委員会を再開いたします。

これより討論に入りますけれども、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○弘川委員長＝まず、乙第四十号議案「国営土地改良事業に対する市町の負担について」を採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長＝起立者多数と認めます。よって、乙第四十号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、甲第三十五議案中本委員会関係分、甲第三十七号議案、及び乙第四十一号議案から乙第四十三号議案まで三件、以上五件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長＝全員起立と認めます。よって、以上五件の議案は原案のとおり可決されました。

○　継　続　審　査

○弘川委員長＝最後に、二月定例議会から引き続き審議中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答について、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後三時三十八分　閉会

速記者　石　川　裕　子

農林水産商工常任委員長	弘川貴紀
同　副委員長	桃崎祐介
会議録署名者	藤木卓一郎
同	石倉秀郷
同	下田寛
同	武藤明美
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当係長	武藤久祥

令和七年六月二十五日（水）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於　第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長	冨田幸樹
副委員長	古賀和浩
理事	留守茂幸
〃	岡口重文
〃	野田勝人
委員	石井秀夫
〃	石丸太郎
〃	八谷克幸
〃	酒井幸盛

地域交流・県土整備常任委員会質問者順序

順序 ＼ 月日	六月二十五日（水）	六月二十六日（木）
1	（現地視察）	石井　秀夫　285　頁
2		岡口　重文　296　頁
3		酒井　幸盛　313　頁

午前十時二分　開会

○冨田委員長＝おはようございます。ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○冨田委員長＝会議録署名者として石井秀夫委員、岡口重文委員、野田勝人委員、以上の三人を指名いたします。

次に、六月二十日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす二十六日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは、直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時三分　散会

速記者　田中涼子

令和七年六月二十六日（木）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於　第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長	冨田幸樹
副委員長	古賀和浩
理事	留守茂幸
〃	岡口重文
〃	野田勝人
委員	石井秀夫
〃	石丸太郎
〃	八谷克幸
〃	酒井幸盛

午前十時七分　開議

○冨田委員長＝それでは、ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○石井委員＝改めておはようございます。

何か梅雨はまだ明けていないのに、今からまた降るのかなという感じもしないでもありませんけど、令和三年、五年の佐賀豪雨がどうしても頭をよぎります。このままで梅雨が明けてくれたら、本当にいいのかなという、そういう思いを込めながら、今日、二項目を通告しておりましたので、質問を順次していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、九州佐賀国際空港の利用促進についてお伺いをしていきたいと思います。

九州佐賀国際空港の利用者数は昨年度六十万人を超えました。基幹路線であります東京便は、過去最高を記録いたしました、コロナ前の平成三十年に次ぐ、過去二番目の利用者数となっております。

国際線につきましては、台北便が二年連続、搭乗率九割を達成し、今年の四月一日から就航後初となる週三便となりました。

私も当日、寺田部長もお見えでしたけれども、日台友好促進議員連盟の代表として、テープカットさせていただきました。ありがとうございました。

そういうことで、二年連続搭乗率九割を達成しているということ、それから、今申し上げました四月から就航後初となる週三便となって、年明け以降好調な上海便についても、七月から週四便に増便されるなど、着実に回復をしてきているということのようであります。

また、昨年二月に策定をいたしました「佐賀空港がめざす将来像二〇二四」では、「九州佐賀国際空港ゲートウェイとして、九州がアジアの活力を取り込み、日本で最も活力のある地域になっている」姿を目指すとされております。

空港の機能強化に向けた滑走路延長に取り組まれておりまして、同時に平行誘導路の整備も必要とされております。東京便の増便をはじめ、国際線の既存便の利用促進を継続するとともに、空港の機能強化、新規路線就航、さらなる増便を実現していくことで、九州佐賀国際空港がますます発展し、佐賀県及び福岡県南西部の地域振興につながっていくということを期待いたしております。

そこで、お伺いをいたしますが、空港の現状についてであります。

九州佐賀国際空港は、平成十年七月の開港以来、利用者数が伸び悩む厳しい利用状況が続いておりましたが、ここ二十年は年々増加していると認識をいたしております。路線や便数の状況についてですが、現在の路線、そして便数がどのような状況になっているのか、まずお伺いをいたします。

○青山空港課長＝路線や便数の状況についてお答えいたします。

国内線は、羽田便が一日五便、国際線につきましては、上海便が週三便、ソウル便が週四便、台北便が週三便となっております。そのうち、上海便につきましては、七月から週四便に増便することとなっているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝それでは、利用者数の状況についてですが、昨年度の利用者数はどのような状況になっていますか。

○青山空港課長＝利用者数の状況についてお答えいたします。

昨年度の空港全体の利用者数は六十万五百八十二人で、過去八番目となって

おります。

東京便は四十六万九千二百八十七人で、コロナ前の平成三十年度に次ぐ過去二番目の利用者数となっておりまして、搭乗率は七〇・三％となっております。

上海便は四万三千二百五十六人で搭乗率七五・五％、ソウル便は五万三千三百四十二人で搭乗率七八・八％、台北便は三万三千二十六人で搭乗率九〇％となっており、その他、チャーター便利用者が千六百七十一人となっているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。

台北便、非常に好調ですね。それと、韓国も近いということで、韓国からの便も搭乗率が七八・八％ということですから、これも高い利用率になっているということで大変いい状況じゃないかなと、そういうふうに思います。

そういう中で、大阪便及び名古屋便の再開についてお伺いをしていきますが、九州佐賀国際空港は、東京便、大阪便、名古屋便の国内三路線でスタートいたしました。名古屋便は平成十五年二月に、大阪便は平成二十三年二月に運休となっております。運休当時と比べると、九州佐賀国際空港の知名度は格段に上がっていると思います。また、有明海沿岸道路の整備などにより、アクセスもよくなっていることから、再開に取り組んでよいのではないかとおっしゃる県民の皆さんもいらっしゃいます。ただ、これは簡単にはいかないと思いますけれども、この大阪便や名古屋便についてどのような考えをお持ちでしょうか。

○青山空港課長＝大阪便及び名古屋便の再開についてお答えいたします。

開港当時就航しておりました大阪便や名古屋便のピーク時の年間利用者数、これは大阪便が約十三万五千人、名古屋便が約六万人という実績がございます。

また、現在でも事業者などから関西圏や中京圏への路線開設の要望を聞くことがございます。九州佐賀国際空港とつながる有望な地域の一つとなっています。

例えば、関西国際空港や中部国際空港などは、国内外のＬＣＣなどが多く就航する国内ハブ空港でございます。九州佐賀国際空港とつながることで、これらの空港経由の海外旅行やインバウンドの利用、人口が多い関西圏、中京圏からの観光やビジネス利用が期待できると考えております。

このような背景の中、国内のＬＣＣを中心とした航空会社などに対し、運休当時より高まっている利便性やアクセス性などを伝えながら、しっかりと誘致活動に取り組み、関西圏、中京圏との路線開設を目指してまいります。

以上でございます。

○石井委員＝再開に向けて検討みたいなものはやっているという理解でよろしいですか。

そうであるならば、ここは最初、開港時は名古屋、大阪に就航したわけですけど、なかなか利用者数が伸びなかった。社会的な背景、経済的なものがあるかもしれませんけど、しっかりした裏打ちがないと、なかなか再開に向けた働きかけというのは難しいのかもしれないなと私自身、実は思っているんですよね。だから、簡単には再開というところまで行かないかもしれないと。しかし、そうは言いながらも、そういうことを待ち望んでいる方もいらっしゃるわけですから、その辺も含めて、綿密な調査といいますか、そういう検討もぜひ必要ではないかなと思っていますけど、いかがでしょうか。

○青山空港課長＝名古屋便、大阪便を運休した当時は、まだまだ有明海沿岸道路の延長もなかなか供用延長としてはなかった背景がございます。

あと、ほかの交通手段、例えば新幹線などとか四時間の壁というのがございまして、やはり移動に四時間かかる部分というのが、飛行機と鉄道の利用の分岐点ということになっておろうかと思います。

ただ、九州佐賀国際空港につきましては、自家用車で自由に、無料で駐車が

できる、あるいは動線が短いスムーズな飛行機への搭乗ができる、そういった利便性と、あと時間的な余裕、こういったところをしっかりと分析しながら、国内のＬＣＣ会社にその辺をしっかりとＰＲしながら、路線就航につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○石井委員＝よく分かりました。

やっぱり大阪は特に新幹線との競争にどうしてもなりますよね。そういうものもあると思います。なかなか非常に難しい課題ではあるかもしれませんけど、ぜひこれも前向きの進め方をしていただければと思います。

次に、今日、私が一番取り上げたかったのは、この東京便の利用促進についての取組であります。

東京便の利用者数が増えている大きな要因としては、先進的な利用促進の取組が挙げられていると考えています。この利用促進の取組についてですが、県は様々な利用促進に取り組んでおられると思いますが、具体的にどのような取組をされていますか。

○青山空港課長＝利用促進の取組についてお答えいたします。

九州佐賀国際空港を積極的に御利用いただくため、平成二十一年度からマイエアポート運動に取り組んでおります。その中で、事業所に積極的利用を宣言いただくマイエアポート宣言事業所の取組や、個人で宣言していただく九州佐賀国際空港マイエアポートアプリの利用促進、全国唯一の取組となる県の副課長級職員で構成する百人チームの営業に加え、佐賀と東京に配置する営業専門のスタッフによる企業等への訪問を行っております。

また、アクセス対策として、九州佐賀国際空港と十九エリアを結ぶ定額乗合タクシーの運行や、二十四時間千円レンタカーキャンペーンを実施しています。

さらに、新規利用者を獲得するための取組として、ホテルパックの割引クーポン事業や、早朝便利用のプレゼントキャンペーン、団体利用補助のほか、将来の利用者獲得のための青少年交流事業補助、修学旅行補助などを実施しています。

これらの取組は、九州佐賀国際空港利用の意識醸成につながり、知名度の向上や利用者数の増加に大きく寄与しているものと認識しております。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。

マイエアポートとか、それから百人チーム、この百人チームは通告しておりませんでしたけれども、百人チームは部局横断的に多分集めていらっしゃると思いますけれども、何かこれは特別にこういう人を百人チームのメンバーに入れるんだということをやっておられるんですか、どうでしょう。

○青山空港課長＝百人チームのことについてお答えをいたします。

百人チームのメンバーになっているのは、本庁勤務の副課長級職員ということでございまして、今年は百十九名の方に営業活動をしていただいております。

本務で関わりのあるいろんな事業者の方がいらっしゃいますけれども、そういった方と打ち合わせをする際などに、佐賀空港に関するチラシであるとか、時刻表であるとか、あるいはそういった旅行商品であるとか、そういったものを持参していただいて、内容を御説明いただく、これは本務のついでにといいますか、本務の業務の傍らで営業していただいています。また、それにつきましては、復命書を、我々あるいは副知事のほうまでしっかりと提出することになっておりまして、また年間五件以上ということを目標に活動をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝丁寧な説明ありがとうございました。こういう取組が、結局、利用者が増えていくし、増便にもつながっていくんだろうと、そういうふうに思っております。

次に、東京便を増やすというところで一番大事なのかなと思っていますし、かつて質問をしたかもしれません、またダブるかも分かりませんけど、県西部地域とか北部地域からの利用促進についてですが、これはほかの空港を利用されている方が結構いらっしゃるんじゃないかと、私自身、実は思っていまして、県の西部地区とか北部地域からの利用促進を図るということが非常に重要だと思っています。

全県的に九州佐賀国際空港利用の機運を醸成していくということが必要だろうと思いますけれども、これらの地域からの利用促進に県としてどのような取組をされているんでしょうか。どんな取組をやられているんでしょうか、お伺いをいたします。

○青山空港課長＝県西部地域及び北部地域からの利用促進についてお答えをいたします。

国土交通省の航空旅客動態調査によれば、九州佐賀国際空港の半径三十キロ圏内の選択率は二六・三％にとどまっております。御指摘のとおり、福岡空港や長崎空港へのアクセスが便利な県の北部地域や西部地域はさらに選択率が低い状況にございます。

このような現状を踏まえ、さらなる利用促進を図るため、選択率が低い地域を重点的な対象エリアとして、空港の知名度向上のためのＰＲ活動を行っております。

具体的には、地域の駅や商業施設でのイベントのほか、実際に空港へ来ていただき、利便性を体感いただくための空港見学会や空港でのイベントを開催し、無料駐車場やターミナルビル内外での動線のスムーズさなど、九州佐賀国際空港の使いやすさやコスト面での優位性を打ち出し、積極的に営業や広報活動を行ってまいります。

本日、まさに佐賀空港のほうで唐津の商工会議所の女性部の空港見学会が行われているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。本当にいろんな取組をしていただいているんだなと思います。だから、そういうのは徐々に実を結んでいくための一つの大きなファクターになっているのかなということで理解ができました。

もう一つ、これは質問項目に入っていませんけど、道路網の整備というのも、特に有明海沿岸道路をやっぱり一日でも早く鹿島までは延伸をしないと、あの地域の方たちはどうしてもやっぱり難しいのかなと思いますね。私のところも長崎空港を使う人が非常に多い。それはなぜかというと、三十分で空港まで行くわけですね。片や佐賀空港までは一時間かかるということで、そこにやっぱり三十分のロスがある。だから、その道路網の整備は非常に重要で、これは今日は質問に挙げていませんので、道路課の課長、部長、いろんなことをやっていただいていると思いますけれども、これは一日でも早く鹿島まで早く通すという、やっぱりそういう政策活動もぜひやっていただきたいなと、そういうふうに思います。

次に、福岡県の南西部地域からの利用促進についてであります。

さらに利用者を増やしていくためには、県内はもとより、今申し上げました有明海沿岸道路の整備が進んでおります福岡県南西部地域や熊本県、これは今、ＴＳＭＣをはじめとした半導体の企業がどんどん熊本のあの地区に張りついておりまして、ＴＳＭＣも会社もできて動き出しておりますので、いろんな台湾の人たちもたくさん入ってきていますし、こういうのがやっぱり機会を捉えて、一人でも多くの方が佐賀空港を利用していただくような、そういう働きかけも非常に重要になってくるんじゃないかなということを思っておりますので、ぜひそういうことも取り組んでいただければなと、そういうふうに思っております。

この福岡県の南西部地域、あるいは熊本県からの利用促進に取り組むということも非常に重要だと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○青山空港課長＝福岡県南西部地域からの利用促進についてお答えをいたします。

有明海沿岸道路の整備が進むことによりまして、大牟田市から九州佐賀国際空港までの自動車での所要時間は、以前九十分だったものが現在は四十四分、荒尾市からの所要時間も五十分と、一時間以内でアクセスすることができるようになり、実際の九州佐賀国際空港の利用者数増につながっております。

さらなる利用促進を図るため、福岡県南西部地域や熊本県北部に対しても、アクセス性のよさ、空港までの所要時間やコストの比較、無料駐車場や便数、利便性など、営業やＰＲ活動を通じてしっかりと伝えていくほか、空港までの近さや利便性を体感していただくため、事業所等を対象とした空港見学会などを開催してまいります。

そのほか、今年度は全日空と連携して、福岡県南西部地域を対象とした空港ＰＲイベントなどを新たに行っているところでございます。先日も久留米のゆめタウンのほうで全日空佐賀支店のほうとイベントを行っております。私も現地のほうに行ってまいりました。結構子供たちも、子供連れの親御さんたちがしっかりとイベントのほうに参加していただいておりまして、すごく楽しそうで盛況なイベントだったと私は感じているところでございます。そういったことをいろいろと展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。切れ目のない、そういう取組が結局はいい方向に結びついていくんではないだろうかなと思います。よろしくお願いをいたしておきます。

次に、リムジンタクシーについてお伺いをいたします。

リムジンタクシーは自家用車で空港利用しない方にとって便利なアクセス手段であり、佐賀空港の利用促進にも有効なものだと考えています。

この運行状況について、現在どのような運行状況になっているのかお伺いをいたします。

○青山空港課長＝リムジンタクシーの運行状況についてお答えいたします。

リムジンタクシーは、九州佐賀国際空港と佐賀県内及び福岡県南西部地域を結ぶアクセス手段を確保するため、予約制の乗合タクシーを平成十六年十二月、嬉野温泉エリアを皮切りに開始をしております。現在は佐賀県十三エリア、福岡県六エリア、合計十九エリアで運行をしております。

利用料金は、運行経費の上昇などにより、今年度から一律千円の値上げをさせていただいております。通常運賃が二千五百円から四千円となりましたが、通常のタクシー料金の三割から四割程度で目的地エリアに直行できる料金設定となっております。

なお、お得に御利用いただくため、利用回数に応じた割引や、二人以上で御利用いただく際は二人目以降半額となる新たな割引制度を設けております。

以上でございます。

○石井委員＝この千円上げたことによって減ったとか、いや、横ばいですよとか、場合によって増えましたとか、その辺は今の時点で分かりますか。

○青山空港課長＝今年に入りましての利用状況についてお答えをいたします。

正確な数字、今ちょっと手元にございませんけれども、今年度の四月、五月の利用実績は、やはり昨年度と比較しますと若干減少をしております。

以上でございます。

○石井委員＝利用状況は若干減っているということであります。これはどういうふうな、値上げしたことが今後影響していくのか、ちょっと注視をしていきたいなと、そういうふうに思います。

次に、利用をされる方の要望についてでありますけれども、既存路線の増便はもちろんでありますけど、利用者からは様々な要望があると思われます。この要望について、利用客の方からはどのような要望が出ておりますか。

○青山空港課長＝利用客の要望についてお答えをいたします。

東京便につきましては、八時台の佐賀発や、十七時台や十八時台の羽田発など、ダイヤに関する要望が多くございます。（発言する者あり）失礼しました。リムジンタクシーの利用者からの御要望状況でございます。

これは、どちらかというと、リムジンタクシーの御利用者というのは、かなり好評な取組ということで評価をしていただいております。

一番いいのは、普通のタクシーみたいに自分の家の前まで来ていただくというのが、それがやはり一番いいとは思いますけど、乗合タクシーでございますので、ある決まった場所に集合していただいて乗っていただくと。こういったことが、これは致し方がないことなのかなというふうに思っております。

あとは、やはりエリアのほうをある程度拡大してほしいとか、そういった御意見もございますけれども、これはやはりタクシーの運行事業者の方との調整が非常に、いろいろと難航するというような状況もございますことから、なかなかそこは難しいところでございますが、我々としましては、やはりその運行エリアというものは順次増やしていく努力、これは継続して行っていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○石井委員＝おおむね好評であるというお話でありました。私もこれを利用した人とかから話を聞くと、非常に好評なんですね。ですから、こういういいものは残していくと。たくさん利用していただくから、ちょっと補助率を上げようかなとか、そういうことじゃなくて、やっぱりある程度同じ水準でやっていただきたいなという希望もありますので、ぜひこれもそういう検討もしていただきたいなというふうに思います。やっぱり本当に利用した方からは非常にいい制度だということをおっしゃっていただきますので、自信を持って取り組んでいただければと思います。

次に、駐車場の運用についてお聞きをしていきたいと思います。

九州佐賀国際空港の駐車場は無料でビルの目の前にあり、楽に飛行機に乗り降りできるところが魅力であるということで、本当に最初、無料で出発をいたしました。

この運用についてでありますけれども、駐車場の一部が有料化をされました。これは駐車場はどのような運用をされておりますか。

○青山空港課長＝駐車場の運用についてお答えをいたします。

駐車場は第一から第五駐車場まで整備をしておりまして、無料駐車場としては約二千百台を確保しているところでございます。

現在、第一駐車場の一部の八十九台分を有料駐車場としておりまして、十五分以内無料、二十四時間千円として運用をしております。これは有料でも空港ターミナルビルに一番近い場所に止めたいという要望を受けまして、令和四年十二月から運用を開始しているものでございます。

なお、ターミナルビルから距離のある第四駐車場や第五駐車場においても徒歩で約五分程度でビルに到着できる、あるいは、通路に屋根も整備をしております。御利用されている方も便利に御利用いただいているというふうに認識をしているところです。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。今説明をされたような感じで私も思っておりました。

この駐車場の利用状況について、利用状況はどういうふうになっていますか。

○青山空港課長＝駐車場の利用状況についてお答えをいたします。

一番近い第一駐車場から満車になる傾向はございますけども、有料駐車場も含め、全ての駐車場が満車になるというようなことは今のところ発生はしておりません。また、有料駐車場の利用状況につきましては、昨年度は八千六百五十九台の利用がございました。有料駐車場ですから、当然管理運営に係る経費等々もあるわけですけども、収支につきましては、少額でございますけども、十九万三千五百三十九円の黒字となってございます。

以上でございます。

○石井委員＝収支は黒字ということで、私も安心をいたしました。今後、この有料駐車場をもっと広めていくといいますか、増やしていくというか、そういう考えはありますか。

○青山空港課長＝有料駐車場の拡大の件についてお答えをいたします。

まず、九州の主要な空港の中で唯一の地方管理空港でございます九州佐賀国際空港の大きな武器、これが無料駐車場でございます。多くの利用客からも喜ばれているものでございまして、今後のさらなる成長のためにも大きなアピールポイントとして必要なサービスと認識をしております。一方、有料駐車場につきましても、利用状況、あるいは収支を見ながら、改善が必要なものがあれば、拡大の件も含めまして、いろいろ検討の上、対応をしてまいります。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。本当に佐賀空港が開港したときの一番の売りが無料化でしたから、これを絶対曲げないでほしいというか、ぜひ今のままでやっていただければ本当にいいなと思いますし、利用される方が本当に無料で助かったというか、本当にいいなという声がほとんどでありますから、これは曲げないで、このような形でやっていっていただければなというふうに思います。

次に、台北便のアウトバウンドの利用促進についてお伺いをいたします。

九州佐賀国際空港の国際線は、先ほど冒頭申し上げましたように、この四月から台北便が週三便に増便をされました。七月からは上海便が週四便に増便するなど便数の充実が続いております。路線安定のためにアウトバウンドの利用促進が非常に重要だと思っています。

台湾につきましては、県議会において日台友好促進議員連盟を組織して、現地でのプロモーション活動も行ってまいりました。四月から増便したことを大変うれしく思っておりますし、台湾の方たちも喜ばしいということをおっしゃっていただいております。搭乗率も高い状態を維持しているということでありましたけども、佐賀からのアウトバウンド利用は少ないと認識をしています。今後、安定的な利用を維持するためには、アウトバウンドの利用促進に取り組む必要が非常に重要だと思います。

実際、私たちは佐賀に行っていますよ、この飛行機を利用して日本に行っていますよ、じゃ、反対はどうだとなったときに、搭乗率は半分いっていませんだとか、そういうことじゃなくて、やっぱり入りも出も搭乗率が、それこそ九十を超しているわけですから、こちらからも、特に佐賀県の人たちもこの便を利用して台湾に観光とか、いろんなことで行っていただければという希望もありますので、今後どういうふうに取り組んでいかれるのかお伺いをしていきたいと思います。

○青山空港課長＝台北便のアウトバウンドの利用促進についてお答えをいたします。

これまでアウトバウンドの利用促進として、グループ旅行や旅行商品への支援などを実施しております。四月の台北便増便や七月からの上海便増便を受けまして、アウトバウンドのさらなる利用促進のため、今議会で補正予算を要求させていただいているところでございます。

航空会社や旅行会社と連携し、佐賀県及び福岡県南西部を中心に広報を実施

するほか、ウェブやＳＮＳを通じた情報発信、修学旅行先としてもらうための取組や、学校間交流に係る渡航支援、パスポート取得者に向けたキャンペーンを予定しておりまして、これまでの取組と併せてアウトバウンドの利用促進に努めていきたいと考えているところでございます。

また、利用者アンケートや営業活動、イベントなどでの意見を分析し、アウトバウンドが利用しやすいダイヤを航空会社に提案するなどしながら、相互間のさらなる交流につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。

最後に寺田地域交流部長にお伺いしたいと思います。

昨年、台湾に訪問をした際にタイガーエアにもお伺いして、ぜひ増便をしていただけませんかという話をして、何カ月後にはこういう形で、四月一日から一便増便をしていただいた、期待にも応えていただきました。

今までずっとやり取りをしましたけども、百人体制の話ですけど、私が国会の事務所にいたとき、ちょうど今頃の概算要求の時期、それから十二月の予算編成、そして内示、大臣折衝、本予算となっていくわけですけど、あの頃は行政の方、議会の方、各種団体の方で永田町はごった返していましたね。それぐらい飛行機を利用されていたんですよ。今はちょっとその辺、さま変わりしているかもしれませんが。それでも多くの方たちが、今ちょうど概算要求の時期ですけど、多分行っていらっしゃると思うんですね。こういうところも百人チームの方たちでいろんな分析をしていただいて、各二十の市町に徹底的にお願いする、強制はできませんけど。それから、やっぱ議会筋もかなりの頻度でやっぱり東京辺りに行かれていると思います。あるいは、各種団体の皆さんもやっぱり要望活動、陳情活動をされていますので、そういう団体に対する働きかけとか、ぜひやっていただきたいと思うんですね。

これは本当に県立経営の空港ですから、やっぱり自分たちの県の空港だという、裏返せば、それぞれ県民の人たちの空港ですよという、そういう周知徹底もやっぱり足りないのかなと、失礼な言い方かも分からないけど、私自身、実は思ったりもしていますので、いやいや、やっているよということであればそれにこしたことはありませんけど、そういうものをしっかり県民の皆さんに共有をしていただいて、そして、自分たちの空港ですから、しっかり育て上げると。だから、本当に東京便をあと一便増やせばもっと利用客が増えるかもしれない、そういうこともありますので、そういうすばらしい取組をしていただいておりますので、より以上に取り組んでいただきたいと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○寺田地域交流部長＝九州佐賀国際空港のますますの発展、利用促進に向けて意気込みということでお尋ねがございました。

委員からありましたとおり、百人チームの体制、いろんな活動についても分析をさらに進めて、御提案のありました二十市町へのお願い、議会等へのＰＲ、それから各種団体の働きかけなどなど、そういったものもしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

九州佐賀国際空港につきましては、委員からも冒頭お話がありましたとおり、利用者数が伸び悩む、非常に厳しい時代もございました。それから、羽田の増便ですとか、ＬＣＣによる上海便、ソウル便、台北便の就航を契機に、平成二十九年には需要予測である七十三万七千人を超え、さらに、平成三十年度には約八十二万人の利用者を記録したところでございます。コロナ禍以降におきましても、国内・国際線ともに順調に復便して、昨年度は約六十万人の方に御利用いただきました。羽田も含めたアジアの主要都市とつながっている九州佐賀国際空港の持つポテンシャルの高さは、これまでの利用実績からも疑いようのないものだと考えております。

少しちょっと余談になりますけれども、「佐賀空港工事誌」というものがございます。これは佐賀空港が開港したときに作られた本なんですけれども、これまで空港建設に携われてきた方々からの寄稿文が掲載されております。そこには、これまで幾多の難題を乗り越えてきたことが様々書かれているわけでございます。今日の佐賀空港があるのはいろいろな方々の思いが交錯する中での地元の方々の御協力と、長年にわたる議員の皆さん方をはじめとした関係者の方々の御尽力のたまものだというふうに感じた次第でございます。

また、その中には産業、経済、文化、観光における二十一世紀に向けた佐賀空港への大きな期待、それから、将来佐賀空港が九州の玄関口となって、国際空港として世界のかけ橋になっていくことへの期待などがつづられておりました。当時の関係者が思い描いていた空港の未来像、これは今まさに佐賀県が目指すものと重なるものでございます。

私は、こうした経緯や思いも引き継ぎながら、佐賀空港のますますの発展に向けて、佐賀空港が目指す民間空港としての将来像の実現に向けた取組を、県民の方々への周知等も含めまして、着実に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○石井委員＝部長ありがとうございました。皆さんもいろんな形で努力されますけど、私たち議会もしっかり取り組んでいきたいと、そういう決意を今新たにいたしましたので、お互いに頑張っていきましょう。

それでは、二項目めに入ります。

道路課に質問をしていきますけども、本当にこれは地元の方たちが熱望、切望されております道路の問題であります。県道三百四十六号、嬉野下宿塩田線と、県道大木庭武雄線が交差する火の口交差点というのがありますが、改良される前は、鹿島市方面からの農道が変則に取り付けられておりましたため見通しも悪く、また、信号機を避けて集落内の道路を通り抜ける車もあったりして大変危険な状況でありました。

過去を振り返ってみますと、ふるさと農道の事業に合わせてこの火の口交差点の改良が計画されておりましたが、計画に対して、一部の関係者からなかなか同意が得られず、休止となっておりました。

そうした中、平成二十八年度に地元の区長さんとか有志の方により、同意が得られていない関係者へ事業への協力の働きかけを積極的に行っていただきました。この同意を得られたことをきっかけに、再び事業を進めることとなった経緯があります。

また、県道嬉野下宿塩田線の火の口交差点周辺には、五町田小学校、うれしの特別支援学校、和泉式部公園、ＪＡ塩田支所、済昭園という社会福祉施設など多くの施設がありまして、道路が狭く、歩道が整備されていない状況であります。

地元住民の方たちからは、これは鹿島高校に通う生徒さんとか、先ほど申し上げました五町田小学校の児童、それから鹿島方面に通勤をされる方たちとかがたくさんあります。

やっぱり改良されてから非常に便利になりましたし、一部のところまでは歩道もついたりして、改良していただきましたので、非常にいい道路に今のところなっているんですけど、ただ、危ない箇所もあるんですよね。この福祉施設――済昭園というんですけれども――までの道路の改良について、地元の方たちが、この実現に向けて県への要望活動を今までも何回かされております。私も同行したことがあります。今も、特に子供たちの交通事故を非常に心配されております。

この道路の現況についてお伺いしますけど、この県道嬉野下宿塩田線の延長、あるいは道路幅の現況はどのようになっておりますか。

○天本道路課長＝県道嬉野下宿塩田線の現況についてお答えいたします。

県道嬉野下宿塩田線は、嬉野市嬉野町のみゆき公園交差点から嬉野市塩田町の火の口交差点までの延長約十キロメートルの道路で、平成八年の道路網の再編によりまして、十キロのうち約八キロメートルが市町村道から県道となった路線でございます。残り二キロメートルにつきましては、国道三十四号三本桜交差点から県道佐世保嬉野線を経由して、九州横断自動車道の嬉野インターチェンジを結ぶアクセス機能を有する道路として、令和三年度までに幅員十五メートルの道路を整備しております。

以上でございます。

○石井委員＝そうしますと、これまでの取組ですけれども、この県道嬉野下宿塩田線の火の口交差点付近については、令和三年五月に県に対して嬉野市長とか地元の区長さんとともに、整備に係る要望を行ってきております。先ほどちょっと触れました。

この要望の内容はどのようなものか。また、これまで県はどのような取組をされてきましたか。

○天本道路課長＝これまでの取組についてお答えいたします。

令和三年五月三十一日に委員から話がありましたとおり、石井委員をはじめ、嬉野市長、五町田区大区長ら八名の方が県庁に来られまして、県土整備部長に対して嬉野下宿塩田線の整備に関する要望が行われております。

要望内容については、主に次の三項目でございました。

一つ目が火の口交差点改良事業の早期完成、二つ目が改良事業に影響する農業用水路の付け替え、三つ目が火の口交差点から社会福祉施設までの区間の道路拡幅と歩道の設置についての御要望でございました。

これまでの取組につきましては、火の口交差点から社会福祉施設までの区間のうち、火の口交差点から約二百メートルの区間については、歩行者、自転車の安全性の向上及び交通の円滑化を目的としまして、平成九年から交差点改良と歩道の整備に着手いたしました。

火の口交差点改良事業につきましては、事業の途中に計画に対して一部の関係者から同意が得られず、平成二十五年から令和元年まで事業を一時中止しておりました。その後、地元区長など関係者の御協力によりまして、事業の同意が得られましたことから、令和二年に事業を再開し、改良事業に影響する農業用水路の付け替えも含め、令和五年六月までに工事を完了したところでございます。

火の口交差点から社会福祉施設までの区間の道路拡幅と歩道の設置の要望につきましては、まずは事業中でありました火の口交差点改良事業の早期完成を目指しつつ、区画線の工夫で視覚的な注意喚起を図るなど、安全対策にも取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。

安全対策にも取り組んできたということでありますが、道路課長、それから部長、これは火の口交差点を改良した後、見通しが悪いところがあるんですよ。実際見ていただければ分かると思いますが、ちょうどそこのところには信号のない歩道も白線を引いてありましたけど、現在その白線が消えたりしてというか、何か消したりしてあるので、これは何かあったのかなと思ったりもしております。

いずれにしても、本当に火の口交差点の改良については、地元の方が自分たちが自ら、反対をというか、同意をいただくことが難しかった地権者の方のところに二回も三回もお邪魔をしてお願いをして、そして同意をいただいたという経緯もあります。地元の方たちが本当に早く何とかなりませんかというか、拡幅を福祉施設のところまでしてくださいという、気持ちがそれ一点なんですよね。こういうこともありますので、ぜひ頭に入れながら、やり取りをさせて

いただいてきておりますけれども、そこで、今後の取組についてです。

火の口交差点を改良した後は、交通量が非常に増えてきています。二車線から車線を絞っているカーブ箇所があります、今の話ですけれども、それで急ブレーキをかけたり、クラクションを結構頻繁に鳴らすとか、そういう話も地元の方たちがされております。

このため、火の口交差点の付近から社会福祉施設までの区間について、今年の四月にも整備の要望があったと思います。杵藤土木事務所にもお願いに行ったという話もされておりました。そういうことで、今後の取組について、県はどのようなお考えをお持ちなんでしょうか。

○天本道路課長＝今後の取組についてお答えいたします。

まず、その前に委員がおっしゃられておりました、横断歩道が消えているというお話ですけれども、火の口交差点から西に約二百三十メートルほど行ったところに設置されていた横断歩道が、カーブ区間で見通しが悪いということで、令和七年四月、今年の四月に交通管理者であります鹿島警察署が、さらに西の二百メートル先の吉浦神社前の交差点へ横断歩道を移設したというふうに聞いております。

移設の経緯としましては、令和五年六月に五町田小学校の校長さんと区長さんが鹿島警察署に来られまして、現在の横断歩道がカーブ区間で危険なため、横断歩道を設置してほしいという要望があったため、警察が移設したというふうに聞き及んでおります。

改めまして、今後の取組についてお答えいたします。

火の口交差点付近から社会福祉施設までの約五百メートルの区間については、委員お話しのとおり、今年の四月二十四日にも杵藤土木事務所長に対しまして、地元大区長さんをはじめとする地元関係者から整備の要望があったところでございます。

御要望の内容は、歩行者や自転車の事故を心配されてのものでしたが、県では交差点改良後の対応としまして、令和六年度に注意喚起のための路面標示、具体的には、スピード落とせという文字ですとか、減速を促すマークを書くなど、視覚的な安全対策を実施してきたところでございます。

火の口交差点改良後二年が経過しておりますので、まずは、昨年度に実施した路面標示の効果や自動車交通量と自転車、歩行者の利用状況等を把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○石井委員＝分かりました。

最後に、部長に質問をいたしますけれども、先ほどからずっと申し上げましたように、地元の方たちが切実なお願いをされているわけですね。しかも、交差点改良のときは、難しい地権者の方に自ら地元の方たちが交渉してオーケーを取っていただくとか、そういうこともあるんですけれども、やっぱり何か事故があってから遅いと思いますね。ですから、地元の方たちが何回も要望されているわけですから、ちょっとスピードを上げていただいて、ぜひ実現に向けた努力をしていただければなというふうに思います。

本当に歴代の区長さんたちもずっと申し送りみたいにやっておられますので、県として、難しいことがあるかもしれませんけれども、やっていただければなと思います。

最近の道路の改良で、有明海沿岸道路が福富まで今来ていますね。非常に町が明るくなりました。道路が開通したり、拡幅したりすると、本当に変わるんだなと思います。典型的なものが佐賀大学の前の通りを見たら、すばらしいですよね。無電柱化したり、それから拡幅したり、あれも時間がかかりましたけど、今通ってみたら本当に明るいし、何か活気さえ感じるぐらいにしていますので、そういうことが、道路の改良をちょっとしただけでも、その地域が本当

に明るくなったり変わったりします。そういうのを含めて、事故がある前に整備をぜひしていただきたい、そういう努力をやっていただきたいと思いますけど、部長いかがでしょう。

○永松県土整備部長＝石井委員から整備をぜひしてほしいというお話がございました。

まず、ここの嬉野下宿塩田線につきましては、昔から御要望いただいておりまして、令和三年の要望のところでも、火の口交差点の改良事業の早期完成、それから改良事業に関する農業用水路の付け替え、それからその先の区間の道路拡張と歩道の設置という要望はいただいているところでございます。

要望に対しまして順次整備できるところを進めてきたわけでございますが、先ほど答弁しましたとおり、令和二年度から火の口交差点から約二百メートルの区間について、大木庭武雄線、火の口工区としまして、事業を実施しまして、令和六年度に完成をしたところでございます。

事業の再開に当たりまして、地元の区長様、それから有志の方々、嬉野市におきまして、関係者への事業協力への働きかけなど、大変御尽力をいただいたことには感謝を申し上げたいと思います。その結果として令和五年六月に交差点の改良ができたということだと認識しております。

一方で、その先の区間、地元の方が要望されております交差点の先から社会福祉施設までの区間、約五百メートルにつきましては、事業化していた火の口交差点からさらに西側の区間となります。

県としましては、この区間の安全対策ということで、できることからやっておりまして、令和六年度にスピードを落とせというような注意喚起とか減速マークなどの視覚的な路面標示を実施したところでございます。

まずは、今回、二年たった火の口交差点の改良の効果ですとか、それから昨年度実施した路面標示の効果といったところ、それから交通量、自転車、歩行者の利用状況をまずはしっかりと把握していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝ぜひ一日も早い要望が実現しますように努力方をお願いして、私の質問を終わります。

○岡口委員＝こんにちは。自民ネクストさがの岡口でございます。久しぶりに質問をしますので、執行部の皆さんには誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

今回は四点でございますけれども、まず一点目でございますが、地域交通の現状と今後の取組方針についてということで伺いたいと思います。

県内で運行される鉄道や路線バス、各市町で運行されるコミュニティーバスやデマンドタクシー、さらに一般のタクシーは、通勤通学をはじめ、買い物や通院など、日々の生活における移動を支えており、住民にとってはなくてはならないものだと考えております。

私の地元であります伊万里市を通るＪＲ筑肥線は、輸送密度、一キロ当たりの一日平均乗客数が二百人程度でありまして、存続をするためには一過性ではなくて、住民を巻き込んだ利用促進が必要と考えております。

また、路線バスにおいては、運転士不足に起因し、路線が廃止されたり、コミュニティーバスは時間的な制約があり不便、タクシーは呼んでも来るまでの時間がかかるといった声を多く聞くなど、地域交通には様々な課題があると認識をしております。

今後、さらに高齢化が進み、運転免許証を返納して、移動がままならない高齢者が増えていくことが見込まれることや、これから通学をする子供たちのことなどを考えてみれば、地域交通を将来にわたって持続可能なものとしていくことが重要であると考えます。

そこで、次の点についてお尋ねをしますが、まず鉄道についてであります。この鉄道を取り巻く現状をどのように認識しているのか、ちょっと伺います。

○岩橋交通政策課長＝鉄道の現状認識についてお答えいたします。

鉄道や路線バスなどの地域交通は、住民の日常生活を支えるとともに、観光客や来訪者との交流を促すなど、地域づくりの重要な基盤となっております。その中で鉄道は、主に県内外への広域的な移動を支える役割を担っているところでございます。

鉄道の現状についてですが、令和四年九月に開業しました西九州新幹線については、開業二年間の累計で約四百九十六万人が利用しており、一キロ当たりの一日平均乗客数である輸送密度は令和五年が約六千二百四十人と、令和四年度より約三百六十人増加しており、堅調な状況となっております。

一方、在来線については、沿線人口の減少、マイカーの普及、さらにはコロナ禍等により、令和二年度までは減少傾向でありました。その後は多くの路線が回復傾向にあるものの、ほとんどがコロナ禍前となる令和元年度の水準までには回復できていない状況です。

岡口議員から御発言ございました筑肥線の伊万里―唐津間につきましては、唐津線の西唐津―久保田間と合わせまして、ＪＲ九州が輸送密度二千人未満として線区別収支を公表しており、いずれも赤字となっているところです。

ただ、筑肥線の令和五年度の輸送密度は約二百二十人と、県内で最も少ないものの、コロナ禍前の令和元年度の約二百十人よりも増加している状況にございます。

また、唐津線の令和五年度の輸送密度は約千八百十人となっており、コロナ禍前の令和元年度の約二千六十人を下回っているものの、令和三年度以降、順調に利用者数を伸ばしているところでございます。

次に、長崎本線の上下分離区間である江北―諫早間については、西九州新幹線の開業により特急利用者が佐世保線に転移したことを背景に、令和五年度の輸送密度は約九百十人となっており、開業前の令和三年度の約三千八百六十人から大幅に減少しております。

これら在来線は特に高校生の利用が多いため、通学や部活動などに影響が生じないよう、沿線市町等とも連携して、今ある在来線をいかに工夫して持続可能なものにしていくかが重要と認識しております。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。新幹線は順調だけど、在来線はなかなか厳しいというふうな状況であるという形でございます。

筑肥線は大体一時間に一本ぐらいあったんですけれども、今、大分減りまして、私も夜の会議があった後にはなかなか乗れないような状況でございまして、前のときは十時前ぐらいのが最終便だったので、それは大分利用されたんですけれども、それがダイヤが変わって減って、また学生たちもおるんですけれども、塾帰りとかなんとかおりますけれども、なかなか利用がしにくいというような状況を踏まえていますので、この質問になっております。

現状はなかなか厳しい状況でございますけれども、この鉄道を取り巻く課題に対してどのように県は取り組んでいるのかお聞かせください。

○岩橋交通政策課長＝鉄道の課題への取組についてお答えいたします。

先ほど岡口委員からも、筑肥線を御利用いただいているということを御発言いただきましたけれども、在来線を持続可能なものとするためには、やはり乗って支えるという取組が何より大切と考えております。

県では、これまでも沿線市町やＪＲ九州、地元で活動するＮＰＯ法人といった地域団体等と連携して、通学通勤などの日常利用と観光やイベント連携など非日常利用の観点から利用促進に取り組んできたところでございます。

まず、日常利用についてですけれども、これまで特急「かささぎ」を通勤通

学や福岡県域での買い物等で利用してもらうためのキャンペーンや、江北駅でのパーク・アンド・ライドの実証実験といった沿線市町による取組への支援を行ってきたところです。また、ダイヤ改善等に向けて、市町と一体となったＪＲ九州への要望活動や、ＪＲ九州とも連携いたしまして、佐賀駅から有田駅までＩＣカードの利用エリアを拡大するなど、鉄道利用時の利便性向上に取り組んできたところでございます。

また、非日常利用につきましては、これまで筑肥線、唐津線において、人気ゲーム「サガ」シリーズのキャラクター等をラッピングした、いわゆる「ロマ佐賀列車」の運行と期間限定のお得な周遊切符の発売、沿線を題材としたクイズラリー等を実施してきました。また、唐津線では、沿線の観光協会等と一緒になって企画したほろよい列車の運行や、長崎本線の上下分離区間では、観光列車である「36ぷらす3」や「ふたつ星４０４７」に対して、地域団体等が行う地元ならではのおもてなしへの支援などに取り組んできたところでございます。

今後は、特に利用者の多くを占める通学利用をいかに維持、伸ばしていくかが肝要と考えております。このためには、新たに列車通学を始めてもらうきっかけづくりや進学、就職といった卒業後の継続利用も見据えた取組が重要であり、あわせて沿線ならではの豊かな地域資源等を活用した観光需要の創出も大切と考えております。

引き続き、各路線の利用実態や潜在的なニーズを把握し、沿線市町やＪＲ九州、地域団体などとも連携しながら利用促進にしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○岡口委員＝課題に対していろいろと取組をしていただいておるようでございますけれども、これについてはやっぱりなかなか一石二鳥という形にはならないと思いますけれども、地道な取組が大事だと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、次は路線バスについてでございますけれども、この路線バスについての取り巻く現状をどのように認識しているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長＝路線バスについての現状認識についてお答えいたします。

路線バスは、市町域内の移動だけでなく、市町や県を結ぶ幹線としての役割を担い、通勤や通学、買い物や通院など、暮らしの移動を支えるとともに、観光客や来訪者との交流を支えております。

県内の路線バスの利用につきましては、マイカーの普及などによりまして、昭和四十年代半ばをピークとして大幅に減少しております。コロナ禍後におきましては、コロナ禍前の利用者数を超える事業者が出るなど、回復傾向にはあるものの、路線の多くが赤字運行となっております。国や市町とも連携して、直接的な財政支援を実施しているというところでございます。

また、運転士の高齢化などによる慢性的な運転士不足に加え、時間外労働の上限規制が適用される二〇二四年問題もありまして、やむを得ず路線の縮小や廃止といったケースも出てきております。

このような現状の中、路線バスを持続可能なものにしていくことは重要な課題であると認識しております。

以上でございます。

○岡口委員＝現状認識としてはそういう形でございますけれども、路線バスを取り巻く課題に対してどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長＝路線バスの抱える課題への取組についてお答えいたします。

路線バスの抱える課題に対しまして、地域の実情やニーズを把握し、事業者や市町、国と連携しながら、利用の促進、運行の効率化、運転士の確保の三つ

の柱で取り組んでいるところでございます。

まず、利用の促進につきまして、昨年の「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポの際、初めての試みとしまして、県内全てのバス事業者と県が連携し、県内全域を周遊できる便利でお得なデジタルチケットを造成しました。今後も引き続きデジタルチケットの造成に当たっては、オンラインで複数事業者の路線を最適に組み合わせ、検索や決済等を一括で行うＭａａＳ、これを活用しまして、利用者の利便性向上を図りながら利用促進の取組をさらに進めてまいります。

また、歩くライフスタイルの一環として、乗って支える意識の醸成も継続していくことが重要でございます。ラッピングバスや子供がバスを利用するきっかけとなるようなイベントなど、幅広い世代にバスを身近に感じていただく機会の創出に丁寧に取り組んでまいります。

次に、運行の効率化につきまして、現在、市町をまたがって運行する路線バスを中心に、運行実態や利用実態を外部のコンサルタントの提案や知見も取り入れながら調査分析を進めております。また、この調査による利用実態を踏まえまして、運行の効率化に向けた社会実験につきまして、事業者や関係市町と意見交換を行っているところでございます。

最後に、運転士の確保につきましては、運転士確保に向けた会社説明会やバスの運転体験会の開催に対して支援を行っております。さらに、事業者が県外において採用活動する場を県が設定しましたり、県外からの採用者に支援金を支給する事業者の取組を後押ししております。

なお、この県の補助を活用しまして、今年度三名の方が県外から採用されたところでございます。

引き続き、事業者や市町、国と連携しながら、利用の促進、運行の効率化、運転士の確保の三つの柱で取り組んでまいります。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。

鉄道、路線バスについては今聞きましたけれども、次にコミュニティーバスやデマンドタクシーについて伺いたいと思いますが、このコミュニティーバスやデマンドタクシーを取り巻く現状をまずどのように認識されているのかお伺いをいたします。

○江口地域交通システム室長＝コミュニティーバスやデマンドタクシーについての現状認識についてお答えいたします。

コミュニティーバスやデマンドタクシーは、その地域で暮らす方々の買い物や通院など暮らしの移動を支えており、生活にはなくてはならないものでございます。

現在、県内全ての市町におきましてコミュニティーバス、またはデマンドタクシーが市町や地域の方々によって運行されております。地域の方々が長年住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、暮らしの移動手段を確保し、持続可能なものにしていくことは重要な課題であると認識しております。

以上でございます。

○岡口委員＝これについては一応県内全域でされているということでございますけども、このコミュニティーバスやデマンドタクシーを取り巻く課題に対してどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長＝コミュニティーバスやデマンドタクシーの課題への取組についてお答えいたします。

コミュニティーバスやデマンドタクシーにつきましては、自発の地域づくりの考え方の下、市町や地域の方々が主体となり、それぞれの地域の実情やニーズに合ったものをつくり上げていくこと、また、既に移動手段がある場合でも、それを持続可能なものにしていくため見直しを行っていくことが大切だと考え

ております。県も市町や地域に入りまして、住民や交通事業者などの関係者の声を聞き、一緒になって協議しながら、新たな移動手段の導入や見直しに当たっては、例えば、参考事例の紹介でありますとか、必要な助言、デマンドタクシーにＡＩシステムを導入する、そういった初期費用の補助などの支援を行っておるところでございます。

さらに、令和五年度からコミュニティーバスやデマンドタクシーの利用促進に取り組む市町に奨励金を交付して、市町の取組を後押ししております。

例えば、伊万里市におきましては、県の奨励金制度を活用しまして、高齢者サロンなどで公共交通利用の説明会を開催したり、乗車体験会を実施されたところ、コミュニティーバスの利用者増につながった路線がございます。

なお、令和六年度におきましては、伊万里市を含めまして九市町がこの制度を活用され、利用促進の取組が県内で広がっているところでございます。

今後も引き続き、地域の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域の実情やニーズを把握し、市、町、地域の方々、交通事業者などと連携しながら着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○岡口委員＝次に、タクシーについて伺いたいと思いますけれども、タクシーを取り巻く現状について、どのように認識をされているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長＝タクシーについての現状認識についてお答えいたします。

タクシーは利用者の希望にきめ細やかに対応し、ドア・ツー・ドアでの移動を支え、免許を返納された高齢者など自家用車の利用が困難な方々にとって、買い物や通院といった暮らしの移動手段としてなくてはならないものとなっております。

県内のタクシー利用は、昭和五十五年度をピークに減少しております。コロナ禍後は回復傾向にあるものの、令和五年度はコロナ禍前の利用者数までには回復できていない状況にございます。

利用者の減少による減収や運転手の高齢化などによる運転手不足の中、タクシーを持続可能なものとしていくことが重要な課題であると認識しております。

以上でございます。

○岡口委員＝次に、課題への取組についてでございますけれども、このタクシーを取り巻く課題に対してどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長＝タクシーを取り巻く課題への取組についてお答えいたします。

これまで、タクシーを利用しやすい環境を整えるため、高齢者や障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー車両の導入補助を行ってまいりました。また、運行の効率化に向けた配車システムの導入支援や運転手確保に向けたテレビＣＭ等の広報、女性が働きやすい職場環境整備への支援を行ってまいりました。

今後も引き続き、タクシーを利用しやすいものとするための環境整備への支援、運行の効率化や運転手の確保に向けた取組への支援を行ってまいります。

また、鉄道やバスなどほかの移動手段と組み合わせていたクシーの利用を促すなど、タクシー利用のきっかけづくりになるような取組を検討してまいります。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。私は伊万里なんですけども、町なかと伊万里市内の周辺部と――私は周辺部でございますので、周辺部の身からいうと、鉄道も厳しくなった、タクシーもすぐ来ん、バスはない、一応コミュニティー

バスぐらいは地域内に走っていますので、どうにか住民の皆さんの足には少しは助かっているのかなと思っていますけれども、なかなか周辺部におる住民からすると、やはり公共の施設があっても、利用しないと、何と言いますかね、必要ないというような形になって、バス路線もなくなったし、この筑肥線も少し利用が少なくなっていますので、これはなくなるんではないかと危惧をされていますし、もろもろとやっぱり地域交通についての問題は、我々からすると重要な問題でございます。

しかし、これも何かをすればすぐ利用促進ができるとかなんとかは多分ないとは思っていますが、やはり住民も一緒になって利用しながら、この存続に向けては頑張っていく必要があるんではないかなと私は思っています。地域の声をこういう形で出していかんと問題意識にはなりませんので、私自身でこういう現状も伝えながら、どうにかならんかということを踏まえて質問させていただいていますので、よろしくお願いしたいと思います。

そういうことを踏まえまして、それぞれ取組についてはお尋ねをしてきましたけれども、なかなか難しいと分かっておりますけれども、これについて、今後、どのような形で取り組むのかというのは難しゅうございますけども、地域交流部長の所感を聞かせていただきたいと思います。

○寺田地域交流部長＝今後の取組に向けた所感ということでお尋ねがございました。委員からもお話がありましたとおり、地域交通は通勤通学、買い物、通院など、住民の日頃の生活を支えるとともに、観光客ですとか来訪者等の交流を促す、地域づくりの非常に重要な基盤だと考えております。

先ほどから課題に対する対応ということでいろいろ御答弁申し上げましたけれども、様々な取組をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、先ほど委員からもお話がありました、利用で支えていくというふうなところも非常に重要だと思っております。今後、高齢化や核家族化、過疎化を背景に地域交通の役割はますます高まっていくと、むしろ高まっていくというふうに思っております。今、マイカー利用者の方も今後十年後、二十年後には地域交通を利用する時が来るというふうに考えております。歩くライフスタイルの観点からも、将来に備えて、今のうちから地域交通を乗って支えることも大事ですし、一緒になって、そういう方々と一緒に考えていくというふうなことも重要だというふうに思っております。

地域交通を将来にわたって持続可能にしていく必要があるというふうに考えておりますけれども、自発を基本としながらも、県も一緒になって考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

なお、そういった持続可能なものにしていくためには三つの視点があるかなというふうに考えております。

一つは、利便性という利用者の目線ですね。それからもう一つは、運転士ですとか整備など、経営資源の制約といった事業者側の視点、それから、我々行政の財政に係る財政負担という点の視点、そういったそれぞれの視点を持って、不断に検討していくことが重要じゃないかなというふうに考えております。

例えば、ある地区でコミュニティーバスを入れたからそれで終わりということではなくて、やはりいろいろ状況は変わっていきますので、そういった中でも、さらに利便性を高めたり、効率化をして利用促進を図っていくなど、そういった取組を継続してやっていくことが大事だというふうに思っております。

そのためにも、県の担当職員はもちろんですけど、私自身も積極的に各地の地域交通を利用して、地域の実情に触れまして、さらに、地域ですとか市町にも入っていきまして、現場の声、それから、これまで地域交通を支えてきていただいている事業者の方々とも意見交換をしながら共に考えていきたいというふうに考えております。

私から以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。これについてはやはり自治体ばかりでできることではございませんので、やはり地域と一体になった推進をしながら、どうにか持続をしていけるような形で取り組めればなと思っていますので、よろしくお願いします。

次に、二項目めに移りたいと思いますが、二項目は排水機場や水門の操作員の担い手確保について伺いたいと思います。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発しており、県内でも令和元年の佐賀豪雨、それから令和三年の八月豪雨、令和五年の九州北部豪雨に見舞われるなど、災害が立て続けに発生をしているところであります。特に、低平地を抱えます本県では内水氾濫による浸水被害は深刻であるため、河川には多くの排水機場や水門が設置をされ、大雨の際に防災のための操作が行われております。

県が管理する排水機場の多くは、県から市町、市町から地元自治体や個人に操作を委託されていると聞いております。地元の操作員の方は重大な責任を担っている状況にございます。

近年は気候変動の影響で豪雨災害が激甚化、頻発化しておりまして、出勤回数の増加や長雨によります操作の長時間化など、操作員の負担が増加していると思います。

こうした中、伊万里市にあります脇田川の水門においては、地元の操作員から、高齢のために辞退の申し出がありまして、今年度は業務委託をしたと聞いております。操作員の高齢化や担い手不足といった課題を抱えていると考えておりますが、浸水被害の軽減を図るためには、確実な施設の操作が必要であり、このような課題の解決を図っていくことが重要であると考えます。

そういうことを踏まえまして、まず一点目は、河川の排水機場や水門の操作について伺いたいと思いますが、気候変動によります激甚化、頻発化すると言われる豪雨災害に備えて、県民の安全・安心を確保していくためには、排水機場や水門を確実に、かつ、安全に操作できる体制や環境を整えていくことが重要であると思います。

そういう形を踏まえまして、操作体制について伺いますが、操作員を配置する排水機場や水門はどのように地元に委託されているのかお尋ねをいたします。

○中原河川砂防課長＝操作体制についてお答えします。

浸水被害を軽減するために排水機場や水門の操作は重要であり、適正な操作が求められます。

そのような中、排水機場や水門の操作は、降雨の状況や操作に必要な河川施設の内水位・外水位などを把握した上で操作するため、豊富な経験が必要であり、加えて地域の実情に詳しい人材が求められます。

このため、排水機場や水門の操作は、県から排水機場所在の市町に委託し、さらに市町から地域の実情に詳しい地元の方々や業者に委託をされ、施設ごとにある操作規則に基づき行われております。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。

次に、操作員を配置している施設の数について伺いたいと思いますが、県が管理をする河川の排水機場や水門のうち、地元の操作員に委託している施設はどれくらいあるのかお尋ねをいたします。

○中原河川砂防課長＝操作員を配置している施設の数についてお答えします。

現在、県が管理している河川の排水機場や水門のうち、操作員を配置している施設の数は、排水機場が五十一カ所、水門が三十三施設となっています。合わせて八十四施設となっております。

操作員を配置している八十四施設のうち、地元の操作員に委託している施設

は、排水機場が二十七施設、水門が十八施設となって、合わせて四十五施設となっています。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。

そしたらば、これにつきましては、地元に委託してあるのは大体半分ぐらいでございまして、そのほかはどのような形になっているんでしょうか。

○中原河川砂防課長＝そのほかにつきましては、直接県が操作をするなど、それとあと業者に委託するなど、そういったところで対応しているところでございます。

○岡口委員＝分かりました。ありがとうございます。

次に、操作員の地元委託の課題についてでございますけれども、地元に委託している操作員について、現状でどういう課題があると認識をされているのかお尋ねをいたします。

○中原河川砂防課長＝操作員の地元委託の課題についてお答えします。

近年、気候変動の影響で豪雨災害が激甚化、頻発化しております。委員御指摘のとおり、出動回数の増加や大雨の長期化による操作の長時間化など、操作員の負担が増加していることが課題と認識しております。

また、操作員の高齢化が進んできており、操作の長時間化や夜間の操作に伴う安全性の確保も課題であると考えております。

さらに、操作員がやめられる場合に次の担い手が見つからないといった担い手の確保が課題と考えているところでございます。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。

そういう課題もございますけれども、そういう形を踏まえまして、操作員の安全確保及び操作環境の整備について伺いたいと思いますが、操作員の方は地区を守る使命感から、危険な状況下でも作業に従事されており、操作員の安全確保は大変重要な課題であります。また、蒸し暑い中で長時間現場に拘束されて、体調面も大変心配をするところでございます。

そこで、操作員の安全確保や操作環境の整備についてしっかりと取り組むべきだと考えますが、どのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○中原河川砂防課長＝操作員の安全確保及び操作環境の整備についてお答えします。

操作員の安全確保については、取り組むべき重要な事項だと考えております。

令和三年八月豪雨時に国の排水機場で発生した事故の経験を踏まえまして、排水機場操作員安全管理マニュアルを令和四年四月に九州地方整備局武雄河川事務所と連名で作成したところでございます。

マニュアルには、排水機場を安全に操作するための遵守すべき事項や注意すべき事項を記載しております。このマニュアルに基づいて、市町職員や操作員に説明、意見交換を行うことで、操作員の安全に関する基本的事項を周知しております。

また、操作員が安全に操作できるように、排水機場の環境整備にも努めております。

具体的には、夜間作業を行うための投光器の新設、水位を安全に確認するための量水標の改修、流れてくるごみを回収する除じん機周辺の落下防止柵の設置などを行ってきております。

このほか、蒸し暑い中で長時間操作に従事される操作員の体調面にも配慮し、老朽化したエアコンの改修、仮眠や疲労回復のためのソファーベッドの設置などの環境整備を行ってきております。

今後も引き続き、市町職員や操作員の皆様と意見交換などを行い、現場の状況を確認しながら、地域の安全・安心の確保に御尽力いただいております操作

員の方々の安全確保と環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。

そういう形でございまして、できることは多分されていると思っておりますけれども、さらに意見を聞いていただいて、取組をしていただければなと思います。

次に、操作員の担い手確保の取組について伺いたいと思いますが、操作員の高齢化が進む中で、排水機場や水門を確実に稼働させるためには、操作員の確保が重要だと考えております。

現在、遠隔操作による取組が行われているとも聞いており、そうした取組も操作員の担い手確保につながるのではないかと考えております。

そこで、操作員の担い手を確保するために、どのように取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

○中原河川砂防課長＝操作員の担い手確保の取組についてお答えします。

県はこれまで、河川の本川に流入する小規模な水路等につきましては、操作が不要なフラップゲート、通常は河川に洪水はそのまま流れますけれども、フラップゲートとは本川の水位が高いときには逆流をしないようなゲートでございます。そういうフラップゲートを採用するなど、省力化に努めてきたところであります。

しかしながら、規模が大きな排水機場や水門においては、水位の状況や安全性を確認するなど、適正な操作を確実に行うために操作員による操作が必要であります。

このため、排水機場等の水位や雨量、河川監視カメラの映像をスマートフォンなどで確認できるようにすることで、操作員の負担を軽減し、操作を担っていただきやすい環境の整備を進めているところです。

また、一部の地域では、操作を特定の操作員に任せるのではなく、複数人の操作員でローテーションを組むなどして、地域として対応している事例もあることから、地元の意見も聞きながら、地域として操作を担っていただくやり方も考えていきたいと考えているところです。

また、遠隔操作については、令和六年度から佐賀市内の佐賀江川にあります尾の島水門、枝吉水門で導入をしています。実際の運用の中で、操作の確実性や操作時の安全性について検証を行っているところでございます。

操作の遠隔化により、操作員の負担軽減が図られることで、担い手確保にもつながることから、検証の結果も踏まえつつ、遠隔操作の導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

地域の過疎化や高齢化が進む中で、操作員の担い手の確保は重要であり、今後も継続的に地域で操作を担っていただけるよう、操作員の安全性や環境整備を行うとともに、地域として操作を担ってもらうやり方や新しい技術の導入なども考えながら、操作員の負担軽減に努めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○岡口委員＝この排水機場や水門の操作員の担い手確保については、今後大変難しいことが増えてくるんじゃないかなと心配をしておりまして、ちょっと質問をさせていただきました。

我々、地元の県議二名と市の執行部と意見交換会をすることが毎年一回ございます。その中でもこの問題が出てきまして、周辺部と言ってはいけませんけど、やはり伊万里市内においても、結構水門とか排水機場の管理は地元に委託をされていることが多うございまして、やはり高齢化と人口減少、そして社会現象が変わって、地元の状況を本当に詳しく知った方がだんだんおられなくなっています。これも全く素人ではできませんので、そういう厳しい状況の中

で委託といいますか、お願いをしてすることは今後大変厳しいと思っていますので、遠隔とかなんとかについては大変難しいかと思っておりますが、やはり現場に行って見て、そして最終的に操作をすることになると思っていますけれども、安全面からすると、行けないこともございますし、できないこともございますので、できれば遠隔操作とかなんとかできるところがあれば、少しでも増やしていただいて、お金はかかるか分かりませんけど、安全面に寄与していただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、三点目に移りたいと思います。

これも地元の声といいますか、地元では聞くことが大変ございますので、三点目については、建設業の担い手確保について伺いたいと思います。

建設業は、社会資本の整備や維持管理を担うとともに、災害時には緊急対応や復旧活動を行うなど、地域を支える重要な役割を担っていると思っております。

しかしながら、様々な産業で担い手不足が指摘をされている中にあっても、特に建設業の現場は担い手不足が深刻であり、採用の募集をかけても人が集まらないと聞いております。このままでは建設現場で働く人のさらなる高齢化が進み、技術や技能の継承も困難となり、将来、県内の建設業が衰退し、安全・安心な県民生活が脅かされるんじゃないかなと私自身が危惧をしているところであります。

県では、建設業への担い手確保に取り組まれていると聞いておりますが、次の点について伺いたいと思います。

一点目に、建設業就業者数についてであります。

まず、建設業就業者数の推移はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○川崎建設・技術課長＝建設業就業者数の推移についてお答えいたします。

国勢調査によりますと、県内の建設業就業者数は、平成七年の五万八百八人をピークに、令和二年には三万二千八百十九人とピーク時の約六五％まで減少しております。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。

次に、建設業就業者の年齢構成についてどのようになっているのかお伺いをいたします。

○川崎建設・技術課長＝建設業就業者の年齢構成についてお答えいたします。

これも国勢調査によりますと、県内の建設業就業者の年齢別構成は、就業者数が一番多かった平成七年から令和二年にかけまして、二十九歳以下は約一九％から約一一％へ、また三十歳から五十四歳は約五八％から約四八％へと減少しております。

一方、五十五歳以上は約二三％から約四〇％と増加しており、高齢化が進行している状況でございます。

以上でございます。

○岡口委員＝ここについては、やはり若い人たちのところが減っていって、高齢化が進んでいるということでございますね。

そういうことも踏まえますけれども、次に、県内の工業系の高校生の県内就職率についてお伺いをいたします。どのようになっていますでしょうか。

○川崎建設・技術課長＝県内工業系高校生の県内就職率についてお答えいたします。

県内には、土木や建築など専門的な学習をされている工業系高校が八校ございます。その八校から令和七年三月の卒業生の就職状況を聞き取りましたところ、就職された二百三十七名のうち、建設業への就職率は約六〇％、県内建設業への就職率は約三九％となっております。

以上でございます。

○岡口委員＝分かりました。

私が現場でといいますか、地元に聞いておりましたら、やはり工業系の高校を出られても、前は一人か二人入ってきよったけれども、なかなか入ってこないということを聞いておりますので、私としては、今おっしゃったように八校あって、やはり地元にそういう建設業に入られる方が少ないんではないかなと思っております。それについては私自身もまた、どうにかならんかなと思っていますので、そういうことを踏まえてまた次の質問に入りたいと思います。

これで終わりますか。

○冨田委員長＝暫時休憩いたします。十三時をめどに委員会を再開いたします。

午前十一時五十三分　休憩

午後一時一分　開議

○古賀和浩副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○岡口委員＝それでは、午前中に引き続きまして質問したいと思っております。早速でございますけれども質問に入りたいと思いますが、新規就業者の確保について伺いたいと思っております。

まず、建設業に対する理解を促進する取組について伺いたいと思います。

新規就業者を確保するためには、建設業を知って興味を持っていただくことが大変重要だと考えます。県は建設業に対する理解促進のために、どのような取組をされているのかお尋ねをいたします。

○川崎建設・技術課長＝建設業に対する理解を促進する取組についてお答えいたします。

県では、土木や建築など専門的な学習をされている高校生に、県内の建設会社を就職先として選択してもらえますよう、建設業界と連携し、建設業に対する理解の促進に取り組んでいるところでございます。

具体的には、最新のＩＣＴ建設機械等に触れてもらうＩＣＴ施工体験、建設業の現場を知っていただくための建設業基礎講座、建設業の若手就業者と高校生が建設業で働く上での疑問ややりがいなどについて率直に話し合う意見交換会を実施しております。

また、県内建設業者の特色等について紹介する合同企業説明会や、建設工事現場見学会を開催しております。今月の十一日と十二日に開催されました「ＳＡＧＡ建設技術フェア」では、県内外から六十六の企業や団体が参加され、最新の技術が紹介されました。県もブースを出展し、来場された大学生や高校生に建設業の魅力を伝えたところでございます。

さらに、早い段階から建設業に興味を持ってもらえますよう、小学生の親子を対象としました親子現場体験会や、主に中学生を対象としました建設業電子コミックの作成などを行っております。

このほか、多くの県民の方々に建設業に興味、関心を持っていただけますよう、バルーンフェスタに合わせてサテライト会場で開催されます土木フェアにおいて、建設業に関する展示や体験コーナー、建設関連車両の展示などを行っております。

以上でございます。

○岡口委員＝県としては、いろいろ取組をされているようでございます。

次に、働き方改革の推進、労働環境の改善の取組について伺いたいと思います。

建設業の担い手の確保のためには、働き方改革の推進や労働環境の改善が必要と考えております。どのような取組を行っているのかお尋ねをいたします。

○川崎建設・技術課長＝働き方改革の推進や労働環境の改善の取組についてお答えいたします。

県では、建設業の担い手確保のため、建設業の働き方改革の推進や労働環境の改善に向け、様々な取組を進めているところでございます。

具体的には、週休二日の取組が進みますよう、休日を確保した適正な工期の設定、週休二日の取組を前提としました予定価格の算定、国、県、市町の発注者が協力し、毎週土曜日に県内全ての建設現場を一斉に休みとする現場統一閉所などを実施しております。

また、業務の効率化としまして、工事書類の簡素化を進めるとともに、ＩＣＴ施工による省力化の推進、情報共有システムの導入、遠隔臨場の実施など、ＤＸを活用しました取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○岡口委員＝そのようなことをしておられますが、この取組の効果について伺

いたいと思いますけれども、これまでの取組で、どのような効果があったのかお尋ねをいたします。

○川崎建設・技術課長＝取組の効果についてお答えいたします。

県内工業系高校生の県内建設業就職率は、令和元年度卒業時は約三〇％でございましたが、令和六年度卒業時は約三九％と、約九％上昇しております。

また、合同企業説明会に参加された高校生に実施しましたアンケートでは、建設業の仕事内容を詳しく知ることができた、建設業が出しているブースでやりがいを感じる会社があった、今まで思っていたよりも建設業にはよいところがいっぱいあった、自分が持っている資格を生かせる仕事の話を聞けたなどの声をいただいているところでございます。

以上でございます。

○岡口委員＝そういう形でございますけれども、今後、建設業の担い手の確保に向けて、どのような取組を行っていくのかをお尋ねいたします。

○川崎建設・技術課長＝今後の取組についてお答えいたします。

建設業は、社会資本の整備はもとより、災害時の対応も担っていただくなど、県民の命と暮らしを守るために無くてはならない存在であり、今後とも持続的に発展していくことが必要と認識しております。

将来にわたり建設業の担い手を確保するためには、若手の新規就業者の獲得が重要と考えており、今後も継続して、若手就業者に向けた建設業に対する理解の促進や働き方改革の推進、労働環境の改善に取り組んでまいります。

加えて、新たな担い手としまして、外国人や女性を含む多様な人材を確保することも重要であると考えております。このため、外国人材確保に向けまして、新たに令和七年度から建設業に係る専門技能の向上に係る研修や安全衛生教育などを始めるとともに、これらの支援を広く発信し、外国人から佐賀県が選ばれるように取り組んでまいります。

また、女性人材確保に向けましては、県内建設業に従事しておられる女性の活躍を推進するネットワークを立ち上げることとしており、その活動を専用ウェブサイトで紹介し、工業系高校の女子生徒などにもその活動を知っていただき、建設業への就職につなげたいと考えております。このほか、ＳＮＳの活用など、幅広い世代に対する効果的な情報発信に取り組むことも必要と考えております。

今後も、県内建設業が持続可能な産業となりますよう、多様な人材確保に向けまして、建設業界と意見交換をしながら取組を進めてまいります。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。一応、建設業の担い手の確保について、それぞれ課題等についても話をさせていただいて、取組についても聞きました。これも行政ばかりでできることではございませんので、行政は行政として建設業の皆さんと意見交換をして、そしてなおかつ、できることは支援をしていただきたいと思いますし、業界の人たちもやっぱり努力をせんといかぬと思います。

やはり今、価値観が変わって、こう言ったらいけませんけれども、汗を流して力仕事をするのはなかなか厳しいということもございまして、人材確保に大分困っていらっしゃると思っております。また、これも機械ばかりではできませんし、やっぱり人がいないと、この業界は成り立たないと思っておりますし、また、公共事業を発注しても、直行でしなくてはならないことも出てくるかと私は心配しておりますので、やはりこういう育成をしながら、人材確保に取り組んでいただければと思っております。それについては要望としますので、公共ばかりじゃなくて、みんな一緒になって、企業も一緒になって取組をしてほしいと思っております。人がいないと会社も成り立ちませんし、仕事もできませんので、よろしくお願いしておきます。

次に、四項目に移りたいと思いますが、生活排水処理施設について伺いたいと思っております。

公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設は、地域住民が快適な生活をしていく上で重要な生活基盤施設であると思います。トイレの水洗化など生活環境の改善や、河川などの公共用水域の水質保全に寄与するといった役割を担っております。

県内でも、生活排水処理施設の整備は一定程度進んでいるものの、いまだ整備をされていない地区も残されていると思います。

これまで人口が集積する都市部では、公共下水道などの集合処理方式によって面的な整備が推進され、普及促進が図られてきました。一方、都市部に比べて人口が密集していない周辺部では、こうした面的な整備の効果が限られることから、浄化槽による整備が進められてきております。

しかし、浄化槽の場合は、設置はもちろんのこと、維持管理の費用も個人負担となるために、新築や改築といったように、住まい自体を大きく見直すようなタイミングでなければ、なかなか設置しようと思っていただけないのではないかと危惧をしております。

また、高齢化が進む中、高齢者世帯も増えており、足腰が弱ると、和式のくみ取りトイレでは体に負担がかかります。よって、快適な生活のためにも、都市部と周辺部で格差がなく生活排水処理施設が整備される必要があると思います。

こうしたことを考えますと、下水道なのか浄化槽なのかといった整備方式を考えるに当たって、周辺部では単に費用対効果だけに捉われるのではなくて、状況によっては公共下水道などの導入を行政が主体となって行うことも必要と考えております。

生活排水処理施設の整備については、市町の事業であることは承知をしておりますが、県がもっと積極的に関わってほしいと思っておりますので、次の点について質問をしたいと思います。

まず、県内における整備状況について伺いたいと思っておりますが、県全体の整備状況についてまず伺いたいと思います。

県内の汚水処理人口普及率は、現在までどのように推移をしてきたのか。また、全国平均と比較をしましてどうなっているのかをお尋ねいたします。

○黒嶋下水道課長＝県全体の整備状況につきましてお答えいたします。

県の総人口に対して、公共下水道や集落排水、浄化槽といった生活排水処理施設の整備が完了した区域の人口が占める割合を汚水処理人口普及率と言っておりますが、最新のデータになりますが、佐賀県の令和五年度末の普及率につきましては、八七・七％となっております。これは十年前の平成二十五年度末の普及率が七八・八％ですので、現在と比較しますと八・九ポイント上昇しております。

次に、全国の比較ですけれども、令和五年度末の全国平均の普及率が九三・三％であり、本県はこれを五・六ポイント下回っておりますが、十年前の平成二十五年度末はこの差が一〇・一ポイントであったことから、この十年で全国との差が半分程度に縮まっており、着実に整備が進んでいるというところでございます。

なお、この汚水処理人口普及率の整備手法の区域別で見ますと、公共下水道区域につきましては九六・六％、農業集落排水区域につきましては一〇〇％、漁業集落排水区域につきましては八四・八％、そして、浄化槽区域につきましては五九％となっているところでございます。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。そういうことを踏まえて、今度は市町ごとの整備状況について伺いたいと思いますが、県内の市町における汚水処理人

口の普及率はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○黒嶋下水道課長＝市町ごとの整備状況についてお答えいたします。

県内の市町別の普及率につきまして、八市町が九〇％を超えている一方で、四市町が七〇％以下ということになっている状況でございます。これは市町によって整備に着手した時期が異なっていたり、また、整備の手法が異なっていたりすることなどによるものと思われます。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。次に、集合処理の整備状況について伺いたいと思いますが、まず集合処理区域におけます普及率について伺いたいと思います。

人口が集積する都市部や集落を形成する周辺部では、公共下水道や農業集落排水などの集合処理方式による整備が進められておりますが、県内の集合処理区域において、普及率がどうなっているのかまずお尋ねをいたします。

○黒嶋下水道課長＝集合処理区域における普及率についてお答えします。

この普及率ですけれども、公共下水道や集落排水といった集合処理区域内の総人口に対しまして、整備が完了した区域の人口が占める割合になりますけれども、佐賀県の令和五年度末の普及率につきましては九六・八％となっております。七市町が既に整備が完了しておりまして、ほとんどの市町が九割を超えているという状況でございます。

以上でございます。

○岡口委員＝次に、集合処理区域における課題についてお伺いしたいと思いますが、この集合処理区域におけます課題についてどのように認識されているのかお尋ねをいたします。

○黒嶋下水道課長＝集合処理区域における課題についてお答えいたします。

課題として、大きく三つあるかと考えております。

まず、一つ目の課題ですけれども、着実に整備は進んでいる一方で、整備された施設の老朽化対策といった必要性があるといったことが課題として挙げられます。現在、計画的に改築、更新を進めておりますけれども、整備から一定年数を経過した施設も増えております。今後、老朽化対策の費用が重なりまして、維持管理コストが増加していくといった課題がございます。

二つ目としては、人口減少など、情勢変化への対応といった課題でございます。集合処理区域では既に普及率が九〇％を超えている一方で、未整備地区も残されております。こうした地区では、近年、人口減で家屋が散在するなど、計画策定時とは状況が変化し、このまま整備してしまうと非効率になるケースが増えているといったことでございます。

三つ目の課題として、整備が完了した地区における接続率の向上といったところでございます。令和五年度末の接続率ですけれども八九％であり、一部にまだ接続していただけない方もいらっしゃるのも事実でございます。たとえ整備が完了しても、接続をしていただかないことには生活環境や公共用水域の水質保全といった本来の目的が達成できないということになります。また、この公共下水道などの面的な整備は、人口の一定以上の集中を前提に経営効率を高める整備方式であるため、接続されない方から料金収入が得られず、結果、市町の事業運営に支障を及ぼすという可能性があるといった課題があると考えております。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。

次に、浄化槽による整備状況について伺いたいと思いますが、まず浄化槽区域におけます普及率についてお伺いしたいと思います。

普及がなかなか進まない集合処理区域以外においては、浄化槽による整備が進められておりますけれども、県内の浄化槽区域において普及率はどのように

なっているのかお伺いいたします。

○黒嶋下水道課長＝浄化槽区域における普及率についてお答えします。

佐賀県の令和五年度末の普及率は五九％となっております。

市町別に見ますと、三市町が九〇％以上で、これを含む八市町が七〇％を超えておりますが、残る十二市町は七〇％未満ということで、整備がなかなか進んでいない状況でございます。

以上でございます。

○岡口委員＝この浄化槽区域における課題について、どのように認識をされているのかお尋ねをいたします。

○黒嶋下水道課長＝浄化槽区域における課題についてお答えいたします。

浄化槽は、公共下水道と異なりまして、各戸単位で設置をするということになっております。このため、整備や普及のためには、各個人がその初期投資と維持管理の費用を負担する必要があることについて御理解をいただくことが前提といったことが第一にございます。また、こうした整備を補助制度などで支援します市町も、そのための予算確保といったものが必要でございます。このため、市町や住民個々人の意向や事情というものが普及を大きく左右されます。

こうしたことから、生活排水処理が適切に処理されることで公共用水域の水質が改善が図られ、生活環境の保全や公衆衛生の向上につながるということについて住民の皆様に理解していただき、そして浄化槽を整備促進するためには一定の費用負担が伴うということが必要な点について、いかに、より幅広い理解と協力を得ていくかが課題と考えております。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございました。

それでは、そういうことを踏まえまして、今後の取組について伺いたいと思いますが、未整備地区の整備促進について伺いたいと思っております。

整備が進んでいない地区の整備促進については、県としてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○黒嶋下水道課長＝未整備地区の整備促進に関する今後の取組についてお答えいたします。

県では、公共下水道及び浄化槽の整備促進のため、これまでも様々な角度から市町の取組を支援し、促してきたところでございます。

例えば、市町に対しまして、地域の人口動態を踏まえた整備方式であったりとか、処理区域の見直しといったところへ助言をしたりしております。

また、市町が国に対して予算要望を行う際には、適用可能な支援策につきまして助言を行ったり、新たに創設された支援措置の情報提供なども行っております。また、国に対しましては、整備予算の確保や予算制度の拡充、創設といったところについて、政策提案などを通じまして働きかけを行っているところでございます。

またさらに、県内各地のイベント等でブースを出展いたしまして、公共下水道への接続率の促進であったりとか、浄化槽の整備について普及啓発を行っているところでもあります。

さらに、最近は、普及率が低くとどまっている市町において、主に浄化槽区域であることに着目しまして、令和五年度から新たに浄化槽に係る補助制度につきまして、これまでの設置費用に加えまして、くみ取り等の既存の槽の撤去費を対象とするなど拡充も行っております。

さらに、我々県職員が市町に出向きまして、市町職員とともに啓発グッズの配布であったりとか、相談コーナーを設けるなど、ＰＲ活動を展開し、取組の強化を図ってきたところでございます。

今後とも、これらを通じまして市町の取組を支援し、生活排水処理施設の整

備、普及に努め、県民の生活環境の改善につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岡口委員＝いろいろとまた促進に向けて取り組んでほしいと思っております。

次に、今後の生活排水処理施設の在り方について伺いたいと思いますが、地域住民が快適な生活を格差なく営むためにも、面的な整備である集合処理を広げていくべきと思いますけれども、今後、この生活排水処理施設の在り方について、県としてどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○黒嶋下水道課長＝今後の生活排水処理施設の在り方についてお答えします。

県民の快適な生活環境の整備や、河川など公共用水域の水質保全といった点で、適正かつ適切な生活排水処理の重要性というものは十分認識をしております。

生活排水処理施設については、大きく分けて集合処理と個別処理の二つがあり、それぞれに一長一短がございます。人口が集積する都市部では、生活排水処理をより効率的、効果的に行う観点から、広域的な範囲で処理を行う公共下水道による整備が一般的でございます。特に一定の人口が集中している市街地などで効果が発揮されると言われております。

一方、地方部ですね。人口が分散している地方部につきましては、一般的にそうした面的な整備である集合処理では分散した住宅をつなぐ管路が長くなりますので、整備の投資に対して不経済になりやすいということから、浄化槽による整備が用いられているところでございます。

委員から、都市部に限らず、周辺部でも集合処理を広げていくべきではないかという御意見をいただいたところでございますけれども、これは多分、個別処理では浄化槽設置の初期投資に係る個人負担が大きくて、なかなか普及が進まないといった問題意識からだと思っております。しかしながら、この個別処理の代表例である同じ浄化槽でも、一般的な個人設置型だけでなく、自治体が設置する公共浄化槽というのもございます。これは比較的、集合処理に近い計画的な整備が可能でありまして、さらに個人の負担軽減が図られ得る手法でもあって、他県と比べて本県は採用している地域が多くございます。

この公共浄化槽ですけれども、そもそも浄化槽ですので、公共下水道よりも整備コストが小さくて済む。また、その設置は市町がやりますので、普及における課題である住民の初期投資を抑えることができるといったメリットがございます。

一方、公共下水道ほどのスケールメリットがございませんので、維持管理費が相対的に高くなったり、設置費用に加えまして、この維持管理費も設置者である市町が負担をしなければいけないといった課題もございます。

このほか、周辺地域、地方部といったところにおける集合処理としては農山漁村の集落排水事業などもございますが、いずれにしても、まず大事なことは、生活排水処理行政を行います各市町が、これらの多様な選択肢の中から、その地域においてどのような生活排水処理の在り方が望ましいのかを住民の皆様に意見を聞きながら検討、判断し、そして導入、運営していくといったことが重要かと思っております。

ちょっと長くなりましたが、市町が様々な角度からしっかりと検討を行い、住民の皆さんとともによりよい方策を見いだすことができるよう、県としても各市町それぞれのいろいろな事情や課題を踏まえまして、おのおのに合った助言、情報提供を行いまして、引き続き市町に対して支援を行い、生活排水処理施設の整備促進が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岡口委員＝ありがとうございます。

この問題につきましては、私が議員になる前からですけれども、大変興味を持っていましたのは、私、大学生のときに大阪におりましたけれども、そのとき、五十年ぐらい前になるかな、やっと大阪で公共下水道工事が始まっておりました。僕らが大学に入ったときには、こう言ったらなんですが、旧式のトイレでございましたし、諸々等ございましたけれども、また伊万里に帰ってきて、まだそういう公共下水はなかなかできていませんでしたけれども、帰ってきて、市街の中は公共下水道が始まりました。そして、なおかつ周辺部におりましたら、なかなかそういうことはなかったので、僕は、どこやったかな、福井やったかな、集落排水が最初にあったところを見に行って、佐賀県では農業集落が入ったのは東脊振村だったと思いますが、東脊振村も見に行きました。そしてなおかつ、伊万里市内でも二カ所だけ農業集落排水をしていただいて、今、活用させていただいています。

しかし、町内でも、一方は農業集落排水、また残ったところの集落はまだ何もしていないところもございまして、やはり物すごく格差を感じているんですね。そしてなおかつ、町なかは都市計画で公共下水をされていますけど、管理も市がする。そして、合併浄化槽にすると全部個人でせにゃいかんという形もあって、また合併浄化槽にするのにも、やはり土地も幾らか持っとかんとされないということもございまして、なかなか整備が進まないと私は思っておりました。

これについてはやはりもうちょっと進めてほしいというのがありますけれども、やはり個人負担もございますので、これについてはなかなか一遍に一〇〇％になることはないと思っておりますけれども、これは生活していく上で、生活の豊かさを感じる上では大変大切なインフラ整備だと思っております。

そこら辺については、やっぱりこの間、こう見ていますと、国への要望活動にも出ていますし、県としては、やはり市町の事業だと思っていらっしゃいますけれども、国へ働きかけ、また市町への協力もしていくという方向性は持っていらっしゃいますので、今後とも、一歩でも進むような形で推進をしていただいて、市町と、また住民にも意識づけをしていただいて、この事業が県内にもうちょっと広がるような形でお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○酒井委員＝皆さんこんにちは。県民ネットの酒井幸盛でございます。

今回は四問ほど質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず一問目が、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトについてお尋ねします。

二問目が、ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想推進についてお尋ねします。

三問目が、パラアスリート競技力の向上推進についてお尋ねします。

四問目が、佐賀県ヨットハーバー育成棟の整備についてお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速一問目から入ります。「はじまりの名護屋城。」プロジェクトについてお尋ねをいたします。

今年は、名護屋城址並びに陣跡が国の特別史跡に指定されて七十周年という記念すべき年に当たります。遺跡のうち重要なものが史跡に指定され、さらに学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるものが特別史跡に指定されるものであり、名護屋城址並びに陣跡は、本物の価値がある遺跡と言えます。

もう一回繰り返します。遺跡のうち重要なものが史跡に指定され、さらに学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるものが特別史跡に指定されるものであり、名護屋城址並びに陣跡は、本物の価値がある遺跡と言えます。

名護屋城は百五十以上の名立たる武将が全国から一堂に集結した日本の歴史上類のない舞台であるとともに、武将たちが茶の湯や能などを通じて交流し、その後の日本文化の発展の礎となった地域が誇るべき宝である。私も名護屋の地元の議員として誇らしく思っております。

これまで長い間、文化庁の協力の下、県と市町が連携して遺跡の保存整備事業に取り組んでおりますが、その様子を地域の住民の一人としても注目をしてきました。

また、令和二年度からは、山口知事の強い思いの下、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトと銘打ち、名護屋城の歴史的価値やストーリーを磨き上げ、名護屋城大茶会の開催や陣跡周遊サインの整備、名護屋城博物館における黄金の茶室や草庵茶室の復元展示などを通じて、県内外からの多くの来訪や周遊を促す取組を、県と唐津市が一緒になって進めており大変うれしく思っております。

また、本年度は「出張！お城ＥＸＰＯ」を誘致したと聞いております。さらなる盛り上がりにつながると期待をいたしております。

これらを高く評価しているものの、県が事業を進める際に、やはり予算の財源はどうなっているのだろうかとか、ほかのアイデアを活用し、さらに磨き上げができないかなどについて、執行部に投げかけることが我々議員の大切な役割であると私は考えております。

そこで、次の点について伺います。

名護屋城博物館の運営状況についてお尋ねをいたします。

まず、入館者動向や博物館の取組等について伺います。

名護屋城博物館に限らず、コロナ禍は様々な施設で集客に苦戦したものと思います。その後の回復に苦労しているところもあり、名護屋城博物館は徐々に回復しているものと認識をいたしております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

名護屋城博物館を訪れる入館者の動向等は近年どのようになっているのかを伺います。

○南雲文化課長＝入館者の動向についてお尋ねがございました。

コロナ禍の令和二年度には四万六千四百六十二人まで落ち込んでおりましたが、令和五年度は九万七千四百九十八人、令和六年度は八万六千二十二人と順調に回復傾向にあるところでございます。

令和六年度につきましては、常設展示室のリニューアル工事による二カ月間の休室があったため、前年比で減少しているものの、コロナ禍前である平成三十年度は八万四千八人でありまして、それを超える水準となっておりますので安心しておりますし、さらに今後リニューアルの効果によって増加を期待しているところであります。

以上です。

○酒井委員＝やはりコロナの影響が出て、約四万人ほどまで落ちて、それから九万とか八万人という状況でございます。

そういうふうな落ち込みはコロナで分かりますけれども、その要因はどのように分析をしてあるのかお尋ねします。

○南雲文化課長＝入館者動向の要因分析についてお尋ねがございました。

こうした順調な回復の要因としましては、令和二年度から「はじまりの名護屋城。」をコンセプトとして、伝統文化発展の始まりの地となった名護屋城の本質的な価値に光を当て、文化ツーリズムの創造を目的としたプロジェクトに取り組んだことが挙げられます。

具体的には、県内外の多くの方が名護屋城跡や陣跡の唯一無二の価値を体感できるイベント、名護屋城大茶会の開催、そして黄金の茶室、草庵茶室の復元展示、大人気ゲームであります「信長の野望」とコラボした周遊サインの整備などに取り組んできたところでございます。

また、名護屋城博物館においては、おおむね年四回の企画展、テーマ展を開催しており、それに際し、イラストを用いて紹介したり、学芸員によるギャラリートークを実施するなど、より分かりやすく、親しみやすく解説できるように、様々な工夫にも取り組んでいるところでございます。

こうした多様な取組が入館者数の増加につながっているものと考えております。

以上です。

○酒井委員＝いろいろ分析をしていただきましたけれども、私も、大茶会とか黄金の茶室体験プログラムとか、「信長の野望」とか、こういうので県が一生懸命力を入れていただいております。地元の議員としても本当にうれしく思っております。

そうしたことで、さらなる入館者の増加のためには、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

○南雲文化課長＝さらなる入館者数の増加についてお尋ねがございました。

名護屋城博物館においては、先ほどの取組に加えまして、貴重な史跡そのものを生かして、史跡現地を巡りながら行う史跡探訪会や発掘調査説明会の開催、月に一回の名護屋歴史講座といった城跡や陣跡などについての調査研究の成果を御覧いただく機会を設け、名護屋城の価値についてより分かりやすく伝えることができるように取り組んでいるところでございます。

このほかに、先ほど少し出ましたが、令和六年度には常設展示室のリニューアル工事を実施しておりまして、さらなる入館者の確保や満足度の向上に向けたサービスの拡充を図っているところでございます。

以上です。

○酒井委員＝さらなる入館者の増加のために、本当にいろいろと取組をして頑張ってあるなと思います。

次は、施設整備状況について伺います。

名護屋城博物館は、一九九三年に開館しました。現在目立って老朽化しているということはありませんが、三十二年ほど経過をいたしております。中には更新が必要な機器もあるかと思います。また、令和六年度には常設展示のリニューアル工事が行われており、リニューアル後に私も見させていただきましたけれども、見応えが増したと感じております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、常設展示のリニューアル工事の内容はどのようなものだったのかを伺います。

○南雲文化課長＝常設展示のリニューアル工事の内容についてお尋ねがございました。

令和六年度に常設展示室のリニューアル工事を開館以来初めて実施しまして、これまでの名護屋城博物館の貴重な発掘調査の成果などに基づき、幾つかの強化、拡充をいたしました。

一つ目は、城跡や石垣、陣跡の価値を分かりやすく解説するパネルなどの展示を拡充したこと。

二つ目は、名護屋の価値を直感的に表現した分かりやすい映像を、入り口の大画面に投影していることや、点在する陣跡を床のマットに直感的に分かりやすいようにプロットしたこと。

三つ目は、名護屋城と茶の湯コーナーというものを新設しまして、名護屋における茶の湯文化の広がりについて解説したものです。

このようなものによって拡充、強化しておりますし、加えまして出土した実物資料の点数も増やすなど、展示を強化しております。

なお、財源の一部にはデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用しまして、財政負担の軽減にも努めているところでございます。

以上です。

○酒井委員＝常設展示のリニューアル工事の内容、そのほかに近年でどのような施設整備を行ってあるのかお尋ねします。

○南雲文化課長＝その他の施設整備についてお尋ねがございました。

委員からもありましたように、名護屋博物館は一九九三年に竣工しておりまして、設備によっては耐用年数を迎えたり、老朽化しているものもございます。施設を長く安全に使っていくことができるよう、計画的な改修に努めているところでございますが、例えば、令和四年度には荷物用のエレベーター、令和五年度、六年度には排煙設備を更新するなど、丁寧な設備更新に努めているところでございます。

以上です。

○酒井委員＝次は、名護屋城址並びに陣跡の利活用の検討事業についてお尋ねをいたします。

「はじまりの名護屋城。」プロジェクトとして、名護屋城址並びに陣跡の利活用検討事業に取り組まれておりますが、現地の博物館に任せっきりではなく、文化課も県も一緒になって名護屋城跡を盛り上げていることにうれしく思っております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

目的と事業の内容についてお尋ねいたします。まず、利活用事業に取り組む目的は何かを伺います。

○南雲文化課長＝利活用事業に取り組む目的についてお尋ねがございました。

名護屋城エリアは全国から百五十名以上の名立たる武将、大名が一堂に集結したところでございます。そして、二十万を超える人々が暮らし、当時、世界最大規模を誇る巨大都市となったことが一つ大きな価値となっております。そして、さらに政治、経済の中心として実質的な首都機能を備えると同時に、茶の湯や能など様々な桃山文化がこの地で花開き、その後の日本文化発展の礎となったことも大きな特徴で、これらの特別史跡、名護屋城跡並びに陣跡の歴史的、文化的な価値を生かして、文化ツーリズムの創造につなげることを目的として動いております。

以上です。

○酒井委員＝いろいろと事業に取り組んでいただいておりますが、令和七年度の事業内容はどのように考えてあるのかお尋ねします。

○南雲文化課長＝令和七年度の事業内容についてお尋ねがございました。

名護屋城、現地を訪れていただいた方の体験価値を高めるような整備を行うことや広域的なエリアにおける文化ツーリズムの創造につなげるため、「出張！お城ＥＸＰＯ」の誘致や名護屋城大茶会の開催、そして、黄金の茶室、草庵茶室の活用、前田利家陣跡の整備活用のための計画策定を実施する予定でございます。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございます。やはり新年度もいろいろと事業を考えていただいております。本当にありがとうございます。

次は、予算額と財源についてお尋ねします。

先ほども述べたように、事業の予算や財源をチェックするのは議員の大切な仕事の一つと思っておりますので、次の点についてお尋ねをいたします。

これらの事業に係る令和七年度の予算額について伺います。

○南雲文化課長＝令和七年度の予算額についてお尋ねがございました。

先ほど申し上げた事業全体として、八千百二十万五千円の予算額となっております。

以上です。

○酒井委員＝次に、財源についても伺います。

○南雲文化課長＝財源についてお尋ねがございました。

財源の一部には、原子力発電施設立地地域共生交付金や事業実施による諸収入を充てることとしておりまして、財政負担の軽減にも努めております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございます。やはり原子力交付金を活用してやっていただいております。本当にありがとうございます。

それでは、これまでの成果や課題についてお尋ねをいたします。

令和二年度から「はじまりの名護屋城。」プロジェクトに取り組まれておりますが、私も大茶会に参加するなどして、かなりの集客を肌に感じたところでございます。この前は一万五千人ぐらいだったと思いますけれども、それだけ多くの方が参加をしていただいております。様々な成果が見えてきたことと思っております。しかし、逆に課題も見えてきておるのではないかと思います。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、これまでの成果について伺います。

○南雲文化課長＝成果についてお尋ねがございました。

まず、繰り返しになりますが、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトは、文化ツーリズムの創造にチャレンジしており、その主な取組の一つが名護屋城大茶会でございます。

今、委員から御紹介もありましたが、令和六年度三月二十二日に実施しました第四回名護屋城大茶会については、前年を大きく上回る、過去最高となった一万五千人の来場がございました。特に名護屋城の本丸エリアで行われました、人気歴史学者三人による有料のトークショーについては、定員五百名のところ、全国から三千二百名の申し込みが殺到しまして、多くの立ち見観覧者が出るという、非常にうれしい状況、大変な盛り上がりを見せました。

また、来場者からアンケートも取っておりまして、来場者の九五％が満足したと答えており、名護屋城の歴史的、文化的価値を十分に伝えることができたと考えております。

ちなみに、その具体的な声としましては、こんなににぎやかな名護屋城は初めてで、とても楽しかったですという声とか、建物がなくても、石垣と歴史だけでこんなに楽しめるものなのかと驚きでいっぱいでしたとか、本丸にたくさんの武将が集まったということにちなんで、百七十以上の武将名が入ったのぼり旗を立てておったんですけれども、それを見られた方々が、当時の武将オールスターが集結した名護屋城の歴史が分かりやすく伝えられていて、とてもよかったですとか、そういったうれしい声が次々とありました。

そして、もう少しアンケートデータを見ていきますと、県外からの来場者が約六割、そのうち、約半数の方が県内に宿泊していただいているということも分かりまして、宿泊、飲食、お土産などの消費額は重要だと思うんですけれども、そこのデータを見ていきますと、大きな経済波及効果が生まれていることを把握することができました。

さらに、文化ツーリズムの創造を目的としてやっておりますので、県外の三つの旅行会社に働きかけたところ、県の費用負担はゼロ、むしろ有料コンテンツを購入いただく、我々としては販売するという形で、全く新しいツアーの商品を造成していただき、完売することができました。

このように、文化ツーリズムの創造についても、成功事例ということで事例を生み出せたと思っておりまして、様々な成果が出ていると考えております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございます。いろんな成果を今述べていただきましたけれども、こういうふうなイベントをすると、成果は出るけれども、どうしても課題というのがついてくると思います。

そうしたことで、どういった課題があったのかを伺います。

○南雲文化課長＝課題についてお尋ねがありました。

これまで本当にプロジェクトとして、いろいろな課題を一歩一歩乗り越えてやってきたんですけれども、今現状としまして、二つほど課題があるのかなと考えております。

一つ目は、歴史学者の皆様の言葉を集約していきますと、この名護屋城というところは豊臣秀吉の拠点として築かれたお城で、全体的な遺構を見ることができるのは、唯一日本で名護屋城のみだというところでありまして、例えて言われているところをピックアップしますと、近世城郭遺構の至宝ですとか、奇跡の城と言っていただける学者の方もおりまして、そういった価値から鑑みますと、お城ファンをもっともっと集客できるんじゃないか、まだ十分な余地があるんじゃないかと考えております。それが一点目です。

二つ目は、周辺地域には波戸岬や呼子のイカ、唐津城や唐津焼など、人気の高いすばらしい地域資源が数多くあり、こうした地域資源と名護屋城をつなぎ合わせて周遊につなげることが、まだまだ工夫できるのじゃないかということが挙げられます。

以上です。

○酒井委員＝いろんな課題も当然出てくると思います。

次に、本年度の事業についてお尋ねをいたします。

名護屋や呼子、唐津には様々な観光資源があって、もっとつなぎ合うと、さらに効果が出るんじゃないかと私は思っております。これまでの成果や課題を踏まえて、引き続き事業をよりよくしていってほしいと思っておりますが、そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず、「出張！お城ＥＸＰＯ」の誘致の狙いは何なのかをお尋ねします。

○南雲文化課長＝「出張！お城ＥＸＰＯ」の誘致の狙いについてお尋ねがございました。

課題で触れましたように、名護屋城へのお城ファンの集客には余地があると考えておりまして、名護屋城の持つお城としての価値をさらに引き立たせる打ち手が必要であると我々は考えました。そのために、二〇二三年から全国のお城ファン、歴史ファンに人気が高い「出張！お城ＥＸＰＯ」の誘致に取り組みました。そして、今年十一月に開催する第五回名護屋城大茶会の誘致に昨年度末成功したところでございます。

名護屋城大茶会と「出張！お城ＥＸＰＯ」のコラボ開催によりまして、何がいいかといいますと、お城ファン向けの講演プログラムやパネル展示、グッズ販売など、お城コンテンツの飛躍的な向上ができること、また、九州では初めて「出張！お城ＥＸＰＯ」を開催するということであったり、城跡を使った本格的な開催は全国で初という、そういった価値もあるということで、その誘客効果が図れること。

ちなみに補足しますと、その「お城ＥＸＰＯ」というのは、通常、お城ではなくホールとか体育館でやるようなことが多くて、城跡そのものでやる開催というのが、本格的には名護屋城が初めてとなりまして、名護屋城に来れば全てが楽しめるという状況をつくり出せるということで、大きなメリットがあると考えております。そして、日本最大級のイベントとして、「お城ＥＸＰＯ」というブランドは知られておりますので、その広報効果があることなど、「出張！お城ＥＸＰＯ」誘致のメリットを活用して、県内外に城跡としての価値もさらに強く訴えていきまして、事業への集客増と満足度向上を目指していきたいと考えております。

このように、潜在的に集客可能性があるお城ファンに向けたコンテンツの充実と全国に向けたＰＲを図ることが、「出張！お城ＥＸＰＯ」の誘致の狙いであると考えております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございました。本年度はどのようにこの事業に取り組むのかお尋ねします。

○南雲文化課長＝本年度の事業の取り組み方についてのお尋ねがございました。

「出張！お城ＥＸＰＯ」を二〇二五年十一月の第五回名護屋城大茶会とのコラボ開催として、その誘致効果を最大化、極大化するためにいろいろと準備を進めているところでございます。多くの周遊を生み出すという我々の目的から考えていきますと、エリアの拡大というところと開催期間の拡大という二つの観点があると考えております。

まず、エリアの拡大ですが、本会場である名護屋城エリアだけでなくて、唐津城をサテライト会場とし、その中で、唐津城でも企画展を連携して開催する予定であるほか、呼子エリアの呼子ナイトマルシェや唐津焼の唐津窯元ツーリズム、そして、一般質問でも質疑が行われましたルート・グランブルーを含めて、名護屋城エリアのみならず、広域的なエリアの地域資源を結びつけ、周遊していただけるよう努めていくことを考えております。

そして、開催期間の拡大については、より多くの方に来訪し、周遊してもらう機会を増やすため、メインイベントの実施日をこれまでの一日から二日間、十一月二十三日、二十四日に拡大するほか、連動する名護屋城博物館や唐津城の企画展の中には、一部十月上旬から先行開始するものもございます。この二つのポイント、二つの観点を工夫しながら取り組んでいくことで、多くの方々に楽しんでいただけるようチャレンジをしていきたいと思っております。

以上です。

○酒井委員＝ありがとうございます。幅広く事業を取り組んでいくということでございます。幅広くするためには事業を推進していかなくてはなかなか広がらないんじゃないかなと思いますので、どのように事業を推進していくのか伺います。

○南雲文化課長＝今後、どのように事業を広げて進めていくかというお尋ねがございました。

今まで申し上げた今年度の取組の具体的な方法について、これまでも唐津市、道の駅の桃山天下市、そして、地域の茶道団体、唐津上場商工会、名護屋ツーリズム協議会、そして、唐津市観光協会、名豊塾などと連携を図ってきました。そして、本年度からは、唐津青年会議所さんや食関係の民間の事業者の方々など、様々な地域の団体や関係者との連携をさらにこの機会に強めていって、アイデアを出し合い、議論を深めながら準備をしているところでございます。

このエリアの盛り上げには、唐津市はじめ地域の思い、いわゆる自発の地域づくりの気持ち、姿勢が重要なのかなと思っております。引き続き、県としましては、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトを推進する立場としまして、唐津市や地域の取組を後押しするとともに、地域の皆さんと一緒になって、名護屋城、さらには唐津・玄海エリア全体へ多くの人の流れを呼び込む仕掛けを展開してまいりたいと考えております。

こうした取組を通じて、唯一無二の名護屋城の価値をさらに高めて広げていきたいと考えております。

以上です。

○酒井委員＝本当にありがとうございます。私も県と私で実行委員会をつくって、そして、その中でいろいろと話し合いをしながら「はじまりの名護屋城。」ですか、こういうふうなプロジェクトについていろいろ議論をしてきております。

本当に今回質問をしてみて、県はすごいなと、私は地元の唐津市から本当によく県はやってくれるなというふうなことで思っておりますので、ぜひこの意気込みでまた引き続き頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次は二問目ですけども、ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想の推進についてお尋ねをいたします。

質問に入ります前に、国スポ・全障スポ、本当に多くの皆さんの御尽力で大

成功ではなかったかと思っております。大会に関係された方々、本当にお疲れさまでした。少し遅くなりましたけれども、心から感謝を申し上げたいと思っております。

この成果を次にどう生かしていくのかということがこれから問われてくると思っております。真剣に質問をしていきますので、県民に分かりやすい答弁をお願いいたします。

体育からスポーツへ、「ＳＡＧＡ２０２４」が変えたこと、スポーツの力を生かした人づくり、地域づくりを行うＳＡＧＡスポーツピラミッドＳＳＰ構想に取り組む佐賀県にとって、その大きな通過点、跳躍線となったのが「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポです。一九四六年から始まった国民体育大会が国民スポーツ大会、国スポに変わる初めての大会として、スポーツを「する」だけでなく、「観る」、「支える」、全ての人がそれぞれのスタイルで自由にスポーツを楽しめる、前例のない全く新しい大会づくりの挑戦であったと思っております。

「観る」に様々な選択肢をということで、史上初のナイトゲームでは、仕事帰りの時間帯、また、アルコールを片手に観戦を楽しむ姿も見られました。

さらに、全競技、全試合を動画配信し、国スポは従来の約三倍、全障スポは初めての試みで全国各地で多くの方が観戦、応援を楽しまれたのではないかと思っております。

また、「支える」人も主役の一人として大会に関わり、多様なスタイルでスポーツに関わる文化が広がりました。

二〇一八年にＳＡＧＡスポーツピラミッド構想を掲げ、「ＳＡＧＡ２０２４」後も、「する」、「観る」、「支える」など多様なスタイルでスポーツに携われる環境を整え、スポーツの力を生かした人づくり、地域づくりを推進していきますとのことですので、次の点について伺います。

まず、ＳＳＰスポーツビジネス展開事業についてお尋ねをいたします。

事業の目的、背景について、本事業の目的はどのようなものかをお尋ねします。

○田久保ＳＡＧＡスポーツピラミッド推進チームリーダー＝ＳＳＰスポーツビジネス展開事業の目的及び背景についてお答えいたします。

スポーツビジネスとは、これまで企業が持っている既存の商品やサービス、ノウハウなどにスポーツを掛け合わせることで別の新しい商品やサービスをつくり出すことでございます。

県内でも既に幾つか事例がございまして、例えば、和菓子屋さんがアスリート、選手の声を聞いて、海外の試合にも持っていけるようパッケージ、容器を工夫されまして、飲むあんこというものを販売されたりですとか、また別の企業では、有害鳥獣として捕獲されるイノシシの肉の栄養価に着目されて、イノシシの肉は鉄分やビタミンが大変豊富ということで、アスリート向けの食品として販売されたりですとか、県内でもこうしたスポーツビジネスの種が生まれ始めているところでございます。

このように既存の商品やサービスにスポーツを絡めることで新しい商品やサービスをつくり出すことから、国においても地方創生の新しい分野として注目しているものでございます。

佐賀県は、スポーツ資源が豊富にございます。ＳＡＧＡアリーナでは、佐賀バルーナーズや久光スプリングスの試合が数多く開催されておりまして、多くの観客の方に御来場いただいております。また、ＳＳＰ構想の下、中高生の育成に地域を挙げて取り組んでいるという特徴もございます。

こうした佐賀県は、スポーツを生かした新たなサービスや商品を生むことができる、全国でも数少ない地域であると言えると考えております。だからこそ、全国に先駆けて、意欲のある県内の企業と一緒になって新しい商品やサービス

を生み出していきたいと考えております。そのことがこれまで行ってきました中高生アスリートの育成やアスリートの就職支援などと相まって、アスリートがスポーツで食べていける社会、スポーツを生かしたビジネスシーンが広がる社会の実現につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員＝これで私がちょっと気になったのは、今スポーツビジネスの答弁を聞きましたけれども、スポーツビジネスの推進について伺いますが、アスリートがスポーツで食べていける社会、また、スポーツを生かしたビジネスシーンが広がる社会の実現に向け、スポーツビジネスをどのように推進していくのかということですが、行政がスポーツで飯を食えるとか、そこまでするべきかとちょっと私は思っているんですね。それは後であれですけど。スポーツで飯を食うとか、スポーツを生かしたビジネスの人をつくるというのは違うんじゃないかなと私は思っています。広くするのが行政であって、その後、どうしても飯を食えるような選手になるとか、そういう人は――私が思うのは、特定な人材とか団体が育成をするのではなく、人材育成を行うのであれば、もっと幅広く育成することが私は基本だと思っているのですよ。だから、行政は特別に強くしたいとか、特別にスポーツで飯を食えるような、そういう人をつくるんじゃない。

私が思うのは、スポーツであれば、例えば、体育協会に補助を出すとか。こういうのが事業主体になったら、私は県はおかしくなるのじゃないかなと。それとか、いろんな団体に補助をして、そこの団体の中で飯を食えるような頑張る人が出てくるでしょうし。何というかな、こういう趣旨で今、議案を出してありますけども、民間というか、議員もですが、これを見て、えっ、スポーツで飯を食えるようなことを、県はそやんかことを推進するのかというふうに勘違いされやせんかなということで思うもんですから、その辺についてどういうふうに感じられているのか、お願いします。

○田久保ＳＡＧＡスポーツピラミッド推進チームリーダー＝お答えいたします。

委員おっしゃいますように、スポーツで食べていけるといいますと、プロスポーツ選手がイメージしやすいと思いますけれども、確かにそれはごく一部の話かと思っております。

我々が目指しております、アスリートがスポーツで食べていける社会のイメージでございますけれども、佐賀県内の高校などでスポーツに打ち込んだ方々が大人になっても様々な形でスポーツに関わり続ける社会というものをイメージしております。

一番イメージしやすい具体例で申し上げますと、高校や大学でスポーツに打ち込んだ方が、その後、学校の教員ですとかコーチ、トレーナーになって、佐賀で次世代の育成に実際に携われること、また、そのほか審判などの資格を取得されて競技会の運営など、次の世代の活躍を支える側として関わっていただくこともあるかと思います。また、社会人として、就職して働いている会社の商品やサービスをスポーツの経験を生かして、よりよいものにすることなどもあるかと思っております。

人材育成に関しましては、スポーツ協会を通じまして、競技団体ですとか、学校などにも支援をしているところでございます。

ＳＳＰ構想はＳＡＧＡスポーツピラミッド構想と言っておりまして、ピラミッド、三角形をイメージしてよく説明しております。三角形をイメージしますと、三角形の頂点、トップを目指すアスリートを育成すること、三角形の頂点、縦軸を伸ばすと同時に、三角形の底辺の横の部分、裾野を広げるという取組も大事かなというふうに思っております。その頂点の縦軸の取組と横軸の取組、裾野を拡大する取組と併せまして、三角形を広げていく、大きくしていく

ということが大事かなというふうに思っておりまして、このスポーツビジネス展開事業もスポーツに様々な形で関わるという形の事業でございます。

そういう様々な取組を行いまして、スポーツを生かした人づくり、地域づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○酒井委員＝私が何でそれにこだわるかというと、これは皆さんたちが議案を出してあるとですね、その中の目的とか、そういうのにこういうふうに書いてあるから、何でかなとちょっと私は感じたんですよ。目的にそういうふうな特定な人材とか、特定な団体を強くする人をつくるところが行政じゃないよと私はちょっと思ったもんですから。県が提案してあるわけですから、それを見て、そげん、強かもんばかりに金ばかけてどがんするかとか、そういうふうなふうになる、誤解を招かないかなと思ったもんですから、ちょっと質問をしよるとですけど。よろしくお願いします。

次は、ＳＳＰ部活動サポートプロジェクト事業についてお尋ねします。

まず、この本事業の目的及び背景について伺います。

○田久保ＳＡＧＡスポーツピラミッド推進チームリーダー＝ＳＳＰ部活動サポートプロジェクト事業の目的及び背景についてお答えいたします。

昨年開催いたしました「ＳＡＧＡ２０２４」では、高校生が選手として活躍しただけでなく、式典やダンス、アナウンス、試合での応援、ボランティアなど、「観る」、「支える」立場でも高校生が大いに活躍されました。

こうした「ＳＡＧＡ２０２４」での高校生の活躍や経験そのものを後輩にもつなげることができないかと考えまして、当初予算において、生徒が主体となってチャレンジする部活動を対象に備品購入を支援することとしたものでございます。

この事業では、運動部だけでなく、文化部も含めた学校部活動の充実を図ることとしておりまして、これによって、スポーツを「する」だけでなく、「観る」、「支える」など多様なスタイルでスポーツに関わる文化を定着させることを目的としております。

以上お答えいたします。

○酒井委員＝目的と背景は「ＳＡＧＡ２０２４」の「する」、「観る」、「支える」、各シーンで活躍した中高生の活躍を次の世代につなげるため、学校の部活動の充実を図り、多様なスタイルでスポーツに関わる文化を定着させることにより、ＳＳＰ構想の推進を図るということでございますけれども、そうであれば、ＳＳＰ構想の推進について伺います。

○田久保ＳＡＧＡスポーツピラミッド推進チームリーダー＝ＳＳＰ構想の推進についてお答えいたします。

本事業によりまして、「ＳＡＧＡ２０２４」で高校生が経験いたしました、スポーツには「する」だけでなく、「観る」、「支える」といった様々な関わり方で楽しめるということが学校部活動を通して引き継がれていくものと思っております。また、本事業を活用し、購入する備品は、部活動の顧問が決めるのではなく、生徒たちが自分たちで考えて決めるということを学校にも伝えているところでございます。

本事業により、部活動の備品が充実することで、多様なスタイルで関わり、楽しむことができるというスポーツ文化を広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございます。もう高校生までこういうふうに推進をしていただいております。本当にありがとうございます。

次は三問目ですけれども、パラアスリート競技力向上推進事業についてお尋ねをいたします。

昨年十月に開催された「ＳＡＧＡ２０２４」全国障害者スポーツ大会は、県内の多くのパラアスリートが大いに活躍した大会となりました。地元開催ということもあり、個人競技に百三十八名、（副委員長、委員長と交代）団体競技は全十二種目に県内の選手が出場し、合計百三十三個のメダルを獲得するなど、大変な盛り上がりを見せたところでございます。

県としては、このパラスポーツの盛り上がりを一過性のものとすることなく、「ＳＡＧＡ２０２４」を機にスポーツ活動を始めた方々が今後も活動を継続し、さらにパラアスリートの競技力が向上していくよう取組を継続すると聞いております。

そこで、次の点について伺います。

まず、パラアスリート育成強化事業について伺います。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝パラアスリート等育成強化事業に関しまして、目的、背景についてお答えいたします。

昨年開催しました「ＳＡＧＡ２０２４」全障スポには、個人競技と団体競技を合わせて二百八十人もの選手が出場し、パラスポーツに取り組む人が増えているところでございます。また、サガンティアなど、大会運営に携わった方や試合を見に来られた方々も多く、「ＳＡＧＡ２０２４」の開催をきっかけとして、パラスポーツへの関心や理解が広がったと感じているところでございます。

「ＳＡＧＡ２０２４」は、パラスポーツにとっても大きな跳躍点となりました。パラアスリートがこれからも活躍し続けるためには、選手の育成やチームの強化に向けた継続的な支援が必要と考えております。このため、パラアスリートの育成強化を図り、県内に浸透しましたパラスポーツ推進の機運をさらに高めることによりまして、ＳＳＰ構想の推進を図ることとしております。

以上、お答えいたします。

○酒井委員＝次に、具体的な取組について伺います。

「ＳＡＧＡ２０２４」全障スポを大きな跳躍点と捉え、パラアスリートの育成やチームの活動継続を支援することにより、県内で浸透したパラスポーツ推進の機運をさらに高め、ＳＳＰ構想の推進を図るとのことであるが、どのようなＳＳＰ構想の推進を考えておるのか伺います。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝ＳＳＰ構想の推進をどのように図るかということで、具体的な取組についてお答えいたします。

パラアスリートの育成強化におきましては、大きく三つの柱で取り組んでいるところでございます。

一つ目は、パラスポーツの裾野の拡大でございます。普及啓発のための広報活動やパラスポーツ教室の開催など、障害のある方がスポーツを体験できる機会を創出するものです。

二つ目は、アスリートの育成強化です。「ＳＡＧＡ２０２４」を機にパラスポーツを始めた方々が競技を継続できるよう、チームの活動費などを支援するとともに、目標となる大会や練習会を開催することとしております。

そして三つ目は、障害のある方々がスポーツ活動を継続するために重要となりますネットワークづくりです。医療や福祉、学校、地域といった関係機関が連携したサポート体制を構築していきたいと考えております。

これらの取組によりまして、ＳＳＰ構想に基づく競技力の維持向上と裾野拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございます。スポーツ力の向上を図っておるということでございますけれども、今回補正予算案が提案されておりますけれども、この六月補正予算の内容についてお尋ねをいたします。

今議会において、パラスポーツの育成強化に係る補正予算が提案されており

ます。その理由と内容を伺います。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝六月補正予算の内容についてお答えいたします。

今回の補正予算では、二つの事業予算を盛り込んでおります。

一つは、特別支援学校などの生徒が在学中にパラスポーツを始め、そして卒業後もスポーツ活動を継続できる仕組みをつくるものでございます。

地域のスポーツクラブなど、身近な場所で開催するパラスポーツ教室や練習会などに参加してもらうことで、スポーツを始め、そして続けるきっかけをつくってまいります。

そしてもう一つは、今年度、全国に呼びかけて開催することとしております新たなパラスポーツ大会、「ＳＡＧＡパラスポ」の競技数を増やすものでございます。

この大会は、全障スポでは開催県以外では参加することがなかなか難しいため、佐賀県が独自に開催する大会でありまして、選手たちが活動する上で重要なモチベーションの維持につなげていく狙いがございます。当初はボッチャ、車椅子バスケットボール、バレーボール知的障害の部の三競技を実施する予定でありましたけれども、これ以外の競技の選手や関係者からも開催を希望する声がありましたことから、フライングディスク、バレーボール聴覚障害の部、ゴールボールの三競技を追加したいと考えております。

今後も「ＳＡＧＡ２０２４」全障スポの開催によって盛り上がった機運を大切にしながら、パラスポーツの輪を広げてまいります。

以上でございます。

○酒井委員＝ありがとうございます。特別支援学校の生徒がスポーツに参加できる環境整備をするということでございます。それからまた、独自で全国規模の大会をするということでございます。本当にすばらしい取組だと私は思っておりますので、しっかり頑張っていただきたいと思っております。

次は四問目ですけれども、佐賀県ヨットハーバーの育成棟の整備についてお尋ねをいたします。

令和七年度当初予算では、ヨットハーバー施設整備費としてヨットハーバー育成棟の新築工事の予算が計上され、二カ年をかけて建設される予定となっております。

この整備に関し、次の点について伺います。

まず、整備の目的について伺います。

今回の整備に至った背景、その目的はどのようなものかお尋ねします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝佐賀県ヨットハーバー育成棟整備の背景と目的についてお答えいたします。

佐賀県ヨットハーバー、昭和六十三年に県が開設しまして、主にセーリング競技の普及振興、それから競技力の向上の拠点となっているところでございます。

日常的には高校のヨット部や小中学生が所属する地域クラブの練習場所となっているほか、セーリング大会の会場としても利用されているところでございます。

そして現在、ヨットハーバーにあります主な施設といたしましては、管理棟、競技艇を保管する艇庫、そして点検や修繕などを行う作業棟などがございます。しかしながら、セーリング競技に使用する競技艇などを保管する場所が不足しております。そしてまた、ふだんからヨットハーバーで活動する選手たちのトレーニング場所、それからミーティングを行う専用のスペースがないというようなことが課題としてあるところでございます。

このため、ヨットハーバーに、これはまだ仮称ではございますが、育成棟を新たに整備いたしまして、選手たちの練習環境を充実させて、セーリング競技

の選手強化と育成機能の向上を図ることを目的に整備していくというものでございます。

以上でございます。

○酒井委員＝セーリング競技の選手の強化と育成機能の向上のため、ヨットハーバー育成棟を整備するということでございますけれども、その財源についてお尋ねをいたします。

当初予算の内容を見ると、工期期間が二カ年で、債務負担行為額を含めると、全体の整備費が約三・三億円となっておりますが、その財源は何を活用しようとしているのかお尋ねします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝育成棟の整備に係る財源についてお答えいたします。

財源につきましては、原子力発電施設が立地する県に交付されます原子力発電施設立地地域共生交付金を活用して、全額国庫で整備することにしているところでございます。

以上でございます。

○酒井委員＝財源は国の原子力発電施設立地地域共生交付金を活用するということでございます。

佐賀県ヨットハーバーは、やはりここを拠点にセーリング競技に打ち込んだ唐津市出身の重由美子さんがアトランタオリンピックで日本人初となる銀メダルを獲得されておられます。また、去年行われたパリオリンピックでも、唐津西高出身の岡田奎樹さんが同じく銀メダルを獲得するなど、世界的な選手を輩出するセーリング競技の拠点となっております。

そういうことで、本当にこの施設につきましても、県の皆さん方から本当にこういうふうないろいろと支援をしていただいておることにつきまして、私からもお礼を申し上げたいと思っております。

六月二十六日　地域交流・県土整備　酒井幸盛委員

これで私の議案審議を終わります。

○冨田委員長＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。十五時をめどに委員会を再開いたします。

午後二時二十八分　休憩

午後三時　開議

○冨田委員長＝委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○冨田委員長＝甲第三十五号議案中本委員会関係分、甲第三十八号議案及び乙第四十四号議案、以上三件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○冨田委員長＝全員起立と認めます。よって、以上三件の議案は原案どおり可決されました。

○　継　続　審　査

○冨田委員長＝最後に、二月定例会から引き続き審議中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、災害対策について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○冨田委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上四件については継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後三時二分　閉会

速記者　一ノ瀬　千加子

地域交流・県土整備常任委員長　冨田幸樹

同　副委員長　古賀和浩

会議録署名者　石井秀夫

同　岡口重文

同　野田勝人

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主任主査　中村正典

令和七年六月三十日（月）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会

委員長	石倉秀郷
副委員長	青木一功
理事	坂口祐樹
〃	定松一生
〃	江口善紀
委員	留守茂幸
〃	冨田幸樹
〃	石丸太郎
〃	岡口重文
〃	田中秀和
〃	野田勝人
〃	武藤明美

午前十時三十分　開会

○石倉委員長＝おはようございます。ただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○石倉委員長＝最初に、会議録署名者として冨田幸樹委員、定松一生委員、江口善紀委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

○　継　続　審　査

○石倉委員長＝お諮りいたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

これをもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。御苦労さまです。

午前十時三十二分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長　石倉秀郷

同　副委員長　青木一功

会議録署名者　冨田幸樹

同　定松一生

同　江口善紀

同　武藤明美

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主事　森山誠之

令和七年六月三十日（月）

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会

委員長　指山清範
副委員長　藤崎輝樹
理事　石井秀夫
〃　池田正恭
〃　徳光清孝
委員　木原奉文
〃　西久保弘克
〃　桃崎祐介
〃　弘川貴紀
〃　古賀和浩
〃　中本正一

午前十時　開会

○指山委員長＝おはようございます。ただいまから新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○指山委員長＝最初に、会議録署名者として西久保弘克委員、弘川貴紀委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

○　継　続　審　査

○指山委員長＝閉会中の継続審査事件申し出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

これをもちまして、新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした

午前十時一分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

新幹線・地域交通問題対策等特別委員長　指山清範

同　副委員長　藤崎輝樹

会議録署名者　西久保弘克

同　弘川貴紀

同　徳光清孝

同　中本正一

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主任主査　中村正典

令和七年六月三十日（月）

高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

高等教育機関問題対策等特別委員会

委員長	一ノ瀬裕子
副委員長	猪村利恵子
理事	藤木卓一郎
〃	土井敏行
〃	下田寛
委員	大場芳博
〃	中村圭一
〃	古川裕紀
〃	古賀陽三
〃	原田寿雄
〃	酒井幸盛
〃	木村雄一

午前十時十五分　開会

○一ノ瀬委員長＝おはようございます。ただいまから高等教育機関問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○一ノ瀬委員長＝最初に、会議録署名者として中村圭一委員、土井敏行委員、下田寛委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

○　継　続　審　査

○一ノ瀬委員長＝閉会中の継続審査事件申し出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

これをもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前十時十七分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

高等教育機関問題対策等特別委員長　一ノ瀬裕子

同　副委員長　猪村利恵子

会議録署名者　中村圭一

同　土井敏行

同　下田寛

同　木村雄一

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主査　中島彰子

令和七年七月（閉会中）

佐賀県議会佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

令和七年七月七日（月）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会

委員長	石倉秀郷
副委員長	青木一功
理事	坂口祐樹
〃	定松一生
〃	江口善紀
委員	留守茂幸
〃	冨田幸樹
〃	石丸太郎
〃	岡口重文
〃	田中秀和
〃	野田勝人
〃	武藤明美

午後二時二十九分　開会

○石倉委員長＝ただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○石倉委員長＝最初に、会議録署名者として坂口祐樹委員、岡口重文委員、野田勝人委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

閉会中の継続審査となっております自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

これをもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午後二時三十分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長	石倉秀郷
同　副委員長	青木一功
会議録署名者	坂口祐樹
同	岡口重文
同	野田勝人
同	武藤明美
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主事	森山誠之

令和七年四月臨時
令和七年六月定例

佐賀県議会委員会会議録

（常任、佐賀空港・有明海・新幹線・地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会会議録）

（含　令和七年七月（閉会中）佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録）

発行所　佐賀県議会事務局
印刷所　佐賀印刷社
佐賀市高木瀬西六丁目十一―七
大和工業団地